

We conduct many of these

We conduct many of these

We conduct many of these

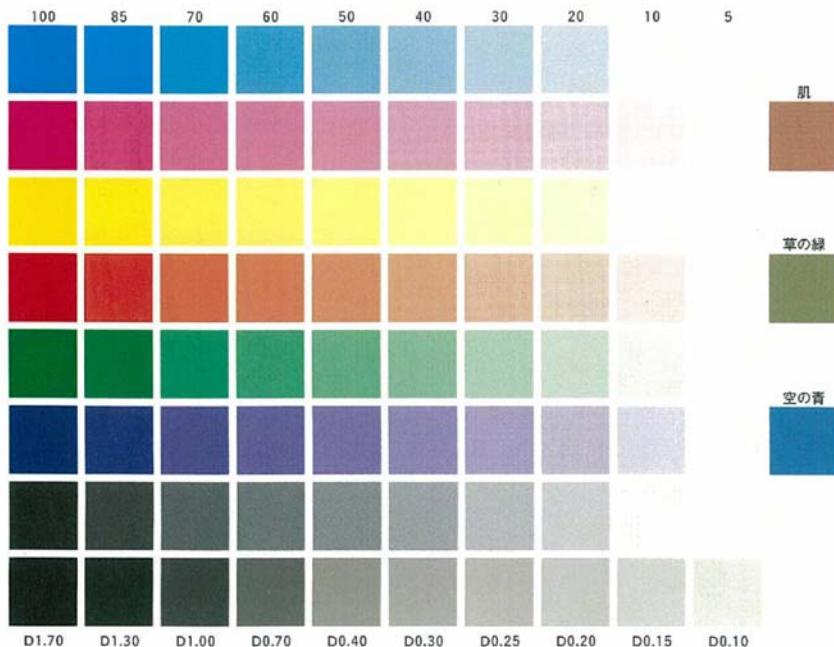


We conduct many of these

We conduct many of these

We conduct many of these

『行基と知識集団の考古学的研究』



近藤康司

目 次

第1章 行基研究のあゆみ

第2章 行基の生涯

第1節 行基の出自

第2節 出家から弾圧まで

第3節 「大徳」から「大僧正」へ

第4節 行基の死

第3章 行基の考古学的検討

第1節 寺院-いわゆる四十九院-と周辺の施設

第1項 大和の四十九院

第2項 河内の四十九院

第3項 和泉の四十九院

第4項 摂津の四十九院

第5項 山背の四十九院

第6項まとめ

第2節 開発の痕跡-池を中心に-

第1項 河内の開発

第2項 和泉の開発

第3項 摂津の開発

第3節 土木技術の系譜

第4章 大野寺・土塔の考古学的検討

第1節 大野寺・土塔概説

第2節 土塔建立から廃絶までの系譜

第3節 土塔の構造復元

第1項 はじめに

第2項 形状の復元

第3項 瓦葺き構造の復元

第4項まとめ

第4節 軒瓦の編年からみた大野寺・土塔の盛衰

第1項 奈良時代

第2項 平安時代

第3項 鎌倉・室町時代

第4項 まとめ

第5節 土塔の造瓦集団

第1項 分析の前提

第2項 丸瓦

第3項 平瓦

第4項 まとめ

第6節 大野寺瓦窯の検討

第1項 はじめに

第2項 大野寺瓦窯について

第3項 大野寺瓦窯と造瓦集団

第4項 造瓦集団と知識

第5項 まとめ

第7節 土塔の系譜

第1項 頭塔

第2項 熊山遺跡

第8節 土塔建立の意義

第5章 行基と知識集団

第1節 土塔の文字瓦

第1項 文字瓦の概要

第2項 数量分析

第3項 記名工程の復元

第4項 記名者について

第5項 文字の内容

第6項 文字瓦にみえる氏族

第7項 文字瓦の年代

第8項 文字の記名率

第9項 願文を記した須恵器について

第10項 土塔の文字瓦からみた知識集団

第2節 山崎院の文字瓦

第1項 文字瓦の概要

第2項 数量分析

第3項 記名工程の復元

第4項 記名者について

第5項 文字の内容

第6項 文字瓦の年代

第7項 山崎院の文字瓦からみた知識集団

第3節 土塔と山崎院の知識集団の考察

第4節 備後・宮の前廃寺の文字瓦

第1項 宮の前廃寺の概要

第2項 文字瓦の検討

第3項 文字瓦の年代

第4項 まとめ

第5節 考古学からみた奈良時代の知識

第1項 「知識」について

第2項 古代の知識の具体例

第3項 河内知識寺の成立

第4項 文字瓦にみえる知識の諸相

第5項 知識瓦の解釈

第6項 知識集団の構成要素

第7項 まとめ

第6章 和泉の古代寺院の成立と展開

第1節 古代の「和泉」

第2節 寺院の立地

第3節 寺院地と集落の検討

第1項 大鳥郡

第2項 和泉郡

第3項 日根郡

第4項 まとめ

第4節 軒瓦の検討

第5節 瓦からみた寺院の様相

第6節 寺院の建立氏族と行基の知識集団

第7節 まとめ

第7章 摂河泉地域の古瓦の様相

第1節 摂津・和泉地域の百濟大寺式軒丸瓦

第1項 問題の所在

第2項 百濟大寺式軒丸瓦の検討

第3項 百濟大寺式軒丸瓦の型式変化

第4項 まとめ

第2節 摂河泉地域の川原寺式軒瓦

第1項 問題の所在

第2項 和泉の様相

第3項 河内の様相

第4項 摂津の様相

第5項 まとめ

第3節 摂河泉地域の法隆寺式軒瓦

第1項 問題の所在

第2項 摂津の様相

第3項 河内の様相

第4項 和泉の様相

第5項 まとめ

第4節 摂河泉地域の藤原宮式軒瓦

第1項 問題の所在

第2項 和泉の様相

第3項 河内の様相

第4項 摂津の様相

第5項 まとめ

第8章 行基建立寺院その後～和泉における平安時代後期寺院の様相～

第1節 はじめに

第2節 平安時代後期の瓦の概要

第3節 瓦当紋様の検討

第4節 和泉の行基建立寺院の平安時代以降の様相

第5節 まとめ

第9章 まとめ

第1章 行基研究のあゆみ

行基は小学校の教科書にも登場し、また、最近では『新マンガ日本史5号 行基』としても取上げられており〔朝日新聞出版 2010〕、日本人にはなじみの深い歴史的的人物である。この行基の研究は古くから活発で、明治時代にまで遡る。中でも行基研究のバイブルともいべきは、井上薰氏の『行基』であろう〔井上薰 1959〕。この書では、文献により行基の生涯を詳細に検討し、また考古学的な成果も援用しており、刊行後52年経った現在でも行基研究には欠かせない貴重な書となっている。

行基の研究は大きく分けると、①行基の人物評総論の研究、②行基集団の研究、③『行基年譜』の研究、④行基伝承の研究、⑤四十九院や布施屋、池などの事業の研究となろう。①～④は文献からの研究、⑤は考古学・歴史地理学からの研究である。

①は、先述の井上氏の論考を代表とし、吉田靖雄氏の『行基と律令国家』〔吉田 1986〕が行基の生涯をまとめた代表作である。吉田氏の著書は行基の活動から思想的背景に迫ろうと試みている。二葉憲香氏は行基の活動を反律令仏教ととらえた点がそれまでの研究とは異色で、当時としては新しい行基像の見方であったといえよう〔二葉 1962〕。

②は、行基の活動を集団とともに行ったとする考え方のもとに論じられている。

古くは石母田正氏の論があり、伝導と呪術の結合として行基集団をとらえる〔石母田 1973〕。それに対し、二葉憲香氏は反論する〔二葉 1984〕。後年になると、行基集団中でも集団内の構造に焦点があたるようになり、女性に焦点をあてた勝浦令子氏〔勝浦 1982〕や、技術者集団との関連に焦点をあてた井山温子氏の論〔井山 1987〕、北條勝貴氏の論〔北條 1997〕は新たな視点といえよう。勝浦氏の論の補強材料として、土塔や山崎院の人名瓦にも女性名が見え、その存在は確実である。また、井山氏、北條氏ともに技術者集団として須恵器生産者の集団を扱っており、行基の初期の活動において関係が形成されたとする。

③は、井上光貞氏が『行基年譜』の年代記の「天平十三年記」の信憑性が高いことを論証した〔井上光 1969〕。「天平十三年記」は國家が自ら記したか、あるいは提出を命じた書類であるとする。後述するように、土塔の調査で『行基年譜』の大野寺の建立開始年代と合致する「神龜四年」銘軒丸瓦が出土したことにより、「天平十三年記」だけでなく、「年代記」自体の信憑性がきわめて高くなつた。

④は、根本誠二氏の研究が代表的なものである〔根本 1999〕。行基は、『日本畫異記』にも登場し、説話的な記述もあるものの、文殊菩薩の反化と説く部分もあり、「行基菩薩」とよばれる由縁などもみられることから、行基を語るにおいてこの伝承的な部分が後の行基像を装飾化している面もあるだろう。

⑤は、四十九院については、発掘調査が進んでいない戦前に田中重久氏の研究がある。〔田中 1940・1941〕現況や出土瓦、文献を駆使して考察を試み、広い信仰の地盤をもとに建立されたと述べる。また、布施屋については井上薰氏の論考があり、庸・調といった各自で都まで運搬を要する地方の人民に対する施設であることを論じた〔井上薰 1955〕。

また、過去には行基関連遺跡の発掘調査はほとんど実施されておらず、四十九院についても採集された瓦をもとに検討が行われてきたり、あるいは地理学的な研究をもとに推定するしかなかった。このようなことが要因となり、行基研究は文献中心で進められてきたことは否めない。しかし、1987（平成9）年から堺市教育委員会により実施された大野寺跡・史跡土塔の調査、1990（平成2）年に初めて文字瓦が大量に出土した大山崎町教育委員会による山城国府跡（山崎院）の調査、1988（昭和60）年から1996（平成8）年にかけて大阪狭山市教育委員会により実施された狭山池の調査、2007（平成19）年に岸和田市教育委員会により実施された久米田池の調査などにより考古学的な検討が可能となった。これら一連の調査成果のおかげで、特に行基の四十九院や池の構造などが明らかになりつつあり、行基研究は飛躍的に進展したといえる。中でも筆者も設立当初より参加している摂河泉古代寺院研究会が、1990年代後半からの行基関連遺跡の発掘調査成果を考古学的に再検討した。そして、その検討結果を元にフォーラム『行基の生涯を考古学する』を開催した〔摂河泉古代寺院研究会1998〕。発表者は全て考古学の研究者であり、考古学的に行基の事蹟の検討を行った点は画期的であった。2002年に出版した『行基の考古学』は当日の成果をまとめたものである〔摂河泉古代寺院研究会2002〕。以下では、この研究成果のいくつかを紹介する。

岩永省三氏の「行基と頭塔に接点はあるか」は、土を盛り上げ段状を呈し、屋根部分に瓦を葺くという塔であり、土塔と共通する属性がある。シンポジウム内容が行基ということで、頭塔と行基との関連を考察されたわけであるが、行基没年が749（天平21）年、下層頭塔建立が760（天平宝字4）年、よって接点はない。しかし、行基は736（天平8）年来日の菩提僧那と接点があり、彼からの情報が活動に影響を与えたと考えられている。また、菩提僧那は華厳經に詳しく、東大寺大仏の開眼師でもあることから、頭塔の建立者である東大寺別当の実忠も彼との接点が見いだせ、情報を得た可能性が高いと結論づける。

上原真人氏は、「奈良時代の文字瓦」のテーマで土塔の文字瓦を含めた奈良時代の文字瓦を総合的に検討を行っている。土塔や山崎院といった行基関連寺院の瓦と備後・宮の前廃寺の文字瓦のような純粹な知識瓦に対し、関東の国分寺の文字瓦は知識の強要とする。以前から述べられているように税物説もあり、結論はなかなか難しいと考える。

有井宏子氏は、近年調査が進んだ狭山池を取り上げ、その調査成果から行基との関連は明確にしえなかつたものの、敷葉工法など飛鳥～奈良時代の土木技術の一端を明らかにした。年輪年代測定法で判明した616年に渡来系の技術により築造され、この技術が行基の補修にも援用されたと考察した。

大脇潔氏は、「行基の墓と墓誌」のテーマで、行基入滅の事情から、行基墓、墓誌について詳細に考察した。墓誌を考古学的に観察したのは初めてであろう。

最後に、行基研究といえば、井上薰氏が吉田靖雄氏や宮城洋一郎氏らとともに、行基研究者が中心となって1994（平成6）年に「堺行基の会」を設立し、井上氏が初代会長に就任した。この会の結成をもって行基の研究は行基生誕の地堺が中心であるが、市民レベル

にまで浸透することとなった点は特筆すべきである。現在は井上氏を次いで2代目会長に吉田靖雄氏が就任している。毎年行基関連のテーマで講演会が開催されており、行基研究の進展に寄与している。

この拙考では、特に考古学的手法を用いて行基関連遺跡の検討を行い、その成果を元にそこから読み取れる行基と行基の知識集団の構造を考察していく。

第2章 行基の生涯

第1節 行基の出自

この節では、行基の生誕から死去までの生涯について概説する（表1）。

奈良時代の高僧として著名な行基は、668（天智7）年、現在の大坂府堺市西区家原寺町、当時は河内国^①大鳥郡蜂田郷にあたり、現在、家原寺が建っている場所で誕生したとされる。この地は行基の母方の生家の地で、後に行基が家原寺を建立したとされる。行基は諱を法行と言い、父は高志才智、母は蜂田古爾比売である。父の高志氏は行基墓誌である『舍利瓶器』には「高志」と記されているが、『新撰姓氏録』〔佐伯 1962〕の和泉国諸蕃の項には「古志連」で登場しており、大鳥郡大鳥郷、現在の高石市にあたる場所に盤踞していたと考える。また、後に述べる土塔採集の人名瓦の中に「高志史」が1点、「高史」が2点ある〔堺市教委 2004〕。「高志史」と書かれた瓦は森浩一氏論文中〔森 1957〕に拓本が掲載されているが、現在は所在不明。「高史」も「高志」と考えられる。これらの例はいずれも姓が「史」である。また、和泉以外にも高志氏は右京神別に「高志連」が、河内国諸蕃に「古志連」がみえる。このことから高志氏は、神別系と諸蕃がおり、神別系の一派は「大伴室屋大連公之後也」とあるので大伴系、諸蕃は「文宿禰同祖。王仁之後也」とあるので、いわゆる王仁後裔氏族とよばれる渡来系である。一方、母方の蜂田氏は同じく大鳥郡蜂田郷、現在の堺市西区に盤踞していた氏族である。「蜂田」は地名にも名残として現在「八田」^②として残っている。蜂田氏は、『新撰姓氏録』には和泉国神別に「蜂田連」、和泉国諸蕃に「蜂田薬師」がみえる。「薬師」姓のものは「出自吳主孫權王也」とあるので中国渡来系と考える。なお、土塔の人名瓦に「蜂田」は出土していない。

第2節 出家から弾圧まで

行基は、682（天武11）年、14歳の時に出家する。卒伝や墓誌には「薬師寺僧」とあるが出家した場所は大和の飛鳥寺とされる〔井上 1959〕。飛鳥寺には、当時、遣唐使として中國から帰国した僧の道昭が住んでいた。道昭は唐で玄奘三蔵から瑜伽師地論、成唯識論を学び、日本へ持ち帰った。「瑜伽師地論」は、瑜伽行派の代表典籍の一つで、瑜伽は現在のヨガにつながるもので、感覚器官が自らに結びつくことによって心が制御される精神集中法や、自己を絶対者に結びつけることによって瞑想的合一をはかるものである。「成唯識論」はインド唯識思想の論典で、『唯識三十頃』の注釈書を玄奘が訳したもので、中国ではこの書を元に法相宗が形成された。また、瑜伽行派は、唯識の教学を唱道した学派で、瑜伽の実践の中に唯識を教理的にまとめたものであり、両者は非常に密接に結びついた教理であることがわかる〔中村他 1989〕。

道昭は、662（天智元）年、飛鳥寺の寺院地の南東隅付近に東南禪院を建立した。東南禪院について少し述べると、発掘調査では基壇をもつ3×1間の礎石建物が検出されている。建物は瓦葺きで、飛鳥寺XIV型式の瓦が東南禪院所用の瓦と考えられている〔花谷 1999〕。

行基は飛鳥寺で出家し、道昭と出会い、そこでおそらく瑜伽師地論、成唯識論を学んだことは容易に想像できる。道昭は帰国後社会事業を活発に行っており、行基は後述するように社会事業を展開していくが、道昭から学んだ教義がその思想の底辺にあったと考える。つまり、飛鳥寺での道昭との巡り会いがその後の人生を決定したといつても過言ではなかろう。

行基は、『行基菩薩伝』によると初期の活動の中心を704（慶雲元）年までは山林修行に励んだとする。行基の活動にはこの年に一つの画期を求める考え方があり、小乗的自利的生活から大乗の菩薩としての自覚を固めたのがこの年とされる〔吉田 1986〕。和泉への一時帰郷後、本格的な活動の場を平城京内に求めた。『続日本紀』の卒伝によると、「道俗慕化追従者、動以千数。所行之處、聞和尚來、巷无居人、争來礼拝。」（あとに付き従うはどうかすると千単位で数えるほどであった。行く先々で、和尚の来たことを聞けば、巷に人がいなくなり、争ってきて礼拝した。）とある。町中での布教活動は、当時の『僧尼令』に違反しており国家から弾圧される結果となる。このことは、『続日本紀』元正天皇711（養老元）年4月23日条に、「方今、小僧行基并弟子等、零豈街衢、妄說罪福、合構朋党、焚剝指臂、歷門仮説、強乞餘物、詐稱聖道、妖惑百姓。」

（いま小僧の行基とその弟子たち、道路に散らばって、みだりに罪業と福德のことを説き、徒党を組んでよくないことを構え、指に灯りをともして焼いたり、臂の皮を剥いでそれに経を写したりして、家々をめぐり、よい加減なことを説き、無理に食物以外のものを乞い、いつわって聖道であるなどと称して、人民を惑わしている。）とある。さらに、722（養老6）年には、「又奏言、垂化設教、資章程以方通。導俗訓人、違彝典而即妨。近在京僧尼、以淺識輕智、巧説罪福之因果、不練戒律、詐誘都裏之衆庶。内贊聖教外虧皇猷。遂令人之妻子剃髮刻膚、動稱仏法、輒離室家。無懲綱紀、不顧親父。或負經捧鉢、乞食於街衢之間、或偽誦邪説、寄落於村邑之中、聚宿為常、妖詛成群。初似脩道、終挾串軒乱。永言其弊、特須禁斷。奏可之。」（太政官はまた次のように奏言した。人に德化を垂れ、教えを広めることは法規にのっとって初めて通じ、風俗を導き人を教えさせることは、守るべき常の道に違ったならば成功しません。この頃、在京の僧尼らは浅い知識と軽薄な智恵で罪と福との因果を巧みに説き、戒律を守ることなく、都下の民衆を偽り迷惑させています。彼らは内には聖人の教えを汚し、外には帝王の道をくずし、人の妻を剃髪させ、膚にしるしを刻ませ、どうかすると仏法のためと称して、たやすく自分の家から抜け出させています。こうして、妻子らは法規を恐れることなく、親や夫も顧みないで、経を背に負い鉢を捧げて食を巷に乞い、邪説をとなえて、村里の中に身を寄せ宿とし、あやしげなことを言いふらす者たちが、群をなしています。初めは仏道修行のように似ていても、最後はよこしまな亂れに陥っています。その弊害が長く残ることを案ずると、特にきつく禁止すべきであると思います。）といった太政官奏により、行基は和泉へ帰郷することとなる^③。この奏は711（養老元）年4月23日条と類似することから、行基を対象としたものであると思われる。この文章通りならば国家からは危険なカルト的集団ととらえられたと考えら

れ、結果「小僧」と誹られる結果となった。また、13年後の730（天平2）年にも『続日本紀』に名指しはされないものの、「又近京左側山原、聚集多人、妖言惑衆。多則万人、少之数千。如此之徒、深違憲法。」（京に近い左側（東方）の丘に多人数を集めて妖しげなことを言い、衆人を惑わす者がある。多い時では1万人、少ないときでも数千人という。これらの者は甚だしく国法に背いている。）とあり、この時期、京内でこれだけの人数を集めることができる集会を開催でき、かつその集会が国家から危険ととらえられるのは行基しか考えられない。

後述する四十九院の建立場所の動向を併せて考えると、この弾圧により養老年間には大和を脱出し、故郷和泉へ戻り活動を行ったと考える。ここで行基は後述する大野寺に土塔を建立した。さらに行基は活動の場を摂津へと移した。これは、吉田靖雄氏らが既に論じているように後期難波宮の造営と連動した動きである可能性は極めて高い〔吉田1986〕。後期難波宮造営開始は、726（神亀3）年に藤原宇合が造難波宮使に任命されたこの年であり、734（天平6）年頃完成したと考えられている。国家による行基容認の記事の初出は、731（天平3）年8月7日条の、「此年、隨逐行基法師優婆塞、優婆夷等、如法脩行者、男年六十一已上、女年五十五以上、肝咸聽入道。」（行基法師につき従っている優婆塞、優婆夷らで、法の定めに従って修行している者のうち、男は61歳以上、女は55歳以上の者は、すべて入道することを許した。）であり、摂津での活動の初源にあたる730（天平2）年だけで善源院、善源尼院、船息院、船息尼院、高瀬橋院、高瀬橋尼院、楊津院と実に7ヶ寺も建立している。また、船息院・尼院には大輪田船息の、高瀬橋院・尼院には高瀬大橋の建設を各々伴っていたことが容易に想像できる。行基の730年のこれら一連の事業が行基集団への一部容認に繋がったと考える。行基は弾圧中にもかかわらず、都城建設に関わる施設を建立するという国家に傾倒したとでもいうべき活動にみえる。しかし、これも都城建設に動員された民衆のための施設建設であり、それが国家からも好意的ととらえられた結果としての行基容認だったのではなかろうか。

第3節 「大徳」から「大僧正」へ

その後、行基は738（天平10）年に大徳の位を付与された。『続日本紀』741（天平13）年10月16日条には、「賀世山東河造橋。始自七月至今月乃成。召畿内及諸国優婆塞等役之。隨成令得度。惣七百五人。（賀背山の東の河に橋を造らせた。・・・工事は畿内と諸国の優婆塞らを呼び出して使役し、橋が出来上がるにつれて、総計750人を得度させた。）」とあり、この橋は『行基年譜』にも記載されている泉大橋に比定でき、この事業に従事したのも行基集団と考えられる。この背景には地理的状況から考えて、平城京から恭仁京への遷都があったことは疑いない。そして、聖武天皇が743（天平15）年10月15日、恭仁宮において布告した盧舍那仏（大仏）建立の詔に伴い、「行基法師、率弟子等、勸誘衆庶」（早速行基は弟子たちを率いてひろく民衆に参加を勧誘した）（『続日本紀』743（天平15）年10月19日条）。このような勧進活動をはじめ、国家に対する功績に対し大僧正という僧侶とし

ては最高位の位を授与されている。

第4節 行基の死

行基は、大仏建立に関与したにも関わらず、752（天平勝宝4）年4月9日の東大寺大仏開眼をみるとなく82歳でこの世を去った。749（天平21年）2月2日のことである。亡くなったのは自ら建立した大和の菅原寺であり、行基入滅の際の状況や墓については大脇潔氏により詳細に論じられている〔大脇2002a〕。行基は死後6日目の2月8日に火葬され、弟子の景静により現在の竹林寺（奈良県生駒市）に埋葬された。その行基墓は鎌倉時代に入り1235（文暦2）年に「発掘」され、この時のことが竹林寺僧の寂滅が唐招提寺に提出した『注進状』に詳しく記されており、その写しが現存することから、様子をうかがうことができる。舍利の状況は、八角形の石筒の中に2重の銅筒があり、その内側のものに行基入滅の際、弟子・真成が刻んだ「大僧正舍利瓶記」、いわゆる墓誌が刻されている（図1）。さらに、その中に銀瓶、いわゆる舍利瓶塔を納め、それに「行基菩薩」「遺身舍利瓶」銘が刻された銀の札がつるされており、その瓶の中に行基の遺骨（舍利）が納められているという、4重構造となっていた。この行基墓が鎌倉時代に至り発掘されたのは、当時の行基信仰の活発化によるものと考えられ、時代を経ても行基の偉大さを示す好例の一つといえよう。

第3章 行基の考古学的検討

第1節 寺院—いわゆる四十九院—と周辺の施設

行基は『行基年譜』によると、生涯 54 ヶ寺を建立したとされる。これらの寺院は、『続日本紀』749（天平 21）年の卒伝に「凡四十九處」とあり、通称「四十九院」とよばれる（図 2）。

どの寺院を「四十九院」とするかは、議論の分かれることもあるが、「四十九院」が分布するのは、摂津・河内・和泉・大和・山背であり、言い換えれば、これらの地域が行基の活動範囲であったということができる。行基建立寺院の特徴として、僧寺と尼寺がセットで建立されている例が多いことがあげられる。これは、行基集団の中に女性が多数存在していたことを物語る。これらの寺院を地域別でみると、以下のとおりであり、[(僧寺+尼寺)] の合計で表示する。摂津 15 ヶ寺 (11+4)、和泉 12 ヶ寺 (9+3)、山背 9 ヶ寺 (7+2)、河内 6 ヶ寺 (4+2)、大和 7 ヶ寺 (5+2) となり、11 ヶ寺が僧・尼寺セットで建立されている。

また、これら寺院の特徴として、その位置が不確定なものが多いことがあげられる。通常、寺院遺跡の場合、瓦の散布がみられることで寺院跡と想定されることから、大半が瓦葺きの寺院ではなかったと想定できる。つまり、礎石建ちの建物ではなく、掘立柱建物のような簡素な構造であったので、伽藍地が整備されたものでもなく、一堂のみが建立されたような様相であったと思われる。このことは、井上薰氏が既に示唆しており卓見である〔井上 1959〕。また、これらの寺院では、平安時代以降の瓦が出土する例がままあり、平安時代以降に再整備された可能性が高い。

以下では、大野寺（土塔）は後に詳述するので、大野寺・土塔以外の奈良時代の瓦が出土する寺院を中心に検討を行う。また、行基建立寺院は 54 ヶ寺であるが、ここでは通称に従い「四十九院」と呼称する。

第1項 大和の四十九院

大和における「四十九院」は 9 ヶ寺あり、このうち考古学的に検証できる寺院は、隆福院、菅原寺、菅原遺跡があげられる。以下、順に検討を行う。

隆福院（登美院）

隆福院は、718（養老 2）年という行基が平城京内で活動を開始した初期に建立した寺院で、大和国添下郡登美村、現在の奈良市大和田町追分に所在したと考えられており、追分廃寺がその遺跡であるとする見解がある〔菅谷 1969〕。

当遺跡は、標高 150m 付近の矢田丘陵の北端近くという高地に位置し、梅林造成工事の際に瓦が出土したため、橿原考古学研究所により緊急調査が実施された。その結果、遺構は大半が削平されており、全容は不明であるが、17~20m 四方の平坦地と瓦溜まりが検出されている。この瓦溜りから出土した軒瓦は、軒丸瓦 3 型式、軒平瓦 4 型式に分類できる。これらのうち、資料が公表されているものに平城宮式 6348A~6654A 型式⁽¹⁾の組合せがあ

り（図 5-13・14）、他には、興福寺創建瓦もあるという。前者の組合せは、平城宮軒瓦編年第 I~2 期に属し、715（靈亀元）年から 721（養老 5）年にあたる。長屋王邸、薬師寺から出土する。後者は、おそらく平城宮 6301A と 6671A のセットと考えられ、同じく平城 I 期に属する。これらの軒瓦の年代観は、隆福院の創建年代と合致する。

他には、平城宮でも出土する「矢」「田」の刻印瓦、塑像や凝灰岩片などが出土しており、寺院であった可能性が高い。当遺跡は、出土瓦の年代観、および隆福院の後継寺院と考えられている靈仙寺に近接することから、当遺跡が隆福院跡と想定されるに至っている。なお、靈仙寺は 736（天平 8）年に聖武天皇が行基に命じて建立させたという伝承が残る。

菅原寺（喜光寺）（図 3・5）

菅原寺は、現在の奈良市菅原町に所在し、行基入滅の地でもある。『行基年譜』では 722（養老 6）年が建立年であり、平城京右京三条三坊九坪、十坪・十四坪・十五坪・十六坪の 5 町が寺院地としてあげられている。なお、現在の境内地は、十五坪にある。他方、『行基菩薩伝』には、721（養老 5）年に寺史乙丸の居宅を寺院としたとある。菅原寺の考古学的な成果は、大西貴夫氏によりまとめられている〔大西 2003〕。

現在の境内地内は、1969（昭和 44）年に奈良県教育委員会により発掘調査が実施されており、本堂および門周辺の様相が明らかになっている〔奈良県 1969〕。まず、現本堂の周囲から前身建物の基壇および周囲の溝が検出されている。これが、創建期の本堂にあたるのであろう。規模は、東西 28×南北 21m である。現本堂は、1499（明応 8）年火災後の 1544（天文 13）年に再建されたものである。一方、門は東西 15×南北 7 m の基壇痕跡が検出されている。また、門の南北および南側の溝から、さらに西側に延長する溝が検出されており、築地の存在が想定されている。出土瓦は、大半が中世に属するものであるが、一部、奈良時代に属するものが出土しており、軒丸瓦は平城宮 6172A（図 5-2）・6236A（図 5-1）、軒平瓦が 6710C（図 5-3）である。6172A は、長屋王邸（左京二条二坊・三条二坊）などで、6236A は西大寺・西隆寺から、6710C は西隆寺・長屋王邸などで各々同范のものが出土している。また、採集資料として、軒丸瓦 6133R・6227D が紹介されている〔田中 1941〕。これらは、いずれも平城宮瓦編年 IV 期、757（天平宝字元）年から 770（宝亀元）年間であり、補修瓦である。

菅原寺が建立された 722（養老 6）年は、活動を弾圧されていた時期にあたり、普通に考えれば、京内に寺院を建立することなどかなわないことと考える。しかし、大西氏も指摘するように、寺院建立のための用地を寄進したのは、寺史乙丸という人物であり、おそらく行基集団を構成していた人物とおもわれるが、さらに当地周辺が、これも行基集団の主要構成氏族の一である土師氏の領域に含まれる可能性が高いこと、これらの要因により、官の援助無くとも行基は、京内のこの地に菅原寺を建立可能ならしめたのであろう。しかし、創建期の瓦の出土がみられないことから、菅原寺の創建時の建物は瓦葺きではなかつた可能性が高く、行基没後に瓦葺き建物に整備されたのであろう。

長岡院（菅原遺跡）（図 4）

菅原遺跡は、菅原寺の西側の丘陵上に所在し、奈良大学が発掘調査を実施し、奈良時代の基壇建物が発見された。これは、長岡院が菅原寺の西の丘に建立されたという記事から、発見された基壇建物は、長岡院と推定されており、以下では、長岡院として論を進める〔菅原遺跡調査会・奈良大学考古学研究会 1982〕。位置は平城京外であるが、二条大路の延長線上にあたる。標高 105m の丘陵上に 36×30m の平坦面を設け、西半が削平されているが、南北 22×東西 18m の基壇を構築している。基壇の底部は南北 6 m、東西 5 m 以上の範囲にわたり堀込み地業を行っている。礎石や礎石据付穴は基壇上部が削平され、柱間は不明であるが、東西 5 × 南北 4 間の東面する南北棟の建物の可能性方が高いとされている。これは、東側に所在する平城京の眺望を意識したものと考える。また、凝灰岩切石片が出土していることから、切石積み基壇が想定されている。さらに、基壇の断割や基壇縁でピットを検出しており、足場穴に比定できる。

軒丸瓦が 9 型式、軒平瓦が 3 型式出土しており、I 期から V 期に分類されている。さらに、瓦は法量から、中形・小形・超小形に分類され、小形瓦はコーナー部分に、超小形瓦は大棟に葺かれたと考えられている〔菅原遺跡調査会・奈良大学考古学研究 1982〕。

I 期のものが最古で、軒丸瓦は、八葉複弁蓮華紋の I 類、藤原宮 6281A である。次いで、II 期は、超小形軒瓦の 2 組を含む。中形は H 類、平城宮 6225A と同范の可能性が高い。超小形の軒丸瓦の一群は、A 類と B 類、平 A 類の組合せである。超小形軒丸瓦は、直径 7 cm で、A 類は、平城宮出土の 6313D をさらに小形化した四葉複弁蓮華紋軒丸瓦である。B 類は、八葉单弁蓮華紋軒丸瓦（図 4-1）で、紋様は、A 類と同じく、平城宮 6313 系をモチーフにして紋様が考案されているが、外区の鋸歯紋を省略しており、A 類より後出すると考えられる。この軒丸瓦と組む軒平瓦は均整唐草紋で、平城宮 6681S と同范の可能性が高いとされる軒平瓦 A 類であり、范端を切り縮めているため、法量に 3 種類がみられる。顎は全て直線顎である（図 4-2）。

III 期は、軒丸瓦が中形の八葉複弁蓮華紋で、平城宮 6316M と同范の E 類（図 4-4）と、均整唐草紋の平 C 類（図 4-6）の軒平瓦のセット、および直径 11.4 cm の小形で 6276C と類似する八葉複弁蓮華紋軒丸瓦 D 類（図 4-3）と均整唐草紋軒平瓦の平 B 類（図 4-5）のセット、八葉複弁蓮華紋で平城宮 6236F と類似する F 類がある。III 期の軒瓦は、他の型式が 1 点から数点ずつの出土に対して、軒丸瓦 E 類が 47 点、D 類が 125 点、軒平瓦は平 C 類が 40 点、平 B 類が 123 点出土しており、絶対多数の原理から、この時期の軒瓦が菅原遺跡の創建期の軒瓦に比定できる。軒丸瓦 E・D 類は、ともに丸瓦との接合の際、棒状工具で刺突を行うものがあるという共通の技法が認められる。また、平城宮式の鬼瓦 III 式〔毛利光 1980〕に類似する鬼瓦も小形のものが製作されており、この時期に属する。

IV 期は、中形の八葉複弁蓮華紋で、平城宮 6236D と同范の可能性の高い軒丸瓦 G 類が、V 期は小形で、八葉複弁蓮華紋の C 類の軒丸瓦が各々属する。

当寺院での特徴は、小形瓦の多用である。当寺院は、江浦洋氏も述べるように〔江浦 1989〕、軒瓦からみると盛期は III 期であると考え、建立年代は、745（天平 17）～757（天平勝宝 8）

年の間となる。先述のように、絶対多数の原理からみても平城宮 III 期である。ただし、軒瓦は I、II 期に属するものも出土しているが、いずれも数点であることから、創建時に他所から当寺院に持ち運ばれて葺かれたと考える。この III 期の創建瓦、および他所から持ち運ばれた瓦も含めいずれも平城宮式である。菅原寺の創建瓦が不明なのに対して、長岡院では創建期から国家の援助のもと建立されたことがわかる。

長岡院は、建物が東面し平城京の眺望を意識して建立されていることに加え、二条大路の西側延長線上にもあたる。建立年は平城宮 III 期で行基晩年であり、東大寺盧舎那仏造営などの活動の拠点であった可能性を考えておきたい。

まとめ

菅原遺跡を長岡院と比定した場合、大和で建立された寺院は、長岡院を除くと、行基活動の初期に主に寺院が建立されていることがわかる。大和での行基建立寺院は、大きく 2 時期に別れ、前半では 705（慶雲 2）年の佐紀堂、707（慶雲 4）年の生馬仙房と 716（靈龜 2）年の恩光寺、718（養老 2）年の隆福院、722（養老 6）年の菅原寺、後半では 737（天平 9）年の頭陀院と同・尼院、そして長岡院である。前者のグループは、山林修行を終えた直後で帰郷した和泉の寺院とともに、行基建立の最初期にあたる寺院であるが、恩光寺、隆福院、菅原寺は国家による弾圧下に建立していたことになる。よって、京内で活動が制限された行基は、菅原寺の建立を最後に再び活動の場を和泉に求め、京内での寺院建立は中断する。そして、聖武天皇の大仏建立の詔發令後は、再び大和を活動の場とした可能性が高く、前半生に建立した菅原寺や新たに建立した長岡院を本拠として、東大寺の建立の勧進に奔走したと考える。しかし、活動前半期に建立した寺院からも平城宮式の軒瓦が出土しているが、弾圧下において平城宮式という中央直結の紋様の軒瓦を採用することは通常では考えにくい。すると、前半期建立寺院における平城宮式軒瓦の採用は、やはり国家による行基の公の活動容認後に採用されたと考えた方が理解しやすい。つまり、容認後の堂舎再整備の時期に採用されたのが平城宮式軒瓦だったのであろう。これに対して、長岡院は建立時から平城宮式の軒瓦を採用しており、当初から国家の援助のもとで建立されたと考える。

また、行基は大和では社会事業を行っていない。これは、活動前半期には弾圧されていたこともあり、活動が容易ではなかったことにもよるであろうが、大和は当時の「首都」であり、事業を行うまでもなく社会基盤が整備されていたことが大きいと思われる。行基建立寺院は、基本的に社会事業と一体となっているが、大和の寺院はあくまで行基自身の活動拠点としての性格を付与でき、他地域とは性格を異にして建立されたということができる。

第 2 項 河内の四十九院

河内の四十九院は 7ヶ寺であり、行基が各国に建立した寺院数の中では最も少く、奈良時代の様相が明らかになっている寺院は無い。奈良時代の遺物が出土する寺院としても石凝院があるのみである〔藤井 1967〕。

石凝院（図5）

石凝院は、『行基年譜』に「元正六年養老四年庚申 石凝院 九月十五日起、在河内国河内郡早村」とあり、720（養老4）年に河内郡に建立され、「石凝」は現在の「石切」に通じ、「早村」は現在も地名として残る「日下」である。堂舎は不明なものの瓦溜りが検出されており、建物に伴うものである可能性が高い。

出土した軒瓦をみると、軒丸瓦は、平城宮6311または6308K（図5-5）、軒平瓦は6663HまたはFの系統のものが出土している。前者は、唐招提寺や法通寺で出土しており、平城宮瓦編年II期（養老5（721）～天平17（745）年）に属する。一方、軒平瓦は紋様が陽刻のもの（図5-6・7）と陰刻のもの（図5-8）があり、陽刻のものは段顎、陰刻のものは直線顎である。陽刻のものは、河内国分寺に類似することが指摘されている[上田2002]。これらの軒平瓦は、平城宮瓦編年II期の後半からIII期（749（養老5）～767（神護景雲元）年）に位置づけられている。顎の形態は段顎で、古式の様相を呈する。また、石凝院では、これらの瓦に先立つ7世紀後半の雷紋縁の八葉複弁蓮華紋軒丸瓦（図5-4）も出土している。石凝院で出土した軒瓦をみると、若江寺や近隣の法通寺の軒瓦の出土がみられることから、行基の石凝院に先行する白鳳寺院が存在し、その寺院を行基が石凝院として再興した可能性がある。石凝院は、河内から大和へ入るために生駒山を越える麓にあたる場所に位置することから、高瀬から続く直道から生駒越えの道を管理するために建立された施設であると考える。また、建立には若江寺や法通寺との関連軒瓦が採用されていることから、河内に盤踞する氏族が建立した寺院であり、特に法通寺は近隣に所在することから行基の石凝院の整備に際して穂積氏の関与を想定することもできる。

久修園院（図5）

石凝院建立5年後の725（神亀2）年には、北河内に久修園院を建立する。当寺院も奈良時代の様相は不明である。久修園院は、『行基年譜』には「山崎」とあることから、淀川対岸の山背国731（天平3）年建立の山崎院と有機的関連をもつと考える。それは、山崎橋が行基により整備されるのが、当寺院建立と同年の725（神亀2）年であり、山崎院とともに橋の両側、河内側を久修園院が、山背側を山崎院が各々管理するために建立された寺院であった可能性が高い[竹原2002]。軒瓦は平安時代に属する。（図5-11・12）

狭山池院・尼院

寺院の様相は不明であるが、山崎院と同年の731（天平3）年には、狭山池院、同・尼院を建立している。この731年は、年間で8ヶ寺という驚異的なペースで寺院を建立しており、その地域も和泉を除く摂津・河内・山背・大和におよんでいる。狭山池は、後述するように、築造は樋の年輪年代測定から616（推古24）年であることが明らかになっており、行基は堤の改修を行ったということになる。狭山池院、同・尼院は、狭山池改修に伴い建立された寺院であると考える。これらの寺院は、所在地すら不明であり、近隣に所在する東野廃寺は、狭山池院との関連が比定されている[上田2002]。

まとめ

以上、河内の行基建立寺院を述べたが、数は7ヶ寺と少ない。特に、古代寺院が乱立とでもいうべき多数建立される中・南河内地域、現在の八尾・柏原、藤井寺・羽曳野・富田林の各市には建立されていないことが注視される。建立した寺院が少い点は、行基の寺院建立が開発とセット関係にあると考える。南河内における行基の開発としては、狭山池の小規模な改修工事がみられる程度であり、この事実は、河内平野は肥沃で、弥生時代以来この肥沃な土地を利用した農耕が盛んであり、集落も多数発見されている。この伝統は、奈良時代にも引き継がれていると考えられ、南河内においては改めて開発を行う必要がさほど無かつたためと思われる。よって、付随する寺院も建立されなかつたのだろう。

第3項 和泉の四十九院

和泉は、行基が生誕した大鳥郡・和泉郡・日根郡からなる。和泉における行基建立寺院は13ヶ寺あり、うち、高藏寺・大野寺・久米田寺・蜂田寺・家原寺が現存する。大野寺（土塔）については、後に詳述するのでここでは論じない。

家原寺（図6）

家原寺は、行基の母方の実家の地を後に寺院としたとされるものである。奈良時代の遺構は不明であり、瓦についても奈良時代の軒瓦はみられず、平安時代以降のものが採集されている。これらの軒瓦は、平安時代後期に属し、複弁蓮華紋軒丸瓦・宝塔紋軒丸瓦・均整唐草紋軒平瓦がある。複弁蓮華紋軒丸瓦は、中房の周囲に雄芯帯が廻るものと廻らないものがある。平安時代後期に瓦葺きの建物に整備されたのであろう。和泉では、平安時代後期、11・12世紀に寺院建立が盛んとなり、70ヶ寺以上が建立される。これらの寺院は、新たに建立するものもあれば、古代寺院を再興するものもある。新規に建立されるのは一堂のみの場合が大半で、いわゆる村落寺院的な位置づけが想定できる[近藤1998]。古代寺院を再興する場合は、例えば、海会寺例のように、白鳳時代に建立された堂舎は、9世紀前半に火災により焼失していたものを平安時代後期に一堂のみで再興されている[泉南市教育委1987]。家原寺もこの例に該当するもので、叡尊の1245（寛元3）年再興に先だって整備されたと考える。

大修惠院（高藏寺）（図6）

一方、大修惠院は泉州丘陵内に位置するが、当地域は古墳時代から平安時代にかけての須恵器の一大生産地である陶邑窯跡群内でもある。行基と須恵器生産者集団との関連については既に述べられている[井山1987]。この点については、後述する土塔から出土する瓦に須恵器製作の際に使用する工具痕や紋様がみられることから、土塔の瓦生産の工人集団には須恵器生産者集団が組み込まれており、行基と須恵器生産者集団が繋がりをもっていたことの証左となる。当寺院の奈良時代の様相は不明で、採集されている巴紋軒丸瓦も室町時代のものである（図6-6）。家原寺より瓦葺き建物の整備が遅かったことがわかる。

鶴田池院（鶴田池東遺跡）

鶴田池の東側に位置する鶴田池東遺跡（堺市中区山田）では、丘陵上で7世紀から9世紀まで続く掘立柱建物が検出され、また、瓦塔や墨書き土器、硯などが出土している。同時

代の木樋も検出され、丘陵上の開発を行ったと考える。また、平安時代後期の瓦窯が検出されており、付近に寺院が存在した可能性が高い。これらの要素は、奈良時代に鶴田池院が付近に存在した可能性を想起させる。平安時代後期の寺院も鶴田池院を引き継いでいた可能性がある〔大阪府教委 1980〕。

大庭院（大庭寺遺跡）（図7）

『行基年譜』によると、行基が没した翌年の750（天平勝宝2）年に行基の菩提を弔うため大庭院が建立されたとあるが、大庭寺遺跡（堺市南区大庭寺）で奈良時代の8世紀中頃を中心とする掘立柱建物群や埴仏（図6-5）、墨書き土器、文字瓦が出土している〔（財）大阪府文化財調査研究センター1998他〕。掘立柱建物は、濃登ノ池の位置する谷を挟んで、東西の丘陵上に各々3群に別れる。これらの建物群が大庭院ということはできないが、遺構の年代や出土遺物の観点から、当地を含め、近隣に大庭院が存在した可能性は高くなつたといえよう。

まとめ

以上、和泉の四十九院を考察した。和泉における寺院建立の嚆矢は、680（天武9）年の蜂田寺（華林寺）であるが、行基わずか12歳の年にあたり、この年に行基が建立したかどうかは疑わしい。蜂田寺は、創建時の様相は不明であるが、重弁の丹比廃寺式軒丸瓦が採集されており、これが創建瓦と考えると、『行基年譜』に記される680年という創建年代とは合致する。次に、大和で山林修行中の704（慶雲元）年には、家原寺（神崎院）を、705（慶雲2）年には大鳥郡に大修惠院（高藏寺）を建立する。これらの寺院は、禁圧により大和から和泉へ帰郷する以前の寺院であり、平城京内と和泉双方で活動を行っていたことが伺える。

その後の寺院は、平城京内の活動が弾圧されたことにより、大和での活動が不可能となり、和泉へ帰郷後に建立されたもので、神亀年間以降の建立となる。726（神亀3）年の檜尾池院、727（神亀4）年の大野寺、734（天平6）年の隆池院（久米田寺）（図8）と深井尼院（香琳寺）、737（天平9）年に鶴田池院を建立しており、池の隣接地に建立している寺院が多い。これは、和泉という地域性にも関わっていると考える。和泉国は、『延喜式』では下国にランクされており、つまり生産性が低いのである。地形は、東辺部が丘陵となっており、平野面積が狭く耕地面積が限られていることに起因する。よって、耕作を行うには水の確保が絶対条件となるが、丘陵上では河川からの引水が困難であり、溜め池に頼らざるをえない。行基が和泉に溜池を多く築造したのはこの要因による。和泉では、池の築造に伴い寺院を建立した例が多く、生産性の低い和泉地域の特徴を表していると考える。つまり、和泉の四十九院の造営は、池の築造ありきで、これらの土木工事に従事した集団に教義を説法する場として建立されたのであろう。

第4項 摂津の行基建立寺院

摂津には15ヶ寺が建立されており、行基が建立した国単位の寺院数としては最も多い。

摂津における造寺は、730（天平2）年と745（天平17）年の2年に集中している。これを仮に前期と後期と呼称すると、前期は住吉郡、兎原郡、嶋下郡に別れるが、後期は全て西成郡である。しかし、これだけの寺院があるにもかかわらず、奈良時代の様相、その位置さえ全く不明である。

ただそのような状況の中、現存する昆陽寺が崑陽施院の後褒とされるが、その位置は移動しており、詳細は不明なもの、700mほど東に位置する住友電気工業の敷地内が崑陽施院の旧地とする見解が有力である^⑤。現在の昆陽寺は、天正の兵火で焼失しており、現存する建築は17世紀以降のものである。

摂津では、先述のように730（天平2）年と745（天平17）年の2年に行基による造寺が集中しており、これは後期難波宮の造営と関連していると考えられる〔吉田1987〕。後期難波宮は、前期難波宮が火災により焼失したため、726（神亀3）年に藤原宇合を造難波宮使として造営を開始し、734（天平6）年頃完成したとされる。730（天平2）年は、まさにこの工事期間の最盛期にあたる。そして、副都であった後期難波宮は、744（天平16）年閏2月に主都となる。つまり、行基は後期難波宮造営中、および紫香楽宮から遷都し、主都となったこの時期に宮造営に携わる人々のため寺院を建立し、施設を造営したことと想定できる。

第5項 山背の四十九院

山背には、四十九院のうち10ヶ寺が建立されているが、行基が山背に入るのは、731（天平3）年と5ヶ国の中でもっとも遅く、この年は年齢制限があったものの、行基に従う優婆塞、優婆夷が得度を許されたことでわかるように、行基集団の一部容認の年であり、行基は、国家からの容認後に山背国入りした可能性が高い。この点は他国との相違点としてあげることができる。

山崎院（図9・10）

山背内で遺跡として確実に行基建立寺院と認定できる例は、731（天平3）年の山崎院がある。京都府乙訓郡大山崎町に所在し、『行基年譜』には、「聖武天皇八年天平三年辛未、山崎院 在同國乙訓郡山前郷無水河側」とあり、行基が731（天平3）年に建立した寺院である。ただし、現在の遺跡名としては山城国府跡である。当遺跡を山崎院と認定した根拠は、土塔から出土する人名瓦と同様の遺物が出土することによる。山崎院が所在する周辺は、東が桂川・宇治川・木津川の三川が合流して淀川となる付近、西は天王山が迫り、平地は非常に狭隘である。河川には、行基が神亀2年（725）年に淀川に架橋した山崎橋がある。この橋は道昭が架橋し、橋脚だけ残存していたものを行基が改修したものである。平地部には、山陽道（西国街道）が通る。また、山陽道から分岐した南海道が山崎橋から発するという交通の要衝にあたり、古閑正浩氏は、山崎橋の架橋は車路としての整備を意味していたと説く〔古閑2008〕。

山崎院の所在地は現時点では明らかになっていないが、町内各地で瓦などが出土地おり、この付近に山崎院が存在したことは疑いない。山城国府54次調査地点では、唐草紋を

描く壁画片や、7世紀後半の火頭形三尊佛像や7世紀末～8世紀初頭、および8世紀前半の塑像なども出土しており、最有力地となっている。なお、山崎院は、出土した瓦の年代観から、白鳳時代に先行する寺院が存在したと考えられ、その寺院跡は山崎廃寺とよばれている。

次に、出土した瓦について述べる。当寺院の最古の軒瓦は、YM-01（図10-1）・02（図10-2）で、河内・鳥坂寺II型式、乙訓寺OM-1型式と酷似する紋様の素弁軒丸瓦であるが、異范である。もう一型式、鳥坂寺系の重弁のYM-12（図10-4）がある。これは、鳥坂寺III型式と同范である。成形時に瓦当裏に平行叩きを行うが、鳥坂寺ではこの技法はみられない。范の移動だけで工人は異なるようである。ちなみに、鳥坂寺は、奈良時代に聖武天皇をはじめとする歴代天皇が行幸した寺院として著名で、いわゆる、「河内六寺」のうちの一寺である。また、重弧紋軒平瓦（YH-01（図10-9）、YH-02）が出土しているが、このYM-12と組むと考える。さらに、同じ重弁のものにYM-11（図10-3）がある。これは、摂津・梶原寺と同范である。梶原寺は、奈良時代に東大寺建立の際、聖武天皇一周忌に回廊の建立を間に合わせるために、摂津職を通じ梶原寺に瓦の製作を依頼したことで著名である。鳥坂寺の創建は、鳥坂寺I型式であり、創建年代は、660年代とされる[今井・林2010]。筆者もこの年代観は妥当と考える。鳥坂寺II型式もI型式と類似する紋様で、ほぼ同時期の年代を付与できる。YM-01は、山崎廃寺の中で最も古相を呈することから、創建瓦に比定できる。よって、山崎廃寺の創建年代をこの660年代頃に位置づけることができる。また、鳥坂寺III型式もI型式に引き続き製作されたと考えられているので、7世紀後半に位置づけることができる。このように、瓦からみる限り、7世紀代には山崎廃寺の寺觀は整っていたとおもわれる。

次に、奈良時代の瓦をみると、軒丸瓦ではYM-33a（図10-8）、YM-33bが出土しており、両者は同范であるが、33bは外縁がつき、直径が大きくなっている。紋様は、平城宮6308型式であるが、間弁の高さが異なり、平城宮とは異范。軒平瓦では、YH-21（図10-12）とYH-22（図10-10）が平城宮系で、前者は平城宮6664型式であるが同紋異范。後者は、平城宮式の紋様を連想させるが、脇区が外広がりになるなど平城宮とは異質であり独自の紋様と考える。軒丸瓦YM-33と軒平瓦YH-21が組む^⑤。

遺物の出土状況から考察すると、文字瓦が大量に出土したのは2地点あり、20次調査地点〔大山崎町教委1990〕と54次調査地点〔大山崎町教委2003〕である。20次調査地点は、現在ふるさとセンターが建設されている平地部、一方、54次調査地点は、丘陵上に位置しており、これら2地点は、各々比高差のある場所である。54次調査地点では、上下2段の平坦面が検出されている。両者とも瓦を包含する溝が検出されており、特に上方の平坦面からは、白鳳期の重弧紋軒平瓦や、飛鳥寺東南禪院と同范の瓦も出土している。飛鳥寺東南禪院は、道昭が662年に建立したもので、基壇をもつ3×1間の礎石建物が検出されている〔奈文研1979他〕。

これらのことから考え、両調査地点とも遺構は検出されていないものの、白鳳期まで遡

る瓦葺き建物の存在が想定できる。その位置については、奈良時代に新たに寺院を建立する際に、白鳳期の古い瓦をわざわざ丘陵上まで運んだと考えるよりも、白鳳期に建立された建物を再利用したと考える方が自然である。よって、山崎院の所在地としては、瓦がまとまって出土している平地の部分と丘陵上の2ヶ所に建物が存在した可能性が高いと考える。そして、7世紀後半の瓦と人名瓦が共伴する事実は、やはり7世紀後半の寺院を利用し、行基が文字瓦を含む瓦を葺き直して山崎院として整備した可能性が高い。また、行基整備時の遺物として壁画があり、仮にそうであるとすると、行基集団に画師も含まれていた可能性が浮上する。行基集団の構成を考える上で重要な要素となるであろう。なお、山崎院出土の文字瓦については後に詳述する。

おうせんどう廃寺（図11）

深草法禪院に比定されているのが、おうせんどう廃寺である〔京都市2010〕。法禪院は、『行基年譜』には、「聖武天皇八年天平三年辛未、法禪院、檜尾、九月二日起、在山城國紀伊郡深草郷」とあり、山崎院と同じ731（天平3）年の建立とされる。深草で奈良時代の瓦が出土すること、「檜尾」と当寺院近隣に所在する日野ヶ池が通じることが、当寺院跡を法禪院に比定する根拠とされる。かつては、伴善男が自分の別荘を寺とした報恩寺と考えられたこともある〔川勝1932〕。

当寺院は、山科・醍醐方面と深草方面を結ぶ大岩街道（旧の大津街道）に面して建立されている。その発見は、昭和4年に当地で粘土採掘された際に鉱物学者が瓦を発見し、川勝正太郎氏に報告。同氏が寺院跡であることを確認したことによる。この粘土採掘工事により、当寺院は調査されることなく完全に破壊され消滅した。その間、木村捷三郎氏が現地を訪れた際の状況を関係者に話したメモが唯一の記録となっている。この木村氏の語ったメモをもとに寺院地の様子が復元されている。堂舎は、丘陵斜面に添って建てられており、西側に南面する金堂、東側に西面する講堂、これらの北側に南面する食堂、さらにこれらの建物群の西側に塔が復元されており、地形に制約された変則的な伽藍配置となっている。塔については、かつて心礎が存在し、柱座は直径74cmで中央に舍利孔が穿たれている。現在は行方不明である。

瓦は、7世紀後半から平安時代のものまでみられ、軒丸瓦が雷紋縁の八葉複弁蓮華紋軒丸瓦（図11-2）、重圈紋軒丸瓦（図11-1）、十五葉細弁蓮華紋軒丸瓦、平城宮6282Aと同紋の八葉複弁蓮華紋軒丸瓦（図11-3）、軒平瓦は、三重弧紋軒平瓦、重廓紋軒平瓦（図11-9）、均整唐草紋軒平瓦（図11-10）が採集されている。軒瓦の年代観から考えると、創建は、雷紋縁軒丸瓦と三重弧紋軒丸瓦の年代観である7世紀後半と考える。これらの瓦の中でも注目すべきは、重圈紋軒丸瓦のうち圈線が二重になるものが2型式ある。全ての圈線内に珠紋を配するが、一重目と三重目の珠紋がおたまじやくし状になるものと（図11-5・6）、二重目の圈線内だけに珠紋を配するもの（図11-4）がある。このうち、後者は大野寺・土塔で出土するものと同范の可能性が極めて高い。先に、かつて述べられている当寺院跡を法禪院に比定する根拠を述べたが、同じ行基建立寺院で同范の可能性が高い瓦が出土して

いることは、その可能性をより高めるものと考える。おうせんどう廃寺は、11世紀初頭頃までの瓦が出土しており、この時期の軒瓦は、一本作り系軒瓦の新しい一群で、平安京の官窯である池田瓦窯や、小野瓦窯の最終段階に生産されたものと考えられており、これらの瓦は里内裏のひとつである高陽院の創建瓦にも含まれる。このことから、おうせんどう廃寺は11世紀代に廃絶したことがわかる^⑤。

また、「石作姉女」、「口麻呂」と人名瓦も採集されており、この点からも行基関連寺院である可能性が高めるものといえよう。

山崎院と法禪院は、ともに7世紀後半の瓦が最古であり、山崎院は不明であるが、法禪院に比定できるおうせんどう廃寺は、伽藍の整った寺院に復元されている。行基建立寺院で、建立時に伽藍の整った寺院は例が無いが、建立年代が7世紀後半であることから、創建時に既に整備計画された寺院であった可能性が高い。つまり、行基が寺院の、特に立地条件を勘案し、先行する白鳳寺院を整備したものが山崎院と法禪院であったと考える。

泉橋院（図5）

泉橋院は、『行基年譜』には、「聖武十七年、天平十二年、発菩提院泉橋（橋）院」^⑥とあり、740（天平12）年に建立され、別称を発菩提院という。現在も泉橋寺として残り、奈良時代の様相は不明であるが、平城宮式の軒瓦が出土している。軒丸瓦が平城宮6308型式（図5-13）で、平城宮と同范であることが確認されている^⑦。軒平瓦が平城宮6664か6665型式（図5-14）である。これらは、平城宮瓦編年第II期に属するもので、721（養老5）～745（天平17）年の間に位置する。この年、相楽郡にこの泉橋院と隆福尼院^⑧、紀伊郡に泉福院・布施院、同・尼院と5ヶ寺が建立されている。また、翌741（天平13）年に「癸巳。賀世山東河造橋。始自七月。至今月乃成。召畿内及諸国優婆塞等役之。隨成令得度。惣七百五十人。」（賀瀬山の東の河（木津川）に橋を造らせた。七月に着工して今月になって完成した。工事は畿内と諸国の優婆塞らを呼び出して使役し、橋が出来上がるにつれて、総計750人を得度させた。）とある。この橋が南山城に所在することと、この年に恭仁宮への遷都が行われたことを併せて考えると、これらの寺院は、恭仁宮遷都に伴う事業に携わる集団構成員のための施設として建立されたことは容易に想像がつく。また、後の記事についても全てではないにしても、行基集団の一部が参画していた可能性は極めて高い。

また、泉橋院では、同年に聖武天皇が行幸し、行基と会談したことが『行基年譜』に記されている。

まとめ

冒頭にも述べたように、行基は国家から、その活動の一部を容認された後に山背国内に入つて活動を始めた可能性を述べたが、この容認は、行基集団の山崎橋架橋への参画への見返りとしてのものと思われ、これを機にいままで踏み込めなかった山背の地における事業を開始することが可能となったと考える。また、山背国内でも山崎院や泉橋院で平城宮式の軒瓦が採用されているが、他国では、平城宮式・系の軒瓦が出土していたとしても、寺院建立時に葺かれたものではなく、国家からの容認後の整備に際して葺かれたものであ

ることを述べた。しかし、山背ではそのような背景から考え、平城宮式・系の軒瓦は建立時に葺かれた可能性が高く、軒瓦の使用における他国との相違を想定することができる。

第6項　まとめ

以上、考古資料により検討できる四十九院について論じてきたが、四十九院の特徴としては、次の3点をあげることができる。

①僧寺と尼寺がセットで建立される例が多い。

②池や溝などの施設と近接して建立される例が多い。

③瓦が出土する寺院が少く、また瓦が出土したとしても、奈良時代の軒瓦が出土する寺院が少い。

①は、行基集団には女性が含まれていることは明らかであり、僧寺とともに尼寺も建立されたのであろう。②は、池や溝などの構築に伴い、それに従事する行基集団の人々には、隣接する寺院が行基の教義を学ぶ道場となつたのであろう。また、完成後はその施設を管理する役目をもつていたことが想定できる。③は、四十九院では、所在地不明のものが大半である。寺院遺跡は、大概の場合瓦の散布によりその存在がうかがわれる。これがみられないということは、大半が瓦葺きでなかったことを示す。つまり、建物は瓦葺きではなく、掘立柱建物のような簡素な建物構造が大半で、堂舎も一堂のみで、伽藍地の整備された寺院ではなかつたことが想像できる。さらに、瓦が出土しても平安時代以降のものが多く、奈良時代の軒瓦が出土する例が少いということは、創建当初は瓦葺きであった寺院が少いということを意味する。この事実は、吉川真司氏も説くように、当初の財源が不足していたことも要因のひとつと考えるが〔吉川2011〕、寺院建立の目的が行基の教義を学ぶ、あるいは、その施設を管理するということにあり、最低限の堂舎だけあれば事足りたためであろう。従って、四十九院では、平安時代以降の軒瓦の出土例が多く、瓦葺き建物として整備されるのは、平安時代以降であろうといえる。また、四十九院から出土する瓦には、平城宮式軒瓦があるが、軒瓦の紋様は政治性を兼ね備えていることから考えると、活動前半期の神亀年間頃までの迫害時に、平城宮式という中央系の紋様の採用が認められるとは考えがたい。この紋様の軒瓦が四十九院に採用されるのは、行基が国家からその活動を一定容認されるようになって以後のことと、隆福院や石凝院、大野寺・土塔など、既に建立されていた寺院については創建瓦としてではなく、補修用として採用されたと考えるのが妥当であろう。

以上、地域別に四十九院の動向を検討したが、各地域では何らかの事象を契機に建立が活発化していることがわかった。また、地域間の動きも併せて検討してみたい。（表2）

行基の活動は、大和から始まっており、初期四十九院は、和泉や大和に所在するものが目立つ。704（慶雲元）年までは、山林修行に励んだとされ、大和では、705（慶雲2）年の佐紀堂が建立の嚆矢となる。四十九院は、先述のように、開発と関連して建立されることが多いが、大和では開発等に関わる事業は行っていないことから、平城京内での寺院建立の意義としては、山から下りた後に民衆への布教の拠点として寺院建立を開始したと想

定できる。もう一つの理由としては、大和は社会基盤が整備されており、事業を行う必要が無かったと考える。

一方の和泉では、家原寺が茨木池、神鳳寺が大鳥布施屋と関連することから、やはり、地元から事業を開始したようである。また、当時、斜陽傾向にあった須恵器生産の立て直しに向けた協力のため大修惠院の建立にあたる。

しかし、717（養老元）年には行基の活動について初めての禁圧の記事がみえる。このことにより、活動を制限せざるをえず、行基は平城京を離れることを余儀なくされる。これを機に行基は郷里和泉に帰郷する。ここで、土塔をはじめとする寺院を建立する。ただ、722（養老6）年にはまだ大和で菅原寺を建立しており、724（神亀元）年に和泉で清淨土院を建立していることから、和泉へは723～724年に戻ったと思われる。

そして、730（天平2）年には、はじめて摂津での活動を開始し、かつ、その年に7ヶ寺も建立するという驚異的な勢いで活動を活発化させており、これは、後期難波宮造営に関わる事業であることが想定できる。建立されているのが北摂ではなく、南摂の難波宮周辺に集中しているのもその根拠とできる。宮周辺の整備が急がれたのであろう。翌731（天平3）年に、行基に従う61歳以上の優婆塞と、55歳以上の優婆夷らが僧籍に入ることを許可するという、初の行基容認の記事がみられる。これは、行基集団の後期難波宮造営にかかる協力の見返りであることが想定できる。宮周辺が中心であるが、同年には、大輪田泊という港の整備まで行っており、一年で7ヶ寺も建立するという驚異的な活動をみせている。

この行基の北摂、淀川以西への進出は、「直道」および高瀬大橋の建設が契機となったと想定されており [足利1989]、高瀬橋院などは重要なポイントとなっていたのであろう。さらには、北摂から南山背への進出の足がかりとなったことが想定できる。このことは、翌731（天平3）年には摂津に繞いて、はじめて山背にも進出していることからも傍証とできる。位置から考え、摂津に進出した後、さらにその北に位置する山背へ進出を行ったと考える。特に、山崎院などは、725（神亀2）年に淀川の対岸に既に建立されている久修園院と対を成し、山崎橋の管理を行っていたと考えられ、また、街道や河川交通についても要衝であり、難波宮造営途上であることから、山背から難波への交通路整備に関わる事業に伴うものである可能性が高い。

そして、次に地域的にまとまって建立されるのは、740（天平12）年の山背と745（天平17）年の摂津である。これは、いわゆる聖武天皇の相次ぐ遷都に伴うものであることは明らかで、山背は恭仁宮（740年遷都）、摂津は難波宮（744年遷都）への遷都であり、慌ただしく周辺が整備されたことは容易に伺える。山背は南山背、摂津は南摂と宮周辺であることからもこの想定は首肯できる。摂津においては、後期難波宮造営時と遷都時という2時期にわたる整備が行われたことが、この事実からうかがえる。一方、河内は北・中河内に限定しており、南河内には建立されない。この理由として、河内は、寺院が多く建立されるが、特に、南河内は、寺院が乱立する地域である。開発の痕跡も狭山池の小規模な改

修のみであり、大和と同様に、すでに在地の有力な氏族達により社会基盤が整備されていたため、行基があえて当地域に入っていく必要がなかったのであろう。

以上、行基の四十九院建立を地域ごとに検討し、各地の様相を考えてきた。初期の四十九院建立、特に大和では、行基の教義布教の拠点としての性格付けを行った。他地域では、やはり郷里和泉での建立が先行した。その後の動向をみると、都城の建設や遷都に伴い、その周辺施設の整備事業を行う場所に四十九院を建立している。これらの事業には、民衆が動員されたことは容易に想定でき、これらの事業に、行基も協力体制をとっていたことが伺える。さらにいえば、国家も行基および行基集団からの援助を期待しており、彼らの協力体制が必要であったのではないか。

第2節 開発の痕跡-池を中心に-

行基が行った開発については、『行基年譜』の「天平十三年記」（以下、「十三年記」）に開発箇所が記載されている（図12）。この項は、井上光貞氏によって、「十三年記」の表記法について、配列法が律令時代の寺院資材帳などに通じる点があることや、溝や池の規模の表記法と地名表記法が同じく律令時代の方式に通じていること、延暦24年付の菅原寺牒に引用されていることなどから、信憑性の高い記事と論証された〔井上光1969〕。この十三年記には「宗橋六所」「直道一所」「池十五所」「溝七所」「樋三所」「船息二所」「堀四所」「布施屋九所」とある。

ここでの本題とする池は、河内に1ヶ所、和泉に8ヶ所、摂津に6ヶ所である。また、池と密接に関わる溝は、河内に1ヶ所、和泉に2ヶ所、摂津に3ヶ所である。河内に少い点は、四十九院の項で述べたとおりであり、造作されたものは、小規模に堤を改修した狭山池と北河内の古市溝だけである。

第1項 河内の開発

狹山池（図13）

狹山池は、泉北丘陵のひとつである陶器山丘陵と、羽曳野丘陵の間の谷地形を堰き止めて構築された、南北長960m、東西560mの溜池である。狹山池には、南側から西除川、三津屋川が流れ込んでおり、北側に向けて西除川、東除川が流れ出している。

北堤の発掘調査により、堤の築堤から現代までの変遷が明らかになっており、東樋の構造材が、年輪年代法で測定の結果、616年に伐採された木であることが判明したことから、堤の構築は、7世紀初頭に比定されている。堤は、飛鳥時代の築堤から1964（昭和39）年の改修まで、計11回の改修を重ねている。そのうち最初の改修となるのが、731（天平3）年の行基の改修である。『行基年譜』には、狹山池は、「天平十三年記」に登場し、具体的な年代はこれではわからないが、狹山池院・同尼院が731（天平3）年に建立されていることから、狹山池の改修も同年に比定するのが妥当と考える。さらに、鎌倉時代の重源碑にも天平3年の行基による改修の記載がみられる。この行基による堤の改修は、第11層に相当し、わずか60cmの嵩上げに過ぎない。また、この層では地震により堤が地滑りを起こし

ている状況が確認されており、それは、南河内に被害をもたらした 762（天平宝字6）年の地震である可能性が高いとされる〔大阪狭山市 1998〕。この地震の起きた年に、第10層とされる大修築が行われた。これは、3.5m もの嵩上げを行っている。

行基の行った堤の改築である第11層の特徴についてみていくと、下層の堤築造時の層である第12層と同じく敷葉工法が採用されている。敷葉工法の効用としては、排水機能、作業管理、浸食防止が想定されている。盛土の上に堤防の長さ方向に 10 cm 間隔で葉のついた枝を敷いていく。この作業を繰り返すことによって築堤していくものである。また、この第11層ではみられないが、第12層では土嚢を用いた工法が確認されている。これは、土嚢を 3~3.5m の間隔をあけて直列に並べ、その土嚢の間に土を盛るものである。土嚢使用のメリットは、以下の4点である〔有井 2002〕。

- ①土嚢を並べることにより、軟弱な地盤の特に基底面を安定化させ、不等沈下を防ぐ。
- ②盛土の圧により、水分の浸み出しによる作業面のぬかるみを防止し、作業効率を確保する。
- ③土嚢を階段状に置くことにより、盛土の流出を防止する。
- ④土嚢列の並びで進捗状況を把握でき、出来高管理が容易にできる。

池の築造場所は、谷地形という性格上軟質な地盤上に築かれるため、作業上困難を伴い、かつ重量のある築堤は不安定な構造物となる可能性が高い。この条件を克服するために採用されたのが、土嚢および敷葉工法で、水対策が最大の要因であったことは疑いない。行基の天平年間および天平宝字年間の改修により、堤の高さがようやく周囲の段丘面の高さに匹敵するまでになった。また、732（天平4）年には、行基の事業ではないものの狭山下池が築造された。これは、狭山池より下手（北側）に位置する太満池が相当すると考えられ、東側の段丘上に水を引くためのものであったとされる。狭山池が築かれた場所は、泉州北丘陵東端付近に含まれ、この段丘上の開発を目的として構築されたと考える。しかし、築造以来 100 年以上経っても開発が思うに進まなかっただため、奈良時代に至り、水量の増加などを目指して堤の改修を始めたことが想定できる。この契機となったのが行基の改修であった。しかし、行基による改修は小規模で、本格的な改築は、31 年後の天平宝字年間の大改修を待たねばならなかった。

第2項 和泉の開発

次に、和泉の様相をみる。先にも触れたが、和泉は、耕地面積が狭く、生産性が低いため、段丘の開発は必須であった。よって、溜池も多数築かれている。その代表的なものが久米田池である。他にも現存する池として、鶴田池、茨城池、薦江池があり、鶴田池（堺市西区原田）、茨城池が原池（堺市中区小阪）に、薦江池が菰池（堺市中区土塔町）に各々比定される。

久米田池（図 13・14）

和泉地域に現存する行基が築造した池のうち、発掘調査により状況が判明しているのは、

久米田池（岸和田市池尻町、岡山町）のみで、岸和田市教育委員会により、池の北西部の堤の調査が実施されている〔岸和田市教委 2009〕。久米田池は、『行基年譜』では、「天平十三年記」に「久米多池」として名がみえるが、隣接する隆池院（久米田寺）が 734（天平6）年の建立であることから、久米田池も同年頃の築造であることが想定できる。現在の規模は、45.6ha、周囲 2.6 km、貯水量は 157 t であり、府下最大規模を誇る溜池である。池の付近には、「長さ 2 千丈、広さ 5 尺」の「久米多池溝」も築造されており、久米田池とともに灌漑に供されたものである。久米田池は、近世には、田治米・池尻・中井・箕土路・荒木・大町・春木・加守・吉井・小松里・下池田・西大路の 12 村、367 町を灌漑したとされる。これら 12 村が池の修繕費用を負担するが、田治米村だけが負担がない。また、配水についても、田治米村だけが年中配水を受けることができる村であった。これらの事実より、久米田池は、田治米地区の人々によって築造された池で、かつ、奈良時代の築造当時は、田治米村だけを灌漑するための池であったことが想定されている〔吉田 2008〕。

まず、樋については、2 列に平行に並ぶ木樋が検出されており（図 14）、木樋管 1・2 とも本体部分を L 形に割り抜き蓋板を架ける構造である。木樋管 1 は 2 本で、木樋管 2 は 1 本から各々構成される。各々の年代は、木樋管 1 の掘形から 11~12 世紀の須恵器が出土しているが、報告ではこの須恵器の後世の混入の可能性も示唆されており、この年代を直接付与できないとしている。一方、木樋管 2 からは、年代を決定する遺物が出土していないものの、木樋管 1 の側板を固定する石の下から検出されていることから、木樋管 1 が先行し木樋管 2 が後出することがわかる。

次に、堤であるが、昭和 30 年代まで改修が重ねられており、調査ではその変遷が明らかになり、大きく 4 時期に分けられている。堤 1 は、粘質土と砂礫を交互に水平に積んでおり、敷葉工法のような技法で築かれている。また、土嚢の使用も認められる。築造年代は明確ではない。堤 2 は、幅 10m、高さ 1.2m で、堤 1 と同じ盛土方法を用い、敷葉工法で築かれている。土嚢も使用されている。盛土内から 12 世紀頃の瓦片が出土している。堤 3 は、上限が 13 世紀、堤 4 は近世から近代である。

堤 1 は小規模で、堤 2 の時期に大規模に補修されている。このことと、先に紹介した吉田靖雄氏の説のように、築造時は田治米の村だけを灌漑するための池であったとすると、小規模な堤で事足りており、後の時期に他の数ヶ村も灌漑するようになると、水量の増加が必要となり、その際に、堤の嵩上げを行ったことが想定できる。また、久米田池下流では、奈良時代に成立した山県北遺跡、吉井遺跡、田治米遺跡があり、今述べたように、田治米地域に奈良時代に集落が成立していることは、久米田池の成立と深い関係があろう。また、他の 2 遺跡も池との関係をもって成立した可能性が高い。

次に、堤の築かれた年代であるが、堤 2 からは、12 世紀、平安時代後期の瓦片が、堤 3 からは、13 世紀の遺物が出土しており、各々補修された年代を示す可能性が高い。すると、最古段階の堤 1 は、断割調査が行われておらず、出土遺物が無いため年代比定ができないが、常識的には、池の築造には築堤が必要なことから考えると、堤 1 は、文献に登場

する奈良時代に比定するのが妥当であろう。おそらく、行基が久米田池を築造した時の堤に違いない。とすると、この久米田池では、奈良時代の行基築造時の堤敷葉工法に類似した技術や、土嚢が使用されていることから、行基が築堤の際に、これらの技術を導入していた可能性が高い。先述のように、狭山池でも行基の改修の際に敷葉工法が採用されており、これらの両方の池の築造に同じ技術を採用したといえる。狭山池の場合は、既に基礎部分が完成しており、その上部の嵩上げだけであり、しかも、小規模であったため、土嚢の使用に至らなかったものと考える。久米田池における土嚢の使用は、土塔の粘土塊を枠にして盛り土を行っていった技法とも共通するものがあり、土塔建立の7年後に築造した久米田池の築堤についてもその技法を応用したと考える。

第3項 摂津の開発

嵐陽池（図15・16）

摂津での行基の開発の痕跡として残るのは、「嵐陽上池」（兵庫県伊丹市）があり、現在も残る昆陽池がそれに該当する。『行基年譜』には、「天平十三年記」に「嵐陽上池 同下池 院前池 中布施尾池、長江池 己上並五所河邊郡山本里」とあり、また、溝の項には、「嵐陽上溝」「同下池溝」も築かれており、この周辺に集中して池や溝を築いたことがわかる。今述べたように、「嵐陽上池」は、現在の昆陽池が該当し、「下池」はかつて「上池」の西側に存在した下池がそれに該当するようである。昆陽池は、現在、一部埋め立てられており規模が縮小しているものの27.8haを誇り、江戸時代には、昆陽・池尻・寺本の3ヶ村に水を供給していた。一方の下池は、池尻・山田・野間・友行・時友の5ヶ村に水を供給していたが、1608（慶長13）年に埋め立てられた。また、「嵐陽上溝」「下池溝」は、天神川と天王寺川に当てる考えがある〔坂井2008〕。しかし、この論については、『行基年譜』にみえる「嵐陽上溝 長一千二百丈、広六尺、深四尺」「同下池溝 長一千二百丈、広六尺、深六尺」より規模が大きいとの理由で、天神川と天王寺川にはあたらぬとの考え方もある〔吉田1987〕。「上池」「下池」とも「昆陽池陥没帶」と称される谷地形を利用して築造されている。両池とも発掘調査が実施されていないので、古代の様相は不明。現在、昆陽池には、北側から天神川、天王寺川が流れ込んで水源となっているが、坂井説によれば、これら両川は「上溝」「下溝」にあたるという。正確には、これら2河川の「起源となった溝」であるという。これら2溝に比定できる遺構が、宝塚市の山本垣内遺跡で発見された〔兵庫県教委1998〕（図16）。溝SD04としたものがそれに該当し、最大幅11m、深さ1.8mを測る大溝である。溝内からは、奈良時代の土器が出土している。これが人工的に掘削された大溝で、行基が築造した「嵐陽上溝」にあたり、「嵐陽上池」へと導水するための溝と考えられているものである。また、連接して掘立柱建物も建設されており、この溝を管理するための施設の可能性も示唆されている。この調査地が山本里に位置することや、昆陽池との位置関係、時代を考慮すると、報告あるいは坂井氏の考察通り「上溝」「下溝」の可能性は高いと考える。

これら一連の池、溝の築造は、伊丹台地の開発を目指したものであることは疑いない。

さらに、行基は、『行基年譜』によると、741（天平13）年に泉橋院にて聖武天皇と会談し、猪名野の地に「給孤独園」とよばれる身寄りの無い人の収容施設を作ることを許可される^⑤。この運営にあたっては、惣独田150町の収穫を充てたと考えられる。このためにも伊丹台地の開発は必須条件であった。しかし、伊丹台地は、丘陵上で溜池を築く必要があり、築かれたのが現在の昆陽池にあたる「嵐陽上池」をはじめとする溜池群で、それに伴い必要となる山手からの導水施設として築造されたのが、「上溝」「下溝」であり、宝塚市・山本垣内遺跡で発見された大溝が、この「上溝」の一部である。これらの両溝は、現在の天神川と天王寺川にあたると考えられるのである。このような行基の一連の地溝開発により伊丹台地での生産体制が確立されたといつてよい。

第3節 古墳時代の土木技術の系譜

上記で河内・和泉の造池の技術を中心に述べてきた。低湿地に堤という重量物を築くにあたっては、排水をいかに行うかが大きなポイントとなることは明らかである。この対策として採用されたのが土嚢を用いる工法であり、敷葉工法である。ここでは、土嚢を用いる系譜について考えてみたい。近年の調査で、古墳にも採用されていることが明らかになっている。その代表が蔵塚古墳と塚穴古墳（いずれも羽曳野市）である。

蔵塚古墳（図17）

蔵塚古墳は、6世紀の前方後円墳で、南阪奈道路建設の際に発見、調査された古墳である〔(財)大阪府文化財調査研究センター1998〕。全長54mで、幅8~10mの盾形の周溝をもち主軸は東西方向である。墳丘盛土には、土嚢を使用しており、後円部と前方部では土嚢の使用方法が異なる。後円部では、円の中心から放射状に土嚢を設置する放射状土嚢列と名付けられたものと、円周に沿った円周状土嚢列とよばれるものの両者を併用している。放射状土嚢列は、後円部を8または10等分しており、各土嚢列の角度は、35°である。土嚢は最高7段分が残り、土嚢を1、2段置いては盛土を行うという工程によっている。一方、円周状土嚢列は、放射状土嚢列の末端を繋ぐ位置に設置されている。この土嚢列は、放射状土嚢列と異なり、外側に面と傾斜をもち、盛土の流出防止、圧力解放、平面の正確な把握を目的としていると考えられている。

次に、前方部の土嚢列は、列をなすものとして側辺に平行するものと縁辺に平行するものがある。また、土嚢列で区画の設定がなされており、区画の内側を先に、外側を後に盛り土したと想定されている。

塚穴古墳（図17）

塚穴古墳は、来目皇子の墓と伝承される7世紀前半に築造された2段築成の方墳で、一边50m、高さ10mを測る。埋葬施設は、江戸時代の僧・覚峰の記録により、玄室長4.5mの切石の横穴式石室であることがわかる。発掘調査は、羽曳野市教育委員会により、墳丘南側の外堤南側正面と南東部の調査が実施されている。この外堤部分の調査で、盛土の際、土塊を使用したことが明らかとなった。これは、表層を切り取ったもので、土嚢袋には入

れず切り取った土塊をそのまま使用したことが想定されている。この外堤築造にあたって盛土がなされているが、これは谷地形を埋めるためのもので、この盛土作業に伴い土塊が使用されている。使用方法は面的に敷いたり、積み重ねたりしている。一方、外堤の盛土の際には、土砂を一定の単位で盛り上げていく「仕切り土手」の役を果たしており、斜め40°の勾配で積み上げられている。この土塊を積み足しながら、その内側・外側交互に盛土した可能性が考えられている。後者の技法は、今述べた狭山池、久米田池の堤の盛土や、後述する土塔の盛土を行う際の技法と類似している。このことから考えて、盛土を行う範囲の端部に土塊や土嚢などを設置し、内部に盛土を行っていくという技法は、古墳時代以来の技術であったということができる。

第4節 まとめ

以上、行基の行った開発について、地域ごとの様相および技術の系譜について検討を行った。以下、開発についてまとめとする（図16）。

行基の開発に伴う土木技術で調査が実施されたのは、河内の狭山池、和泉の久米田池のみである。狭山池では、第11層が行基の改修と推定され、小規模な工事にとどまっていることが明らかとなった。敷葉工法が採用されている。一方、久米田池では、最古段階の堤1が、年代観が確定していないものの、行基の築造にかかるものである可能性が高い。

両池に共通するのは、敷葉工法で、水対策としては必要な技術であった。また、久米田池の堤1は、粘質土と砂礫を交互に水平に積んでおり、敷葉工法のような技法で築かれている。また、久米田池においては、土嚢の使用も認められる。年代は明らかになっていないが、築造時に比定できることから、行基の造作と推定した。敷葉工法は、太宰府の水城などでも採用されており〔太宰府市1992〕、全国的に普遍的な技法であったと考える。行基は、当時の一般的な築堤方法を用いて堤の補修および築造を行ったと考える。

一方の土嚢の使用も、国内はもとより韓国の古墳でも採用されている〔江浦1998〕。国内では、古墳時代後期以降各地に認められ、採用された範囲は広いが、類例は多いとはいえない、特殊な工法ということができる。池の堤における土嚢の使用は、これら古墳における土嚢工法を活用した可能性もある。行基の造作においては、土塔という古墳の築造に似た建築を行うにあたって採用した工法と、堤の造作にかかる方法が一致しており、築堤の工法を土塔の盛土を行う際にも援用したのであろう。

後述するが、行基も土木技術の知識を有していたと考えるが、土塔の所在する大鳥郡土師郷は、土師氏の本拠である。土師氏は、行基の有力な「知識」の一氏族であり、古墳時代には古墳造営を職掌としていたことから、土師氏もこのような工法を有していたとも考えられる。今後、百舌鳥古墳群での同技法を有する古墳の発見が望まれる。

第4章 大野寺跡・土塔の考古学的検討

第1節 大野寺・土塔概説

大野寺は、現在の大阪府堺市中区土塔町、古代の和泉監時代の大鳥郡土師郷に行基により建立された、いわゆる四十九院の一寺院で、土塔は土で造られた大野寺の塔である。『行基年譜』には「行年六十歳 丁卯 聖武天皇四年、神龜五年丁卯 大野寺 在、和泉国大鳥郡大野村、二月三日起、尼院 同所、今香林寺与、同年」とある。この記述のうちの「神龜五年」は四年の誤植であり、同時に尼院とともに建立されたことがわかる。土塔の建立開始日とされる二月三日について、『行基年譜』に記される他の行基建立寺院は2・3月、9・10月が多く、これは農繁期の直前と直後にあたり、農繁期を外しているとの指摘がある〔新川2004〕。

現在の大野寺の宗派は高野山真言宗で、江戸時代の1737（元文2）年再建の本堂が残るのみで、現境内と土塔に隣接する墓地に花崗岩の礎石がみられる。鎌倉時代に巨勢金岡によって描かれた『行基菩薩行状絵伝』（以下、『絵伝』）（図18）には、土塔とともに本堂や門、他の堂舎などが描かれている。この絵によると門は西向きに描かれており、南側が大門池の築かれている谷に面していることとあわせて考えると、西側が正面であった可能性が高い。ただし、本堂は南面して描かれており、かつ現在の本堂も南面していることから堂舎の正面は南側であったようだ。土塔は、本堂の南西に描かれており、現在の位置関係と合致することから、当時の位置関係を忠実に描いている可能性が高く、この絵画から鎌倉時代には伽藍地が整備されていた様子がうかがえる。

また、江戸時代の1848（弘化4）年の『土師村絵図』（図18）にも大野寺・土塔が描かれており、寺院地は野球のホームベースを右側に傾倒させた形状で、寺院地の南側に東西方向の、中央西寄りに南北方向の道路が通り、南北道は寺院地内を貫いている。これらの道路は、区画整理事業が実施される以前の道路に繋がるものであった可能性が高い。また、描かれている堂舎はいずれも同じ形状で、中央に「大野寺」と記されたものが本堂と考えられ、東側に「觀音堂」と「八幡宮」、西側に道路を挟んで「牛頭天王」と「藥師堂」があり、江戸時代後期にはまだいくつかの堂舎が存在していたことがわかる。

次に、土塔について述べる。土塔は地元では「どうと」、「塔山」などとよばれ、現在でも南海バス「土塔」の停留所は車内アナウンスでは「どうと」と発音されている。この遺跡は大正時代から学会誌に紹介されており、土塔本体よりも土塔から採集される文字瓦に重点が置かれたようである。文字瓦については後述するので、ここでは土塔についてのみ述べる。

土塔の学史は、『史跡土塔-遺構編-』において白神典之氏によってまとめられている〔白神2007〕。土塔は、かつて古墳や墓と考えられていた時代があり、森浩一氏への聞き取り調査で、地元では、「朝鮮半島の人の墓」と言われていた時期があったとのことで、梅原末治氏論文〔梅原1915〕や森氏自身も論考中で方墳と考えられていた時期がある〔森浩1949〕。

ただし、古墳の可能性が考えられつつも瓦が採集されることから、梅原氏のように頂上に堂を建てたという説や末永氏、森氏のように墳丘上に瓦を葺いたとする説が出された。また、遡っては、大正時代には、高橋健自氏は論文中で「未解決の珍遺跡」と表現するなど [高橋 1915]、古墳状の盛土から瓦が出土するという異例な遺跡の評価が当時としてはまだ定まっていなかったことがわかる。戦後に入ると土塔の測量調査が 1947（昭和 22）年に森浩一氏らによって行われ、その成果は末永雅雄氏の論考中に図面が掲載されている〔末永 1950〕。また、森氏は、その後の論考中において土で造られた塔であるとの考え方を公表している〔森 1957〕。このように、土塔に対する評価が錯綜していた時期にあって、井上薰氏は仏塔であるとの説を提示されており、当時としては卓見であったといえる〔井上 1959a・1959b〕。主に『行基菩薩行状絵伝』に描かれた土塔から推定されており、「土を盛り上げて造った主体の表面を瓦葺きにした宝形造りで、頂上に塔の意義を示す宝珠が乗せられ、四隅の下り棟だけに行基葺きの丸瓦を伏せ、下り棟以外の部分に平瓦を並べ、九重ないし十三重の意味を表すように、横線の区画がつけられていて、屋根の軒先は大地に接していく、と考えられるのである。」と、かつての古墳説を一蹴し、仏塔であることを主張している。また、創建年代についても論究され、完成は 759（天平宝字 3）年より後か、770（宝亀元）年より後と想定された。この論は、はじめて土塔の具体的な様相や年代観に言及した画期的なものであった。

ここで一つの大きな論点となっていたのは、「十三重」に対する評価である。「十三重」は、『行基菩薩行状絵伝』の札書きに「大野寺 御年六十歳神亀四年 十三重土塔在之」とある。森浩一氏は、土塔の上にさらに十三重の塔があったとは考えられず、当時の一般的な形容詞と考えられた〔森 1957〕。対して井上薰氏は、盛土部分を 13 段とらえられ、さらに、「十三段に画した一段は平瓦一枚の長さより大きいと考えられる。つまり、平瓦一枚で一段ができていたのではなく、縦に数枚以上並べて一段が画されていたのではないか。」と各段の様相にまで踏み込んで推定されている。

これら土塔の復元について各論が出されていたが、土塔の土取りにより一定の考古学的な知見を得ることができた。発掘調査成果に基づいた検討に入る前にこのことについて簡単に述べておく。土塔は 1791（寛政 3）年の『土塔山大野寺改帳』には「十三重土塔 大野寺持」とあり、江戸時代後半にはまだ大野寺の所有であったことが知れる。その後、土塔は村の所有となり、民間に払い下げされることとなった。この後、所有者となった個人は、土塔の土が壁土に利用できることを理由に削平をはじめ、土の売却を行った。これは 1946（昭和 21）年に北東隅から始まったようで、最終的には北東約 4 分の 1 が削平されてしまった。この事態に、当時大阪府教育委員会に所属されていた藤澤一夫氏は、府費により土塔の買い上げを行われたが、これは地方公共団体による初の遺跡買い上げ事例である。その後、1953（昭和 28）年に国史跡に指定され、削平部分は盛土復旧された。そして、この土取りによる削平の際の 1947（昭和 22）年に先述した森氏を中心とした平板測量が行われ、1952（昭和 27）年には藤澤氏を中心として調査が実施された〔藤澤 1962〕。この時、土

塔の北東隅は大きく削平を受け、内部構造が露呈していた。この時の写真が『大阪府の文化財』に掲載されており、これをみると、断面に複数の柱状の列があり、これが後述する盛土の際に粘土塊を積上げた痕跡である。藤澤氏によると、この痕跡が 13 本あったので、土塔は十三重であることが確認できたという。この事実をもって、はじめて考古学的に土塔が十三重と確認された。また、土塔の規模は森氏が測量成果から北辺 56.4m、西辺 54.6m、南辺 59m、東辺 54m、高さ 8 m とした。近年になるが、岡本敏行氏が土塔の一辺が天平尺 180 尺と推定しているが、これは発掘調査の結果、推定できた規模と同じ数値であり、この推論が調査前の見解であったことは特筆できよう〔岡本 1990〕。

そして、1997（平成 9）年から大野寺跡、翌 1998（平成 10）年からは土塔の調査が堺市教育委員会により開始され、土塔の解明が大きく進展していくことになる。以下では、この成果を元に様々な考察を行っていく

第 2 節 土塔建立から廃絶までの系譜

大野寺は、727（神亀 4）年に建立されたと『行基年譜』に記されていることは、先述の通りであるが、発掘調査において、この『行基年譜』の記述と合致する紀年銘軒丸瓦が出土した。この瓦については後に詳述するが、このことから、土塔も同年に建立が開始されたことが明らかとなった。この後、土塔は室町時代まで補修を繰り返し、最終的には往古の様相が判別つかないまでに荒廃した。ここでは、土塔建立から廃絶までの歴史を報告書の記述に沿って時代順に述べていく〔堺市 2007〕。

1 丘陵の整地 土塔は、大門池の北側丘陵のすぐ脇に位置しており、もう少し北側の丘陵中心部に寄せればよいものを、丘陵肩付近に建立したため、斜面に盛土を行い、その部分に南西隅がのるといった状況であり、意図的にこの位置に配置しているとしか思えない。裾付近の断割り結果をみると、丘陵を水平にすることを意識していたようで、北側がやや高く南側が低いという地形の形状に左右されている面はあるが、南西隅を除くと土塔裾付近は標高 40.5~40.9m という比高差 40 cm 内でほぼ平らに整地されている。ただし、完全な断割りは行われていないので内部全面が平らにされているかは不明である。このことは、後述するように、粘土塊の積上げが全て地面から行われていないこととも関連するかもしれない。この整地の範囲の東側は、墓地内に南北方向の段差がみられ、これが当時の整地した名残の可能性がある。また、21 次調査の 2 地区で、この段差の延長上に位置する場所でも段丘を整地した段差を検出し、さらにその際、南北方向に走る幅 35~50 cm、深さ 15 cm の溝が検出されており、これが土塔の東限の可能性が高い。北側は、現在の大野寺伽藍地内の調査（8 次調査）で検出した段丘上面の標高が 40.4~40.9m であり、同一の標高を保っているので、この付近にまで整地が及んでいると思われる。

2 範囲の確定 土塔の基壇縁から 80 cm 内側の盛土内に幅 40 cm、深さ 12 cm の素掘の溝が廻る。これは、計画当初の範囲を明示するために掘削されたものと考えられるが、結果的にはこの溝より広い範囲での建立となったようだ。この溝は、南東隅、南西隅付近では検

出されていない。調査では、基壇縁に置かれた粘土塊列が検出されており、これが土塔の範囲を明示するものとなる。

3 盛土 盛土は、粘土塊を並べ、その内側に土が盛られているが、断面で観察すると粘土塊を数段積んでからではなく、1段積みでは土を入れることを繰り返されている。よって、1段ずつ水平に盛土した単位が確認できる。この盛土は、版築のようにきつく叩き締めることはなく、粘土塊は少くとも初層、二層、三層のものは地面からではなく、ある程度盛土が進んでから並べはじめる。標高をみると、初層では北西隅（OOT-12 4-2地区）と南西隅（OOT-12 3-2地区）（O.P.+41.5m）、二層では、北西隅（OOT-12 4-2地区）と南西隅（OOT-12 3-2地区）、北面中央（OOT-19 1地区）（O.P.+42.1m）で、三層では北西隅（OOT-12 4-2地区）と北面中央（OOT-19 1地区）（O.P.+42.1m）で各々底面を検出しており、二、三層は初層より0.6m高い同じ高さから積上げられていることがわかる。いずれも底の高さは均一であり、粘土塊を積上げはじめる面は、ほぼ誤差なく水平に整地されており、測量精度は高かったようだ。また、粘土塊の積上げは二層と三層は同じ高さから積上げていることが判明した。この粘土塊の行列は、各層の立上がりに該当する箇所に位置するので、その目印の役も果たしている。また、十二層と十三層の間には、層の立上がり位置に該当しない積上げ段数の少ない粘土塊の列も存在する。これは、十三層に建てられた建物の補強の役を果たしていた可能性がある。

4 瓦葺き・立瓦 盛土が完成すると、各層の屋根部分には本瓦葺き、立面の部分には瓦を立てる（立瓦）。瓦は、丸瓦は無段式（行基式）、平瓦は桶巻き作りで製作されたものが創建瓦である。立瓦の底の高さ調整のために、本瓦葺き部分の最奥の平瓦の広端側に4分の1程度に割った瓦の小片を置く。瓦は、初層立瓦、初層本瓦葺き、二層立瓦、二層本瓦葺きといった順で初層から上層の十二層に向って順次葺き上げていく。立瓦は、丸瓦・平瓦ともに使用するが、並べる順番に規則性はなく、最奥部の平瓦の奥側（広端面）両端と置いた瓦の上に乗るように考えて並べられたと考える。瓦は配列によって丸瓦・平瓦とも狭端、広端両者上に向けて立てる。平面は凸面を前面に向けて立て、凹面を前面に向けて立てるものはない。なお、初層前面は基壇上に瓦葺きはないので、基壇土に瓦を埋込んで立てている。瓦のサイズは他のものより一回り大きいかもしれない。また、軒瓦は出土点数が少ないとから考えて、例えば、初層だけというように限定された場所のみに葺かれたようだ。

5 十三層の建物の建立 十三層は、粘土塊列が直径6mの円形に廻ることから、底面円形の亀腹の上に八角形の木造の小堂を想定する。この小堂の形状は、方形の塔身の上にさらに方形の堂を考えるよりも、同時期の中国敦煌の壁画に八角形の建物が描かれており（図26）、これを基に推定した場合、多角形、奈良時代の建物にもみられる八角形と考えた。また、中世掘削跡から出土する軒瓦に小形のものが多く、土塔本体の瓦とはサイズが異なることから、この小堂には、小形で薄手の瓦が使用されたと考える。

6 基壇外装 寺院の基壇の外装は上屋建物完成後の最終段階で行うので、土塔でも同様であった可能性が高い。基壇は瓦積基壇である。瓦は、通常の瓦積基壇のように平瓦を半裁したものではなく、丸瓦・平瓦を4分の1程度に割ったものを使用する。広狭端、側端、破面のいずれかを前面に向けるが、丸瓦だけは曲率がきついため広狭端を前面に向けるものはない。

以上が、想定できる土塔建立の順序となる。

土塔の補修

土塔は土を盛っただけの構造物であるため、表面に瓦を葺いているといえども崩壊は早かったと思われる。遺構からみると、先に述べたように各層の立上がりは粘土塊列と対応するが、立瓦が粘土塊列より奥の位置で検出された場所があり、粘土塊列上で検出された立瓦は創建瓦である桶巻き作りのものに限定されていたが、この立瓦には後出する一枚作りのものが含まれる。

この状況から考えると、土塔の補修は瓦の補修は行うものの盛土の補修は行っていないことがわかる。一枚作り平瓦の年代観から、8世紀後半頃には一回の大規模な補修が行われたようだ。その後も補修は行われたようで、中世瓦を含む瓦敷きも検出されており、この時期には本瓦葺きは復元せず、瓦敷きで簡略化している様子がうかがえる。

土塔の廃絶

瓦の年代観から、最後に瓦葺きの補修が行われたのは15世紀後半である。土塔北側で検出されている、中世に土塔の北側を区画すると考える東西方向の溝SD1001は、土塔から崩落した大量の瓦を包含し、溝の廃絶に際して、周辺に散乱していた瓦を投棄したと考える。この溝で瓦と共に土器は16世紀前半である。よって、この頃には瓦の崩落が激しかったか、意識的に抜き取られた可能性が高い。いずれにしても、この頃にはすでに土塔の補修も行われていなかったことが伺える。

第3節 土塔の構造復元

第1項 はじめに

土塔は、『絵伝』の大野寺部分の右下に描かれており、これをもとに井上薰氏をはじめとするいくつかの復元案が提示されている〔井上1959〕。

この絵画の土塔は截頭方錐形で、横方向の線が數本描かれていることから、段を表現していると考える。調査前には土に埋もれ、小山の様相を呈していた土塔は、この絵画が描かれた鎌倉時代には、まだ一定の景観を保っていたようだ。さらに、『絵伝』の短冊にも記されているように、「十三重」であることも想定された。調査の結果、『絵伝』を根拠とした復元案では想定していなかった成果を得ることができた。以下では、その成果を基に奈良時代の創建期の構造復元案を提示する。

第2項 形状の復元

復元の前提および方法（図20）

ここで行う土塔の復元にあたっては、以下のことを前提とする。

一連の調査で広い面積を面的に実施されているのは南面の下半部のみで、他は細長い調査区が設定されている。

各層の規模を確定させるため、土取りにより遺構が残存しない北東隅を除き、他の3ヶ所の隅に調査区が設置されており、粘土塊列の隅が検出されている。これらの各隅を対角線として結ぶと、直角に交わるので、各層の隅の多少のズレは認められるものの、ほぼ正確な位置に各段の立上がりが設定されていると考える。これらの各隅を結び、層の一辺を復元したが、先述のように南面を除き細長い調査区で検出した遺構を結ぶことから、遺構の情報の希薄観は否めない。

さらに、土塔は、一部本瓦葺の最奥部が残存しており、復元に資するものの、頭塔のようなくずみで設計された遺構とは違い、復元の際に主な根拠としたのは粘土塊列であるためか、一直線にはならず、振れが認められる。これは後述する頭塔でも認められる事実で、50mを超すようなものを土で造営するとなると、やはり多少の振れが生じるのであろう。

また、基準となる創建時の瓦葺の残存状況も悪いため、その誤差を復元するのは困難である。よって、設計原理は、やはり基壇から十二層までは正方形で、直線を意識していたと考え、復元に際して各辺は直線として復元することとする。

基壇（図21）

調査により、土塔の南東隅付近、南面中央で瓦積の外装を検出したことから、その存在が判明した。復元高 1.2mの基壇の存在が新たに判明した。積んでいる瓦は創建瓦のみなので、この基壇は創建時ものである可能性が高い。ただし、基壇は正方形として復元しているが、調査の際検出した瓦積みは、復元の基壇縁からはやや内側に入る位置にあたり、元々南北辺が短かった可能性もある。

また、基壇縁の横方向の粘土塊列は2、3段積上げられただけであり、土を積上げる際は、外側に粘土塊をさらに積上げて枠としたのか、枠なしで土を積んだのかは遺構からは明らかにできないが、土を垂直に積むには枠となるものが必要であろう。後者の場合立上がり面が垂直にならない可能性がある。瓦積みは、丸瓦・平瓦を4分の1程度に割ったものを積んでいる。平瓦は、各端面だけでなく、割った破面も前面に向けて積んでおり、丸瓦は広端・狭端を前面にすると曲率がきついためか、その積み方をしているものは検出していない。

基壇上面は、埴が出土していないことから、埴敷きではなかったようで、瓦片を敷いていた可能性もあるが、頭塔の基壇上面も土が露出したままであることが想定されており、土塔でも同様であった可能性が高い。

基壇の規模は、一辺 53.1m である。この数値を基に尺度を推定すると、1 尺を天平尺の 29.5 cm で換算すると、丁度 180 尺となることから、土塔創建時に用いた当時の 1 尺の数値とした。しかし、これは小尺であり、もう一方の大尺で計算してみると、大尺は小尺の 1.2 倍であり、1 尺が 35.4 cm で、これを 53.1m で割ると、これも 150 尺でぴたりと割切れる。

通常、大尺は測地尺といい、土地を測るときに使用し、小尺は建物を建てるときに使用するという [森 2010]。土塔の場合構造上どちらにも該当するので、どちらを使用したかは明らかにできない。

また、階段については、西側中央は暗渠設置時に削平されており不明、南側でも据付けた痕跡は検出できなかった。土塔のどちらが正面であるかにもよるが、仮に南側としても、必要な際は臨時に木製のものを取付けたのであろう。土塔の正面は 2 通りの考え方ができる、一つは南側が谷であり、『絵伝』でも西側に門が描かれていることから考えて西側、もう一つは『絵伝』の本堂や現本堂が南面していることから南側。しかし、土塔だけを考えると南側が谷であることから土塔の正面は西側であった可能性が高い。

初層から十二層まで（図22・23）

土塔は、粘土塊を枠としてその内側に土を盛ることによって形成されており、この粘土塊列は、各層前面の立上がりの位置に該当することが判明した。粘土塊列は、基壇縁から十三層までみられるので、各層の一辺の長さが復元できる。全体の形状の復元にあたっては、検出した本瓦葺列、立面の保護のための立瓦、粘土塊列を基に行っている。本瓦葺は、初層から三層の最奥部付近の平瓦列しか残存しておらず、また、立瓦も残存状況は悪く、ごく一部しか検出されていない。さらに、創建当初の状態が残存するものも少く、大概が奈良時代後半の補修時期のものである。

各層の復元の際には、創建当初の本瓦葺平瓦列最奥端および立瓦の位置を優先し、次い

土塔の各層の長さと幅の復元値

| | 一辺長 (m) | 尺度 | 幅 (m) | 尺度 | 勾配 0.3 / |
|-----|---------|-----|---------------|------|----------|
| 基壇 | 53.1 | 180 | 3.3 | 11.5 | - |
| 初層 | 46.5 | 158 | 2.7 | 9 | 0.111 |
| 二層 | 41.1 | 140 | 2.4 | 8 | 0.125 |
| 三層 | 36.3 | 123 | 1.8 | 6 | 0.167 |
| 四層 | 32.7 | 111 | 1.8 | 6 | 0.167 |
| 五層 | 29.1 | 99 | 1.5 | 5 | 0.200 |
| 六層 | 26.1 | 89 | 1.5 | 5 | 0.200 |
| 七層 | 23.1 | 78 | 1.5 | 5 | 0.200 |
| 八層 | 20.1 | 68 | 1.2 | 4 | 0.250 |
| 九層 | 17.7 | 60 | 1.2 | 4 | 0.250 |
| 十層 | 15.3 | 52 | 1.2 | 4 | 0.250 |
| 十一層 | 12.9 | 44 | 0.9 | 3 | 0.333 |
| 十二層 | 11.1 | 38 | 2.4+ α | | 0.333 |
| 十三層 | 直径 6.0 | | | | - |

で粘土塊の列を基準とした。立瓦と本瓦葺の最奥端の接点は、粘土塊の列の中央に位置するものと、内側（中心）端に位置するものがあり、今回は粘土塊列の内側を基準とすることとした。復元にあたっては、先述のように全面にわたって調査を行っておらず、間隔のあいた調査区で検出した遺構を直線で結んだが、これは、設計原理が平面は正方形を基本としていると仮定できるためである。よって、遺構とは多少のズレがみられる場所もある。このことは、頭塔でも設計原理は正方形が想定されているものの、上層、下層ともに構造上の欠陥がみられ、下層では基壇と塔身に主軸の振れがあることや、基壇が正方形にならず台形であること、塔身の辺が屈曲することが確認されており、上層でも基壇が台形となり、それにあわせて塔身を施工したため、塔身も同様な状況となってしまっている〔奈文研 2001〕。土を積んで建造物を造る際の限界点があるようだ。

土塔の復元図（図 24）および数値を提示した。この数値は、初層より上層は先に示した 1 尺 29.5 cm を基に尺度を求めているが、端数が生じた場合は、四捨五入の整数値を各層の尺度とした。第 1 表の数値をみると、基壇から何層目までかは確認されていないが、下の方の層は、基壇は 3.3m、初層は 2.7m、二層は 2.4m といったように数尺単位で幅を減じており、三・四層では 1.8m、五～七層では 1.5m というように、同じ幅の層が幾層か続き、通減は一定ではなくなる。つまり、縁付近が広く、上の方の層にいくに従って狭くなっている。断面形は裾広がりで、上部の傾斜が急な、いわゆる富士山形を呈する。これは、盛土が堅固でないことに起因していると考える。そのため、腰高に積上げることはできず、一辺 53m の長さに対して、版築を行わない盛土でいかに高く見せるかの工夫をしていると考える。この結果が、約 9 m という版築を行わない盛土で構成される十二層までの高さの限界となったのであろう。

一方、丸瓦・平瓦には、長さ約 34 cm のものと約 30 cm のものがあり、これは使用場所を限定したための法量の差と考え、本瓦葺には 34 cm のものを、立瓦には 30 cm のものを使用していることが想定できる。

前面の立上りが 30 cm、対応する奥の高さは、8.6m から基壇の 1.2m を引いた 7.4m を 12 で割ると約 60 cm となる。これは、現況での粘土塊の標高差と近似する。これにより、屋根の勾配を求めることができる。屋根の勾配も、各層の高さが一定なのにに対して各々幅が異なるので、下層は勾配が緩く、上層にいくに従って急になる。屋根の勾配は、初層から四層までは 10% 台で、特に初層や二層はほとんど傾斜がないに近い状態である。頭塔では瓦を葺く奇数段が 25～30% の勾配であり、土塔では八層以上でようやくこれに近い勾配となる。

十三層（図 21）

塔頂部にあたる十三層は、『絵伝』には宝珠と露盤が描かれている。調査では、これを裏付ける遺構は検出していない。塔頂部の平坦面は 6 m 以上あり、『絵伝』では塔頂部いっぱいに宝珠と露盤が描かれているが、数 m もある宝珠や露盤は考えがたい。絵画であるので実際とは異なり誇張して描かれていると考える。

発掘調査の結果、粘土塊列は直径 6 m の円形に廻ることが明らかになっている。また、中心部は後世の盛土の流失に加え、15 世紀後半頃の掘削跡でも削平されており、遺構からは奈良時代の状況を復元するには至らない。

しかし、主にこの掘削跡を中心として、十三層の構造を復元する材料となるべき遺物が出土している。それは、凝灰岩、炭化木、小形の瓦、須恵質の相輪片である。奥田尚氏の観察結果によると、凝灰岩は二上山鹿谷寺北方で採取されたピンク凝灰岩で、一定量出土しており、掘削跡の塔頂付近から凝灰岩の碎片を含む層が検出されている。炭化木は 2 点が分析されており、材は松材で、C14 年代測定法では、創建年代よりはやや遅れ、測定誤差も考慮する必要があるが、740 年と 779 年の測定値がでている。小形の瓦は、他の瓦に對して小振りで、厚さも薄い。また、軒瓦も小形の軒丸瓦 M-11、軒平瓦 H-7 が出土している。特に、H-7 は出土点数の約 4 分の 1 が掘削跡からの出土である。しかし、この軒瓦は奈良時代末に属することから、後の時期に葺かれたものと考える。軒瓦を除くこれらの遺物から、創建時の十三層を大胆に復元すると、円形の亀腹の上に木造の八角形の建物が建っていたと推定する。屋根は薄手の瓦を使用した本瓦葺であった可能性が高く、創建当初は軒瓦はなかったと思われる。これをアジア的視点でみると、日本の奈良時代に並行する中国敦煌の壁画（第 217 窓）に円形の基壇を持つ塔が描かれている例があることや（図 26）、頭塔では塔頂で直径 46 cm の心柱痕跡と遺構面から 2.12m 下に心礎が検出されており、心柱を持つ八角形の小仏堂が想定されていることなどから、これらに類似する形状の小塔を想定することも可能であろう。

また、出土した不明須恵質・瓦質製品は小破片が多いものの、復元して組合せると、陶製の相輪になるものとおもわれる。しかしながら、土塔では中心部に心礎があるかどうかの確認を行うための地下レーダー探査が実施されているが、礎石が存在するという反応はなく、現状では心礎の存否は不明である。

第 3 項 瓦葺構造の復元

瓦葺の構造（図 24・26）

土塔の初層から十二層の屋根に相当する部分は本瓦葺である。また、各層の立面には、土の崩壊を防ぐため立瓦を立てている。軒瓦の使用については、出土量も少ないことから、全面に軒瓦が葺かれたとは到底考えられず、どの場所かは限定できないが、ごく限られた場所にだけ葺かれたと考える。ただ、葺かれた場所を想定できるものとして、「神龜四年」銘軒丸瓦がある。3 点中、1 点が北西隅二～三層の隅付近から、もう 1 点は土塔の範囲外ではあるが南西隅から出土しており、隅下り棟に葺かれていた可能性が高い。軒瓦がほとんど無いということは、軒先の丸瓦は通常どおり葺くが、平瓦は広端を前に葺いたのであろう。また、平瓦を 2 枚重ねていた可能性も想定しておきたい。一方、頭塔では軒瓦が使用されており、かつ軒平瓦には顎に朱線の付くものが出土していることから、少なくとも軒瓦の部分には瓦座があったようだ。土塔の創建期の丸瓦は無段式、平瓦は桶巻き作りで製作されたものを葺く。

遺構としての残存は、丸瓦は葺かれた状態のものは全く残存しておらず、平瓦も最奥部から1~2枚程度が残るのみで、こちらも残存状態は決して良くない。これら平瓦は、盛土の上に直接葺かれており、葺き重ねが残るところを観察すると9cmと浅い。出土した丸瓦・平瓦のうち数量が多い長辺が34cm程度の長さのものが使用されたと考えられる。また、各層の幅が異なるので、各層に葺かれる縦列の枚数も各々異なる。瓦を葺く際、平瓦の葺き重ねを9cmとして、軒先の丸瓦と平瓦の先端を揃えると、各層の幅が一定でないので、必ずしもぴったりと収まるとは限らない。最奥部しか瓦葺が残っていないため、この重なりの9cmが全てにあてはまるのかどうかの確認はなく、最奥部の調整のために葺き重ねの寸法を変えている可能性も考えておく必要がある。

また、丸瓦と平瓦の重なりの位置を合わせて葺くと、立瓦との接点について問題が生じ、立瓦は凸面を前面に向けるので、丸瓦を平瓦の前面に合わせて盛土に押し込みでもしない限り前面が揃わないので、本瓦葺の最奥の丸瓦の位置が立瓦の曲率によって左右されることがとなる。そうした場合、最奥部だけ葺き重ねで調整したのか、平瓦との葺き重ねの位置を無視して葺いたのか、葺いた状態の丸瓦が全く残存していないかったので検証できない。

次に、立瓦であるが、丸瓦・平瓦とも全て凸面を前面に向けており、凹面を前面に向いているものはない。立瓦は、本瓦葺最奥の平瓦の上に4分の1程度に割った瓦を置き、この瓦と最奥の平瓦の広端の両隅とで底面の水平を調整して立てており、この置いた瓦片が支えとなるように配列されたと考える。それに加え、広端・狭端を天地交互に並べた方が隙間は少くなる点も考慮された可能性がある。

また、本瓦葺最奥の丸瓦の狭端は、立瓦の下部を押さえ、転倒を防ぐ役を、また、上層の軒先の平瓦は立瓦を上から押さえる役割を各々果たしていたと考える。のことから、木造塔では瓦を上層から下層に向けて葺いていくのに対して、土塔では、本瓦葺、立瓦の順で、初層から十二層に向けて順に葺いていったと考えざるをえない。さらに、遺構では確認できていないが、裏ごめとして粘土などを詰めていたことも想定できる。立瓦は部分的にしか残存しておらず、使用する瓦の並びや広端・狭端どちらを上に向けるかについての規則性は、遺構からは明らかにできないが、このような諸要素を勘案したうえで配列されたのであろう。

瓦の枚数

本瓦葺の枚数

瓦の枚数であるが、各層の一辺の長さを平瓦の広端の幅27cmで割ると、各層の平瓦の横方向の列数が算出でき、各々の瓦は1.5cmの間隔をあけて葺かれたと想定した。屋根の隅の部分は平面三角形なので両端あわせて正方形として考える。よって、一辺の長さは片側の隅の部分を引いた数値になる。例えば、初層では46.5mが43.8mとなる。その長さを平瓦の広端幅の27cmと隙間の1.5cmを足した28.5cmで割ると、何列かが算出できる。初層例では、今算出した43.8mを0.285mで割った154が平瓦の列数である。列数は計算で少數点以下の端数が生じる場合があるが、切り上げて計算している。

また、平瓦の長さ34cmで葺き重ねを9cm、軒先の出を3cmとして各層の幅をこれで割ると、縦方向の枚数が算出できる。これにより各層の一辺の平瓦の枚数を算出し、丸瓦は平瓦と同枚数と考えるので、平瓦の枚数の2倍が各層の本瓦葺の枚数となる。初層では、縦列11枚、横列154枚なので、これらを掛けた1,694枚が一面の枚数となり、4面なのでこれの4倍の3,388枚が初層の総枚数となる。この要領で十一層までは算出できる。しかし、十二層は十三層の円形の亀腹までの瓦葺となるので、方形である十一層以下と同様な計算式では算出できない。ここでは亀腹に接する部分までを方形とみなして十一層以下と同様に計算し、そこから上部は平面で瓦葺を復元し手計算した。一面の丸瓦は40枚、平瓦は42枚となり、四面で328枚となり、これに手計算による $358 \times 4 = 1,432$ 枚を足すと1,760枚が十二層の総枚数となる。初層から十二層までの一面の平瓦の合計が7,606枚であり、これに丸瓦を足すために2倍、さらに4面なので4倍すると、合計60,848枚となり、これが試算による土塔の本瓦葺の合計枚数である。

参考までに、1m²あたりの枚数を算出し、これを全体の面積にあてはめる方法も試みた。この場合軒の出3cmを考慮している。試算する任意の面積の $1.960 \times 1.910\text{m} = 3.7436\text{ m}^2$ では、丸瓦・平瓦とも49枚である。この枚数を3.7436m²で割ると1m²あたりの枚数が算出でき、丸瓦・平瓦各13.089枚となる。この枚数に本瓦葺される総面積2239.64m²を掛けると、29,314.648枚となり、この倍が本瓦葺の総枚数58,629枚となり、先の計算より2,131枚少ない数値となる。

本瓦葺枚数試算表

| | 一辺長 (m) | 平瓦縦列 枚数 | 平瓦横列 枚数 | 一面の平瓦 の枚数 | 一面の瓦の枚数 | 各層の瓦の枚数 |
|-----|------------|------------|------------|--------------|---------|---------|
| 初層 | 43.8 | 11 | 154 | 1694 | 3388 | 13552 |
| 二層 | 38.7 | 10 | 136 | 1360 | 2720 | 10880 |
| 三層 | 34.5 | 7 | 121 | 847 | 1694 | 6776 |
| 四層 | 30.9 | 7 | 109 | 763 | 1526 | 6104 |
| 五層 | 27.6 | 6 | 97 | 582 | 1164 | 4656 |
| 六層 | 24.6 | 6 | 87 | 522 | 1044 | 4176 |
| 七層 | 21.6 | 6 | 76 | 456 | 912 | 3648 |
| 八層 | 18.9 | 5 | 67 | 335 | 670 | 2680 |
| 九層 | 16.5 | 5 | 58 | 290 | 580 | 2320 |
| 十層 | 14.1 | 5 | 50 | 250 | 500 | 2000 |
| 十一層 | 12.0 | 4 | 42 | 168 | 336 | 1344 |
| 十二層 | 10.2 | (10) | 36 | 328 | 656 | 2624 |
| 計 | | | | 7595 | 15190 | 60760 |

立瓦の枚数

次に、立瓦であるが、検出された場所は異なるが、瓦の枚数は丸瓦 18 例、平瓦 13 例で、丸瓦と平瓦の枚数の比率は約 3 : 2 である。数量は少ないが、一応これを丸瓦と平瓦の比率と考える。枚数を算出するには、全ての瓦が狭端を上に向けて立てているものとして考えることとする。立瓦は本瓦葺より小形の瓦を

使用しており、広端幅は丸瓦が 17 cm、平瓦が 24 cm である。数量比が 3 : 2 なので、この比率での丸瓦と平瓦の組み合わせでの長さは、丸瓦 3 枚、平瓦 2 枚で各々 51 cm と 48 cm となり、合わせると 99 cm である。初層は 46.5 m なので 0.99 m で割ると 46.97 組できることになる。この数値に丸瓦の 3 枚、平瓦の 2 枚を掛けたのが初層の丸瓦・平瓦の各枚数となり、丸瓦 141 枚、平瓦 94 枚である。これを各層について行うと、総枚数は 6,303 枚となる。もう一つの方法として、1 mあたりの枚数を算出する方法で計算を行う。例として初層で試みると、先述のように丸瓦 3 枚、平瓦 2 枚で 99 cm であり、1 mあたりの枚数は丸瓦が $3 \text{ 枚} \div 0.99 = 3.030$ 枚、平瓦が $2 \text{ 枚} \div 0.99 = 2.020$ 枚となる。この数値に初層の一辺の長さを掛けると、初層の枚数が算出でき、丸瓦が 141 枚、平瓦が 94 枚となる。総枚数は 6,303 枚となり、先述の計算方法と同じ数値である。

瓦積基壇の枚数

基壇外装の瓦積みに使用された瓦の枚数であるが、基壇は 1.2 m の高さなので、瓦片を 31 段積上げることができる。基壇は 4 分の 1 程度に割った瓦んでおり、側端と狭広端ともに前面に向いているので、2 枚合わせても長さが瓦一枚分に達しない場合もあるが、ここではこの積上げた破片 2 枚分で完形の瓦 1 枚分の長さ約 34 cm

立瓦枚数試算表

| | 一辺長 (m) | 組数 | 丸瓦枚数 | 平瓦枚数 | 一面の枚数 | 各層の枚数 |
|-----|---------|-------|--------|--------|---------|---------|
| 初層 | 46.5 | 46.97 | 140.91 | 93.94 | 234.85 | 939.39 |
| 二層 | 41.1 | 41.52 | 124.55 | 83.03 | 207.58 | 830.30 |
| 三層 | 36.3 | 36.67 | 110.00 | 73.33 | 183.33 | 733.33 |
| 四層 | 32.7 | 33.03 | 99.09 | 66.06 | 165.15 | 660.61 |
| 五層 | 29.1 | 29.39 | 88.18 | 58.79 | 146.97 | 587.88 |
| 六層 | 26.1 | 26.36 | 79.09 | 52.73 | 131.82 | 527.27 |
| 七層 | 23.1 | 23.33 | 70.00 | 46.67 | 116.67 | 466.67 |
| 八層 | 20.1 | 20.30 | 60.91 | 40.61 | 101.52 | 406.06 |
| 九層 | 17.7 | 17.88 | 53.64 | 35.76 | 89.39 | 357.58 |
| 十層 | 15.3 | 15.45 | 46.36 | 30.91 | 77.27 | 309.09 |
| 十一層 | 12.9 | 13.03 | 39.09 | 26.06 | 65.15 | 260.61 |
| 十二層 | 11.1 | 11.21 | 33.64 | 22.42 | 56.06 | 224.24 |
| 計 | | | 945.45 | 630.30 | 1575.76 | 6303.03 |

として計算すると、一辺 $53.1 \text{ m} \div 0.34 \text{ m} = 156$ 枚分の長さに相当する。破片は約 4 分の 1 に割られているので、 $156 \times 31 \div 2 = 2,418$ 枚が一辺に使用される瓦の枚数となる。これが 4 辺分必要となるので、 $2,418 \times 4 = 9,672$ 枚となる。さらに、隅の部分も加え、この部分は破片 31 枚分なので、一つの角に瓦 8 枚分なので 32 枚。あわせて基壇だけで 9,704 枚の瓦が必要となる。

総枚数

以上で、各部分に使用された瓦の枚数の計算を行ったが、瓦の縦横の列数を算出する方法では、本瓦葺 60,760 枚、立瓦 6,303 枚、計 67,063 枚、単位面積での算出方法では本瓦葺 58,630 枚、立瓦 6,303 枚、計 64,933 枚である。これに基壇の枚数 9,704 枚を加えると、各々 76,767 枚と 74,637 枚となり、2,130 枚の差となる。いずれの方法にしても、7 万枚を越える瓦が必要となる。さらに、降り棟は遺構として全く残存していないかったので、復元には至っておらず、これを加えるとさらに枚数は増加する。ただ、算出した各方法のうち、単位面積を求める方法では全ての瓦列の間隔を勘案していないので、前者の瓦の縦横の列数を算出する方法の方が、より実数に近いと考える。

第4項 まとめ

土塔は、調査成果に基づき以上のような復元案を考えた（図 25）。しかし、北東部約 4 分の 1 が土取りで欠失しているのに加え、離れた調査区の成果を繋いで復元を行っているため、設計原理の復元は行えたものの、実際の誤差などを詳細に検討することができなかった。頭塔でも、下層頭塔では基壇、塔身の平面が正方形でない、塔身の各辺が一直線にならない、基壇上面が水平でない、基壇と塔身の主軸が逆、上層頭塔でも塔身の平面が正方形にならない、同一面の石積みが平行でない、同一面の石敷きの勾配が一定していないなどの欠陥がみられる。頭塔よりも規模の大きい土塔でも欠陥が想定されるが、それを明らかにすることはできなかった。しかし、段丘面の整地には 40 cm 差とやや比高差がみられたものの、初層の粘土塊の積上げの底面の標高を比較すると、ほぼ同一の高さで積上げはじめており、比較的精巧な測量技術の元に建立されたと思われる。

一方、盛土工法については、粘土の塊を用い、その間に土を盛っていくという工法を探るが、粘土塊一段と盛土一層が対応しており、粘土塊を一段積んでは一層盛土するという手間のかかる工法を探る。この粘土塊は、各層の立上がり位置に該当する箇所に並べられており、盛土の枠だけでなく、位置決めの性格も付与している。この方法だと粘土塊を並べる位置さえ決まれば、あとは人手さえあれば、人海戦術でひたすら土を盛っていくという利点がある。盛土による構造物を作成する際には、非常に合理的な工法を探っていることができる。

これを土塔建立の意義としてとらえれば、当時主流であった木造の塔を築くには、建築に関する専門知識、技術が必要なことはいうまでもないが、土塔では正確に測量を行い、基壇および各層の位置さえ確定できれば、後はひたすら粘土塊を積み、盛土を行えば形成されていく。行基は、木造塔のような専門技術が必要でなくとも、土木の測量技術があれ

ば建立できる土塔を選択したと考える。それは、紛れもなく後述する多くの知識がともに参加できる形態として、最も理想的なものであったからに違いない。

最後に、完成までには何年要したかが問題となるが、727（神亀4）年に起工し、「神亀五年」の文字瓦が出土しており少くとも2年間は工事を行っていたことがわかる。しかし、集団の人数の多さと他の建築と異なり土を積んでいくだけという単純さから考えると、さほど年月を要することなく、数年で完成した可能性が高いと思われる。

第4節 軒瓦の編年からみた大野寺・土塔の盛衰

大野寺跡および土塔^⑩で出土した軒瓦は、大野寺・土塔建立の奈良時代から江戸時代までの軒丸瓦47型式、軒平瓦46型式が出土している（図27）。これらの中には、同じ范で製作された瓦でも技法が異なるものや、巴紋や連珠紋ではさらに多くの型式に細分が可能なものもある。以下では、これらの軒瓦について編年案を提示し、大野寺および土塔の変遷を探り、若干の考察を加えてみたい。

大野寺跡と土塔では、先述のように多くの型式の軒瓦が出土している。これらの中には、大野寺跡の調査で出土するが、史跡土塔の調査で出土しないもの、またその逆のものもある。実際に土塔に葺かれたものとそうでないものに分かれるのかどうかは、土塔にどのように軒瓦が葺かれていたかを考察した上で結論を導かなければならぬが、史跡土塔の調査ではその結果を導き出せるような成果が上がっていない。ただし、軒瓦の出土数量からみて十三層すべてに軒瓦が葺かれていたとは考えられず、軒瓦は限られた場所にしか葺かれていたなかったと考えざるをえない。

しかし、土塔の北・西側の調査では、奈良時代に遡るような遺構がみつかっていないことから、現在のところ、大野寺は、奈良時代には土塔以外には建物が存在しなかった可能性が高い。削平されている可能性は残されているものの、他遺構が一定の深度を保っていることから、削平を受けても一定残存している可能性が高く、完全削平の可能性は低いと考える。この想定が正しいとすると、土塔周辺の奈良時代の瓦は、すべて土塔に葺かれていたということになる。そして、『絵伝』に本堂や門をはじめ、各堂舎が描かれていることから、遅くとも鎌倉時代には伽藍の整った寺院になっていたようだ。

第1項 奈良時代

まず、奈良時代から論をはじめるにあたり、先述のような状況であるので、奈良時代の軒瓦の帰属は、基本的には土塔に葺かれていたものとして論を進めていきたい。

土塔の築造は、『行基年譜』に記されているように727（神亀4）年であり、まさしくこの年号の記された軒丸瓦（M-1 図27-1・33）が出土したことから、この瓦を創建瓦にあてることができる。この瓦は、八葉複弁蓮華紋軒丸瓦で、瓦当復元径は17.0cm、瓦当厚は1.9cm、中房径は7.3cm、中房内には「神亀四年□卯年二月□□□」と記す（□は欠字）。内側に「神亀四年」、外側に「□卯年二月□□□」と記す。「神亀」は縦位置に、「四年」は文字の頭を中心に向け、「□卯年二月□□□」は文字を瓦當中央に向けて、瓦當左半部下方

を始点として、中房の円弧に沿って記されている。これらの文字は、范に彫り込まれたもので、中房が低いので彫り直しではなく当初からのものである。丸瓦は、瓦当部の裏面に溝を彫って接合している。丸瓦凹面側の接合時の補強粘土の部分に、丸瓦の凹面に入れた平行の刻みの痕跡がネガとして残っている。

この型式の軒丸瓦は、3点出土した。図27の1は、土塔南西隅付近の大門池斜面の中世堆積層から出土したもの（瓦当左半）と、同じく土塔南西隅に築かれていた古墳時代の須恵器窯跡付近の灰原を搔き上げた土と江戸時代の灰白色粘土の整地層とが互層になったところから出土したもの（右半）が接合したものである。後者はかなり摩耗しており、出土地点も数10m離れることから、瓦崩落後二次的に移動したものと思われる。2は、土塔北西隅付近から出土したもの（12次調査の4-2トレンチ）、3は、土塔西辺南半部のB南地区の攪乱から出土したもの（3次調査）。軒瓦に年号を記録したものとしては、国内最古のもので、出土した場所から隅軒に葺かれたものと考える。また、軒瓦の絶対数が少ないことから、十二層全ての軒に軒瓦が葺かれたとは考えにくく、「神亀四年」銘軒瓦も初層のみ葺かれたのであろう。

これと同じく創建瓦に比定できるのは、平城宮式の軒瓦のセット（M-2・H-2）で、各々平城宮6304と6689系にあたる。軒丸瓦M-2は、八葉複弁蓮華紋軒丸瓦で、平城宮6304系の紋様である。直径15.6cm、瓦当厚は1.5cmの薄手もの（M-2 図27-2）が6点と2.9~3.4cmの厚手のもの（M-2' 図27-3）が5点あり、紋様はM-2の方がシャープで、M-2' のものはかなり摩滅しており、范傷もかなり増えている。弁は八葉複弁としたが、作范時にうち二ヶ所の弁の紋様の割付に失敗しており、单弁になっている。従って、M-2・M-2'は正確には七葉の複弁と二葉の单弁ということになる。丸瓦の取り付けは瓦当裏面に溝を彫り接合している。また、接合の際、丸瓦凸面に広端から幅4cmにわたり格子の刻みをいれている。凹面側は不明。この型式は土師町に所在する土師觀音廃寺出土の軒丸瓦と同范である。土師觀音廃寺例も接合の際、丸瓦の凸面に格子状の刻みを入れている。凹面側は刻みを入れていることはわかるが、形状は不明。瓦当と丸瓦の取り付き角度は、土師觀音廃寺出土のものは0°と180°があるが、土塔出土のものは、M-2は不明で、M-2'は0°である。また、両者に范傷があるが、M-2'は傷の数が増えている。土塔出土の軒丸瓦でみられる范傷が土師觀音廃寺出土の軒丸瓦でみられないことから、土塔の方が後出することがわかる。M-2は土師觀音廃寺から持ち運ばれたものかも知れない。

これと組む軒平瓦は、均整唐草紋軒平瓦で、平城宮6689系の紋様である（図27-4）。脇区は范を切り縮めた可能性があり、唐草の3反転目の上から脇区界線を彫り込んでいる。下外区の左から2番目と右から3番目の珠紋に范傷が存在する。顆の形態は曲線顆である。外縁上部を三日月状に面取りするが、両端には及ばず、また、側端上部も幅1.5cmの面取りを行う。この型式は、土師觀音廃寺出土軒丸瓦と同范であるが、同寺の瓦には范傷が存在しない。顆は曲線顆で、焼成は軟質である。5点出土している。奈良時代前半に属し、創建瓦である。

これらの軒瓦の紋様は、平城宮では編年II-1期に位置づけられ、実年代は721(養老5)年頃から729年の天平初年頃、720年代であり、土塔の建立時期と合致するが、この時期は、まだ行基が国家から迫害されていた時期であり、瓦として平城宮式という国家と関連のある紋様を採用できたか一考する必要があり、補修瓦として採用した可能性が高い。

この平城宮式軒瓦のセットは、范傷の検証から土師觀音廃寺で范が使用された後、土塔に使用されたという前後関係が明らかになり、軒丸瓦をみると両寺院で同じ技法で製作されているものがあることから、土師觀音廃寺で軒瓦を製作した集団が土塔の瓦製作にも携わったと思われる。

また、軒平瓦が土師觀音廃寺も土塔のものも曲線顎であることから紋様の年代観に引きずられず、やや年代を下げて考えておく方がよいかもしれない。

また、同じく奈良時代の軒瓦では、重圏紋軒丸瓦のM-4(図27-7)とM-5(図27-8)がある。M-4は、重圏紋軒丸瓦で瓦当径12.1cm、瓦当厚は1.3cmとやや小形である。瓦当裏面に指頭痕が残る。丸瓦との接合は、瓦当裏面に溝を彫って接合している。

この型式のものは、京都市伏見区のおうせんどう廃寺、がんぜんどう廃寺で出土しており、范傷による同范関係は確認できなかったが、珠紋の配置から、同范である可能性が極めて高い。天平年間前半に属し、4点出土している。これらの京都の二寺は、木村捷三郎氏が行基建立の法禪院に比定されているが[木村1989]、両寺とも開発により消滅しており、考古学的にはオウセンドウ廃寺=法禪院の実証は難しいが、土塔と同范の可能性のある瓦が出土したということは、土塔と山背の寺院間で有機的つながりがあったと推測でき、山背の二寺も行基建立寺院である可能性が高くなつたといえよう。法禪院は731(天平3)年建立の寺院で、大野寺よりは4年遅れて建立されているが、重圏紋軒丸瓦の先後関係は不明である。また、この瓦は、かつて平安時代に属すると考えられてきたが、重圏紋であり、また、土塔と同紋である点も考えると奈良時代のものと考えて大過ないと思われる。

また、もう一型式の重圏紋軒丸瓦(M-5 図27-8)は、3点出土している。一番内側の圏線の内側に波状紋をヘラで書き込んでおり、周縁はない。また、真ん中の圏線と外側の圏線との間に范傷および木目が見えている。瓦当と丸瓦との接合は、剥離部分に浅い指頭痕が残ることから、軽く押さえる程度で接合しており、主として瓦当裏面の丸瓦凹面側補充粘土だけで固定している。紋様や技法的にも雑な面が目立ち、難波宮など都城出土の重圏紋軒丸瓦の年代からは下ることが考えられ、8世紀中頃を想定しておきたい。

また、特異な軒丸瓦として、M-3がある。これは、瓦当は范押ししたものではなく、周縁に沿って波状紋を描く。技法も稚拙で、接合の際も瓦当裏、丸瓦とも未加工である。瓦工人が製作したものではなく、波状紋を描くことから、須恵器工人の作になると考える。

さらに、奈良時代の軒瓦は軒平瓦のH-3(図27-10・11)があり、14点出土しているが、これと組み合うだけの数量が出土している軒丸瓦が存在しない。

また、軒丸瓦のうち一本作りで製作されているM-9(図27-14)がある。

軒平瓦H-4(図27-15)は、紋様が平城宮6663型式の系譜を引いており、胎土、焼成

がM-9と類似し、出土量からもM-11と組み合うと考える。これらは、土塔上からも周辺からも普遍的に出土する。このセットが、奈良時代後半に入つての修復の際に主に採用された軒瓦であろう。土塔では奈良時代の後半に、すでに屋根の補修を行っていたことが明らかとなっているが、この軒瓦の時期頃であろう。

以上、土塔の奈良時代の軒瓦を概観してきたが、土塔建立期には川原寺式軒丸瓦の系譜を引く「神亀四年」銘軒丸瓦や平城宮式軒瓦、その後も重圏紋軒丸瓦といった、いわゆる中央系の軒瓦が採用される。平城宮式軒瓦が土師觀音廃寺と同范であることから、行基と同寺の建立氏族のひとつに比定できる土師氏とのつながりでこの型式のものが採用されたと考えられるが、軒瓦の紋様の性格から考えて、中央との結びつきのもと採用されたと考えるのが自然であろう。そう考えた場合、国家の行基容認後に採用された可能性が高いと思われる。

第2項 平安時代

次に、平安時代の様相をみていくことにする。

小形の八葉单弁蓮華紋軒丸瓦M-11(図27-12)とH-7(図27-13)のセットがある。瓦当径10.6cm、瓦当厚1.4cmで、中房には蓮子を配さない。瓦当左半部の真横の位置にくる弁の根元、およびその一枚下の弁端から周縁にかけて范傷がみられる。瓦当裏面は指頭痕が残る。丸瓦の取り付けは、瓦当裏面の上端から1.5cmほど下がったところに溝を彫り、接合している。瓦当と丸瓦の取付角度は全て0°である。丸瓦は凹面に布目痕がわずかに残る。また、瓦当周縁部側縁には范端の痕跡が残り、范が周縁外側までかぶるA型范を使用していたことがわかる。

軒平瓦H-2は、均整唐草紋軒平瓦で、全長27cm、瓦当縦幅2.7cmで、瓦当の厚さは平瓦と同じ厚さである。瓦当上部は5~6cm、下部は1.0cm程度面取りを行うものがある。顎の形態は直線顎である。平瓦は一枚作りで、厚さ2.1~2.5cmで、凸面には縦位の縄目のタタキ痕が残るものがあるが、タタキの後、基本的に縦位のヘラ削りを行うため縄目のタタキ痕は残らない。一方、凹面は布目痕が残る。側端部は凹面側に面取りを行うものと、凸面側に行うものがある。瓦当と平瓦との接合は、平瓦広端部の凸面側をカットして接合するものと、凹面側をカットして接合するものがある。隅切瓦が1点、隅切瓦にしようとして、凹面側に切り目を入れたものが2点ある。隅切瓦で割ったものは、凹面側から切り目を入れて割るが、破断面は調整せず、割りっぱなしである。焼成はやや軟質のものが多い。長岡宮期に属し、45点と多量に出土している。中世掘削跡から出土するが、塔頂付近で完形に近いものが出土する。

軒丸瓦M-11と軒平瓦H-7は、平安時代初期の8世紀後半、長岡宮期に属すると考える。軒丸瓦は、軒平瓦に比べて紋様が単調である。出土点数が軒丸瓦17点、軒平瓦48点と多く、数量からみれば創建時に遡らせて考えることもできるが、軒平瓦の平瓦部が一枚作りであること、類似した紋様の軒丸瓦が京都府長岡京市の南春日廃寺で出土していること^⑩、軒丸瓦がA型范であることから、年代は9世紀初頭を下ることはないと考える。

また、平安時代後期も各型式の点数が少ないが、総量としては一定量の瓦が出土している。この時期の瓦は、土塔でほとんど出土しないことから、鎌倉時代に描かれた『絵伝』に描かれている堂舎群がこの時期に整備された可能性が高く、これらの建物に葺かれた瓦の可能性がある。

平安時代後期は和泉地域においては、爆発的に寺院建立が行われる時期で、採用される軒瓦の紋様もひとつの堂舎に多型式の紋様のものが葺かれるといった状況で、大野寺の堂舎もこの例に漏れなかったと思われる。中でも、深井清水町A遺跡と同范の軒丸瓦M-15やM-21の量が多く、中心的に採用された瓦であったことがわかる。

M-14とH-11は河内国分寺でも出土しており、同范かどうかは確定できなかったが、同じ紋様のセットが他寺院で採用されていることは、瓦工人の移動や范の動きを考える上で重要である。他寺院の例をみても、この時期の瓦工人集団は移動してその地で瓦製作を行っていることが判明しており〔近藤1998〕、この場合、おそらく和泉から河内へ移動したのであろう。

また、当寺院と同范・同紋の軒瓦の出土寺院をみると、河内国分寺を除くと和泉南東部から隣接する河内南西部に集中しており、大野寺の瓦を製作した集団は、当地周辺での移動が多かったと推定できる。

さらに、平安時代末～鎌倉時代は、巴紋軒丸瓦と連珠紋軒平瓦が、土塔周辺からほとんど出土しないことをみると、この時期にもこれらの軒瓦を採用しての土塔の補修ではなく、これら軒瓦も大野寺の堂舎に葺かれたものと考える。

第3項 鎌倉時代～室町時代

中世瓦は奈良時代の瓦に混じって出土するが量は奈良時代に比べると少量である。鎌倉時代以降では、南北朝時代、14世紀末頃に大規模な修造が行われたようであり、中世では最も大量の軒瓦が出土している。巴紋軒丸瓦T-18・19・20や軒平瓦H-19・20がこれに該当する。ただし、この時期も丸瓦・平瓦の量は限られている。西面三層のように、一部葺いた状態で出土した例があるものの、西面初層や南面二層のように中世だけでなく、奈良時代の瓦も使用し、割れた瓦を敷くだけで葺いた状態に変えたのではないかと想定できる例もある。

丸瓦・平瓦の出土量が少ない中で、この時期の重要な資料として「口慶二年」と記された紀年銘丸瓦が出土している。この年号は、延慶2(1309)年、正慶2(1332)年、嘉慶2(1388)年のいずれかにあたると考える。先に述べた14世紀末頃の大規模補修に伴う軒瓦の年代観を考慮した場合、嘉慶2(1388)年の可能性が一番高い。また、M-22型式は同紋のものが真言(律宗)系の寺院でみられるのは興味深い。

次に、中世掘削跡からは軒平瓦H-19が出土しており、中世掘削跡を埋めた後、その上面にH-21が葺かれていることから、それが掘られたのは14世紀末以降、15世紀後半の間に比定できる。掘削後すぐ埋め戻した可能性が高いことから、15世紀後半に掘削されたと考えるのが妥当であろう。

土塔で出土する軒瓦は、この軒平瓦H-21が最も新しく、これ以後瓦の葺き直しがなかったと考える。3・5次調査の際に検出した、土塔の北側を東西に走る中世に掘削された溝S D1001は、土塔に葺かれていた瓦を大量に包含し、かつそこから出土する最新の土器が16世紀前半のものであった。このことは、土塔の補修が行われなくなった時期を示していると考えられ、以後、土塔は崩壊の一途をたどっていったものと考える。

寺域からは、江戸時代の瓦も出土している。江戸時代には現在の本堂が再建されたり、弘化4(1847)年の土師村の絵図にも、いくつかの堂舎が描かれていることから、これらの建物に葺かれていた瓦の可能性がある。

第4項まとめ

以上、土塔出土の軒瓦について述べてきたが、『行基年譜』に記された「神龜四年」という、土塔建立開始年月日を記した軒丸瓦が出土したことで、土塔建立年が確定したといつてもよい。さらには、「天平十三年記」以外の箇所の信憑性が問われていた『行基年譜』の記述が正確であるという信憑性を高めたということができる。先述のように、土塔の軒瓦は絶対数が少ないとから各層全てに軒瓦が葺かれていたとは考えられない。

そして、もう一つ、土塔建立時に軒瓦が葺かれていたかどうかが問題となる。創建瓦は「神龜四年」銘軒丸瓦と平城宮式系の軒瓦である。平城宮式系軒瓦は、軒丸瓦6304、軒平瓦6689系であることから、平城宮編年に当てはめるとII-1期であり、土塔建立年と合致する。ただ、これらの軒瓦は、土師觀音廃寺と同范であり、土師觀音廃寺の後に范を使用していること、土塔のものは、土師觀音廃寺のものより紋様が摩滅しており、製作年代が下ることが想定できる。

さらに、もう一つ考慮すべき背景があり、それは、神龜年間における国家からみた行基の存在であり、行基はまだ禁圧されていた時期にあたる。土師觀音廃寺は、土師氏という在地氏族の氏寺であるが、平城宮式という紋様の性格上、やはり國家の介在無くしては使用できないと考える。すると、建立時に使用されたものではなく、後の補修時期に採用された可能性が想定できる。その時期の考察を試みると、軒丸瓦M-4が出土したオウセンドウ廃寺と同范の可能性の高い軒丸瓦がその年代を求める参考となる。この寺院跡は、深草法禪院に比定でき、『行基年譜』では法禪院は731(天平三)年建立とあり、瓦の年代観とも齟齬がない。范傷がないので前後関係は不明であるが、紋様がやや異なる型式のものがあることや、ガンゼンドウ廃寺でも出土していることを考えると、山背地域でその范の使用が先行した後、土塔に范がもたらされた可能性が高い。

この731(天平3)年に、その集団のうち61歳以上の優婆塞と55歳以上の優婆夷らの入道が許されたことから、行基は初めて国家から容認された。土塔建立開始から数えて4年目になり、この頃には土塔も完成していたか完成間近であったと思われる。森郁夫氏は、土塔に軒瓦が葺かれたのは、行基が官に入った以後、官からの工人の派遣を想定し8世紀後半頃に比定されている〔森2004〕。土塔完成時には平城宮式系の軒瓦が軒を飾っていたか、あるいは森氏のいうように8世紀中頃の小規模な補修、あるいは同後半の大規模な補修時

に追加されたのかということになるが、8世紀後半には土塔の軒先は崩壊していることが判明している。するとやはり、土塔が完成した天平初頭頃には平城宮式系、重圈紋軒瓦が葺かれていたと考えるのが妥当ではなかろうか。ただ、先述のように、軒瓦の出土点数が限られているため、例えば、初層だけ軒瓦を葺いたというように、限られた場所に葺かれていたと考える。さらに、軒丸瓦M-3は須恵器工人が製作した軒瓦と考えられ、丸瓦・平瓦だけでなく軒瓦の製作にも須恵器工人が関与していたようである。また、軒丸瓦M-9と軒平瓦H-4のセットは8世紀後半に位置づけられ、土塔の補修を行った際にあわせて行ったものであろう。一方、十三層の建物の小形軒丸瓦のM-11とH-8のセットは、8世紀末に位置づけることができるので、後補と考える。

その後、鎌倉～室町時代の軒瓦は、多型式にわたり、数量も一定量が出土しているが、奈良時代後半の補修状況をみると、各層の立上がり位置には立瓦を立てていないことから、軒の部分の補修は行っていないことがわかる。しかし、位置は不定ながら、葺いたような状況でも軒瓦を検出していることから、一部では軒を意識した補修は行っていたようだ。ただし、奈良時代の瓦列に混じって中世瓦が並んでいることや、数ヶ所で中世の瓦を含む瓦敷きを検出していることになり、一部本瓦葺きの補修を行うが、大半は瓦片で盛土を覆うという応急処置的なことを行った可能性が高い。

しかし、この中には中世の丸瓦・平瓦がほとんどみられない。鎌倉時代の土塔の姿を描いたと思われる『絵伝』では、各層均一に描かれているが、この時期はそのような体裁は整っていなかったというのが実情であろう。そして、最終的には、15世紀後半を最後に瓦葺きの補修は行われなくなったのである。

第5節 土塔の造瓦集団

第1項 分析の前提

ここでは、分析の前提として、文字が書かれている土塔出土の丸瓦と平瓦の技法の属性の分析を行い、そこから導き出せる造瓦集団の様相について探ってみたい。

土塔の丸瓦・平瓦は製作技法も多様で、以下では、丸瓦・平瓦の分類指標を述べておきたい。

瓦一枚の製作方法であるが、まず成形技法から4類に分類できる。

- I類 粘土板を、丸瓦は模骨に、平瓦は桶に巻き付けて粘土円筒を製作し、それを分割して一枚の瓦を製作するもの。
- II類 粘土紐を同じく模骨、桶に巻き付けて粘土円筒を製作し、それを分割して一枚の瓦を製作するもの。
- III類 粘土紐を巻き上げて粘土円筒を製作するが、模骨や桶を使用しないもの。
- IV類 平瓦のみ該当し、一枚作りのもの。

この分類に伴い凹面の痕跡も異なり、模骨や桶、あるいは一枚作りの凸形台を使用するI・II・IV類には凹面に布目痕がつき、それらを使用しないIII類は凹面は無紋、ナデの痕

跡のみがみられる。

次に、1次調整であるが、これは凸面に残る叩きの痕跡により分類した。8類に分類できる。

- 1類 縄を巻いた叩き板で叩き締めるもの（縄叩き）。
- 2類 格子を刻んだ叩き板で叩き締めるもの（格子叩き）。
- 3類 平行に刻んだ叩き板で叩き締めるもの（平行叩き）。
- 4類 縄叩きと格子叩きが混在するもの。
- 5類 紋様を刻んだ叩き板で叩き締めるもの（紋様叩き）。
- 6類 2類と同じく平行叩きであるが、須恵器の甕の外面などにみられる平行叩きと同じ叩き痕のもの。凸面にこの叩き痕が残るものは、凹面には同じく甕の内面などにみられる同心円の当て具痕がみられる。
- 7類 1類と同じ縄叩きであるが、瓦の長辺に対して直行する叩き痕が残るもの。
- 8類 叩かないもの。

最後に、3次調整として、2次調整または1次調整後のなんらかの手を加えた痕跡で分類を行った。7類に分類できる。

- A類 未調整のもの。
- B類 ナデを行うもの。
- C類 削りを行うもの。
- D類 押さえを行うもの。
- E類 離れ砂をふりかけるもの。
- F類 布目痕が残るもの。
- G類 ハケを施すもの。

また、この分類には含めていないが、創建期の文字瓦の技法の特徴として、丸瓦・平瓦ともに四辺の凸面、凹面を面取りする。さらに四隅を斜めにカットしている。これは分類した特定の型式に限らず採用されている技法で、土塔建立時の瓦にみられる共通の技法といいうことができる。さらに、技法ではないが、土塔の創建期の桶巻き作りの瓦の凹面には、模骨痕がみられないという特徴がある。ということは、乾燥後、模骨を引き抜くことはできず、粘土円筒をはずさなければならない。

以上、3工程について分類を行った。この分類指標により、丸瓦・平瓦を型式として認定し、分類記号で表現することにする。丸瓦については、数点の例外を除いて、1次調整の後、必ず2次調整としてナデを行っている。従って、分類は1次調整まで表している。また、文字瓦は、これらすべての型式のものが出土しているわけではない。丸瓦には有段式のものが出土しているが、これは分類指標では表現しておらず、文字が記されたものもない。平瓦のII類にも文字瓦はない。

第2項 丸瓦

丸瓦は、標準サイズの34cm、30cm、小形サイズの26cmのものがあり、標準のものは、

無段式丸瓦のみである。一方、小形のものは、有段式のものも一定量存在する。出土点数からみると、標準で無段式 I-1 類が全体の 89.6%と約 9 割を占め最も多く、他の型式のものは少量で傑出したものはない。このことは、絶対多数の原理から、無段式 I-1 類が創建期に主に製作されたものであることを示す。

次に、II 類のものは粘土紐巻き上げ技法で製作されたもので、I 類は明らかに瓦専業集団の製品であるのに対して、II 類は瓦製作の専業工人以外の工人の製品とも想定でき、その候補としては、土器製作工人をあげることができる。II-1 類でも I 類と同様に、隅のカットを行うという共通の工程が存在し、この属性は集団内における共通のものとして認識されていたものと考えられ、よって、これらの瓦を製作したのは、同一集団であったと考える。つまり、他の分野の製作工人が土塔の瓦製作にあたり集団に組み込まれたのである。

一方、小形の丸瓦も同様に粘土板模骨巻き付け作りのものと、粘土紐巻き上げ作りのものが存在するが、これも標準の瓦と同様に、瓦専業集団と他の工人集団といった製作者の違いであると考える。そして、I 類を製作する工人は、叩き具の相違から最大 8 グループに分かれる。一方、II 類を製作する工人は、縄タタキを行うか叩かず、III 類を製作する工人は、格子タタキ、平行タタキを行うか叩かないという相違がある。

小形の丸瓦については有段式のものが存在するが、これは無段式のものとの製作年代の差と考える。丸瓦の各々の年代観は、先述のように標準・無段式 I-1 類のものを創建期に比定した。その他の、標準、小形とも、I 類、II 類のものも同じ属性をもつことから、創建期に属するものとして大過ないと考える。また、小形の有段式のものは、無段式との年代差と思われ、標準サイズのものに有段式がみられないことから、8 世紀後半以降のものであろう。

第3項 平瓦

平瓦の分類を行ったが、丸瓦と同様に、標準の大きさの瓦と、小形の瓦に大きく二分出来る。標準のものでは、I-1-B 類が最多く、これは製作技法から考えて、この型式が、丸瓦の標準・無段式 I-1 類とセットで、創建期のものに比定できる。また、丸瓦と同様に平瓦においても他に四隅をカットするという同様の属性をもつものが III-6-B 類、小形の I-7-A 類、II-3-A 類で確認しており、これらは同時期の同一集団の製品と認定することが可能である。

また、I 類の粘土板桶巻き作りのもので、一枚の瓦に縄叩き痕と格子叩き痕の両者がみられる例があり、このことは、叩き板は個人ではなく、集団に帰属していたことを示し、同一集団内で工人によって、叩き板を使い分けている根拠となるものであろう。このことからも、製品が同一集団の製品とする根拠のひとつとすることが出来よう。

現在の平城宮における研究成果では、平城宮 I 期～II 期への移行期（養老 5 (721) 年頃）を境に桶巻き作りから一枚作りへと、漸移的に変化する事が判明しており、土塔の創建年代ともさほど隔たりない。土塔の中心となる創建瓦が桶巻き作りで製作されたのは、和泉

という地域性により、その移行の時期が遅れたためなのか、伝統的な技法を保守したためなのかなど、様々な要因を想定することが出来るが、結論は明らかに出来ない。

土塔の平瓦は、数量分析および遺構の検出状況から、I 類の粘土板桶巻き作りのものを創建期に、IV 類の一枚作りのものを補修用に位置づける。一枚作りの中でも、離れ砂を使用するものとしないものがあり、これも時期差と考え、離れ砂を使用しないものを 8 世紀中頃、使用するものを 8 世紀後半頃と考えておきたい。

また、II・III 類の粘土紐巻き上げ作りのものは、先述のように、I 類の瓦で行っている四隅のカットを行っており、これらの両型式に共通した技法が存在することは、I・II・III 類が同時期、同集団により製作されたと考える。よって、I 類とともに II・III 類の平瓦も、土塔創建期に位置づけることが出来る。また、III-6-B 類の平瓦は凸面の平行タタキ痕、凹面の同心円紋の当て具痕は、須恵器・甕など体部内面に残る痕跡と同一のものであることから、III-6-B 類平瓦が須恵器の製作工人の製作したものであることがわかる。

瓦における粘土紐巻き上げ技法は、最初から瓦作りの技法であったのではないかとする見解もあるが [花谷 1993]、土塔の、特に平瓦は、明らかに土器製作工人が製作した痕跡を残し、明らかに瓦製作工人が製作したものとの相違点がみられる。丸瓦の II 類も土器製作工人の製品としたが、須恵器工人とした最大の根拠は凹面に残る同心円当て具痕である。この当て具は径が大きく、丸瓦を製作する際には使用が不可能である。よって、丸瓦の凹面には、この当て具痕が残るものはみられないであろう。また、I 類および IV 類の平瓦の大半は、明らかに瓦製作を専門とする集団が製作したものである。しかし、中には IV-8-D 類などのように、稚拙な作りのものも少数含まれており、瓦製作の専業集団以外の者が、製作した瓦も含まれている可能性が高い。また、同様に少数であるが、IV-8-G 類は、調整に刷毛を使用していることから、土器製作時に刷毛を使用する技術者集団や土師器を製作していた集団などが瓦製作に関与していた可能性を考える必要がある。一方、小形の平瓦も標準のものと同様に、粘土板桶巻き作りのもの、粘土紐巻き上げ作りのもの、一枚作りのものに分類できる。ただし、IV 類のものは標準のものとは異なり、さらに 3 型式に分類が可能であるものの製作技法が共通するものが多い。小形のものも標準のものと同様に、粘土板桶巻き作りで製作された I 類は創建期に、一枚作りの IV 類は補修瓦と位置づけることができよう。また、II 類のものでは、小形の中で唯一、II-1-B 類に隅のカットを行うものがあり、また、III-6-B 類のものも叩き痕が、標準の III 類のものと類似しているという共通項があり、標準の瓦を製作した集団との関連をうかがうことができ、標準の III 類と小形の III 類を製作したのは、共に須恵器工人の可能性がある。このことは、標準の瓦を製作した工人と小形の瓦を製作した工人が同じ技法を有する工人グループに属したもので、言い換えれば、これらが同一の集団に包括されていたことを示すものである。

第4項 まとめ

以上、丸瓦・平瓦の分類を行ったが、全ての端部両面の面取りや隅のカットなど周辺の寺院にはみられない土塔特有の属性をもつものがみられる。特に、隅のカットを行ってい

る点は、土塔創建期の丸瓦・平瓦のメルクマールとなっていたようであり、先述のように創建期、同集団の製品と認定する根拠とした。また、須恵器製作工人集団の組入れなど土塔の創建瓦を製作するにあたっては新たに瓦製作工人集団を編成したと考える。丸瓦・平瓦とも今述べてきたように製作技法により分類可能で、時期別には創建期と補修期のものに分類でき、各時期とも同一集団内に標準の瓦を作る工人と、小形の瓦を作る工人が存在することが確認できた。しかし、叩き痕など瓦に残る痕跡から同一の工人が標準と小形の両者を製作していたという根拠は認められず、標準の瓦と小形の瓦を製作したのは、同一集団内に属し、同じ技法を有するものの、別の工人が作り分けていたと思われる。創建期に比定できる瓦には、標準、小形ともに粘土板模骨巻き付け技法（II類）、粘土紐巻き上げ技法（III類）の両者が存在し、中でも丸瓦ではI-1類、平瓦ではI-1-B類が、その出土量からみて創建期の中心になることは明らかであり、大野寺創建期において中心的な役割を果たしたのは、これらの瓦を製作した工人で、しかも同一工人であったようである。創建期の瓦は、丸瓦では、標準、小形とも無段式のI・II・III類のもの、平瓦も標準、小形のI・II・III類が比定できる。丸瓦では、小形の有段式以外は全て創建期のもので標準のものは補修期には製作されなかったようである。そして、補修用として、丸瓦では有段式のものが小形に存在し、平瓦でも標準、小形両者に存在するIV類の一枚作りのものが製作されたと考える。

第6節 大野寺瓦窯の検討

第1項 はじめに

この節では、土塔の近隣で発見された瓦窯跡を紹介し、先に行った瓦の分析と関連させ、さらに踏み込んだ造瓦集団の様相の復元を試みる。

瓦窯は、土塔から170m離れた場所で発見され、大野寺瓦窯と命名されている。発見された場所は全く予期していない所であった（図28）。立会調査のため制約が多いが、報告されている事実に基づき考察を行いたい。

第2項 大野寺瓦窯について

窯跡については、調査の概要報告書に詳細が報告されているが、これをもとに、この窯跡の概要を述べることからはじめる〔堺市教委2002〕。

窯跡は、土塔の北西約170mの地点に築かれており、下水道管を布設する際の立会調査で発見されたもので、土塔の南側に位置する大門池が築かれている谷の下流北側斜面にある。後述するように、出土した瓦が土塔の瓦と同一の属性を有するため、土塔の瓦を焼成した窯であると認定された。窯跡は、冒頭で述べたように下水道管布設工事に伴う立会調査を行っている際に不時発見されたものであるが、工事の性格上残念ながら詳細な調査は実施されていない。発見された窯跡は2基で、ただしこれらは上下に切り合っており、その先後関係が把握されている。窯跡が発見された場所は、現在の集落内の2m程度の幅の狭い道路であり、その両側は家屋が建ち並んでおり、発見した窯跡のさらに両側に窯が

存在するかは明らかには出来ない。では、その構造について述べる。

今述べたように、窯跡には切合い関係があり、これらのうち先に築かれた窯が1号窯、新しく築かれた窯が2号窯である。

1号窯は、平窯で全長6.5m以上、床面がほぼ平坦な半地下式平窯である。焚口は2号窯を築く際に破壊されているよう不明である。また、燃焼部と焼成部の境も明らかでない。焼成部の幅は1.9mである。窯の奥壁は半球状を呈しており、奥から手前0.8m付近に2本の方形の柱があり、隔壁の役割を果たしている。それを境に、奥は留煙室の性格をもっていたと思われる。また、この窯の上部には煙道がとりついていた。なお、壁、床面とも1面である。焼成部付近の床面には、日置莊西町窯系埴輪が遺存していた。埴輪を焼き台として使用したものと考える。

遺物は、床面に桶巻き作りの平瓦などが遺存しており、一枚作りの平瓦はみられない。窯では一度に何枚焼成したかについては明らかではないが、土塔から創建期の文字瓦で「一千四百四十入」、「口煙一千五百口〔作カ〕」が出土しており、約1,500枚が一つの単位であったと思われる。

次に、2号窯は、1号窯の燃焼部から焚口付近の上部に重複する位置で築かれた半地下式の無牀式平窯で、主軸は1号窯とほぼ同方向である。焚口から煙道まで遺存しており、全長3.9m、高さ約1.0mである。焚口には、幅1.0mでほぼ直方体の花崗岩を置いており、焚口付近の壁は、瓦片などを窯体内に組込んでいる。この組み込まれた遺物の中には、相輪の請花状の須恵質製品も含まれている。燃焼部は壁、床面とも1面で、北側の壁は、1号窯の壁を再利用している可能性がある。焼成部は幅1.6mで、床面は2面である。これら燃焼部と焼成部の境には段差があり、焼成部の方が約50cm高くなっている。奥壁は直立、側壁はやや内傾する。また、煙道は奥壁から奥にL字に割り込み、最終的に瓦片を組合わせて構築した煙突から排煙している。検出したのは1本だけであるが、2、3本あった可能性もある。

焚口付近の窯壁内に組込まれた瓦および煙突を構成する瓦には、一枚作りの平瓦がみられる。また、煙突を構成する瓦の中に人名瓦も含まれている。これは、創建期のI-1類の丸瓦で「高向調使御賀利」と記されている。

また、窯下方で検出した灰層には瓦を全く包含しない。このことは、土塔で出土する瓦には、焼成不良のものも含まれることから、美品、失敗品に限らず、この窯で焼成したほとんど全ての瓦を土塔に葺いた可能性を考えることが出来る。ただし、今回検出した灰原の広がり方は窯の主軸と異なることから、大野寺瓦窯1・2号窯のものではなく、横に他の窯が存在する可能性もある。

以上が窯の概要である。以下では考察を行う。

第3項 大野寺瓦窯と造瓦集団

前項で述べたとおり、大野寺瓦窯で検出した2基の窯には切合い関係が認められることから、時期の異なるものであることは明らかである。ただ、今回検出されたのは2基（各

時期1基)であるが、1基のみで6万枚を超す瓦を焼成したとは思えない。

ここで参考になるのが文字瓦である。土塔出土の文字瓦をみると、瓦生産に関するものがある。「第四竈十月十日」は、「竈」すなわち窯が4基存在した可能性を伺わせる。調査範囲が幅約2m程度と限定されていたことから、同じ谷筋には他に数基が存在したと思われる。

次に年代であるが、1号窯の床面に遺存していた瓦は、丸瓦I-1類・平瓦I-1-B類に分類できるものであり、これらは、土塔で出土する丸瓦・平瓦のうち、数量的に各々最大量出土しており、創建期に主採用されたものであると認定したのは先述のとおりである。よって、1号窯は、土塔建立時の瓦を焼成するために築かれた窯であるということができる。つまり、操業年代は、土塔の建立が始まった727(神亀4)年から土塔完成までの間であろう。大野寺伽藍地内で出土した文字瓦に「神亀五年」(728年)と記されたものがあり、少くとも2年間は操業していただろう。また、土塔の完成までには、それほど長期間かかったとは考えられないことから、操業はほんの数年間であったと思われる。

次に、窯形態からの考察を行うと、1号窯は、地下式の平窯と考えられ、陶邑窯跡群内の須恵器窯で類似する形態のものが、TK59号窯、TK237号窯、TK238号窯、MT71号窯、MT204号窯など数基みられ、高藏寺支群・陶器山支群に集中する。つまり、大野寺1号窯の構造は、瓦窯というよりも須恵器窯である。陶邑窯跡群内のこれらの須恵器窯の年代は、基本的には7世紀末から8世紀代であり、大野寺瓦窯1号窯と時期的に大差はない。土塔建立時の主採用瓦である丸瓦I-1類・平瓦I-1-B類をみると、その大半が須恵器のような硬質な焼き上がりを呈しており、須恵器窯の構造の窯で焼成していたことを想定していたが、今回の窯の発見により、その想定が正しかったことが実証できた。

また、陶邑窯跡群内の同構造の窯で、注目すべきものに光明池支群のKM38-II号窯がある。この窯では、人名瓦が3点出土しており、瓦陶兼業窯と考えられている〔大阪府教委1967〕。最近の陶邑窯跡群の報告でも谷山池支群TN-12号窯で池田寺I式軒丸瓦を焼成した窯跡が確認されており、池田寺が坂本寺に供給したものと考えられる〔大阪府教委2001〕。このように、他にも瓦焼成窯が何基かあり、陶邑窯跡群内で瓦を焼成していたことは、既定の事実となっている。ただ、規模的には大量生産された様子ではなく、副次的なものであったと想定できる。このような例からみて、土塔にも供給された窯が存在した可能性も高いといえる。

KM38-II号窯で出土した文字瓦は、「大庭造□□」・「女/麻刀自女」・「呂」と記されている。人名瓦の「大庭造」の名から、同じく行基建立四十九院のひとつである大庭院への供給が推定されたことがあり、大庭院は、地名から堺市大庭寺にあることが推定できるが、近年の大庭寺遺跡の大規模な調査でも奈良時代の集落、白鳳期の埠仏や平安時代の瓦がごく少量出土するものの、寺院関連遺構や奈良時代の瓦などは確認されておらず、今もってその所在地は不明である〔(財)大阪府埋蔵文化財協会1989〕。土塔でも「大庭造」の人名瓦が出土していることから考え、「大庭院」よりも土塔などの他寺院に供給された可能性を

考えた方がよいであろう。

ただ、筆者は、過去にこの人名瓦を実見した際は、その製作技法がそれまでに出土していた土塔出土の瓦の技法と相違していたことや、土塔の周辺、特に大門池の斜面に窯が存在した可能性があったこと、事実、大門池の北側斜面の試掘調査を行った際に、土塔南辺中央やや西寄りで灰層と、その下方に瓦が散布している箇所があり、この地点に窯の存在の可能性を想定していた、といった点から、土塔に供給するために焼成した瓦ではないと考えていた。しかし、土塔の瓦の製作技法があまりにも多岐にわたること、出土瓦に同技法のものが出土したこと、胎土観察から陶邑窯跡群周辺の胎土の可能性のあるものがあるが判明したことなどから、陶邑窯跡群からも土塔に瓦を供給した窯跡が存在すると考えるようになった。ただし、土塔建立時に瓦を供給した窯は、大野寺瓦窯1号窯の他にKM38-II号窯のように、陶邑窯跡群内にも存在した可能性が高い。

近年、和泉寺で文字瓦が出土し、和泉地域では、土塔だけが文字瓦出土遺跡ではなくなり、製作技法から特定できない限り、和泉寺も想定する必要が出てきた。

また、今回発見した大野寺瓦窯1号窯と陶邑窯跡群内の窯に構造が類似するものの、大野寺瓦窯1号窯の築窯にあたって、陶邑窯跡群で須恵器生産を行っていた集団が関与していた可能性を考えることが出来る。しかし、丸瓦I-1型式、平瓦I-1-B型式は明らかに瓦製作工人が製作した瓦であり、窯の構築と瓦生産を行った集団は別であったと考える。逆に、先述のKM38-II号窯出土の瓦は、造瓦工人の作である可能性が高く、「陶邑」に瓦生産に出向いていた可能性が想定できるが、瓦の出土量からみてその頻度は少なかったであろう。

一方、陶邑窯跡群内で丸瓦I-1類・平瓦I-1-B類と同技法の瓦を焼成した窯が未見であることや、これらの型式の瓦は、造瓦工人が製作したものであると考えられることから、瓦の生産は須恵器製作工人(以下、須恵器工人)集団が中心となっているのではなく、あくまでも、造瓦工人が中心であるということができよう。ただし、土塔出土瓦のうちIII-6-B類に分類した平瓦は、凸面に須恵器甕にみられる平行叩き、凹面には同心円の當て具痕が残るものであり、しかも粘土紐を巻き上げて粘土円筒を製作している。また、この型式の瓦は平瓦I-1-B類と同じく、四隅をカットするという同じ属性をもつことから、両者は、同時期に同一集団の製品として生産されたと考える。これらの諸属性より平瓦III-6-B類は、土塔建立時に須恵器工人が製作したものであると考える。ただし、この型式のものは、焼成した窯は不明で、瓦とはいうものの、完成された瓦と比較すると、製品としてはいかにも貧弱で、瓦製作工人から技術の供与があったと想定できるものの、あくまでも、須恵器工人独自の技法で製作を行っているところに特徴をみいだせる。しかも、この型式の瓦は一定量出土しており、この型式の瓦に人名を記したものも出土している。よって、須恵器工人集団も小規模ながら、造瓦集団と同様な体制で瓦生産を行っていたことがわかる。

一方、2号窯は、1号窯の一部を破壊して構築されていることから、1号窯より後出

ることは明らかで、床面資料は遺存しないものの、窯壁構築の際に組み込まれた瓦に土塔建立時に主採用されたI-1-B類平瓦に加えて、一枚作りの平瓦のIV-1-A類と、IV-1-E類のものが含まれる。これらの両型式のものは、土塔での使用状況からも、奈良時代後半の補修の際に使用されていることが明らかになっているが、逆に、今回みつかった窯跡での生産状況からも、後出することが明らかになったといえる。実年代は、8世紀後半を考えている。

大野寺瓦窯2号窯は無牀式の平窯で、構造上の類例として、藤原宮に瓦を供給した大和（奈良県橿原市）の日高山瓦窯〔網干1962〕、和泉の池田寺に瓦を供給した池田寺瓦窯がある（図29）。日高山瓦窯は7世紀末、池田寺瓦窯は池田寺II式軒丸瓦を焼成したことが判明しており、その年代は8世紀前半に位置づけることが出来る。とすると、大野寺瓦窯2号窯は、これら2例より時期が下ることになる。この構造の窯は日高山瓦窯や池田寺瓦窯の年代観から、7世紀末から8世紀前半までと考えていたが、土塔では先述のように、8世紀前半にまで遡らせて考えることは不可能であり、いくら遡っても、8世紀中頃以降と考えざるをえない。よって、この構造の無牀式平窯は、和泉では8世紀中頃までは存続していたと考える。

1号窯と異なり、2号窯は明らかに瓦焼成専用の窯であり、1号窯のような須恵器窯との関連がないということは、築窯にあたって須恵器工人は関わっていない。つまり、造瓦工人が窯の構築を行ったと推定でき、土塔建立時の生産体制とは異なった状況であったことが想定できる。

第4項 造瓦集団と知識

今回、土塔に瓦を供給した瓦窯が判明したことにより、その造瓦体制のあり方を推定できた。土塔建立時には、大野寺瓦窯1号窯にみられるように、その窯構造が陶邑窯跡群内の須恵器窯に類似しており、窯の構築にあたっては、須恵器工人が関与していた可能性が高くなつた。ただし、この窯で焼成された瓦は、土塔出土平瓦III-6-B類のように、須恵器工人が製作したものは出土しておらず、造瓦工人が製作した丸瓦I-1類、平瓦I-1-B類である。つまり、大野寺1号窯では須恵器工人が瓦を製作した様子はなく、瓦製作は専門の造瓦工人によっている。土塔建立時の瓦生産体制のひとつの形、大野寺瓦窯では、陶邑窯跡群で活動していた須恵器工人が参画したが、彼らは何らかの理由で窯だけ築き、この窯では瓦製作を行っていない可能性が高い。つまり、窯だけ築くために陶邑窯跡群から土塔に出向いていた状況が想定できる。ここに須恵器工人の「知識」としての参加のひとつの形態がみえる。しかし、このことは、普通に考えれば不自然である。というのは、建立時に主体となった瓦の約7割は、明らかに造瓦工人集団が製作した瓦であり、この集団も窯を築く技術は持ち合わせていたはずである。それをあえて窯だけ築くためだけに他の集団から工人を呼び寄せたことになる。

土塔の人名瓦は、記名者がなんらかの労力を提供した証として名を記したものであるが、瓦に記名しない「知識」の存在もあったはずである。そういう状況を考慮すると、この

土塔建立時の瓦生産をめぐる「知識」のあり方は、そのことを傍証する例としてとらえることができるのではないか。

行基は、「陶邑」内に四十九院のひとつである高藏寺を建立していることなど、かねてより、行基と須恵器工人集団との関連が想定されている〔吉田1986〕。瓦の生産面においても、土塔建立にあたり、約70,000枚という膨大な量の瓦が必要になり、須恵器工人集団も参画し、瓦生産を行つた。土塔建立時に須恵器工人は、大野寺1号窯では生産した可能性は低いものの、おそらく、陶邑窯跡群内の窯で瓦生産を行っていたのであろう。彼らは、造瓦技術を持ち合わせていなかったが、「知識」として土塔建立に参加するため、瓦を製作する技術を必要とした。その技術は、造瓦集団から伝授されたと思われるが、彼らが行った造瓦は、本格的なものではなく、従来持ち合わせた須恵器製作に関する技術を駆使し、製作した「瓦」であった。しかし、それは造瓦集団の副次的な生産体制にとどまっている。つまり、須恵器工人集団の「知識」としての参加がその状況に現れていると考えるのである。また、その生産に伴つては、造瓦集団が行った際と同じく、造瓦工房には瓦を寄進しようとする人々が集まり、名前を記したのである。ここに土塔建立時の須恵器工人集団の造瓦体制への参加に「知識」のあり方の一端をことが出来る。

次に、土塔の補修期の瓦を焼成した大野寺瓦窯2号窯であるが、製作された瓦は、平瓦は土塔建立時には桶巻き作りという、7世紀來の伝統的技法で製作されていたが、この時期には一枚作りへと変化している。また、窯構造も通常瓦を生産するための無牀式平窯という構造であり、造瓦集団が構築した窯と考えられる。この点が1号窯とは大きく異なる点である。また、この時期には須恵器工人が製作した瓦はみられず、瓦は全て造瓦集団が製作を担当していたようである。この時期は、土塔が完成し、補修の瓦の製作が主な生産目的であるためそれほど大規模な生産体制は必要ではなかつたと考える。しかし、この瓦が製作された時期は行基の死後である。にもかかわらず、人名瓦が存在することから、「知識」としての活動は続いているといつてはいることができる。

第5項まとめ

土塔の瓦を焼成した瓦窯が発見されたことで、土塔建立時、および補修時の造瓦体制の様相を明らかにすることができた。土塔建立時には、大量の瓦の需要に応えるかたちで、すべての瓦生産を造瓦集団にまかせるのでなく、須恵器工人集団が「造瓦工人」として参画し、瓦生産体制の一部を賄つた。このことに加え、造瓦集団には築窯技術があるにも関わらず、須恵器工人は窯だけ築いた。このような状況は、他寺院の造瓦体制と比較して異例な状況であり、行基の土塔建立に絡み、特殊な様相を呈しているといえる。このことは、やはり須恵器工人集団が「知識」という形で土塔の建立に参加したと考えるのが妥当であろう。

一方、瓦の需要が創建期ほど大量に必要でない補修期には、この体制はとられることなく、瓦の生産は、造瓦集団のみが行っていた。ただし、人名瓦の出土から、「知識」としての体制は、創建期と同じく維持されていた。しかも、この時期は、行基が没している可能

性が高く、そのような時期でも、瓦の寄進を行っている状況に行基という人物のカリスマ性が依然として維持されていた状況がみてとれるのである。

第7節 土塔の系譜

第1項 頭塔

頭塔は、奈良市高畠町に所在する。伝承では玄昉の首塚という説があり、土塔が訛って頭塔となつたとも考えられる。実のところ、頭塔は『東大寺要録』によれば、767（神護景雲元）年に東大寺の初代別当良弁が弟子の実忠に命じて造らせたものであるが、この年代は完成年代である。発掘調査の結果、現状の頭塔の下層遺構が検出されており、当初の計画で造りはじめるが、途中で設計変更したことが明らかになった。この下層遺構を「下層頭塔」、変更後を「上層頭塔」と命名されている。要するに、下層頭塔の構造的欠陥の補正、具体的には高すぎる石段を低くしたり、仏龕を増やしたりという改作が行われたのである。

以下では、下層と上層各々について報告書の記載に従い記述する〔奈文研 2001〕（図 30・31）

下層頭塔

下層頭塔は、さらにその下層で古墳が検出されており、「頭塔下古墳」と命名されている。古墳は、墳丘が直径 10m を超す円墳、主体部が全長 3.06m、最大幅 1.5m の右片袖の横穴式石室である。副葬品は、武器・馬具・装身具・須恵器などが出土しており、築造年代は、須恵器の年代観から T K43～T K209 の時期とされる。周辺にも古墳の存在が認められ、後期群集墳中の 1 基である。

この古墳を完全にパックするような形で、下層頭塔の建立が開始され、基壇上に二層まで確認されている（図 26）。基壇は、31.8～33.0m、高さ 1.0～1.6m で、正方形ではなく北広がりの逆台形を呈しており、上層頭塔にも踏襲されている。基壇外装は石積みで、上面に塔身の周囲にのみ石敷きが施されている。塔身は、初層 20.2～21.75m、二層 13.2～14.3m で、高さ 2.4m である。平面は北広がりとなっている。盛土は、版築で築かれている。仏龕は、東面で確認されているが、他の面は不明。

結論的に、下層頭塔は、基壇の舗装が完成しており、かつ、基壇の東北・南西隅に儀式の旗竿用の柱穴検出がされたことから、一定の完成をみていたと考えられている。建立開始は、正倉院文書の 760（天平宝字 4）年の「造南寺所解」に、東大寺南の朱雀大路にあたる場所で、造東大寺司管下の造南寺所（香山薬師寺所）が、造営工事の際に墓を壊したという記述がみられ、記された位置と調査で検出された頭塔下古墳が破壊されているという事実から、この記事が下層頭塔建立に関する記事であることが想定でき、建立開始年代はこの年をあてることができる。

上層頭塔

上層頭塔は、下層頭塔をパックするように、一回り大きく建立されている。高さは、7.8～8.15m に復元される。基壇上には七重の塔身が乗るが、奇数段のみが瓦葺きされている

ので五重塔である。基壇は下層建立時のものを踏襲しているが、上面は嵩上げを行っている。塔身は、外面に石積みを行い保護する。規模は、初層が 24.8m であり、下層頭塔より 3～4 m、約 18% 大きくなっている。平面は、基壇と平行に施工しているので、基壇と同じく北広がりとなっている。また、先述のように、奇数段のみ瓦葺きされており、偶数段より屋根の勾配が急となっている。これは、段の高さとも連動しており、奇数段が高く偶数段が低い。1 段目だけ高く 1.7m、2 段目より上層は、2 段ずつの高さが各々 2.1m である。平面形は、塔身も基壇と同じく正方形ではなく、また、各層の石積みは平行ではなく、平面も水平でない。また、塔頂にあたる七層の上面では、柱痕が検出されており、土塔と同様に八角形の小堂の存在が想定されている。この小堂は、8 世紀末頃に落雷で焼失し、その後、心柱が抜取られ、縉銭等が埋納されていた。なお、奇数段に仏龕が 44ヶ所設けられており、中に石仏が祭られている。葺かれている瓦は、東大寺式 6235M b-6732 F a、重圈紋 6012C-6572 J（図 26）である。

上層頭塔は、天平宝字末年（764）から天平神護（765）頃、光明皇后の病気平癒を祈願して、称徳天皇が再建したものである。

頭塔は、東大寺の施設であり、その位置も大仏殿前灯籠と南大門中軸線から 99.742m 西に振っているが、大仏殿との距離が 1.3 km であることを考えると、東大寺の中軸ラインを意識して位置決定していることは疑いない〔奈文研 2001〕。さらに、四条大路のアイ・ストップとしての役割をもち、都市景観の構成をも企図していると考えられている。

第2項 土塔と頭塔構造比較の検討

土塔と頭塔は、盛土により構成され、基壇上に段積みの塔身を乗せる構造であり、かつ、段の平坦面に本瓦葺きを行っており、国内でこのような構造の塔は、この 2 例に限られる。しかし、相違点も多く、以下では両者の比較検討を行う（図 32）。

建立年代

土塔が 727（神亀 4）年、下層頭塔が 760（天平宝字 4）年と 33 年の開きがある。また、行基が中心となって建立した「知識」としての寺院の施設という点と、東大寺という官寺の施設という建立の背景についても異なる。

構造

構造的には、頭塔は構造的欠陥が目立つが、土塔は頭塔ほど残存状況がよくないため、復元にあたり正確な形状での復元を行っているが、頭塔より規模が大きいことから考えると、構造的欠陥はさらに大きかった可能性が高い。

属性

個々の属性についてみていくと、層数は土塔が十三重、頭塔が五重である。頭塔は、実際には七重であるが、うち奇数段のみ瓦が葺かれており、偶数段は、木造塔でいう裳階的な役割をもっている可能性があり、塔としては五重塔である。外装は、土塔が瓦積基壇、塔身の立面も丸瓦・平瓦を用いているのに対し、頭塔では乱石積基壇、塔身の立面にも石を用いている。盛土については、土塔は粘土塊を型枠にし、水平に盛土を行うものの、堅

固には叩き締めていないのに対して、頭塔は叩き目を行っている。これは、一辺が土塔は53.1m、頭塔は約32mと土塔の60%であるが、高さは両者とも約8mとほぼ近似する。しかし、頭塔は堅固な版築を行っているため、土塔の6割の一辺長でも腰高な塔にすることが可能であり、一方、土塔は盛土を絞めていないため、腰高にすることが不可能で、一辺50m超の規模では、いわゆる富士山形の裾広がりの形状にしかできなかつたのであろう。中でも、最大の相違点は、頭塔の立面に設けられた仏龕である。土塔は、1段の高さが瓦1枚分の30cmであるのに対し、上層頭塔は、仏龕を設けるため、奇数段は1段が約1.2mに設計されている。これは、思想的に東大寺の施設ということで、華厳經に関わるものに加えて、釈迦と多宝の2仏を並べた法華經の教典に基づくものも祭られている。また、下層では、東面でのみ仏龕が設けられており、東方瑠璃淨土の薬師の可能性が考えられている^⑩ [堺市 2010]。このことから、頭塔は、本寺の思想などに基づいて建立されたことが明らかである。一方、土塔は、行基の建立になるので、諭伽師地論の思想に基づいて建立されたと想定できるが、それを裏付けるような資料は出土していない。

第3項　まとめ

以上、述べてきたように、盛土を行い、その上面に瓦を葺くという建造物は、土塔と頭塔が国内では2例のみである。つまり、国内では木造塔が主流で、普遍化しなかつた構造の塔ということになる。

段塔という点からみると、岡山県の熊山遺跡があるが、盛土を行わず、石を積上げた塔という点で異なる。アジア各国をみても、段塔は東南アジア・朝鮮半島・中国にみられる。このうち、やはり大きなポイントとなるのが瓦葺きで、中国の博塔の影響を受けた可能性が高いとされる [奈文研 2001]。段塔に瓦を葺くものは、朝鮮・統一新羅時代の塔にあり、現存する唐代の博塔には瓦葺きのものはないが、存在した可能性は十分推定できるとされる。また、時期は大きく遡り中国漢代の時期のものであるが、邯鄲故城の王城に盛土した段塔の平坦面部分に本瓦葺きを行う建造物がある [河北省文物管理所 1984]。この遺跡は、知見の中で構造的には土塔に最も類似する遺構といってよい。

このように、やはり中国では古い時期から段塔に瓦を葺く歴史があり、その影響が後の時代にまで伝わり、やがて唐の時代にその系譜を引く博塔の影響が日本にもたらされたのだろう。木造塔が主流の国内において、段積塔という過去にない形状の塔が建立されたということは、やはり、国外からの影響である蓋然性は極めて高いと考える。また、土塔の十三重というのは、奈良時代の塔にはみられず、国内最古の十三重塔である。行基はおそらく中国から帰国した人物からその情報を得、土塔建立に活かしたと考える。頭塔も東大寺の留学僧などの中にそのような情報を仕入れてきた人物が建立に関わっていたのではないかろうか。

第8節　土塔建立の意義

最後に、行基の土塔建立の意義について考えてまとめとしたい。

まず、土塔は十三重塔でかつ木造ではなく、盛土により構成されるという、奈良時代では異例な形態である。これは木造塔を建立するには、専門的な高度な技術を要するが、盛土で行う場合は、盛土する範囲を測量により確定させさえすれば、後はひたすら盛土を行うだけで完成に至る。つまり、土を運ぶという単純作業なので、万民が参加できることに意義があり、行基もそれを考慮して盛土構造の塔にしたと思われる。また、当時の木造塔では三重、五重が主流である中で十三重を選択した。頭塔は五重である。

では、現存する十三重塔はないが、他にこの時期に十三重塔はなかったのであろうか。『行基年譜』をみていくと、行基57歳の年に和泉に清淨土（高渚）院を建立している。この院の記述の中に、「塔　十三層云々」という記載がみられる。この記載を信用するなら、土塔以外にも行基は十三重塔を建立していたことになるが、この塔の様相はもとより、清淨土院自体の位置さえ判らない現状では検証のしようもない。また、清淨土院の十三重塔が、仮に土塔のような巨大な建築であればその痕跡が残ってもよさそうである。

段塔という形式もこの時代には非主流であり、頭塔や熊山遺跡にみられるだけである。この形態の塔については、岩永省三氏の詳細な考察により、中国からの系譜である可能性が高くなった [岩永 2001]。中国での段塔建立における思想的背景と、行基の思想基盤とが合致したため、この形式の塔を採用したのであろう。おそらく、行基の弟子の中に唐への留学生があり、そのような人物からの情報がもたらされた可能性が高い。

行基の思想の基盤となっているのは福田思想であり、「善い行為の種子をまいて功徳の収穫をえる田地」の意味で、仏教の社会的実践の基本として展開しており、行基の行った社会事業は、まさに「福田」にあたる。その例として、橋梁・渡船・僧房堂閣・旅客舎・道路・水路など多々あり、寺院は僧房堂閣にあたる。これらの福田行は、対社会的行為である布施行に含まれるとされる [吉田 1984]。また、行基は、道昭の持ち帰った三階教の影響を受けていたとされ [井上 1969]、行基の布施行は、死者追福の観念を触発しながら行われたと考えられている [吉田 1984]。土塔は、行基が大和から和泉に戻り、数年後に建立したもので、やはり自らの出世の地である和泉に自らに従ってくれる人々とともに、集団のシンボル塔として建立したかったのであろう。その地としては、出身地である蜂田郷にも隣接し、後述するように、有力な「知識」でかつ土木技術をもつ土師氏の本拠である土師郷を選択したと考える。建立にあたっては、シンボル塔としてだけではなく、吉田説のとおり、行基が福田思想の布施行の一環として、死者追福の観念をもっていたなら、土塔建立に参加した人々の願いとして身内の追悼の願いも込めた可能性がある。出土文字瓦にも追善を願うものがあり、その証左となろう。吉川真司氏も同様に考えられているのに加えて [吉川 2010]、大壇乙の土師氏が百舌鳥古墳群において歴代天皇陵の造営・祭祀・葬礼に携わっており、その関連で土塔も百舌鳥古墳群中の土師氏の本居地に選ばれた。つまり、願文を記した須恵器中にみえる「天皇尊靈」の安穩を願った意味もあり、行基活動の前半期の反体制派のリーダーと一概にはいえないとする。新川登亀男氏は、元正天皇が和泉行幸を繰り返していたこと、行基の活動が元正即位後に活発化したことなどから、「天皇」

は元正天皇に限定して考えている。また、土塔建立の意義については、父母らの追善供養の要素を含めながら、後述する願文を記した須恵器の「廟」の表現から、「廟」 = 「百神集処」とし、道や墳墓を含む土地の整備・開発・破壊に伴う「百神」が集合するところとして、その「百神」を祀り供養するところとして造営された可能性も指摘されている。つまり、多くの「知識」「神」を合祀、供養する施設、表象物と推定している〔新川 1994〕。

このように、土塔は、行基の思想に仏教や道教など、中国からもたらされた思想も含めて輻輳したものが表象された建築であり、行基の知識集団のシンボルであり、かつ祖先の追善、さらには歴代天皇の安穏を願うために建立されたと考える。

第5章 行基と知識集団

第1節 土塔の文字瓦

第1項 文字瓦の概要

土塔の文字瓦は、大正時代から郷土誌、あるいは考古学関係の雑誌に紹介されており、著名な存在であった。知見による限り、1914（大正3）年の木崎愛吉氏による『摂河泉金石文』〔木崎 1914〕を嚆矢とし、1915（大正4）年には、高橋健自氏の「古瓦に現れたる文字」〔高橋 1915〕、梅原末治氏の「近畿の遺物と遺蹟」〔梅原 1915〕や、1923（大正12）年泉北郡役所の『泉北史蹟志料』、太田亮氏の「古瓦に刻まれたる姓氏」〔太田 1923〕などがある。これらの紹介文は、いずれも戦前に著されたものであり、戦後には、森浩一氏がこれらの採集資料を集成し、「大野寺土塔と人名瓦について」〔森 1957〕を発表されており、堺市教育委員会による大野寺跡・史跡土塔（以下、土塔として統一）の発掘調査が開始される以前は、森氏のこの論考が土塔の文字瓦に関する最大の功績であるといってよい。これらの採集資料は、堺市教育委員会が出版した『史跡土塔 文字瓦聚成』（以下、『聚成』）作成の際に、現存するものについては、現物の確認と調査が行われている。しかし、採集資料の中には、前述の紹介文に記載されつつ現物が所在不明になっているものや骨董品としての購入資料も含まれており、これらについては、『聚成』では参考資料として扱われている。

また、土塔以外の他遺跡、例えば、堺環濠都市遺跡や陶邑窯跡群でも土塔の文字瓦と酷似した資料が出土している〔大阪府教委 1967 他〕。堺環濠都市遺跡は、中世堺の町並みを形成していた遺跡として著名であり、家屋の建築、あるいは敷地内の施設の建設に際し、近隣の寺院、寺院跡から瓦を持ち運び再利用していたと思われる。一方、窯跡からも文字瓦の出土がみられ、さらに、写真だけが残り、まだ一度も紹介されていないものも新たにみつかっていることなど、今後も過去に採集された資料は増加する可能性がある。

土塔の文字瓦は、現在 1,225 点、うち採集資料が約 150 点ある。また、この数量には含めていないが、中世の文字瓦も 28 点出土している。これら文字瓦とその製作技法などの属性を考察し、第4章で工人集団の復元を試みた。この章では、数量的分析なども踏まえ、土塔において、文字瓦が製作された背景を考古学的に検証してみたい。

第2項 製作技法による数量分析

ここでは、文字瓦の製作技法をもとに数量分析を試みたい。型式名については、第4章第5節第1項での分類指標に準じる。

まず、文字瓦がどの型式のものに記されているかについて考察してみたい。文字瓦は、型式分類可能なものは丸瓦 327 点、平瓦 772 点ある。比率は約 1 : 2.4 となる。他寺院に比してこの平瓦の比率が少ないので、土塔の平瓦の葺き重ねの長さが短いことに起因していると考える。

丸瓦から詳細をみていくと、総点数 327 点中、I 類が 91.8%、II 類が 0.9%、III 類が 7.3%

となる。明らかに I 類が圧倒的に多く、中でも、I-1 類は、I 類の中では 97.7%、丸瓦全体中でも 89.6%と大半を占める。

一方、平瓦は総点数 772 点中、I 類 72.3%、III 類 6.3%、IV 類 21.2%であり、文字瓦では、II 類に該当するものは 1 点のみである。I 類が約 7 割と最も多く、うち I-1-B 類が I 類中 85.8%、平瓦全体の中でも 62.0%である。次いで、IV 類が多く、IV 類の中では、IV-1-E 類が 45.7%、全体中で 9.7%、IV-2-A 類が 37.2%、全体中では 7.9% で次ぐ。また、土塔の瓦として、特徴づけることのできる瓦に、須恵器の甕などにみられる凸面の平行タタキ痕や凹面の同心円の当て具痕がみられるものがあり、これは、須恵器工人が製作したと考えられるもので（III-6-B 類）、全体の 4.9% 出土している。

この比率から判断し、出土比率の高い丸瓦 I-1 類、平瓦 I-1-B 類が先述のとおり、土塔創建時に主に製作された瓦であることがわかる。あわせて、製作技法や属性から判断して、丸瓦の I ~ III 類、平瓦の I・III 類が創建期、IV 類が補修期に属すると考える。平瓦でみると、全体の約 75% が創建期のもので、残りの 25% が補修期にあたるということになる。一方、丸瓦は補修期には製作されていない。

以上のことから、創建期には、丸瓦は模骨巻き作り、平瓦は桶巻き作りで製作を行う工人集団が中心となって瓦製作を行い、それを他の技法で製作する工人集団が補完した体制をとっていたと考えられる。これらの各技法を使用した工房は、異った場所であった可能性が高い。土塔出土資料ではないが、陶邑窯跡群採集とされる愛知県陶磁資料館所蔵の文字瓦は、技法が桶巻き作りで、格子タタキを行うという点で共通している。土塔周辺での技法のものが一括して採集される可能性は極めて低く、これらは、陶邑窯跡群かどうかは別として、窯跡で採集された可能性が高いと思われ、さらに、一部、土塔ではみられない記名方ももあるが、周辺でこのような文字瓦が出土する寺院がないことから、土塔に供給するために製作されたものである可能性が高い。

また、奈良時代後半の補修期になると、平瓦では一枚作りを中心に製作されたものであると考えることができる。

第3項 記名工程の復元

土塔出土の文字瓦は、基本的に丸瓦・平瓦にヘラ状の工具を使用して、焼成前に記されており、ごく一部、熨斗瓦などの道具瓦にも記されている。軒瓦には、「神龜四年」銘軒丸瓦のように、范に文字が彫りこまれたものがあるが、文字瓦は、個人直筆のもので、軒瓦に書かれたものはない。文字は凸面・凹面、さらには、凹凸両面や側端面に記されたものもある。

ここでは、文字瓦の属性の分析をもとに、瓦に文字がどのように記されたかという場の復元を試みてみたい。

文字は、瓦が焼成される以前に記されたことは明らかである。となると、筆記者が瓦に文字を記したのは、瓦製作工房内の可能性が非常に高い。文字の状況からみて、粘土がある程度乾燥した段階で文字を記していることがわかる。そこで、どのくらいの時間で文字

を記すと文字瓦の文字の状況に近くなるかという文字瓦製作実験を行った。結果、文字は、粘土円筒完成後約 1 時間半後頃に記したものが、ヘラによる粘土の跳ね上がりもなく、土塔出土の文字瓦の状況と類似した。しかし、ここで問題点が発生する。この実験結果と同様、この程度の時間で土塔の瓦に文字が記されたとすると、土塔出土の文字瓦には丸瓦・平瓦とも凹面に文字を記したものがあり、これらは分割後に記したことが明らかである。なぜなら、特に、丸瓦の円筒状態のものに手を突っ込んで字を書くなど、到底不可能である。すると、瓦は半乾きの状態で分割したということになる。民俗例では、瓦の分割は完全に乾燥させた後、軽くたたくと割れるということが報告されている〔大脇 2002b〕。逆に、このように完全に乾燥させてしまうと今度はヘラが入らなくなり文字が記せなくなる。つまり、土塔の場合は文字を記すのを優先したため、半乾きで分割した後文字を記し再度乾燥させたと考えざるをえない。このことは桶が枠板組合せではなく、一本の円筒形であることとも関係していると考えることができ、この想定を裏付けることとして、側端面に破裁面が残るものが無いという点があげられる。確かに、側端を丁寧に調整しているが、もし、分割凸帯に従って切り込みを入れ、乾燥後に分割を行ったなら、破裁面が残る資料があつても良さそうであるが、それがみられないということは、完全に分割した後に、再度乾燥を行った証左となろう。

丸瓦と平瓦桶巻き作りのもので、凹面に書かれたものは、今述べたように、明らかに分割後に記したと考えられる。それぞれの比率をみると、丸瓦では凸面に書かれたものは、全体の 79.7% (287 点)、凹面に書かれたものは、全体の 18.9% (68 点)、両面に書かれたもの 3 点、側面に書かれたもの 1 点、側面と凹面に書かれたものが 1 点ある。I 類の中だけでは、凸面に書かれたもの 82.5% (249 点)、凹面に書かれたもの 15.9% (48 点) で、丸瓦の凹面側に書いたものが少いのは曲率がきつく、書きにくいためであろう。

これが、II・III 類の中では、凸面 61.3% (19 点)、凹面 38.7% (12 点) と、凹面に記す比率がやや高くなる。一方、平瓦では創建期の I・III 類では凸面に記したもの 42.4% (250 点)、凹面に記したもの 56.4% (332 点) であり、凹面に記す方がやや多い。両面に書かれたものは 7 点ある。I 類の他型式のものは、凸面に記したもの 27.7%、凹面に記したもの 72.3% であり、凹面に記す比率が高くなっている。

一方、補修時の平瓦は、凹面だけにしか書かれないという違いがみられ、82 点中、凸面に書かれたのは 1 点のみである。これは、凸面に字を書かないのは、一枚作りであることにより、凹面の調整を行う時に、使用する凹形台に粘土がひつかないよう、瓦の凸面に離れ砂を振り掛けるため、その砂が字を書く際の障害となるためだと思われる。

丸瓦も建立時の平瓦も、粘土を模骨に巻いて、まず円筒を作るので、凸面側に書かれたものは、この円筒状態の時に書かれたものか、円筒を分割してから書かれた場合を考えられる。乾燥させる時は、狭端側を上にして乾燥させるので、円筒状態の時に書いたなら、文字の上部は狭端側になる。この円筒を分割するために、凹面側にあらかじめ分割界線という目印をつける。円筒状の時に、この目印上の凸面側に書いてしまえば、字も半裁され

てしまうことになる。実際にそのような文字瓦も出土している。当然、分割後に整形台の上で書いた方が書き易いと思う。

次に、狭端側を上にして書いたものと、広端側を上にして書いたものの数量を比較してみると、丸瓦では狭端を上にして書いたもの 76% (64 点)、広端を上にして書いたもの 24% (20 点)、平瓦では狭端を上にして書いたもの 78% (133 点)、広端を上にして書いたもの 22% (38 点) で、丸瓦・平瓦とも狭端を上にして書いたものの方が圧倒的に多い。調整台での作業も、広端側を手前にして行うことが多いと思われ、この数値は、分割前か分割後のどちらが多かったかは判断できない。また、狭端を上にして書くもののうち、凸面の記載位置をみると、丸瓦の場合、中央付近に書くもの 45% (57 点)、端付近に書くもの 55% (71 点) とほぼ近いが、平瓦の場合は、中央付近に書くもの 27% (15 点)、端付近に書くもの 73% (41 点) と、端付近に書くものが多い。ただし、平瓦の場合は、広・狭端の幅が丸瓦に比べて長いので、中央かどうか確定しがたいという点を考慮に入れる必要がある。丸瓦では、比率がほぼ半数なので分割前か分割後かは決しがたい。ただし、凹面側には分割後しか書けないことは明らかだ。また、凸面に書く場合でも円筒状の時には文字が書きにくいことを考えれば、分割後に書かれたものが多かったと思われる。

ここで、分割前の円筒の状態の時に記したと考えられるものについて述べておきたい。その根拠となるのが、記した文字が分割の際、半裁されてしまっているものがある。これは、円筒の状態の際に、凸面に文字を記す際に、記した場所が、凹面の分割凸帯上にたまたま位置してしまった場合、瓦工人が分割凸帯を指標として分割すれば、文字も半裁されてしまう。模骨や桶から粘土円筒をはずした段階で、分割凸帯を指標に凹面側から切り目を入れていたと考えられるので、このような文字の状態のものが作られてしまう。記名者は、文字のその後の状態についての意識はなく、一方の瓦工人も分割位置を優先するなど、記名の位置については、問題としていないことがわかる。このことは、瓦に名前を記すことに意味があり、その状態については、問題としなかったであろうことが推測できる。この類例として、京都府大山崎町山城国府跡（山崎院推定地）から出土した文字瓦にも、その例を示す資料がある。それは、平瓦の凸面両端に人名が記されているもので、これらの名は別名である。これは、まさしく円筒状態の時に名を記して、分割の際、偶然に一枚の瓦の両端に文字がきてしまった好例である。ただ、1 点だけ理解し難い資料があり、凹面に記されながら文字が半裁されているものである。可能性としては、平瓦の凹面中央に文字を記したが、後に、熨斗瓦として製作されたため文字も半裁された可能性が考えられる。

一方、平瓦で一枚作りのものについては、ほぼ全てが凹面に記名している。凸面は、縄を巻いた叩き板で叩くものや、その後に離れ砂を使用するもの、格子目を刻んだ叩き板で叩くものなどがあるため、これらについては書きにくい凸面よりも、書きやすい凹面に記名するのが一般的であったようだ。

この時期には、文字を記すことより製作工程を優先した結果であろう。のことから逆

に考えると、通常他寺院でみられる桶巻き作りで製作された平瓦は、凸面の叩き痕は消さないことが多いが、土塔の創建期の平瓦では、凸面をあえて 2 次調整しており、このことは、文字を記すことを前提として製作していたためであろう。

第 4 項 記名者について

次に、記名者について考えてみたい（図 34～36）。文字瓦をみると、筆跡は、その大半が異なっていることがみてとれる。つまり、基本的に、名前は各自で記したものが多いと考える。その根拠として、一例をあげると、「蓮光」という僧侶に比定できる名前がある。この名を記した文字瓦は 15 点出土しており、土塔の文字瓦の人名の中で最多数出土している。そして、その全てが同筆の可能性が高い。

また、一枚の瓦に複数の名を記したものも出土している。創建期の丸瓦 I-1 類の凸面に「聖林」、凹面に「行満」と記すもの、補修期の平瓦 IV-1-E 類の凹面に記されたもので、「凡海連 [／] 波連 ['] と 2 名の別名を記すものがある。しかも、これらの名は筆跡も異なる。また、後者の例は筆記具も異なっており、「凡海連 [']」は先の尖った工具で、「波連 [']」は先のやや平たい工具で筆記する。これらの例からみると、記名は基本的には各自で行ったと考える。しかし、全てがそうとは限らない。一例をあげると、「矢田部連龍麻呂」という人名がある。この人名は、8 点出土している。また、「矢田部連田々你古」という人名がある。こちらは、4 点出土している。これらの両名の筆跡をみると同筆である。つまり、2 名の人名を同一人物が記名した可能性が高く、全ての人名を本人が記したということではないという例である。また、別名で同筆の他の例として「秦人得 [I] 秦人麻 [']」があり、1 枚の瓦に 2 名の名が記されている。この例も「矢田部」と同じく「秦」であり、別名でも同筆の人名瓦は、氏が同じものに限られており、極近い関係の人物間でのみ行われたものということができる。

さらに、人名の中には、他にも同名のものがある。例えば、「刀自古」や「刀自女」といった一般的な名前を別にすれば、「泰順」や「連善」、「賢實」といった僧名が多い。これらの例をみると、「泰順」は 3 点出土しており、同筆の可能性が高く、「連善」、「賢實」は各 2 点出土しているが、別筆のようだ。基本的に、これら的人物が同一人物であったかどうかという根本的な問題もあるが、同名でも必ずしも同一人物が記名したということでもないようである。

参考までに、同筆の可能性の高い人名の記載位置をみてみる。15 点出土している「蓮光」は、記された瓦は創建期の瓦で、丸瓦 I-1 類の凸面に記されるもの 1 点¹²、平瓦 I-1-B 類の凹面に記されるもの 10 点、同じく凸面に記されるもの 4 点である¹³。字の大きさは、1 点だけ比較的大きく記すが、他はいずれもほぼ小振りな文字を記す。また、記載位置の判明するものでは、1 点のみ瓦の下の方に記すが、他は瓦の右あるいは左に寄った中程あたりに記している。「蓮光」は、文字瓦の中でも突出した数量であり、知識集団の中でもリーダー的な存在の人物であったのであろう。次に、「矢田部連龍麻呂」、「矢田部連田々你古」についてみると、「矢田部連龍麻呂」は 8 点、「矢田部連田々你古」は 4 点出土しており、

「矢田部連龍麻呂」の1点が創建期の丸瓦I・1類の凸面に記されている以外は、全て平瓦I-1-B類の凹面に記されている。いずれも瓦の中央に大きめの文字で記す。これらの例から、同一人物が文字を記す面や場所は、同一箇所が多いということがわかる。

第5項 文字の内容

文字の内容は、人名・年号・地名・瓦の生産に関するもの、追善供養などに分類できるが、分類可能なもののうち91.7%は人名である。

人名は、さらに、僧尼関係、姓（カバネ）をもつ姓氏族、姓をもたない無姓氏族に分けることができる。無姓氏族は、さらに、氏（ウジ）と名を記すものと名だけを記すものがみられる。ただ、山崎院の例であるが、同じ名前で姓を記すものと記さないものがあり、注意を要する〔大山崎町2003〕。また、名を「長」や「藁」のように一文字で記す例もあり、例えば、「長麻呂」を略して「長」と記したのであろう。

僧尼関係は、「蓮光」・「泰順」などの尼に加え、在家の信者である優婆塞（「優婆塞」）や優婆夷（「廣依夷」）、寺に仕える子供を示す童子（「童子口」）がある。人名以外では、大野寺を示すと思われる「野寺」、地名を示す「郷」〔郷カ〕少林里林〔〕、年号を示す「神龜五年」、追善供養を示す「連若子為」といったものなどがある。その他に、蓮の花や僧侶と思われる人物などを描いた絵画がある。

ここで、文字瓦の中心となる人名について詳しく検討を行う。まず、各階層についてであるが、先述のように、大きく僧尼関係、有姓氏族、無姓氏族の3階層に分類できる。土塔の奈良時代の瓦は、創建期のものと補修期のものに二分できる。これらの各階層を時期別にみると、創建期では、僧尼31.1%、有姓氏族22.4%、無姓氏族46.6%である。一方、補修期では、僧尼関係17.2%、有姓氏族62.1%、無姓氏族20.7%となる。創建期は無姓氏族が約半数、補修期は有姓氏族が6割を超す。これをそのまま土塔の知識集団の構成比に当てはめることには躊躇するが、一定の参考にはなろう。

さらに、土塔の人名瓦で、文献資料に出てくる人物と一致する人名があり、それは、僧侶の「神藏」、「帝安」^④、また、『文字瓦聚成』では「井淨」と判読されているもので、吉田靖雄氏は「井」の上の残画を「糸」と解釈し僧尼名と想定されている〔吉田2007〕。「口井淨」も加えるなら3名の人物がこれに該当する。これらの人物は、行基の弟子僧を示した文書である『大僧正記』にその名がみえ、「神藏」、「帝安」は「故侍者」、「井淨」は「翼従弟子」の箇所に登場する。いずれも同一人物である可能性が高いと考える。

第6項 文字瓦にみえる氏族

ここでは、人名瓦にみえる氏族名について、少し詳しく検討する。氏族名は、姓の有無により有姓、無姓の氏族に分類できる。これらの氏族は、平安時代に編纂された『新撰姓氏録』により、本居地を推定することができる（図37）。それに照らすと、土塔の人名瓦にみえる氏族は、摂河泉地域に本居を置く氏族にほぼ限られ、文字瓦の出土点数からみると地元の和泉北部や南河内の氏族が目立つ。

和泉では、大鳥連氏、土師宿祢氏、土師氏、高志史氏、荒田直氏といった大鳥郡に本居

をもつ氏族が目立ち、坂本臣氏や池田朝臣氏といった和泉郡北部までに集中する。また、地域的にみると、荒田直氏や山田造氏、大庭造氏、神氏また、南河内になるが、狹山池付近に本居を置く村山連氏といった現在の泉北地域、つまり、陶邑窯跡群の所在する地域に本居を置く氏族が目立つ点は、行基と須恵器生産者の関わりを考えた場合に興味深い。これらの氏族のうちのいずれかが土塔で出土する須恵器技法で製作された瓦の生産、および大野寺瓦窯1号窯の築窯に関与した可能性が高いと考える。これらの氏族は、高藏寺を拠点として活動したと考える。また、日下部首氏は、大鳥郡の知識経をみると大鳥郡大領と記されている。和泉郡や日根郡は、大鳥郡に比べると少ない。和泉郡では、坂本臣氏や池田首氏、秦忌寸氏、秦氏、日根郡では、日根氏といった、各々坂本寺、池田寺、秦廢寺、禪興寺を建立できるほどの郡内での有力氏族名がみられる。このうち、日根氏は日根郡の郡領氏族である。

河内では、丹比氏、葛井氏、大伴氏といった南河内の現在の藤井寺市や羽曳野市北部にあたる古市郡や富田林市にあたる石川郡に本居をもつ氏族が目立ち、北河内の茨田氏や、中河内の刑部氏などもみられる。しかし、凡河内氏や鳥甘氏といった摂津北部のような、かなり遠方の氏族もわずかにみられる。南河内でも、特に古市郡では葛井氏、林氏、土師氏、船氏といった各々葛井寺、拝志廢寺、土師寺、埴生廢寺の建立氏族にあたる有力氏族がみられる。土師氏は、和泉の土師氏といずれであるか決しがたいが、土塔の位置から考え、和泉の土師氏は間違いないと思われるが、河内の土師氏も有力な氏族であるので、土塔建立に参加した可能性が高い。石川郡からも大友寸主氏、板持連氏、板持氏、佐備臣氏、石川氏と多くの氏族名がみられるが、寺院建立に至るような氏族ではない。先述のように南河内では、狹山池の堤の改修以外の事業がほとんど行われておらず、これには村山連氏が関わっていると想定できる。また、南河内では、丹比郡の矢田部連氏が、人物名は2名ながら13点出土しており、土師氏と並び有力な知識と考える。矢田部連氏の本拠地（現在の大阪市南部と堺市北部境界付近）依羅郷には、現在、行基大橋という橋が大和川に架かっており、古来から当地と行基との関連を伺わせる。南河内では、古市郡の氏族が多い割に、同じく中心郡であった現在の柏原市付近の大県郡の氏族が、鳥取連氏だけと少いのが特徴である。鳥取氏は、和泉にも本拠をもつが、おそらく有力氏族である河内の鳥取氏であろう。ただし、茨田氏が茨田郡の氏族か、大県郡の氏族かは決しがたい。大県郡は、知識寺を中心とする河内六寺が建立されており、奈良時代には、知識活動が盛んであったと想定でき、地元での活動を展開させていたため、他地域での活動には消極的であったかもしれない。また、少数ながら、北河内の交野郡の片野連氏などがみられる。

摂津では、和泉や河内に比べると氏族も少数である。このことは、大鳥郡に近い南摂の境域が狭く、北摂側が広いことと無関係では無からう。また、西摂の氏族はみられない。行基の事業は、南摂が中心であり、津守氏の名がみられるが、津守氏は住吉大社とも関係する有力な氏族で、津守氏を中心として事業は展開していった可能性がある。

以上、土塔の文字瓦にみえる摂河泉地域の氏族の検討を行ったが、土塔の建立に参加し

た氏族は、その名をみると、地域でも寺院建立に参画しているような有力氏族が大半を占めていることがわかった。土塔建立に際しては、摂河泉の広範囲な地域から集まつた氏族が、行基の知識集団を構成したため、このような有力な氏族の集合体であることから、土塔建立事業も比較的容易に進めることができたのではないかと考える。

第7項 文字瓦の年代

文字瓦は、先述のように、中世のものを除き製作技法から土塔建立期のものと補修期のものに二分が可能で、さらに、全ての無段式丸瓦と大多数を占める桶巻作りで製作された平瓦が、土塔創建期のものに比定できる。

『行基年譜』および「神亀四年」銘軒丸瓦には、「起」と記されており、同年の「二月三日」に起工されたと考える。つまり、瓦の製作もこの日以降に始められたのであろう。神亀4年から製作をはじめ、「神亀五年」の文字瓦が出土しているので、最低でも2年間は製作していたことがわかる。この型式の丸瓦・平瓦は、727(神亀4)年から数年間に位置づけることができる。

次に、補修期に製作されたのが、一枚作りの平瓦で、これは、遺構の検出状況において、補修箇所にこの型式の平瓦を採用していることから、その際に新たに製作されたもので、奈良時代後半に比定できる。このように、瓦の製作技法と遺構の検出状況において、土塔の創建期・補修期に各々属する瓦を比定することができる。

次に、記述内容からみた文字瓦の年代については、かつて森浩一氏〔森1957〕や東野治之氏〔東野1983〕が、豪族名の姓(カバネ)の表記法を検討し、年代が考察されている。その要旨は、以下の3点である。

- ①天平勝宝9(757)歳に史と首が毗登に
- ②天平宝字3(759)年に君が公に、伊美吉が忌寸に
- ③宝亀元(770)年に毗登が史と首に戻される

この史実を用い、森氏は、「忌寸」の表記の文字瓦の存在から、8世紀後半にまで上がるものがあり、土塔の完成も長期に渡ったと考察された。しかし、東野氏は、同じく人名瓦を出土する広島県福山市所在の宮の前廃寺の資料を用い、①②は、それ以前に両者の表記が用いられていたものを統一するように命じたもので、瓦の年代としては、③以前の年代を付与された。これを土塔の姓(カバネ)の表記のある資料にあてはめると、毗登は出土していないが、公は「秦公色夫智」、「公富爾古」があり、忌吉は「秦忌吉刀自」、「林忌寸」、「忌寸稻付」、「忌寸虫田氣」がある。これらのうち、「秦公色夫智」は、丸瓦I-1類、「公富爾古」、「林忌寸」は、平瓦I-1-B類、忌寸稻付は、平瓦IV-1-E類、「忌寸虫田氣」は、不明である。丸瓦I-1類、平瓦I-1-B類は、いずれも土塔創建期に製作された文字瓦である。つまり、天平勝宝9(757)歳、天平宝字3(759)年以前のものであり、東野説を考古学的に首肯することができたといえる。また、「忌寸稻付」のIV-1-E型式は土塔補修に際し製作されたもので、8世紀後半の年代が与えられるのである。つまり、忌寸の表記は、土塔創建の8世紀前半から同後半まで使用されていたようである。

第8項 文字瓦の記名率

最後に、文字瓦がどの程度の割合で書かれていたかということを考えてみたい。『文字瓦聚成』で9次調査と12次調査出土資料について分析が行なわれている。これを考慮する際は、文字の記されていない瓦の数量分析も必要となる。

数量分析は、破片数、四隅計測法、重量の計測が行なわれている。このうち、破片数を特定しやすいのが、四隅計測法である。文字瓦も基本的に一枚につき一名の名が記されているものが多いことから、文字瓦一枚が一点と想定してもよい。ただし、土塔の瓦は補修が行われており、時期差があることから、全ての型式の瓦を同一に扱うことはできない。丸瓦は大半がI-1類で、この型式は四隅計測法で、351点中文字瓦が8点で2.3%である。一方、平瓦について型式別にみると、I類は、278点中21点が文字瓦で7.6%、III類は、17点中1点が文字瓦で5.9%である。IV類は、170点中文字瓦が8点で2.4%となる。

次に、出土量の多いもので率を出すと、平瓦I-1-B類は、四隅計測法で259点ある。この型式の文字瓦は、18点出土しており、記名率は6.9%となる。平瓦IV-1-E類は、総点数93点中1点で、記名率は1.0%となる。平瓦IV-2-A類は、総点数12点中2点で、記名率は16.7%となる。参考となるのは、以上の4型式の丸瓦、平瓦であるが、I類で丸瓦と平瓦の記名率に差があることが気になる。これは、凹面に記しやすい平瓦と、記しにくい丸瓦に起因しているかもしれない。先に述べた丸瓦I-1類の凹面に記すものが、17.3%と低いことからも想定できる。

また、時期的にも記名率の差がみられ、創建期のものがI・III類合わせて7.1%なのにに対して、補修期のものが全体で2.4%しか書かれていません。これは、創建期のような大規模な事業ではなく、補修という比較的小規模な事業であったため、参加した集団の人数が小規模であったためであろう。

第9項 願文を記した須恵器について

土塔からは、須恵器焼成の裁頭円筒形で、中空の器物の外面に縦の罫線を引き、その内側に文字を記す遺物が4点出土している(図33)。これらは、その特徴から同一固体であると判断できるが、接合点がないため位置関係は不明である。この資料の年代は、製作技法や書風から、奈良時代ものに比定できる。また、全て土塔の西面から出土しており、塔頂に置かれていたものが西側に転落したか、西面に置かれていたかのいずれかであるが、土塔の正面はおそらく西面であったので、西面のどこかに置かれていたと思われる。当資料は相輪にも類似するが、相輪に比定できる須恵質品は別に出土していることと、窯跡から出土した請花の径とはあわないことから、別の性格を考える必要がある。

当資料の底部径は、37.2cm、厚さは1.3cmである。底部下端は2条の凸帯が廻る。文字は、①「□□／瀧洞天／□□」、②「□□／添嚴清／七厝咸登萬／天皇尊靈□／□」、③「□歩而／□」、④「／□製儀／曇相映採々／□徊天中龍／□」であり、④が底部の破片で底板はない。また、現存しないが、かつて前田長三郎氏が、「彼岸の道(路)に遊ぶ」と記された、これと類似した資料を所蔵していたということを、森浩一氏に聞き取りされている[堺

市教委 2004]。文字は、文字瓦の字とやや異なり細い線で非常に優美な字で書かれており、書いた人物は、知識集団とは隔絶した高貴な人物である印象をうける。文意は全体が把握できないが、願文と考えられている〔東野 2004〕。内容は、「洞天」や「天皇（てんこう）」は、道教的な表現とみることもでき、道教の思想に精通していた人物の可能性もある。一方、「天皇」といった用語から、前の字の残画を「先帝」と読み、「先帝天皇」つまり歴代天皇の安穩を願ったものであるという想定もなされている〔吉川 2010〕。このような点から考えると、文字瓦とは一線を画した内容、字体であり、瓦に人名を記した人物とは異り、天皇家と直結するような貴族クラスのかなり高貴な人物像が想定できる。さらに踏み込んで、「七廟」の文字から、『論語』や『孝經』などの最新の流布本に日々接しているような立場の人物も想定されている〔新川 2004〕。

ただし、この資料は土塔に献納されていることから、行基とは繋がりをもち、かつ行基の知識集団の一員であったことは想定しておいてもよいであろう。逆にいえば、行基の知識集団には、行基と通常活動をともにする者とは一線を画した人物も含まれていた可能性が高いといえる。

第 10 項 土塔の文字瓦からみた知識集団

土塔出土の文字瓦について、属性を分析し検討を行った。まず、人名瓦についてまとめると、1点目は、行基に従っていた知識集団が瓦に名を記したものであるという説が述べられていたが、実際に、「知識」と記された瓦が出土したことにより、その説を確定することができた。行基の知識集団の構造を考察する上で、非常に重要な資料となる。2点目は、瓦に書かれた人名は、知識集団に属する個人が自筆で書いた史料であることに、大きな意義を認めることができる。このことは、筆跡が各々異なることから証明できる。そして、これらの文字は、見よう見まねで書いたものではなく、明らかに字を知っている者が書いたものである。延いては、一般民衆に至るまで当地域における識字率が高かったということができる。

さて、土塔は、創建期に製作された同一技法の瓦が一定量存在することから、神亀四年に建立開始後、数年で完成したと想定でき、これも、知識集団の団結による成果であろう。また、文字瓦の年代観から判断して、奈良時代後半の行基死後の土塔補修期においても数は少ないながら瓦への記名が行われている。このことは、行基の死後も集団の知識活動が続いている、土塔の補修もこの知識集団によって行われていたことが想定できるのである。

この大規模な土木事業を短期間で完遂するには、当然それなりの人員数が必要であったことはいうまでもない。では、実際に土塔建立に際しての知識集団はどれくらいの人数がいたのであろうか。先に、文字瓦の記名率を考察した。文字の記名率は、四隅計測法によると全個体数 820 点のうち、文字瓦が 34 点なので全時期を通じると 4.1%、創建期は 7.1%、補修期は 2.4% となる。土塔が全体瓦葺きであったと復元すると本瓦葺き、立瓦、基壇も含めて、77,576 枚の瓦が葺かれていたと試算できるので、単純に土塔完成時の文字瓦の数量を計算すると、5,507 枚となる。これに文字瓦のうちの人名の比率 91.7% を掛けると、

5,049 枚が人名瓦の数量となる。試算の文字瓦の枚数=知識集団の数とは一概に言えないが、実際にどれだけの人がいたかは計り知れず、かなりの人数であったことは疑いない事実で、規模を考える上で一つの参考とできよう。

では、土塔建立に参加したこれら知識の構造は、どのようなものであったのかについて考察する。記名者は集団で瓦製作工房に出向き記名したことが推定できるが、この集団は東野治之氏が述べるように、何らかの形で土塔の建立に労力を提供したことが推定できる〔東野 2004〕。金銭を提供した人物もいるかもしれないが、いずれにしても、その証として瓦に記名したのである。土塔の近隣では、瓦窯跡 2 基を発見しており（大野寺瓦窯）、創建期と補修期の瓦を焼成した窯であることが明らかになった。この窯の工房で瓦に名を記した者が、土塔に向かい、建立や補修に携わったのである。しかし、土塔の瓦を製作した工房は一箇所ではなく、何カ所かあったことが想定できるので、遠方の窯から出向いた集団が存在したことも想定できる。また、大野寺瓦窯の土塔創建期の瓦を焼成した窯の構造はまさに須恵器窯のそれであり、須恵器窯で瓦を焼成するという、特異な生産体制をとっている。さらに、平瓦Ⅲ-6-B 類には須恵器製作道具の痕跡がみられ、須恵器工人の製作と考えられること、また、この型式の平瓦で人名の書かれたものの中には僧尼名がみられないということから、生産を行っていた「陶邑」管内には、「知識」に参加した僧尼はほとんどおらず、工人集団とも深い結びつきもなかったのである。また、吉田靖雄氏は、当時、斜陽化傾向にあった須恵器生産に関わる人々の精神的不安を解くため、行基が陶邑内に招請されたとする〔吉田 1986〕。これらのことから、行基と須恵器工人集団との関係が生じ、先述のように、須恵器工人が知識という形で参加するようになったのである。このような例からも、特定の技術をもつ集団も「知識」として参加していたことが伺える。

さらに、技術者集団という観点からみると、土塔建立にあたって最も貢献したと考えるのが土師氏である。特に、和泉の土師氏の本居地は大鳥郡土師郷であり、まさに、土塔の位置する場所である。土師氏は、古墳時代以来、土木技術をもって活動した氏族と考えられ、土塔が盛土による構造物であることを鑑みると、行基も土木技術の知識をもっていたとしても、土師氏の測量や土木技術の知識を援用したことは容易に想定でき、土塔建立の際には、中心となって活動したと考える。さらに、土師氏が中心となって建立したと考えられる土師觀音廃寺の軒瓦は土塔と同范であり、土師觀音廃寺の方が先行することが明らかになっている。このことからも、行基と土師氏の繋がりの強さを垣間見ることができ、土師氏が土塔建立の際に深い関連をもっていたという説〔吉田 1986〕を補強するもので、やはり、土塔建立の際の大壇乙といえよう。

ここで、各階層がどのくらいの比率であったのかを示しておきたい。創建期では、無姓氏族が 46.5%、僧尼が 31.1%、有姓氏族が 22.4%、一方、補修期は、有姓氏族が 62.1%、無姓氏族が 20.7%、僧尼が 17.2% である。創建期では無姓氏族が約半数弱、補修期では有姓氏族が半数以上となった。この数値が実際に、知識集団の階層の比率にあてはまるかどうかはわからないが、知識集団の構成が各階層どれくらいの比率であったかを考える上で

一つの参考となると考える。

もう一点、女性名の人名瓦の出土から、土塔の「知識」には女性の参加が見て取れる。女性は賦課の対象外であり、この点からも「知識」であることの有力な証左とすることができる。男女別が判別できる人名のうち、創建期は 262 点中 70 点で 26%、補修期は 31 点中 19 点で 61% を占める。補修期は点数が少いものの、半数以上が女性名であり、比率が高くなっている。

では、これらの土塔の知識集団はどのように形成されたのか。人名瓦からの考察ではないが、栄原永遠男氏は、行基が平城京内で活動を行っていた際に、活動をともにした人々が地元へ帰り、行基がその地に事業を行うため赴いた際に活動しやすかったのは当地での彼らの援助があったからとする [栄原 2006]。また、吉川真司氏は、土塔建立以前にすでに大鳥郡に移り住んでいた氏族たちであろうとの説を表明された [吉川 2010]。後述するように、土塔と山崎院では、同名の人名瓦がみられないということは、各々在地の人々が中心であったと理解することができる。

土塔の「知識」は、人名瓦の点数から 1,000 人規模の集団と想定でき、他地域の「知識」よりは大規模であった可能性が高い。いくつかの知識集団が合体して構成されたのである。これはやはり、土塔という行基集団としてのシンボルを建設するにあたり、行基集団の総力を結集したと思われる。そのような性格から考えると、大鳥郡に限らず、やはり広範囲から人々が「知識」として土塔建立のために参集し、「知識」が結成されたと思われる。その証として人名を瓦に記したと考える。

第2節 山崎院の文字瓦

第1項 山崎院の遺構

山崎院は、京都府乙訓郡大山崎町に所在し、行基が 731（天平 3）年に建立した寺院で、四十九院のひとつに数えられる。場所は東が桂川、宇治川、木津川が合流し、淀川となる付近、西は天王山が迫り平地は非常に狭隘である。河川には道昭が架橋し、橋脚だけが残っていた山崎橋があり、これを行基が 725（神亀 2）年に修繕している。平地部には山陽道（西国街道）が通る。また、山陽道から分岐し、山崎橋からは南海道が発するという交通の要衝にあたる。

山崎院の所在地は、現時点では明らかになっていないが、町内各地で瓦などが出土しており、この付近に山崎院が存在したことは疑いない。瓦がまとまって出土したのは平野部で 1 地点、丘陵上で 1 地点の計 2 地点である。平野部は山城国府 20 次調査地点で、現在のふるさとセンターにあたる。溝内からはじめて山崎院の文字瓦が多量に出土した調査である。一方、丘陵上の 54 次調査地点は、同じく溝内から、8 世紀の絵画様式をもつ唐草紋を描く壁画片や、7 世紀後半の火頭形三尊佛、7 世紀末～8 世紀初頭および 8 世紀前半の塑像なども出土している。廃絶した寺院の遺物をわざわざ丘陵上の高台に廃棄したと考えるよりも、丘陵上に寺院の堂舎の一部があったと考える方が理に合うだろう。また、白鳳

時代の鳥坂寺跡（大阪府柏原市）や梶原寺跡（大阪府高槻市）と同范の軒瓦が町内で出土しており、先ほどの博仏などと併せ、7 世紀中頃建立の前身寺院が存在し、それを利用して行基が山崎院として再興した可能性が高い。

第2項 文字瓦の検討

文字瓦は、全 204 点出土している。これらのうち、山城国府 20 次調査で 72 点 [大山崎町教委 1990]、先述した 54 次調査では 95 点 [大山崎町教委 2003] とこれら 2 地点で 167 点と全体の 82% にのぼる。20 次調査地点は河川寄りの平地部、54 次調査地点は天王山山麓の平野を見渡せる丘陵上にあたる。いずれも後世の遺構からの出土である。

製作技法による分類

瓦は、製作技法から、丸瓦が I ～ III 類、平瓦が I ～ IV 類に分類できる。平瓦はさらに II 類が a ～ c 類に細分されている [大山崎町教委 2003]。以下、報告書の分類に従って記述を行う。

丸瓦は、I ～ III 類全て縄タタキを行い、後に回転ナデを行う。I 類の特徴は、布目が細かく、平瓦 I 類と組む。II 類は丸瓦の中で最も出土点数が多い。平瓦 II 類と組む。III 類は平瓦 IV 類と組む。このセットの法量は、大形のものと小形のものの 2 種に分類できる。なお、丸瓦は、土塔と同じく全て無段式である。

平瓦は、I・II 類が桶巻き作り、III・IV 類が一枚作りである。I 類は、凸面は太めの縄タタキ痕に、凹面にも平行タタキ痕が残り、四隅は隅切りを行う。II 類は厚手で火ぶくれを起こしているものが多い。細分すると、II a 類は縄タタキを行った後、回転ナデを行う。四隅に隅切りを行うものがある。26 点と多い。II b 類は、回転ナデは行わず、縄タタキ痕が残る。凹面にも平行タタキ痕が残る。3 点出土。II c 類は、縄タタキ痕と凹形台の圧痕が残る。III 類は、縄タタキ痕と離れ砂がみられる。IV 類は、縄タタキを消す。

以上、丸瓦・平瓦の分類指標を示したが、土塔の瓦との比較を通して考察を行う。まず、文字瓦で分類可能なものについて数量分析を行うと、丸瓦は、I 類 3.1%、II 類 84.4%、III 類 12.5%、平瓦は、I 類 11.4%、II 類 75.0%、III 類 2.2%、IV 類 11.4% であり、共に II 類が多く、山崎院としての創建瓦に比定できる。平瓦 III・IV 類は一枚作りで、土塔では補修期に位置づけたが、山崎院では桶巻き作りに加えて、一枚作りのものも共に創建時に製作されている可能性があるとい^⑩。これは、山崎院だけではなく、周辺の南山背の寺院で、いつから平瓦の製作が桶巻作りから一枚作りへと変化するかの検討も併せて必用であろう。土塔と共に要素は、平瓦は縄タタキ後ナデを行う（II a 類）ものの出土量が最も多い点、丸瓦が全て無段式である点、平瓦に四隅をカットするものがある点である。一方、土塔と異なる点は、桶巻き作りの平瓦の凹面に模骨痕が残る点、焼成時の火ぶくれ（II 類）が目立つ点、一枚作りの瓦の縄タタキ痕を消す点である。これらの属性をみると、まず、平瓦桶巻作りのものに模骨痕が残る点、これは土塔の桶巻作りの平瓦には模骨痕がみられないことから、製作用具が異なるということで、在地の工人がおり、彼らを中心として製作にかかったのである。一方、四隅をカットする点など土塔と共通する属性もあること

から、土塔で瓦を製作した工人が山背へ移動し、山崎院の瓦製作にも一部携わっている可能性が高い。

次に、文字の記名については、報告書によると、20次調査は、一覧表に明記されているものでは、丸瓦1点、平瓦20点とほぼ全てが平瓦に記されており偏りがあるが、54次調査では、丸瓦32点、平瓦44点と丸瓦42.1%、平瓦57.9%になり、ほぼ拮抗している。記名する面は、丸瓦は全て凸面(100%)、平瓦も54次調査では、28点中2点だけが凹面で、こちらも大半が凸面に記されており、割合は71.4%にのぼる。また、II類では大半が凸面に書かれており、土塔では約半数に分かれ、凸面の縄タタキ痕をわざわざナデ消すのは、文字を書くためであると想定したが、山崎院では工人集団がその意味を理解していたと思われる。しかし、II b類は凹面にナデを行うが、文字は凸面に記されており、文字を記するためにナデを行ったのではないことがわかる。さらに、III類は縄タタキ痕と、離れ砂で文字は書きにくく、1やはり凹面に記している。一枚作りのIV類で凸面の縄タタキ痕を消しているのは、桶巻作りと同じく、凸面に文字を書きやすくしたためであろう。

文字瓦の製作工程

瓦の製作工程については土塔とほぼ同様であったと考える。文字の残存位置から製作工程を考える上で示唆的な資料があり、土塔の例に加えて、丸瓦の両端付近に文字が残るものがあり、これは円筒状態の時に記したこと示す資料である。

文字の内容と数量の分析

文字瓦は、土塔と同じく、大きく僧尼・有姓氏族・無姓氏族(氏と名を記す者・名のみ記す者)に分類できる。また、その数量比は20次と54次の資料から分析すると僧尼9.4%、有姓氏族11.3%、無姓氏族79.3%であり、無姓氏族が圧倒的に多いことが分かる。また、氏族名では、河内の林氏、和泉の坂本氏が土塔でも出土しており、南山背以外の氏族が山崎院の再建にも知識として参加していることがわかる。7世紀中頃に建立された山崎院に先行する寺院(山崎廃寺)の創建瓦が、河内の鳥坂寺系(同范と同范でないもの)であることから、7世紀代から当地と河内と繋がりがあったようで、河内からの南山背に移り住んでいた氏族の存在を想定することもできよう。山崎院の場合は、全ての文字瓦が創建期のものかどうか確定できていないという面はあるが、比率は異なるものの、土塔の創建期に記名した階層の様相と類似し、知識集団の構造は酷似したものであったことがうかがえる。また、山崎院では男性と女性の比率は男性58%、女性42%で男性がやや多い。これは土塔の創建期が26%なので比較的高い比率といえる。また、土塔にみられない表記として、「乙麻呂孫葉栗足鳥口」のように「孫」という表現があり、これは追善供養と似た表記で、本人ではなく近親者のためにと同様な性格をもつものであろう。また、「大刀自御願」と記されたものがあり、これは、「大刀自」が自ら記したものではなく、女性で隔絶した地位の人物であった可能性が指摘されている〔吉江2003〕。この表記は、土塔ではみられないが、願文を記した須恵器の考察でも述べたように、土塔でも山崎院でも、知識とは一線を画した人物がいた可能性を高める資料といえる。

筆跡の検討

山崎院では、同名の人物であるが、「妙義」、「佐為手子」(3点)があり、これらは各々別筆と考えられている。また、「佐為手子」は姓(カバネ)をもつ「佐為宿祢手子」の両者があり、前者はその姓(カバネ)を省略して記名したと思われる。

第3項まとめ

以上、山崎院について検討を行ってきたが、行基建立の山崎院の遺構は未だ明らかになっていない。また、文字瓦の出土点数は調査毎に増加しているが、その年代観などにおいて、さらに検討の余地がある。また、山崎院の場合、7世紀中頃から後半の瓦が出土しており、前身寺院が存在した可能性が高い。行基が山崎院として再興した際、人々はどのような形で「知識」として寺院造営に参画したのであろうか。遺構の状況が明らかでないで、土塔のように具体的には考察できない。

しかし、遺物の出土状況から考察すると、文字瓦が大量に出土した54次調査地点は丘陵上に位置しており、上下2段の平坦面が検出されている。両者とも瓦を包含する溝が検出されており、特に上方の平坦面からは白鳳期の重弧紋軒平瓦や、飛鳥寺東南禅院の瓦も共伴して出土しており、遺構は検出されていないものの、白鳳期まで遡る瓦葺き建物の存在が想定できる。つまり、奈良時代に新たに建立されたのなら白鳳期の古い瓦をわざわざ丘陵上まで運んだと考えるよりも、白鳳期に建立された建物を行基が文字瓦を含む瓦を葺き直して再利用したと考える方が自然である。やはり、山崎院としての再興にあたって寺院の整備に際し、知識集団は行基に協力したことが想定できる。

これらの知識集団は、比率の分析から圧倒的に無姓氏族が多く、土塔の全時期を通じたものよりも比率が高い。氏族名の検討から葉栗氏、六人部氏、秦氏といった地元の乙訓郡に盤踞する氏族をはじめ、近接する紀伊郡、宇治郡、摂津国島上郡の氏族が中心となっていたようである(図9)。しかし、河内や和泉の氏族名もみえることから、国を超えた遠方からも参画しており、中には坂本氏や林氏といった土塔でみえる氏族名もみられる。また、山崎院の記名者は約半数が女性名であり、その比率が高い。記名についてみると、記名者の筆跡はそれぞれ異なり、また、同一名でも各々筆跡が異なっている。ただ、土塔の場合は、同一氏族名では同筆であるが、山崎院では同一氏族名でも異筆であり、瓦に名を記す際の様相が異なる可能性がある。また、文字瓦以外の遺物からは、壁画が8世紀代の絵画様式をもつことが指摘されている。絵画は仏教的なものなので仏師が関与しているかも知れないが、この遺物の出土から、行基の知識集団の中に絵画を描ける人物がいたことが想定できる。

第3節 土塔と山崎院の知識集団の考察

土塔と山崎院の人名瓦の属性を分析し、各々について考察を行った。行基建立寺院において瓦が出土する寺院は限られており、これは寺院が瓦葺きでなく、掘立柱建物のような簡素な建物が多かったためであろう。通常の寺院跡のように瓦が出土すれば、その所在地

推定の一助となるが、行基建立寺院の所在地が不明な点が多いのはそのためであろう。行基建立寺院は、寺名が「寺」と「院」がある。また、道場的なものとして簡素な建物であるため「院」と称したと述べられる場合がある。しかし、同じ瓦葺きでも大野「寺」と山崎「院」とは区別されておらず、この点を論破する必要がある。

さらに、その数少ない瓦葺き建物のうち文字瓦が出土するのは、土塔と山崎院に限られる。なぜ、この2寺にしか知識集団は瓦に名前を記さなかつたのか。これは、行基建立寺院を「知識」の寺として考えていく場合、明らかにしておかなければならない点である。土塔は、行基の郷里和泉に建立したいわゆる行基集団の「知識」の結集として、シンボリック的な意味合いが大きかったと思われるが、山崎院は、交通の要衝地に立地し、かつ前身寺院が大きな存在を占めていたと考えられ、現在、判明している行基建立寺院の中では唯一の前身寺院の再利用である。前身の山崎廃寺も鳥坂寺の軒瓦の出土から、南河内と繋がりがあった氏族が建立に関わっていると推定でき、奈良時代に至っても、寺院経営に引き続き携わっていたこの氏族が、行基の山崎院建立にあたり知識集団の中核を担っていたと考える。特に、鳥坂寺の所在する河内国大県郡は、智識寺を中心とした知識活動が盛んな地域であり、その状況を知る山崎廃寺の経営に関わる氏族が知識の結集をもって事業を展開する行基の活動に参同した可能性も想定できる。この山崎周辺は、725（神亀2）年の山崎橋の再構築以来、重要な地域であったことが想定でき、土塔と同様に、「知識」の力の総結集が必要な地域と位置づけられていたであろう。その表出として山崎院の人名瓦の存在を考えたい。

では、土塔と山崎院の比較を行うが、まず瓦の製作については共通する属性として、平瓦が桶巻き作りで凸面のタタキ痕をナデ消すこと、四隅をカットすることがあげられる。この属性の一致は、他寺院では普遍的なものではないことから、行基に関連するこれら寺院の特徴といつても過言ではない。先に建立を行った土塔の瓦製作の工人集団が、山崎院の瓦製作にも何らかの形で関わった結果として共通の属性が生じたと考える。一方、平瓦に模骨痕が残る点や、厚手である点などは土塔と異なる点で、また、製作にかかる属性ではないが、焼成時に火ぶくれを起こした瓦が目立つ点は、土塔と相違する。相違点があるということは、土塔の工人集団が山崎へそのまま移動したのではなく、山崎院は、建立の際に新たに工人集団が編成され、その中に和泉から移動してきた土塔の工人集団の一部が組み込まれたと考える方が理屈に合う。また、火ぶくれの瓦については、木造建築物でない土塔でさえ歪んだ瓦が使用されておらず、まして、木造建築である山崎院の屋根にこれらが葺かれたとは考えにくく、出土した歪んだ瓦は焼成に失敗した瓦で、調査地付近に瓦窯が存在した可能性がある。

次に、人名からの検討を行う。人名は土塔、山崎院とも僧尼・有姓氏族・無姓氏族に分類でき、知識集団を構成する階層はともに同様であったようだ。ただし、記名の主体としては、土塔は同一名で同筆がみられるのに対し、山崎院は同一名でも異筆で、同筆のものがみられない。瓦への記名形態の相違を想定する必要がある。また、人名で同名と認定す

るには、まず僧名か氏と名があることが前提となり、名だけでは認定できない。この条件では、土塔と山崎院の人名で共通するものは無い。つまり、土塔と山崎院では同名の人名瓦は存在しない。氏族名から判断すると、土塔は和泉を中心とする摂河泉地域の、山崎院は南山背に本居をもつ氏族が中心となっており、土塔でみられる摂河泉地域の氏族はほとんどみられない。筆者は、かつて土塔建立に参加するため、各地からこの土塔の存在する大鳥郡の地に人々が集まってきたと考えた。とすると、行基が事業を行うごとに集団として移動を行っていたことになり、土塔も山崎院も同一集団が建立に関わったことになる。しかし、両寺院で同名の人名瓦はみられないということは、行基の移動に伴って集団が共に移動するのではなく、事業を行う在地の人々が中心となって行っていたと理解するのが妥当であろう。つまり、土塔と山崎院の知識集団は、各々別の知識で構成される集団であったと考える。

第4節 備後・宮の前廃寺の文字瓦

第1項 宮の前廃寺の概要

土塔、山崎院とともに、人名瓦が出土する代表的な遺跡である宮の前廃寺の資料を取りあげる。当寺院跡から出土する文字瓦は、すべて人名を記したもので、かつて東野治之氏が詳細な論考を著しておられる〔東野1980〕。しかし、報告書には実測図や、瓦全体の拓本等、基礎資料が掲載されておらず、また、調査年度の間隔があき、調査担当者も異なっているためか、瓦の報告内容に咀嚼を來している点がみられる。そこで、宮の前廃寺の人名瓦を実見する機会をいただいたので、当資料について検討してみたいと思う。

宮の前廃寺は、広島県福山市蔵王町に所在し、旧の備後国深津郡にあたる。遺跡は、現在の福山市街地の東方、芦田川の左岸に広がる丘陵の東から西側に向かってのびる尾根の南斜面裾付近の標高20~30m付近に立地する。昭和25・26・42・51年と4次にわたる調査が実施されており、成果は『史跡宮の前廃寺跡』として、福山市教育委員会より報告書が刊行されている〔福山市1977〕。

まず、本論に入る前に、報告書の記述により当遺跡の概要を述べる。当寺院跡は、古くは江戸時代の1776（安永5）年、宮原直仰により記された『備陽六郡志』に「海藏寺」として紹介されている。しかし、遺跡自体は地元民からも忘却されており、塔心礎をはじめ、礎石が掘り出されるなど、かなり荒廃していたようである。その後、1930（昭和5）年、西村真次氏による調査で当遺跡が奈良時代の寺院跡であることが初めて認識され、さらに、1947（昭和22）年に土地開墾中に金堂の壇列や礎石が発見されたが、この時には、遺構の詳細な状況の確認には至らなかった。そして、先述のように、1950（昭和25）年以降の本格的な調査へと繋がっていき、その結果、金堂、塔の状況が判明する。

伽藍は、丘陵斜面を平坦にし、西に南面する金堂、東に塔を配置する。これら2堂の北側は急斜面になっており、上には八幡神社が鎮座する。金堂と塔は14.5mの距離を保ち、心々間では33.5mとなる。また、東西方向の主軸は、金堂が塔より0.5m南へ寄っている。

金堂は、東西 25.3m (85 尺)、南北 15.6m (52 尺) の規模で、基壇は埴積の外装を施すが、北辺のみ、後に乱石積基壇に補修している。柱の配置は不明であるが、7 × 4 間が想定されている。また、雨落ち溝は確認されていない。なお、基壇は版築しており、基壇の高さは前面で約 1.1~1.2m、背面で 0.7~0.8m に復元され、その差は 0.4m で、北側が高く南側が低く、地形に制約されている。周辺から焼土や二次焼成を受けた瓦が出土しており、金堂は火災により焼失したものと思われる。

一方、塔は一辺約 12.6m (42 尺)、高さ 1.05m に復元でき、柱間は総柱間 6.66m (22.4 尺)、3 × 3 間の 2.08m の等間に復元されている。金堂と同じく埴積みの外装をもつ。基壇底面は、金堂と同じく、北が高く南へ向かって低くなっている。また、雨落ち溝は確認されていない。

次に、軒瓦の概要を述べる。ただ、総点数やどの型式のものがどの堂舎に伴うのかなど、明確に報告されていない。軒丸瓦は、I ~ VIII 型式に分類されている。創建瓦は I 類（図 38-1）の藤原宮式で、7世紀末頃に位置づけられよう。II 類（図 38-2）の川原寺式が8世紀前半であるが、これらの 2 型式は点数が少ない。III 類（図 38-3）は、平城宮 6316 系の紋様である。IV（図 38-4・5）、V 類（図 38-6～8）は単弁となるが、III 類の紋様系譜を引いているのであろう。平城宮 6316 は、平城宮編年では IV-1 期に編年されている。時期は8世紀中頃であろう。また、VI（図 38-8）類は、小形の軒丸瓦で、VII 類（図 38-9）は、山陽道沿いでよく出土する重圈紋軒丸瓦であり、一本作りである。出土点数は、V 類が最も多く、昭和 26 年の調査では、塔跡で最も多く出土している。また、1976（昭和 51）年の調査では、V-A 類が 28 点で全体の 32.2%、VII 類が 9 点で 10.3% 出土している。

一方、軒平瓦は、I ~ IX 型式に分類されている。I 類（図 38-11）は、軒丸瓦 I 類とセットになると考えられる巨勢寺式の軒平瓦で、府中市の栗柄廃寺と同范である。II 類（図 38-12）は平城宮 6689 系の紋様であり、同范品が府中市の父石遺跡や駿家町最明寺跡などでみられる。III 類（図 38-13）は、均整唐草紋軒平瓦で、II 類とともに軒丸瓦 II 類とセット関係になる可能性が指摘されている。IV ~ VII 類（図 38-14～21）は、均整唐草紋軒平瓦で、平城宮 6710 系の紋様で同一の系譜に乗る。VII 類は、出土点数から軒丸瓦 V 類とセットになる可能性が高い。このセットと同范や同系のものが備後南部では集中的に分布しており、御調町・本郷平廃寺、神辺町・備後国分寺などでみられる。1976（昭和 51）年の調査では、VIII-B 類が 29 点と全体の 43.2%、VIII-A 類が 16 点と 23.8% 出土しており多い。

金堂の建立は、軒丸瓦 I・II 類、軒平瓦 I・II 類の組合せで 7 世紀末から、引き続き塔が、軒丸瓦 IV・V 類、軒平瓦 IV～VII 類の組合せを用いて建立されたと思われる。

第 2 項 文字瓦の検討

宮の前廃寺からは、先述のように人名瓦が出土しており、総数は 12 点である（図 39）。以下、検討を加えてみたい。

出土した文字瓦は、下の表の通りである。

まず、これらの人名瓦の出土位置を確認すると、発掘調査では全て塔跡付近から出土し

ており、人名瓦は全て塔に葺かれていたものと考える。

次に、人名がどの種類の瓦に書かれているかという点であるが、一覧表からみてわかるように、全 12 点のうち、1 点を除いて全て丸瓦（92%）に記されている。つまり、平瓦は 1 点のみである。まず、丸瓦についてみていくと、全て無段式の丸瓦で、報告書の分類では III 類-E、粘土板を模骨に巻きつけた後、凸面は縄を巻いた叩き板で叩きを行った後、回転ナデでその叩き痕を消す。凹面には布目痕が残り、各端部に面取りを行う。また、丸瓦の中で特徴的なものとして、人名瓦の中で「紀臣和古女」と「□部臣飯依女」の 2 点の丸瓦の凹面中央付近には、長方形に突出した部分が認められ、模骨に彫り込みを入れていたようである。これら 2 点は、同じ模骨から製作された可能性が高い。一方、平瓦は、報告書の分類では L 類にあたり、粘土板桶巻き作りで製作されており、凹面には模骨痕が残り、粘土板の合わせ目痕が残るものがある。凸面は縄を巻いた叩き板で叩きを行った後、回転ナデでその叩き痕を消す。平瓦にあえてこの行程を行ったのは、文字を記すためであった可能性が高い。人名は、丸瓦・平瓦のいずれも焼成前に記されたもので、丸瓦に記された人名は全て広端を上にし、狭端側左下という特定の場所に記されている。このことは、土塔の例のように記名場所が一定しないことや、文字が円筒状の際に記されたことを示す分割位置上に記され、半裁されてしまっているものがあるのとは対照的である。つまり、当

宮の前廃寺出土人名瓦一覧表

| 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------|
| 丸瓦 | 丸瓦 | 丸瓦 | 丸瓦 | 平瓦 | 丸瓦 | 丸瓦 | 丸瓦 | 丸瓦 | 丸瓦 | 丸瓦 | 丸瓦 | 種類 |
| 「 □ 部 弟 虫 女 」 | 「 □ 部 豊 嶋 女 」 | 「 紀 臣 石 女 」 | 「 紀 臣 和 古 女 」 | 「 史 粟 麻 呂 」 | 「 水 取 連 II 」 | 「 □ 部 臣 飯 依 女 」 | 「 □ 造 飯 依 女 」 | 「 輕 部 君 黒 女 」 | 「 小 橋 君 廣 濱 」 | 「 栗 柄 君 II 」 | 「 栗 柄 君 II 」 | 文字 |
| 塔跡 | 塔跡 | 塔跡北辺基壇下 | 塔跡北辺基壇下 | 塔跡北辺基壇下 | 塔跡 | 塔跡 | 塔跡 | 塔跡 | 塔跡 | 塔跡 | 塔跡 | 出土地点 |
| 部姓 | 部姓 | 有姓氏族 | 有姓氏族 | 有姓氏族 | 有姓氏族 | 有姓 ・ 部姓 | 有姓氏族 | 有姓氏族 | 有姓氏族 | 有姓氏族 | 有姓氏族 | 分類 |
| 女 | 女 | 女 | 女 | 男 | | 女 | 女 | 女 | 男 | | | 性別 |

寺院のものは、丸瓦を円筒状態で一定乾燥し、半裁した後に人名を記した可能性が高い。このことは、記名者が瓦製作工房に出向いて記したと考える。また、文字は先端の尖った棒状の工具を使用して記されており、文字の大きさもほぼ均一である。あくまで主觀であるが、一見すると文字は非常に似ている。しかし、「栗栖君」・「紀臣」・「飯依女」といった同一文字を詳細に観察すると、「飯依女」は非常によく似ているという印象を受ける一方、「紀臣」や「栗栖君」は細部において異筆という印象も受ける。ただ、粘土に棒状の工具という条件を考慮するなら、同一人物が記したとしても多少の文字の異同は少なからず生じるであろう。土塔のように明らかに人名は各個人が記したといった状況証拠がないため、文字が本当に別人による異筆なのか、同一人物による筆跡の違いなのか、ここで結論を出すことは難しい。ただ、かつて上原真人氏は、恭仁宮の人名刻印文字瓦（恭仁宮式文字瓦）を検討した際に、刻印の押印場所が特定の場所であれば、同一の工人が押印した可能性の高いことを指摘した〔上原 1984〕。この例から考えれば、全て同一場所に記名されている宮の前廃寺の文字瓦の場合、同一の記名者の可能性が高いということになる。ただ、記名場所と文字の大きさが規定されていたという可能性も考えられるので、記名者が一人と断定は出来ない。少なくとも、記名者は一人または二人といったごく少人数であったことは間違いないであろう。すると、記名者は寄進者の代表者のような人物で、寄進者の名簿のようなものを手元に置き、それをもとに人名を記していく様子が想定できそうである。

次に、人名の分析を行うと、全 12 点のうち、姓をもつものが実に 10 点 (83%) もある。また、部姓のものが 4 点 (33%) あり、かつ姓をもつものが 2 点ある。つまり、当寺院の人名は、全てが姓をもつ氏族か部姓の氏族である。僧侶や無姓氏族が無く、限られた階層によっている。また、もう一点注目すべきこととして、女性名が多く、性別が分かる資料が 9 点あり、うち 7 点 (78%) が女性名であり、高い割合といえる。

第3項 文字瓦の年代

次に、年代について考える。宮の前廃寺は、軒瓦の項で検討したように 7 世紀末に創建され、9 世紀前半まで存続したと考える。では、文字瓦はこの期間のうち、どの時期に属するのであろうか。

かつて、東野治之氏は、この宮の前廃寺の人名瓦をもとに姓（カバネ）の改姓記事から年代を考察された〔東野 1983〕。奈良時代の改姓記事は、①『類聚三代格』にみえる 757 (天平勝宝 9) 年の「首」、「史」姓を「毗登」と改めたもの。および、②『続日本紀』759 (天平宝字 3) 年の「君」姓を「公」に、「伊美吉」姓を「忌寸」姓に改めたものがある。この改姓記事は、かつて森 浩一氏が土塔の年代を考察された際にも使用されたものである〔森 1957〕。ただし、東野氏は、改姓されたとされる「公」や「忌寸」姓がそれ以前にもみられることから、改姓というよりも表記の統一と考えた方がよいとされている。結論として、宮の前廃寺の人名瓦の年代は、人名の姓（カバネ）に「君」、「史」がみられることから、759 (天平宝字 3) 年を甚だしく下るものではないと考察された。以上が東野説の要旨である。

この説は、土塔の文字瓦の年代について考えた際にもあてはまるこことを確認しており、大野寺・土塔の創建開始年である 727 (神亀 4) 年頃の技法で製作された瓦に「公」、「忌寸」の姓を使用したものがある。よって、考古資料からもこの東野氏の説を首肯することができる。

今回は、考古学的な手法を用いて年代を考察してみたい。これを考える方法として、文字の記された丸瓦・平瓦と軒瓦の丸瓦・平瓦部を比較する方法がある。これら 2 者の製作技法に共通性を見いだせば、その軒瓦の年代観をもって、丸瓦・平瓦の年代を決定することが出来る。そこで、各瓦をみると、まず、文字が記されている丸瓦・平瓦は、ともに製作技法が共通しており、これらは同時期の所産と考えて良いであろう。しかし、報告書の記載によると、文字が記された丸瓦と同技法のものが、軒丸瓦の丸瓦部となっている例はないようである。一方、軒平瓦では、平瓦 L 類は軒平瓦 VIII 類-B の平瓦部と技法の共通性が認められる。よって、重複して記すが、この型式の軒平瓦の年代を確定できれば、文字瓦の年代を導くことが出来ると考える。この軒平瓦 VIII 類-B は、軒瓦の項でも述べたように、軒平瓦の中で最多の出土量を誇る。軒平瓦 VIII 類の瓦当紋様は平城宮 6710 系である。平城宮 6710 A・C 型式軒平瓦は、平城宮瓦編年では、III-2 期に編年されており、実年代は 749 (天平勝宝元) ~ 757 (天平宝字元) 年にあたる。また、6710 D 型式は IV-1 期に編年されており、実年代は、757 (天平宝字元) ~ 768 (神護景雲元) 年である。顎形態は、6710 A・C 型式が直線顎である。平城宮では II 期後半 729 (天平初頭頃) 年~745 (天平 17) 年に段顎から直線顎に変化することが明らかになっており、6710 C 型式は唐草紋が変形しているが、縦に丁寧にケズリを施した直線顎で、顎の形状が恭仁宮遷都 (740 (天平 12) 年) 以前に位置づけられている 6721 型式の最古型式である G 型式と近いことから、これと近い時期まで遡る可能性も指摘されている〔奈文研 1995〕。宮の前廃寺の 6710 系軒平瓦は、V~VII-B 類の顎形態は段顎なのに対して、VIII-B 型式で直線顎に変化しており、平城宮と同様の変化をたどる。よって、VIII-B 型式が後出することがわかる。その年代を考察すると、平城宮での年代が未だ流動的であるが、紋様がやや退化していることや、奈良時代に宮系の軒平瓦に一般化する曲線顎にはまだならず直線顎であることを考慮すると、現段階で 6710 型式が位置づけられている平城宮編年 III 期後半を遡るのは難しいとしても、III 期後半を中心に、遅くとも IV 期前半までの年代幅には収まると考える。また、数量的にこの型式の点数が多いことも、他の先行型式と年代が開かないことを想定できよう。さらには、その平瓦部が桶巻き作りであり、山陽地方では国分寺造営を契機に、平瓦の製作技法は桶巻き作りから一枚作りへ変換することから¹⁰、国分寺造営年代を大きく隔たるものではないと考える。よって、軒平瓦 VIII-B' 類およびその平瓦部に該当する平瓦 L 類、つまり、人名が記された瓦の年代は、天平勝宝~天平宝字年間の年代を付与できる。この年代は、東野氏が想定された 759 (天平宝字 3) 年を甚だしく下るものではないとする年代に近い。また、改姓の法令は、厳密に踏襲されたかという問題があるが、瓦に書かれた文字などから判断した場合、地方の末端の階層が記したといった様でなく、中央と直結した様がみてとれ、年代が下る

としても、数年ないしは10年くらいまでであると考えられる^⑩。以上の点から、人名瓦は考古学的にも文献による研究の成果と近接した年代観を導き出せた。

次に、宮の前廃寺の人名瓦の性格について考える。当寺院の人名瓦は、関東の遺跡から出土する人名瓦のように、郡郷名や戸主などの表記がなく、賦課対象から外れる女性名がみられることから、知識が記名した瓦と評価できるものである。まさに、大野寺・土塔や山崎院と同じ性格を付与することができる瓦である。

第4項　まとめ

以上、宮の前廃寺の人名瓦について考察を行ってきた。当寺院の人名瓦は、12点と点数は少ないものの、近畿以西では唯一のまとまった資料であり、当地域の知識集団の形態を考える上で非常に重要である。以下、土塔の人名瓦と比較することによって、宮の前廃寺の瓦の特色を表出させていきたい。

当寺院の人名瓦は、丸瓦、平瓦とも特定の技法の瓦にのみ記名されており、土塔のように、多数の技法の瓦に記名しているといった状況は認められない。技法が共通するということは、製作時期も限定されるといえる。つまり、瓦への記名は、特定の工人集団が製作した瓦に、ある時期に集中して書かれたという状況が復元できる。

次に、記名の状況をみると、記名場所が統一されていることや、字体が非常に似通っていることから、土塔や山崎院のように、各個人が記名したものではなく、一人またはごく少人数の人物が記した状況が復元できる。このことは文字が同筆か否かという非常に難しい問題を解決しなければならないが、各属性を考慮した場合、その可能性は高いと思われる。もしそうであれば、土塔のように記名者が瓦製作工房に大挙押し掛けたのでなく、記名者のみが工房に出向いたということになる。

また、記名者は有姓氏族と女性が多いのが特徴であり^⑪、土塔のように僧尼や無姓氏族がない。これは、土塔を建立した行基が社会事業を中心とした活動を行っており、それに関わる幅広い階層が土塔建立に参加したのに対し、宮の前廃寺の知識集団は、あくまで宮の前廃寺との結縁を結ぶために寄捨を行った集団であることができる。かつ、姓（カバネ）をもつものが大半であることから、宮の前廃寺の塔は、地域の有力氏族の寄進が大きなウエイトを占めていた可能性が高い。また、女性が多いという点から、当寺院は尼寺であった可能性を考えることが出来る。

次に、問題となる喜捨が、どのような形態であったかということであるが、考古学的には復元を試みることは難しく、知識が財物的負担をしたのか、あるいは労的な負担をしたのか。土塔の場合は、各人が記名者であることから、なんらかの労力を提供した可能性があるとされるのに対して、宮の前廃寺の場合は、寄進された瓦が少なく、記名者が一人またはごく少人数で代表者のような人物が記名している点や、寄進者に豪族や女性が多く限られた階層の知識であることを考えた場合、財物を寄進した知識の可能性が高いと思われ

る。

次に、寄進が行われた年代は、宮の前廃寺建立時期のものではなく、天平勝宝～天平宝字年間の約20年間に比定でき、瓦の製作技法をみる限り、長期にわたるものではなく、ごく短期間、さらにいえば、塔建立時という一時の寄舍の可能性が高い。このことは、土塔が神亀4年の創建期から行基死後の奈良時代後半に至る、半世紀以上の長期間にわたっているのとは対照的である。この時期は、747（天平19）年の遅延する国分寺の建立催促を受けて、ぼちぼち山陽地域の国分寺も完成する頃であろう。この国分寺創建に伴い、山陽地方にも平城宮式の紋様をもつ軒瓦が伝播し、宮の前廃寺やその近傍の各寺院もその例に漏れず平城宮式軒瓦の紋様をもつものが採用される。当寺院では、この時期の軒瓦の出土量が最も多いことから国分寺建立を契機とした平城宮式軒瓦の採用が想定できる。人名瓦もこの時期に施入されたもので、平城宮式の軒瓦を用いて当地域周辺の有力氏族層を中心とした人々が寄進活動を行ったと考える。

第5節　考古学からみた奈良時代の知識

第1項　「知識」について

「知識」とは、仏教用語辞典によると、友達、仏教関係の知り合いをいい、中国古典では知人や知り合いをさす。単に「知識」という場合は、「善知識」を指し、「悪知識」と対になる語である。後には、教えを説いて導く徳の高い人の意でも用いられる。しかし現在は、仏道に労力や財産を喜捨し、仏と結縁を結ぶ意で使われることが多い。この行為を集団で行う場合、「知識結」という。竹内理三氏は、知識の目的として、以下の五項目に分類された〔竹内1931〕。それらは1・造寺、2・写経、3・造像、4・悔過法会、5・建碑義橋である。このうち考古学的に検証できるのは、1の造寺であり、小考でも論の中心となる。では、この「知識」は、国内の仏教でいつ頃から現れ、どのように展開していくのだろうか。それを具現化するものとして、知識経や文字瓦を代表とする考古資料がある。まずは、これらの例をあげることからはじめたい。

第2項　古代の知識の具体例

過去の知識研究の代表的なものとして、井上正一氏の論〔井上1964〕や、菌田香融氏の論〔菌田1972〕がある。これらは、造像銘や知識経を具体例としてあげ、詳細に検討されており、小考でもこの成果に依るところが大きい。以下では、まずこれらについて検討を行う。

知識として登場する古い例としてあげられるのが、622（推古31）年の法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘（1）、659（齊明5）年の『西琳寺縁起阿弥陀如来造像記』（2）、666（天智5）年の『野中寺弥勒菩薩造像記』（3）があり、年代は、7世紀前半から中頃にかけてのものである。仏教伝来後、知識活動が具体的な様相として表出するのがこの時期である。これらは、西琳寺例、野中寺例とともに造像に伴うものである。西琳寺の例は、「二種知識」により、阿弥陀仏像と2つの菩薩像を造像したことがわかる。高氏、土師氏の一族で編成

された知識であることが推定されている〔井上 1964〕。一方、野中寺の例は、栢寺の知識 118 人が「中宮天皇」の病平癒を祈願のため造仏したものである。

(1) 622 (推古 31) 年 法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘

具竟乘斯微福信道知識現在安穩

(2) 659 (齊明 5) 年 西琳寺縁起阿弥陀如來造像記

蓋聞法身無相非以色求本姓寂寥非以生滅得 四生殊葉六道各因所以法藏此丘

八願三輩往生是以書直大阿斯高君子支弥高首修行仏法草創西林寺復以栴檀高首土師長兄高連羊古首敢奉塔寺宝元五年己未正月二種知識敬造弥陀仏像 二菩薩願（以）此功德現世親族福延万世七世父母隨意住口含靈之類同斯福力

(3) 666 (天智 5) 年 野中寺弥勒菩薩造像記

丙寅年四月大日八日癸卯開記、栢寺智識之等、詣中宮天皇大御身旁坐之時、誓願之奉弥勒御像也、友等人数一百十八、是依六道四生人等、此教可相之也。

次いで、7世紀後半では、686 年（天武 14）年の長谷寺 法華説相図銅板銘（4）がある。

(4) 686 (天武 14) 年 長谷寺 法華説相図銅板銘

歲次丙戌年五月川内国志貴評内知識為七世父母及一切衆生敬造金剛場陀羅尼經一部藉此善因往生淨土終成正覺

教化僧 宝林

また、知識経では、7世紀後半の 686（天武 14）年の金剛場陀羅尼經願文が最古の部類に属する。蘭田香融氏は、金剛場陀羅尼經願文を含め、19 例をあげておられるが、これらの年代をみると、知識経が一般化するのは奈良時代以降で、先行するものでは、730（天平 3）年の飛鳥寺の僧賢証願経の瑜伽師地論、同年の和泉監知識経の瑜伽師地論（5）がある。後者は、和泉監大鳥郡で 730（天平 3）年に書写された瑜伽師地論二十六の跋語で、大鳥郡内で 709 人の知識が集まっている。この知識についても、大檀越に名がみえる大領の日下部首名麻呂が、その権威のもとに知識を結集させたとする考えもあり〔石茂田 1972〕、そうであるとすると、これは後述する強制された知識、つまり犠牲的知識となる。また、この知識は行基が関連しているとも考えられ、そうであるとすると他の行基の活動にも犠牲的知識の可能性を考慮する必要が生じる。

(5)

書写 石津連大足

和泉監大鳥郡日下部郷天平二年歲次庚午九月書写奉

優婆塞練信

男二百七十文

大檀越

從七位下大領勲十二等日下部首麻呂

惣知識七百九人

女四百卅三

以上のように、金石文や知識経からみた知識は、7世紀前半から活動の様子がうかがえるものの、活動が活発になるのは知識経の記録が増加する奈良時代以降であると思われる。

第3項 河内智識寺の成立

今述べた文献や金石資料からでは、7世紀代の造寺に伴う知識の例はない。しかし、造寺に伴う知識の例として想定できるのが、河内・智識寺（大阪府柏原市）である。智識寺は、「河内六寺」の一寺院である。軒瓦の年代観から、創建は、7世紀中頃に位置づけられる。伽藍配置は、薬師寺式と想定され、東塔跡が大阪府教育委員会によって発掘調査され〔大阪府教委 1980〕、一辺 18.6m の白鳳時代から室町時代まで存続する基壇が検出されている。軒瓦から判断して、金堂と塔が完成するのは7世紀末か8世紀初頭と考えられるが、創建当初より薬師寺式伽藍だとすると、比較的古い双塔式伽藍の例となり、本薬師寺より先行する。この知識寺は、聖武天皇が 740（天平 12）年難波宮行幸の際、智識寺に立ち寄り、廬舎那仏を見て東大寺の大仏建立を思ひ立った寺院である。この廬舎那仏は、『扶桑略記』には丈六仏であることが記されており、巨大な大仏であったと思われる。智識寺は、河内国大県郡鳥坂郷に位置するが、大県郡の氏族を中心とした知識集団が形成され、智識寺を建立したのである。軒瓦をみると、重弁の軒丸瓦は、大県郡内の鳥坂寺と家原寺と同范の可能性が高く、近隣寺院との関係がうかがえる。つまり、「河内六寺」を建立した氏族が智識寺の建立にも関わっていた可能性が高いとおもわれる。鳥坂寺は、鳥取氏を中心となって建立した氏寺に比定できる。また、孝謙天皇が知識寺に行幸した際には、茨田宿禰弓束女という女性宅に宿泊しており、この宅を行宮としたと記されている。この茨田氏は家原寺の建立氏族のひとつに比定されており、このことにより、茨田氏も智識寺の有力な「知識」である可能性が高い。

『続日本紀』749（天平勝宝元）年 10 月 9 日

- ・ 行幸河内国智識寺、以外從五位下茨田宿禰弓束女之宅、為行宮
- 同 十二月二十七日
- ・ 去辰年（天平十二年）河内国大県郡乃智識寺爾坐廬遮那仏遠礼奉天則朕毛欲奉造止思毛登得不為之間爾、

智識寺は、その名のとおり、「知識」が集まって建立した寺院であるが、寺院名が「知識寺」であることから、「知識」の寺であるとわかるが、出土遺物で考古学的にそれを立証することは困難である。一方、文献から類推する限り、智識寺は茨田氏などの近隣の氏族が知識となって建立した寺院である。智識寺のある大県郡内には「河内六寺」があり、智識

寺もこれに含まれるが、高井咲氏は、これら六寺は单一の氏族ではなく、複数の氏族が合力して建立した寺院で、また、六寺全てを知識の寺と考えられており、そのため孝謙天皇はわざわざこの六寺を巡拝したと考えられている。井上寺は軒瓦の出土がないので不明であるが、他の五寺には軒瓦の同范関係がある。また、東高野街道沿いにほぼ等間隔に鳥坂寺を除く五寺が建立されるという立地面からみても、六寺が相互に有機的関連をもちながら建立した可能性は高いといえよう。聖武天皇と智識寺とのつながりに加え、このように考える方が、孝謙天皇の行幸の意義付けが出来る。これら六寺が創建時から知識の寺だったのか、氏寺として建立されたのちにそうなったのかの問題がある。やはり、智識寺を除く5寺は、山崎院のように創建時は氏寺として建立し、後に行基再建の際に知識が関わるようになったと同様に、聖武天皇の知識寺行幸に影響を受け、知識の寺としての性格をもつようになったとおもわれる。

第4項 文字瓦にみえる知識の諸相

今述べた知識寺では、出土遺物から知識をうかがわせるものはない。寺院から普遍的に出土する遺物として瓦があるが、その瓦に人名を記して知識を表したものがある。以下では、知識に関わる文字瓦の例を検討する。

河内（のち和泉） 大野寺跡・土塔

大野寺跡・土塔（以下、土塔）は、奈良時代の 727（神亀4）年に行基が建立した寺院である。土塔は大野寺の塔で、詳細は省略するが、一辺 53・1m、高さ 8・6m 以上に復元できる、いわゆるピラミッド状を呈する十三重の塔である。ただ、十三層だけは、底面円形の亀腹上に木造の小堂が建つと考える。土塔は、土を盛り上げて作られており、初層から十二層までの屋根部分は本瓦葺きである。また、塔身の下には基壇があり、外装は瓦積みである。土塔からは約 1,200 点の文字瓦が出土し、うち大半は人名を記している。これらの人名瓦は、創建期と補修期のものの二時期に分れる。創建当初は、行基が土塔を建立する際に協力した「知識」が記したものと考える。一方、行基は 749（天平勝宝元）年に没しており、人名瓦の中には、奈良時代後半に属するものがあるため、これらは行基没後ということになり、瓦葺きの補修の際のものである。さらに同時期の文字瓦には、「知識」と記されたものもあり、これらの人々が「知識」であったことがわかる。

土塔の建立に関わった「知識」は、人名からみて、僧尼関係・有姓氏族・無姓氏族に分類できる。僧尼関係は、僧侶、尼僧、優婆塞、優婆夷、童子などに細分できる。氏族はカバネの有無により、有姓のものと無姓のものに分類できる。これらの氏族は、『新撰姓氏録』などからその本拠地を推定することができ、地元の和泉の大鳥郡の氏族を中心に摂津、河内の各地出身の氏族たちが参加していることがわかる。これら各氏族の割合は、創建期では、無姓氏族が 46.5%、僧尼が 31.1%、有姓氏族が 22.4%、補修期は、有姓氏族が 62.1%、無姓氏族が 20.7%、僧尼が 17.2% である。創建期では、無姓氏族が約半数弱、補修期では有姓氏族が半数以上となり、創建期と補修期では、各階層の割合に違いがみられる。

では、土塔の知識は、どのような形での参加形態なのであろうか。瓦に文字を書いてい

るとはいえ、瓦は製品をみると、熟練した瓦工人が製作したことが想定できる。瓦製作は素人には難しいであろう。従って、瓦に記名した人物=瓦の製作者ではないと考える。ただし、瓦の文字をみると、ごく一部を除き、各名前の筆跡は異なることから、各自で記名していたことがわかる。記名は瓦の焼成前の乾燥時に用いるので、各自で瓦を製作している工房にまで出向いて記名している。これらの人々は、たとえば、瓦を製作する際に粘土をこねたり、瓦を窯から土塔にまで運んだり、あるいは土塔本体を造営する際に土を運んだりといったことで、この土塔の建立に参加していたことが想定できる。このような作業に参加した証として、瓦に自分の名を記したのだろう。これが文字瓦から推定できる土塔の「知識」である。

山背・山崎院

山崎院も大野寺と同様に、行基が建立した寺院で、創建は 731（天平3）年であるが、実際は 7 世紀後半に建立された寺院を再利用したと考える。場所もまだ明らかになっておらず、寺院の実態は全く不明である。

この、山崎院からも土塔と同様な文字瓦が出土する。製作技法からみて、土塔と同技法のものがあり、土塔の瓦製作者集団が山崎院の瓦生産にも一部携わっている可能性が高い。これらの文字瓦は全て人名で、現在まで約 200 点出土しており、記名は土塔と同じく、基本的に本人が行っている。人名は、僧尼関係・有姓氏族・無姓氏族に分類できる。僧尼関係は、僧侶と尼僧しかない。僧尼 9.4%、有姓氏族 11.3%、無姓氏族 79.3% と無姓氏族が圧倒的に多い。また、女性名が 42% と半数近く。氏族は、本拠地をみると河内や和泉の氏族名もみられるが、中心は地元の乙訓郡を中心に、紀伊・宇治・摂津国島上の各郡に盤踞していた氏族を中心とする。

山崎院の文字瓦も土塔と同様に、山崎院建立にあたり、行基に協力した知識集団が記したものと考えられる。山崎院は、丘陵上で多量の文字瓦が出土しており、建物の遺構は不明なもの、この場所に寺院の存在が想定できる。先述のように、白鳳寺院を再利用しており、奈良時代の瓦の出土状況から、新たに寺院を建立したのではないと考えられている。寺院の規模から考えても、工事は既存建物の手直しや瓦の葺き替えが中心であったと思われ、土塔並の大土木工事でないので、土塔ほどの多くの知識は参加していないであろう。

備後・宮の前廃寺

宮の前廃寺は、8世紀初頭を前後する時期に建立された寺院で、塔を東に金堂を西に配置する法起寺式伽藍配置の寺院である。

この寺院からは、人名を記した文字瓦が出土する。現在まで 12 点が出土しており、これらは塔に葺かれた瓦に記されていたと考えられる。これら 12 点のうち 11 点が丸瓦で、平瓦は 1 点しかない。また、文字は非常に似通っているが、確実に同一人物が記したという確証はない。しかし、人名瓦は点数が少なく、丸瓦の場合は、全て広端を上に向けて置いた場合の狭端側左下という特定の場所に記されており、一人がまとめて記した可能性が高い。また、年代は天平勝宝～天平宝字年間の約 20 年間に位置づけることができる。人名は、

12点中10点がカバネをもつ有姓氏族である。また、部姓氏族が4点ある。さらに、女性名は性別が判断できる9点中7点と高率である。一方、土塔でみられた僧尼や無姓氏族の名前はみられない。

これらの文字瓦の特徴から、土塔と同様、知識活動の証と考えられる。有姓氏族や部姓といった特定の階層のみで構成されていた知識集団で、さらに女性が多いことが注視される。

では、この宮の前廃寺の知識集団はどのような形態であったのであろうか。この寺院では、塔跡から人名瓦が出土することから、塔の建立にあたり参加した知識集団で、地域の有力者であったとおもわれる。また、女性が多いことから推定し、尼寺の可能性も示唆しておきたい。

常陸・台渡里廃寺跡 [川口 2005] (図 40)

台渡里廃寺跡は、南北2ヶ所の寺院と那賀郡の正倉から構成され、北側から長者山地区、中央を観音堂山地区、南側を南方地区となっている。長者山地区は、正倉域で瓦葺きの総柱の礎石建物2棟などが検出されている。観音堂山地区からは、「徳輪寺」の文字瓦が出土しており、寺院名を示すと思われる。この地区は、東西126m、南北156mの寺院地内に礎石建物が6棟検出されており、中軸線上に金堂、東に塔、西に東面する講堂が位置する。7世紀後半の創建である。中門は、東側に位置する不規則な伽藍配置である。一方、南方地区は、東西220~240m、南北210m以上の不正形な寺院地内に、東に金堂、西に塔を配置する法隆寺式伽藍配置である。9世紀後半の創建で、観音堂山地区の寺院が焼失後、南方地区に寺院が場所を変えて再建されはじめたが、完成をみることなく、造営を途中で中止したことが想定されている。

この寺院跡からも800点を越す文字瓦が出土している。観音堂山地区では、補修瓦に記名されており、那賀郡の郷里名を示すものの割合が多く、①郷名を記すもの、②郷名の頭文字のみを記すもの、③郷と里の両方を示すものに分類できる。郷里名を示すものでは、「川邊」「阿波郷太田里」「岡」などがあるが郡内全郷分ではない。また、人名を記すものは少量で、「阿波子」「年足」などがある。南地区では、数量は少なく、その様相は観音堂山地区と同様である。長者山地区では、ヘラ書きの人名が多く、押印の郷名、成形台刻字文字瓦もある。ヘラ書き郷名瓦には、「茨」「八」「土田」など、押印文字には、「禾」「大井」などがあり、刻印は文字と供伴する例がある。成形台のものには、「日下」「全限」がある。長者山地区的文字瓦は、観音堂山地区、南方地区的文字瓦とは生産時期が異なることが推定されている。

台渡里廃寺跡の文字瓦には、後述の国分寺などと同様に、所在する那賀郡内の郷名を記すものがみられ、土塔などとは様相が異なる。また、人名の場合、僧侶や女性名がなく男性名だけである。正倉という官衙に隣接することから、官衙に付属した寺院である可能性もあり、寺院であるとはいえ、純粹な知識物であるとは考えがたい。刻印などは、川口武彦氏が指摘するように、数量検印である可能性が高い¹⁹。

板東諸国国分寺・尼寺 (図 40)

板東の武藏・下野・上野・下総・上総などの国分寺からも文字瓦が出土する。これらの国分寺の文字瓦は、ヘラ書きされたもの、文字を刻した叩き板で叩いてつけたもの、刻印を押印したもののがある。現在、最も調査・研究が進んでいる下野国分寺では、2000年時点で総数5279点、うち押印468点、型押文字2566点、ヘラ書き2245点が出土している。その後、調査が進展しているので、実数は未だ公表されていないが、かなりの点数増えているようである。

これらの文字瓦では、先述の土塔、山崎院、宮の前廃寺のものと大きく異なる点は、各國の郡名を記したものや武藏国分寺で出土した人名の上に「戸主」と記すものや、また、「秩父郡瓦長解・・・」がみられることで、秩父郡に置かれた個別の職名とする理解が有力となっている[有吉 2000]。例えば、下野国分寺では、「都可」「河内」「足利」などの郡名があり、武藏国分寺では、人名に加えて郡名を記す刻印を押したものも出土している。このことは、文字瓦の性格を考える上で重要なポイントとなる。関東の国分寺の文字瓦を考える場合、寺院だけでなく、同様な文字瓦が同じ瓦窯から国府にも搬入されており、瓦製作工人を絡めた生産体制から、国分二寺・国府での消費地への納入体制を総合的に分析する必要がある。それらをふまえて、現在、これら関東国分二寺の文字瓦については、ひとつは、大川清氏が武藏国分寺の文字瓦の分析において、郡-郷-戸主にいたる税の負担体系を採用したものと考えられたのに代表される税物として収奪物[大川 1973]、これには下野国分寺の文字瓦を分析された大橋泰夫氏もこの説を論じている[大橋 1997]。もう一つの説は、上原真人氏の論に代表される知識に名を借りた収奪物、つまり、知識の強要という2つの理解がなされている[上原 1989]。また、その後、雑徭の代納という説も出されている[山路 2005]。

第5項 知識瓦の解釈

以上、考古資料から知識と考えられる資料について述べてきたが、智識寺を含む「河内六寺」は、考古資料からは知識を検討できる要素がないが、文献から類推する限り、天皇が巡拝し、聖武天皇が東大寺大仏発願の契機となったことで一地方寺院といえども、当時のその存在意義は計り知れないほど大きかったことは疑いない。

ここで検討する考古資料からみた知識は、大きくは自発的な(純粹な)知識と論は分かれるものの、強要された(犠牲的)知識に分けることが出来る。東大寺大仏や国分寺建立は、天皇による国家的大事業であり、743(天平 15)年の大仏建立の詔の中でも、万民に対して自発的参加を明言している。栄原永遠男氏は、これを「王権的知識」と呼称され、一国知識を主導しようとしたと考察された[栄原 2006]。しかし、言葉的には「自発的」としつつも純粹な知識とは言い難く、石母田正氏も指摘するように、詔という権力者からの命令という形での知識物の勧誘であり、知識寺の場合とは異なる[石母田 1973]。行基が大仏建立に関与し、勧進などを行っているが、これは、行基の活動に対する民衆が参加した知識とも実質的に性格が異なっており、このような事業に行基が積極的に関わっているこ

とは興味深い。

ここで検討を行った文字瓦でも知識には二者がみられ、前者には、土塔と山崎院の二例のように、行基の通称四十九院造営に伴うものと宮の前廃寺の例がある。これらに共通する要素として、人名に賦課の対象ではない僧尼や女性名がみられることで純粋な「知識」と考えられ、さらに、土塔から「知識」と記した文字瓦が出土したことで、これらの瓦が「知識」に関するものである根拠となる。行基は、多くの寺院を建立しているにもかかわらず、知識活動の痕跡としての人名瓦が出土するのはこの2ヶ寺だけであり、他寺院も同様に行基を中心とし、彼を取り巻く集団が一体となって建立したことは容易に想像がつく。

しかし、このようにこの2ヶ寺しか人名瓦が出土しない。その理由として、まず、寺院が瓦葺きでなかったものが多いと考える。他寺院では、奈良時代の瓦自体が出土する例が少なく、創建当時は瓦葺きの莊嚴な堂舎ではなく、掘立柱建物で屋根は茅葺や板葺きなど、簡素な建物が多かったためだと思われる。寺院の所在地すら明らかになっていないものが多いのは、このためであろう。

また、行基は造寺だけでなく、造池、架橋などの社会事業も行っている。これらの事業も土木事業であり、これについても、工事に際して多人数が必要となることから、造寺と同様に、人々が「知識」として行基に協力したとおもわれる。寺院とこれらの施設は隣接している場合が多く、本格的な寺院ではなく、作業を行う集団の宿泊施設を兼ねた、行基が仏教の教義を説くための道場的なものであったとおもわれる。よって、通常の寺院のような大規模な施設でなくてもよかったのであろう。その代表例には、久米田寺と久米田池や嵐陽施院と嵐陽池などがある。この行基の知識集団は、先述のように、僧尼・有姓氏族・無姓氏族に分かれ、また女性もみられる。このことは、先と逆の言い方をすれば、賦課対象外の僧尼や女性名がみられるので、土塔や山崎院の人名瓦は賦課に伴うものではないことがわかる。土塔から出土する人名瓦は、土塔建立の際に労力を提供した証として記名したと考えた。同じ性格をもつものとして、宮の前廃寺の人名瓦があげられる。ここの人名瓦は、文字も筆跡が類似し、記名箇所も同一であるなど、土塔のものとは対照的である。土塔の人名瓦は記名の際、各自が瓦製作工房に赴いているのに対して、宮の前廃寺では瓦に名前が残る人物ではなく、代筆者がまとめて記名している可能性が高い。土塔の瓦を焼成した瓦窯は、土塔から170m離れたところでみつかっており、知識集団は土塔で作業していたことが十分伺える。それに対して、宮の前廃寺の「知識」は、現地で作業することはなかったのではないかと考える。つまり、寺の補修に際しては、土塔のように労力を提供したのではなく、金銭などの財物を提供したと考えたのはこの理由による。

全国的にみても、知識として参加した証として瓦に名を記すという行為は、これらの寺院以外にはみられず、寺院の建立や補修にあたっての知識という行為自体は、他にも多数行われていたはずであるが、当時は未だ特殊な例といわざるをえない。やはり、行基の集団の知識活動が初現と考える。

7世紀代に「知識」に関するものに比定されている瓦が大和・斑鳩の法輪寺で出土して

おり、五種類のスタンプ状のものを押印している〔平田 2006〕(図 40)。年代は、7世紀後半に比定されており、同じ瓦窯で生産されたと考えられている。押印される場所は、瓦の種類によって一定である。これらの瓦を、先述のように知識瓦の萌芽とする見解があるが、刻印の種類の数、押印箇所などの状況から考えて、知識瓦とするよりも生産者の識別印と考える方が無難ではないだろうか。

以上、3ヶ寺の人名瓦は、知識活動の証としての意義付けができると述べたが、一方、関東の国分寺・尼寺から出土する人名瓦は、先述のように2説ある。うち、ひとつの説として、知識瓦としての意義付けができるものの、国分寺という国家事業に伴う瓦生産を知識の名を借りた収奪物というものである。ただし、知識物としてとらえるならば土塔や山崎院と決定的に違う点は郡名が記名されるものがある点であり、この郡名の記名はやはりどの地域からの搬入物であるかを明示するためのものであるから、賦課の一環である点は否定できないであろう。しかし、税物であるとするならば、上原真人社の指摘するように何の賦課に伴うものかを示す必要がある。一説として雑徭の代納という考えがあることは先に示した。また、国分寺の場合全国的に建立されているが、なぜ関東だけこの収奪形態がとられたかも考える必要がある。また、武藏国分寺では「知瓦」と記されたものが出土しており、知識瓦の可能性が指摘されている〔有吉 2000〕。やはり、税としての収奪物として的一面は否定できないが、寺院という仏教施設としての性格をもつ以上、知識物としての性格も持ち合わせていることは十分想定でき、これらの両面をもつものが関東国分寺の人名瓦の性格であろう。

第6項 知識集団の構成要素

知識集団のあり方については、栄原永遠氏によって優れた論考が発表されている〔栄原 1999〕。それは、播磨国加茂郡で734(天平6)年に書写された「既多寺知識経」を分析された成果である。要点は、この知識経大智度論百巻を書写した集団について、加茂郡においては、地縁的な関係をもつ氏族が地域的小集団を形成しており、これらの地域的小集団は、中心的な氏族である針間国造や針間直の血縁的関係で結ばれていた。そして、このような地域的小集団がいくつか集まって写経が行われた。つまり、これが既多寺の写経を支えていた知識の存在形態であり、これは薗田香融氏が分類した、族縁的知識と地縁的知識〔薗田 1972〕が輻輳した関係であることを明らかにされた。そして、土塔の知識集団についても、地縁と血縁が輻輳した小知識集団が、人名瓦にみえる氏族の本拠地である摂河泉地域に存在し、その小知識集団を大規模にしたものが土塔の知識集団であると考えられた。土塔や造池などの多人数が必要となる大事業においては、栄原氏の想定するような大規模な知識が結成されたと思われる。犠牲的な面も含まれるかもしれないが、これをなしえることができたのは、まさに、行基のカリスマ性であるといえる。このような行基の知識集団は各地域で構成された、あるいは、既に構成されていた地域の集団を行基はその都度率いたと考え、行基、あるいは弟子達が、以前よりその地域との関わりをもっており、各地域での開発等の要請に応える形で行基は当地に赴いたことが多かったと思われ、それ

は柴原氏が述べるように、過去に行基と活動を共にした人々や、教説を受けた人々が組織していた知識であろう。一方、宮の前廃寺は、ほとんどが姓（カバネ）をもつ氏族である。姓を賜与されているということは、有力な氏族の集まった「知識」であり、塔の建立という事業に対し、自発的に組織された知識で、行基のように主導的な立場となる人物の存在はなかったのではないかと考える。

第7項　まとめ

古代の知識について論じてきたいことをまとめてみたい。

金石文からみると、「知識」は7世紀前半頃からその活動が確認できる。しかし、知識経が奈良時代以降に普及することともあわせて考えると、知識活動自体が普遍化するのは、奈良時代以降であろう。考古学的には、7世紀代まで遡る資料はない。ただ、7世紀中頃に建立された智識寺は、知識が建立したことが想定できる寺院であり、聖武天皇が東大寺大仏を建立する契機となるほどに、その名が知れ渡っていた寺院である。

しかし、聖武天皇は智識寺のように純粹な知識としてではなく、王権の名の下に知識を強要し大仏建立を進めた。この智識寺を含む「河内六寺」という、後に孝謙天皇も巡拝する寺院群であるが、氏族寺院として建立されたのち聖武天皇の巡拝を契機に他の五寺も知識の寺となつたと想定した。智識寺のように、純粹な知識による寺院建立は、行基というカリスマ性を持つ僧侶の活動により、その活動範囲である畿内全般に普及する。この知識活動の証は、大野寺・土塔や山崎院の人名瓦という形で表出する。この人名には、僧尼や女性など賦課対象外の人物名がみられるので、純粹な知識瓦と考えられる。宮の前廃寺の人名瓦も同様な性格をもつ。これに対して、台渡里廃寺跡や関東の国分寺・尼寺では、知識に名を借りた收奪が行われた可能性があり、関東の寺院に特有の形態である。考古資料からみえる知識の形態としては、このような二者が認められる。

聖武天皇は、東大寺建立に際し、「人有一枝草、一把土持像助情願、慾聽」と詔した。また、行基を大僧正に任命し、登用したということは、行基の知識集団の力をも取り入れようとしていることは明らかであり、まさに、聖武天皇は知識の論理を用いて国民の力を総結集して盧舎那仏を建立しようとしたと考える。このように、奈良時代において知識の名の下に建立された寺院の集大成が東大寺と考える。

第6章　和泉の古代寺院の成立と展開

第1節　古代の「和泉」

行基が生誕し、また、生涯の活動においても中心的な地域であったのが和泉であり、寺院は「四十九院」のうち13ヶ寺を建立している。この章では、飛鳥から奈良時代に建立された和泉の古代寺院と瓦を分析し、その中で行基建立寺院をどのように位置づけることができるかを検討する。

現在、「泉州」とよばれる地域は、かつて「和泉国」に属していた。しかし、国制成立当時は「河内国」に属しており、後に「和泉監」を経て、国として成立する。「和泉監」は、716（靈亀2）年に河内国から、大鳥・和泉・日根の3郡を割いて設置されたものである。740（天平12）年には、河内国に復帰している。その後、757（天平宝字元）年に至り、「和泉国」として正式に成立する。

「監」は、天皇の行幸時の行宮を管理する役所のことを指し、他地域では「芳野監」などがあり、和泉でも、奈良時代に天皇の行幸の記事がみえる。それをまとめると、以下のとおりである^⑩。

- | | | | |
|---|-------------|------|--------|
| 1 | 717（養老5）年 | 元正天皇 | 「和泉宮」 |
| 2 | 724（神亀元）年 | 聖武天皇 | 「所石頓宮」 |
| 3 | 744（天平16）年 | 聖武天皇 | 「茅渟宮」 |
| 4 | 765（天平神護元）年 | 称徳天皇 | 「深日行宮」 |
| 5 | 765（天平神護元）年 | 称徳天皇 | 「新治行宮」 |

本論とは離れるが、和泉の行宮について簡単にまとめておく。これらの行宮の所在地は、明らかではないが、「和泉」「所石」「深日」「新治」は、場所の異なる行宮で、和泉地域には行宮が数ヶ所あったことがわかる〔遠藤2004〕。日根郡に至るまでにこれらの行宮を利用し、数日かけて行幸したと思われる。近年の和泉市教育委員会の調査で、「和泉宮」の可能性がある遺構が検出された。それは、上町（かみちょう）遺跡内で発見されたカニヤ塚古墳と称される遺跡である。古墳の墳丘を削って、テラスを築き、そのテラス面からは、一辺1m以上の柱穴や井戸が検出され、使用していた葺石を周溝内に敷き詰めており、庭園の様相を呈している。文字資料が出土していないので、「和泉宮」と確定できるわけではないが、国府周辺に位置していること、熊野街道付近に位置していることから、施設の一部である可能性を否定できるものでもないと考える〔和泉市教委2002〕。

奈良時代に、各天皇が和泉の地に行幸した目的は、「茅渟の海」の魚介類を賞味し、景勝をめでるため、および、狩獵であったことが想定されている。狩獵は、主に日根郡で行われており、名称から「深日」や「新治」の行宮が日根郡に存在したようだ。また、和泉には、「網引御厨」が存在し、この機関が魚介類を提供していたと考えられる〔遠藤2004〕。

このように、奈良時代の和泉は、天皇が度々行幸する地であったことが伺える。行幸にあたり、街道の整備なども行われたことが想定でき、寺院の建立やその経営に影響を及ぼ

した可能性も考えられる。

第2節 寺院の立地

古代寺院は、どの地域においても街道沿いに建立されることが多い（図41）。和泉もその例に漏れない。これは、建立氏族が街道を往来する人々に伽藍の威容を誇示する目的もあったであろうし、また、必要となる多量の資材の運搬にも利用できる利点があり、街道沿いに寺院を建立することは必然的なものといえる。

和泉は、南北に長い地形を呈していることから、大阪湾沿いに走る南北方向の街道が発達している^④。この地域の寺院立地の特徴を表出しているものとして、海会寺や禅興寺跡があげられる。これらは、熊野街道沿いに位置し、かつ日根郡の南端付近にあたる。以前から指摘されているように、この地は雄山峠を越えると紀伊国であり、海会寺は畿内の南端付近を守衛する目的を有していたと考える〔森1987〕。また、同じく日根郡に所在し、海会寺と同范の軒瓦が採集されている禅興寺跡も海会寺と同様の性格を付与できると考える。

この事実を軒瓦の様相からみると、海会寺では、百濟大寺式軒丸瓦（海会寺IA型式）を創建瓦とし、この紋様を変化させたもの（同IB型式）、川原寺式軒丸瓦（同IIA・B型式）と続く。IA型式は、大和・百濟大寺とされる吉備池廃寺や木之本廃寺で使用された范2つが、摂津・四天王寺に持ち込まれ、そのうちの一つが、さらに海会寺に持ち込まれた〔泉南市教委1987〕。また、禅興寺跡からあまり知られていないが、海会寺IA型式と同范の百濟大寺式軒丸瓦が2点採集されている。この寺院は、日根郡寺に比定できる。遺跡は現在の集落と重なるため、寺院地の様相は不明であるが、さらに、川原寺式軒丸瓦、雷紋縁軒丸瓦が採用される〔泉佐野市教委1992〕。

これら両寺で採用された軒瓦の紋様は、和泉の中においても中央と直結する紋様を採用することから、異色の存在であり、中央政権との強い関連がうかがええる。つまり、瓦からみる限り、これら両寺は、中央政権の支持のもと配置された可能性が高い。また、この街道の北部の大鳥郡には、塩穴寺や長承寺廃寺が、中部の和泉郡には、小松里廃寺、秦廃寺といった寺院が位置する。

次に、和泉の中心となる和泉郡域には、国府から国分寺にかけて、槇尾川沿いの池田谷を走る河泉街道があり、西側から郡寺に比定できる和泉寺、和泉国府、坂本寺、池田寺、安楽寺（後の和泉国分寺）がこの街道沿いに位置する。また、奈良時代には、「地黄煎所（地黄園）」とよばれる国営の薬草園もこの街道沿いに設けられている。この街道は、国分峠を越えると河内国南部へと続いており、東西方向の街道では重要であったと思われる。

今2つの主要街道について述べたように、有力な寺院は街道沿いに面して建立されており、特に、紀伊へと抜ける熊野街道沿いの国境付近には、海会寺のように、中央と直結するような瓦の紋様が採用されることから、国家からも重視されていた地域と考えることができる。また、河泉街道も河内へ通じる道で、国府など国の施設が設置されていることから、古代から交通の要衝であったことがわかる。

第3節 寺院地の検討

ここでは、寺院地の様相が一定明らかになっている寺院について、先に検討した軒瓦の年代観も踏まえて検討を行う。和泉は、西側が大阪湾に面し、東側は和泉山地が迫る東西に狭額な地域である。弥生時代には、四ッ池遺跡（堺市）や池上曾根遺跡（和泉市・泉大津市）などの拠点となる大集落や、それらを取り巻く集落が存在し、古墳時代には泉北地域では、大山古墳（伝・仁徳天皇陵）を中心とする百舌鳥古墳群が造営され、陶邑窯跡群での須恵器生産が行われ、これらに関連する集落が存在する。そして、飛鳥・奈良時代には、寺院建立が盛んとなるが、寺院は有力な氏族が建立し、かつ維持経営が必要となるので、寺院の近接地に集落が存在するのが通例であると考える。ここでは、明らかになった寺院地と集落について検討を行う。

第1項 大鳥郡

塩穴寺跡

大鳥郡塩穴郷に所在し、熊野街道沿いに位置する。寺院地の詳細は不明であるが、かつて「キヨウドウヅカ」とよばれ、現在は、宮内庁の陵墓となっている前方後円墳とされる桧塚古墳が寺院の基壇である可能性が指摘されている〔石田1936b〕。

軒瓦は、山田寺系の西琳寺式軒丸瓦（46-18）と重弧紋軒平瓦（46-19）が創建瓦であるが、後続するものがない。

土師觀音廃寺

大鳥郡土師郷に所在する。寺院地内は宅地化しているため詳細は不明で、今後の調査の進展も見込めない。わずかに立会調査などで遺物が出土している。1町ほどの方形の区画がみられ、寺院地の範囲を示していると考える。この方形区画の南側でのみ、比較的大量に瓦が出土している〔堺市教委1986〕。

軒瓦は、在地系の単弁形式のものが創建瓦。奈良時代には、崩れた雷紋縁の軒丸瓦（47-30）・平城宮6304系の軒丸瓦（48-38）と6689系の軒平瓦（48-39）のセットが採用され、この范は、後に土塔で使用される。7世紀後半に建立が開始され、8世紀前半まで続いたようだ。

百舌鳥陵南廃寺

大鳥郡百濟郷に所在するが、寺院地の詳細は不明である。発掘調査で井戸から瓦が出土している。創建瓦は、7世紀後半の百濟系の紋様の軒丸瓦（49-64）で、郷名の百濟郷と合致する。百濟からの渡来系氏族が建立に関わった可能性が高い。684年の年号を記した文字瓦が出土している〔堺市教委1977〕。8世紀には、土師觀音廃寺と同じく軒丸瓦と6689系の軒平瓦（48-43）が出土するが異范。これと組む軒丸瓦が今のところ出土していない。

第2項 和泉郡

坂本寺跡（禪寂寺）

坂本寺は、和泉郡坂本郷に位置する寺院で、郷名寺院である。伽藍配置は、法隆寺式伽藍配置で、過去の発掘調査では、塔、講堂、回廊が調査されており、近年、現本堂の建て

替えに伴い、金堂も調査されている。塔は、一辺 12m で、南面のみが埠積基壇、他は乱石積基壇である。心礎は上面に二段の方形孔をもつもので、現位置からは動いている。金堂は古代の遺構は検出されていない。

軒瓦についてみると、創建瓦は軽寺式軒丸瓦（46-5）で、線引きの重弧紋軒平瓦が組む。これに次ぐのが川原寺式軒丸瓦（47-25）であるが、採集資料のみで、発掘調査では、大量の瓦が出土しているにもかかわらず、三重弧紋軒平瓦が出土しているので、これに組む軒丸瓦は川原寺式しかないが、一点も出土もなく、実際に当寺採集されたものかどうか疑わしい。藤原宮式軒瓦のセットがこれに次ぐ。また、伊賀の夏見廃寺と同范の埴仏も出土している。

藤原宮式軒瓦（47-32・34）が塔跡で多量に出土しており、塔の建立は、7世紀末から8世紀初頭頃まで下ると考える。すると、堂舎の建立順から考えて、金堂には軽寺式軒丸瓦と線引きの重弧紋軒平瓦が葺かれたとすると、金堂と塔の建立年代には、50年以上の時間差が生じる。金堂と塔の建立の間に一時的な中断があったのか、あるいは、川原寺式軒丸瓦が実際に坂本寺で採用されたのか。坂本氏が壬申の乱で活躍したとしたなら、論功行賞のもと、7世紀後半に寺院建立が本格化してもよい気がするが、論証は難しい。現状では、金堂と塔の建立の間に中断があったと考えた方が合理的である。

池田寺跡（明王院）

和泉郡池田郷に所在し、坂本寺からさらに東側に遡った河泉街道沿いに立地する。広域に調査が行われ、寺院地の様相が明らかとなり、集落の変遷も検討されている[広瀬 1980]。しかし、伽藍地上には現在も明王院が法灯を継いでおり、調査が進展しておらず、その様相は明らかにできない。

集落は伽藍地北方に位置し、掘立柱建物で構成され、IV期に編年でき、大きくは次の5つの画期がある（図 42）。

画期 I : 7世紀初頭に段丘開発を目的として成立したと考えられる。

画期 II : 7世紀後半には、池田寺が建立されており、先述のように瓦の年代観から 670 年代に比定できる。出土した文字瓦から「池田堂」と呼ばれていたようだ。この時期以降、寺域北限の溝から南には建物が建設されないことからも、この事実が首肯できる。この時期には集落は寺院建立に至るまで成長している。

画期 III : 建物空間が世襲される時期で 8世紀中頃。

画期 IV : 大規模建物が成立し、三面庇をもつ建物を中心に官衙風配置をとる。9世紀前半。

画期 V・集落の消滅。9世紀中頃（池田寺遺跡）[広瀬 1980]。

以上のように、池田寺の集落は、寺院が建立される半世紀以上も前から形成された。段丘開発を目的とし、当地に居住を始めたが、周辺は生産に向いた土地とは思えない。しかし、7世紀後半には、池田寺を建立するまでに至り、一定の勢力を保っていたことが分かる。池田寺は、伽藍地の様相が不明で、どの堂舎でどの軒瓦が採用されたかもわかつていないが、創建時に採用された池田寺 I 式軒丸瓦（46-12～15）、8世紀前半に池田寺 II 式軒

瓦（49-55～62）が採用されたことから、伽藍地の完成は、730～740 年代であると想定できる。また、創建時には、坂本寺と同范の軽寺式軒丸瓦が一部採用されており、このことは、坂本氏との密接な関係が想定でき、坂本氏も池田寺の建立に関与したと思われる。そしてさらに、池田寺は、池田寺 I 式・池田寺 II 式軒丸瓦という独自の紋様の軒瓦を採用していることからみて、その寺院経営は安定していたと想定できる。それが 9世紀代に官衙風配置をとれる程までに成長した下地となっているのであろう。しかし、数十年後の 9世紀中頃には集落は消滅する。建立氏族の中心は池田首が想定できる。

信太寺跡（上代觀音寺）

和泉郡信太郷に位置する郷名寺院である。百濟系渡来氏族である信太首が、建立氏族に比定できる。寺院地は、赤禿池が築かれている谷に挟まれた丘陵先端に位置し、集落は、西側の細い谷の西側が中心となる。伽藍地は、発掘調査で東西に並ぶ 2 基の基壇が検出されており、法起寺式の伽藍配置が想定できる。東側の基壇は塔で、7世紀の地覆石と 8世紀末から 9世紀初頭の埠積基壇が検出されている。また、築地塀が検出されており、これが寺院地北辺になり、規模は東西約 110m（1町）、南北 126m（11/6 町）に復元されている（図 43・44）。

一方、西側の基壇は、鎌倉時代の再建時のものである。創建瓦は、軽寺式が退化したような紋様の素弁の軒丸瓦（46-6・7）で、仮に信太寺式と呼称するが、3型式に分類できる。軒平瓦はない。また、ほぼ同時期のものとして、大鳥郡・百舌鳥陵南廃寺（堺市）と同范の軒丸瓦が出土しており、補助的に使用されたと考える。この軒丸瓦は、百舌鳥陵南廃寺のものが先行する。奈良時代前半には平城宮 6225 型式と紋様の類似する軒丸瓦（48-44）と、池田寺式軒平瓦（48-45・46）が出土している。一方、軒平瓦は紋様、製作技法とも新羅との共通性が認められ、建立氏族が百濟の渡来系氏族である点と相違している。この軒瓦のセットは、紋様が退化しながら 8世紀後半まで継続して用いられる。さらに、8世紀中頃には、重圈紋軒丸瓦と重廓紋軒平瓦とのセットが採用され、中央系の紋様のものも採用される。このような軒瓦の状況から寺の建立の様相を考えると、創建時には、独自の信太寺式軒丸瓦と百舌鳥陵南廃寺からもたらされた軒丸瓦を採用した。平城宮 6225 系と池田寺 II 式軒丸瓦と組む軒平瓦のセットもかなりの数量出土していることから、この時期まで堂舎建立は続いていると考える。信太寺式軒丸瓦で金堂を、平城宮系で塔を、平城宮系の退化したもので講堂を建立したと考える。また、和泉黄金塚古墳から信太寺の瓦が出土しており、信太寺の東側を南北に走る谷筋に、瓦窯が存在する可能性が高い[和泉市 2005]。

一方、集落は寺院地の北方に位置し、8世紀初頭から後半の建物が 7 棟、10世紀後半の建物が 4 棟検出されている。出土遺物から 7世紀前半まで遡ることが推定されている。（觀音寺遺跡）[大阪府教委 1982]

和泉寺跡

和泉郡上和泉郷に位置する寺院で、河泉街道沿いに立地する寺院のうち最も西側（海側）に位置する。和泉寺、和泉国府の状況とも不明であるが、国府に隣接して建立されている。

建立氏族は、和泉郡司に任命された氏族でもある茅渟県主が想定できる。これらのことから、和泉寺は、和泉郡における中心的な寺院で、郡寺であったと思われる。『和泉監正税帳』に、737（天平9）年に和泉監内の二寺が選定され、金光明經と最勝王經を読経した記事があり、このうちの一寺は、和泉寺であった可能性が高い。もう一寺は坂本寺であろう。和泉国分寺は、後述するように、平安時代まで成立しないので、和泉寺が国分寺の代わりの役割を果たしていたと考えられる。

当寺院は、寺院地の様相は全く不明ながら、調査では数は多くないが、瓦が出土する。この寺院の軒瓦は多型式に及び、和泉郡の他寺院とは様相を異にする。16葉細弁の軒丸瓦があり、丸瓦の取り付きも瓦当最上端であることから、さほど時期は下らず7世紀中頃に位置づけることが出来る。その後、池田寺I式軒丸瓦（46-11）や、紀寺式軒丸瓦（46-2・7）が続く。紀寺式軒丸瓦は、3型式採集されており、このうちのひとつは、伊勢国の淨泉寺跡出土のものと同范の可能性が高い。さらに、法隆寺西院伽藍式軒丸瓦（46-20）が、調査で3点出土しており、複数存在し、かつ、調査で出土した唯一の軒瓦である。このように、軒丸瓦は多岐に渡るもの、7世紀代の軒平瓦は出土していない。また、人名瓦も出土し、和泉では土塔以外の寺院跡では初出土である〔土屋2010〕。和泉寺にも「知識」が関与していた可能性が浮上した。

和泉国分寺

和泉郡池田郷の国分峠付近に位置する寺院である。この場所は、峠を越えると河内国に入り、河内と和泉の国境付近にあたる。国分寺は、741（天平13）年に聖武天皇が創建の勅を出したが、和泉国分寺は、当時、和泉監が前年に廃され、河内国に戻されたところで、和泉国分寺が成立するのは、平安時代に入り839（承和6）年になって安楽寺を和泉国分寺として指定されてからである。先行する寺院の遺構は不明であるが、これを裏付けるように、当寺院からは、この年代をさかのぼる軒瓦が採集されている。年代は、7世紀後半か8世紀初頭頃まで遡りそうである。さらに、寺院地内の調査で検出された掘立柱建物の柱穴に遺存していた柱の年輪年代測定の結果が692年であり^②、年代の裏付けにできる。また、8世紀後半の軒瓦のセットも採集されており、国分寺に指定される以前に、ある程度寺容も整っていたとおもわれる。また、光明皇后が当地付近（現在の室堂町付近）で鹿から生まれたという伝説があり、女鹿坂（めまざか）という地名も残っており、このため国分寺が国府から離れた当地に置かれたという説もある。

秦廢寺

主要伽藍は発見されていないが、寺院地内で集落が発見されている〔大阪府教委1997〕（図45）。通常、集落は伽藍地北方で検出されるが、当寺院では南方で検出されており、しかも、その中に寺院建立時期に近い7世紀前半から中頃の竪穴住居がみられる。その後、7世紀後半から8世紀末には、掘立柱建物の集落となる。竪穴住居は、寺院建立に関わった工人集団の集落と考える。

第3項 日根郡

禪興寺跡

日根郡呼喰郷に位置する。寺院地は、現在の宅地部分と重なっており、詳細は不明。軒瓦は、中央系の軒瓦が使用されるが、小規模な調査で出土したもので、各型式とも少數である。最古の軒瓦は、採集資料であるが、百濟大寺式軒丸瓦で、海会寺と同范（46-8）。海会寺ではこの型式を元に、後続型式が考案され、採用されるが（46-9）、禪興寺では、これに新羅系の要素が加わった型式が採用される（46-10）。その後も川原寺式や、雷紋縁軒丸瓦が採用され、終始中央系の軒瓦が採用されており、後述するように、海会寺と同じく中央との関わりをもって建立されたと考える。

海会寺跡

日根郡呼喰郷に位置する。法隆寺式の伽藍配置の畿内最南端の寺院である（図44）。伽藍地には、まず整地を行うが、西回廊の下層では約2mにもおよんでいる。金堂は南面し、規模は東西21m、南北不明で、高さは1m以上である。基壇外装は、乱石積基壇。塔は、金堂との距離4.1mで建立される。一辺13.2mで、柱間は2.4mの等間。金堂と同じく乱石積基壇。講堂は、金堂・塔と主軸が異なり、西に10度傾く。これは、南門と同じ主軸方向で、金堂・塔と建立時期に差がある故であろう。金堂と塔の距離は9m。規模は東西21m、南北13.8m、柱間は7×4間で須弥壇が想定されている。基壇は、乱石積と推定されている。基壇の下から、瓦窯と鍛冶炉が検出されており、瓦窯は創建期の瓦を焼成したと考える。このことから、金堂・塔の建立と講堂の建立は時期差があることが明らかで、主軸の違いで説明できる。また、瓦窯が他に2ヶ所でみつかっており、伽藍地の南側と西側である。南側の窯は3基検出されており、8世紀初頭から100年間断続的に操業されていた。ただし、出土した平城宮6663軒平瓦は、伽藍地の調査では出土しておらず、いずれの堂塔で採用されたかは不明である。伽藍地西側の瓦窯は、平窯であること以外は詳細は不明である。

軒瓦は、百濟大寺式軒丸瓦（46-8）が創建瓦で金堂に採用、塔は百濟大寺式が退化した型式（46-9）と川原寺式軒丸瓦（46-21）を採用する。

次に集落であるが、伽藍地東側に池田寺遺跡と同様に、7世紀初頭に成立する掘立柱建物で構成される集落が存在する。11期に分類できる。7世紀代の集落は1～2棟で構成される。7世紀中頃には、海会寺が建立される。VI期（8世紀初頭）とVII期（8世紀中頃）には、官衙風配置をとる。この配置を構成する建物の中心は、南面庇をもつ床面積100m²以上のものである。また、この集落の特徴として、倉や井戸がないことがあげられる。9世紀前半には集落は消滅するが、この時期、海会寺は焼亡する。

海会寺の集落も、周辺には沖積地が存在せず、池田寺と同様に、生産性は低いと思われる。しかし、7世紀中頃には、海会寺の建立に至ることから、それなりの勢力をもった氏族が居住していたと想定できる。また、池田寺より時期は早いが、官衙風配置をとる時期もある。海会寺については、建立氏族名がいくつか提示されているものの決定打はない。和泉南端付近という辺境の地に建立されたにもかかわらず、官寺・百濟大寺と同范の瓦や、

非常に精巧な紋様の川原寺式軒丸瓦が採用されるなど、中央的色彩の濃い寺院ということができる。つまり、在地の有力氏族が中心となったものの、中央からの援助の下に建立・経営された寺院である可能性が高い。また、倉や井戸がなく、土器も出土量が少ないことは、この集落で日常生活を行っていたとは考えにくく、寺院を管理するための施設のような性格をもつものと考える。

第4項　まとめ

以上、各郡の寺院地および集落について述べた。和泉には、寺院数は多いものの、伽藍地や集落の様相が判明しているものは少ない。伽藍地が明らかになっているのは、信太寺・坂本寺・海会寺、集落が明らかになっているのは、信太寺・池田寺・秦廃寺・海会寺である。伽藍配置は、坂本寺・海会寺が法隆寺式、信太寺が法起寺式と想定されている。基壇化粧は、信太寺が塼積、坂本寺塔が南面のみ塼積、他の面は乱石積、信太寺の塔は塼積、海会寺は金堂・塔・講堂全て乱石積であり、切石積や瓦積はみられない。坂本寺のように、前面だけ塼積のような例もあるが、これは、当初は乱石積で、後に塼積に改装した可能性も捨てきれない。これらの例のように、寺院は建立するものの、細部までには手をかけているとはいはず、そこまで行う経済的余裕はなかったのであろう。

集落について、和泉では、大園遺跡のように、5世紀以来の大集落が6世紀末をもって廃絶する一方、新たに成立したこれらの集落の特徴として、7世紀初頭か前半には成立し、この時期に画期があったと考える。大園遺跡でも、7世紀末頃に寺院の存在が想定されるが、集落が消滅することと相反する。信太寺集落の觀音寺遺跡、池田寺の集落の池田寺遺跡のように、段丘上に立地する場合があり、狭韻な平野ではなく、段丘上に開発を前提としたことが想定でき、溜池による利水の効果もあろうが、やはり困難を伴ったであろう。しかし、7世紀中頃には寺院建立に至っていることから、一定の成功はみたと考える。これらの集落は、寺院建立前の7世紀初頭に成立し、7世紀中頃に寺院が建立され、海会寺では8世紀初頭と中頃、池田寺では9世紀前半という寺院建立が一段落した時期に、集落が官衙風配置をとる。そして、9世紀代にはいずれの集落も廃絶するまで、これらの集落は継続的に存続し、氏族は一定の勢力を保っていたことがわかる。

和泉では、寺院造営が始まる飛鳥時代に入ると、寺院造営氏族の集落以外は顕著な遺跡はあまりみられない。これは、和泉が先に述べたように、狭韻な平野で生産に適した地域が少ないことが、大きな要因として挙げられる。この生産性の低さは、平安時代に編まれた『延喜式』に、和泉は「下国」と位置づけられていることからも首肯できる。例えば、池田寺の集落は、中位段丘上に位置しており、この周辺は生産に適した地形とはいえない。つまり、肥沃な平野が少ないため、段丘上での開発を余儀なくされているのだ。それでも、7世紀初頭から9世紀前半まで集落を維持経営している。

池田寺や海会寺のような、寺院を経営していた氏族の集落まで明らかになっているものについて、軒瓦や集落の構成から考えると、氏族単独ではなく、廣瀬和夫氏が指摘するように、氏族は、律令国家の官人として吸収され、その地位と権力（律令的權威）をもち、

それを寺院経営にも利用したのであろう〔廣瀬 1985〕。

当概期の集落では、大庭寺遺跡、四ツ池遺跡、翁橋遺跡（以上、堺市）、万町北遺跡（和泉市）、三田遺跡（岸和田市）、男里遺跡（泉南市）などがあるが、古墳時代に比べると數は多いとはいえない。このことは、やはり生産性の低い地域であることに起因していると思われる。条件的には、先の2集落と変わらないと考えるが、寺院建立を可能ならしめたのは、先述の開発の一定の成功に加え、他の外的要因、先述したような、氏族相互の協力体制や、中央からの援助体制などもその要因であったと考える。

また、近年の研究では、寺院の建立は、一つの氏族単独で行ったのではなく、複数の氏族が協力してなしえたものであるとの考え方が提起されている〔栄原 2011〕。各寺院には、建立の際に中心となった氏族が存在したと考える。例えば、和泉郡の池田寺では、池田氏、坂本寺では坂本氏のように、郷名氏族となるような氏族が当然想定できる。ただし、この2寺は軒瓦の同范関係から推察すると、出土量は少量ながら、軒瓦式軒丸瓦や池田寺I式軒丸瓦が相互に出土していることから、両寺の建立・経営にあたっては、両氏族が有機的関連をもって進めていったことを想定してもよさそうである。また、海会寺と禪興寺も同様である。海会寺の建立氏族は明らかでないが、禪興寺は日根郡司を務めた日根造を中心であったと考え、両寺とも百濟大寺式や川原寺式といった、中央系の軒瓦を採用していることから、中央政権とかなり強い関係をもって建立されたことが想定できる。特に、建立時は、同范の百濟大寺式軒丸瓦を採用しており、建立背景から考えても、これら2寺の建立は、ほぼ同時期に郡司である日根造が中心となり推し進められたと考える。今述べた寺院は、瓦の同范関係からみた場合、これらの各2氏族が浮かび上がるが、他にも3氏族、4氏族といった複数の氏族が関与していた可能性も十分に想定できる。

第4節　軒瓦の検討

摂河泉における軒瓦は、藤澤一夫氏が1941年に著された大著『摂河泉出土古瓦の研究』において分類され、軒瓦の紋様を様式としてとらえ、編年されている〔藤澤 1941〕。また、和泉に限ると、小谷方明氏が、『和泉古瓦譜』において、和泉地域出土の瓦を包括的に紹介されている〔小谷 1932〕。かつて、筆者も和泉の古瓦について論じたことがあるが〔近藤 1997〕、その後の新出資料資料も使用し再考を試みる。なお、型式名が前稿と異なる場合があることをお断りしておきたい。また、この間、奥村宏美氏による論考〔奥村 2006〕も発表されている。

豊浦寺式軒丸瓦

和泉における最古の軒瓦は、豊浦寺式軒丸瓦で、和泉郡南部から日根郡北部地域にかけての5遺跡で出土している。これらの軒丸瓦は、上田陸氏が摂河泉地域の高句麗系軒丸瓦を、径や弁の形状で、I群のB1類（秦廃寺〔図46-1〕〔大阪府教委 1997〕、堀遺跡〔貝塚市教委 1989〕）、B2類（小松里廃寺〔図46-2〕〔藤澤 1982〕）、B3類（加治神前畠中遺跡〔貝塚市教委 1979〕）、B4類（秦廃寺〔図46-4〕〔大阪府教委 1997〕、地藏堂廃寺〔貝塚市教委

1986])に分類されている [上田 2000]。全容が判明するものは、B 1 類の秦廃寺のみで、蓮子を 1 + 5 に配し、豊浦寺 VII A 型式と同范。技法も類似する。また、B 2 類も豊浦寺 VI A 型式と類似する。焼成は、堀遺跡のものを除き、いずれも須恵器のように堅緻。丸瓦は、軒丸瓦最上端部に浅い溝を彫って接合する。小松里廃寺では、線引きの重弧紋軒平瓦(図 46-3)が採集されており、この型式に伴うと考える。大和豊浦寺の年代観から考え、630 年代に位置づける。ただし、小松里廃寺のものは、瓦当も厚くなっている、年代は 640 年代まで下がると考える。現在の貝塚市域の他遺跡の資料は、秦廃寺から流失したものと考えられている^②。

軽寺式軒丸瓦

軽寺式軒丸瓦は、藤澤一夫氏により、「阪本寺式（大軽寺式）」と型式分類されたもので、坂本寺 [大阪府教委 1966]、池田寺 [石田 1936 a] で出土しており、范傷が一致し、両者は同范 (図 46-5)。坂本寺のものの方が范傷が少ないので、坂本寺→池田寺の順で使用されたことがわかる。池田寺は、後述する池田寺 I 式軒丸瓦が創建瓦の中心と考えるので、軽寺式軒丸瓦は、補助的に使用したのである。この型式は、瓦当径が大きい割に中房は小振り。中房には十字の凸線は入らず、1 + 4 に蓮子を配する。丸瓦は、凹面側を斜めにカットするものと未加工のものがあり、瓦当上端付近に接合する。また、凸面と凹面に格子状の刻みを入れる。紋様と周縁の間に范傷が 2ヶ所みられる。坂本寺では、金堂用と考える。陶邑窯跡群谷山池 7 号窯で焼成されている [大阪府教委 2001]。和泉の軽寺式軒丸瓦は、640 年代に位置づける。

この軽寺式軒丸瓦の系譜を引くものが、信太寺で出土している。これは、信太寺オリジナルの紋様で、信太寺式と名付ける。これについては後述する。

百濟大寺式軒丸瓦

百濟大寺式軒丸瓦は、海会寺 [泉南市 1987]、禪興寺跡 [近藤 1997] で採用される。ただし、禪興寺跡のものは、採集資料のみ。これら 2 寺のものは、大和の百濟大寺に比定される吉備池廃寺や、木之本廃寺にある二つの范のうちの I B 型式と同范で、百濟大寺→四天王寺→海会寺・禪興寺跡と范が移動したことが明らかになっている。海会寺のもの (海会寺 I A 型式) (図 46-8) は、中房の蓮子が海会寺に運ばれた段階で改范されており、その中房部分に粘土を詰める際に、蓮子に一つづつ詰めているのが特徴的である。禪興寺跡のものにも同様な痕跡がみられる。B 型范を使用。丸瓦は、凹凸両面を斜めにカットしたものを、瓦当上端付近に溝を彫って接合する。百濟大寺で 639 年、四天王寺で 646 年に使用されたとすると、海会寺では 650 年代初頭には范がもたらされ、金堂創建時に使用されたと考える。

この型式から派生したものに、海会寺 I B 型式(図 46-9)がある。弁の形状はやや似るが、周縁は粗紋となる。途中で改范を行っている。B 型范。丸瓦は、凹面側を斜めにカットして接合する。蓮子に一つづつ粘土を詰め込んでいるものもあり、技法的にも海会寺 I A 型式と共通するものがある。塔の所用瓦。660 年代に位置づけられる。なお、出土点数

は圧倒的に I B の方が多い。

さらに、禪興寺跡では、百濟大寺式から派生したと考える单弁軒丸瓦が出土している(図 46-10) [泉佐野市教委 1990]。中房は、中心に大きな蓮子をひとつだけ配するのが特徴である。新羅系の紋様とも考えられ、百濟大寺式に新羅の要素がミックスして成立したのである。丸瓦は、凹面側を斜めにカットして接合する。また、禪興寺跡の建立氏族が、新羅系渡来人の日根造であることも興味深い。

山田寺式軒丸瓦

塩穴寺で採集されたもの(図 46-18)で、藤澤一夫氏が「古市寺式」、上田睦氏が「西琳寺 A a 式」と型式分類したものである [石田 1936 b]。未だ確認していないが、西琳寺のものと同范の可能性が高い。三重弧紋軒平瓦(図 46-19)も採集されており、これと組み合うと考える。この重弧紋は、中央の弧に「×」が刻されている。また、顎面には、格子目の叩き痕が残り、650 年代に位置づけることができる。

川原寺式軒丸瓦

藤澤一夫氏が「海会寺式標式（河原寺式）」に分類されたもので、坂本寺 [藤澤 1941]、禪興寺跡 [泉佐野市教委 1992]、海会寺 [泉南市教委 1987] で採用される。海会寺では 2 型式出土しており、海会寺分類の II A と II B に分類されている。いずれも組む軒平瓦はない。II A (図 47-21) は、破片数で 261 点も出土しており、塔の所用瓦である。摂河泉地域において、新堂廃寺のものと共に最古級に位置づけられる。面違鋸歯紋であるが、一部傾きが逆になっている箇所がみられる。丸瓦は無段式で、先端未加工のものを、瓦当裏面に溝を彫って接合。II B (図 47-22) は、1 点のみの出土で、蓮子は二重に巡り、外区は右上がりの面違鋸歯紋。塔で海会寺 I B と共に採用されていることから、660 年代に位置づけられる。禪興寺跡のもの(図 47-23) は、蓮子を 1 + 8 + 8 に配し、周縁が巡るが、周縁は線鋸歯紋である。四重弧紋軒平瓦(図 47-24) が出土しており、これと組むと考える。

坂本寺では、発掘調査では 1 点も出土しておらず、過去に藤澤一夫氏により、1 点採集資料が報告されているのみである(図 47-25)。外区は、右上がりの面違鋸歯紋である。調査で三重弧紋軒平瓦が 1 点出土していることから、これしか組むものがない。また、川原寺式軒丸瓦の周縁が素紋になったものに、大野寺・土塔 (以下、土塔) の「神龜四年」銘軒丸瓦がある(図 47-26)。土塔創建開始の年号である「神龜四年」(727) が中房に刻されているものである。丸瓦は、凹面に刻みを入れ接合する [堺市教委 2004]。

池田寺 I 式軒丸瓦

池田寺 I 式軒丸瓦は、百濟大寺式軒丸瓦を粗型として製作された可能性があり、池田寺で出土する軒丸瓦に特徴的な紋様であり、奈良時代にも同じく池田寺特有の紋様の軒丸瓦が出土することから、それらを分別するため、藤澤一夫氏が分類された「池田寺式軒丸瓦」の名を援用し、旧稿で池田寺 I 式軒丸瓦と命名した [近藤 1997]。先述のように、池田寺の創建瓦。旧稿では、I A (図 46-12)・I B a・I B b・I C (図 46-15) の 4 型式に分類した。この分類は、属性のうち蓮子配置を元に行い、I B a・I B b 型式は弁の形状の違

いで細分した。しかし、この型式分類に対して、大脇潔氏から a、b の細分は、奈良文化財研究所が用いている范の彫り直しの分類であり、誤解を招くとのご指摘を賜った。また、別型式のもの的存在も判明した。そこで、本稿では前稿のものを踏襲しつつ、改めて型式を設定し直す。前稿の I B a、I B b を各々 I B 1 (図 46-13)、I B 2 (図 46-14) とし、新たに判明した新型式ものを I D (図 46-15) とする。また、作范は紋様から考えて、A → D の順であると考える。型式の詳細は、第 8 章 1 節で述べる。

年代は、670 年代に位置づけられる。また、池田寺 I 式には、重弧紋軒平瓦が伴う。重弧紋軒平瓦には、二重弧紋で直線顎のもの(図 46-16)と、三重弧紋で段顎のものがある(図 46-17)。

雷紋縁軒丸瓦

雷紋縁軒丸瓦は、藤澤一夫氏が「海会寺式亜式和泉寺式(紀寺式)」に分類されたものである [藤澤 1941]。秦廃寺 [大阪府教委 1997]、土師觀音廃寺 [堺市教委 1977] で出土し、和泉寺 [石田 1936 c] で採集されている。

和泉寺のものは、3 型式あるが、いずれも採集品である。六・七・八葉のものがある。六葉のものは、蓮子は 1+6 に配し、弁幅が広く、間弁がないところが一ヶ所ある。七葉のもの(図 47-25)は、蓮子を 1+8 に配する。丸瓦は、先端未加工のまま接合する。伊勢の淨泉寺に同紋(同范かどうかは未確認)がある。八葉のものは、蓮子を 1+8 に配する。雷紋は立体的に表現する。680 年代であろう。

秦廃寺のものは、2 型式あり、いずれも周環が巡る蓮子を 1+6 に配する。弁は六葉であるが、土師觀音廃寺と同様に割付に失敗しており、間弁を一ヶ所欠くものと、同じく六葉で弁の間に单弁があり込むものがある。直線顎の三重弧紋軒平瓦(図 47-29)と組む。690 年代のものであろう。

土師觀音廃寺のもの(図 47-30)は、蓮子が各々線で画され、弁は八葉複弁であるが、割付に失敗しており、うち一ヶ所間弁が欠けているところがある。また、雷紋も不完全で、雷紋の呈をなしていない箇所がみられる。丸瓦は、未加工のものを接合する。8 世紀前半まで下ると考える。また、この型式のものは、信太寺でも 1 点採集されているが、発掘調査では 1 点も出土していない。

法隆寺式軒瓦

法隆寺式軒瓦は、藤澤一夫氏が「難波百濟寺式(斑鳩寺式)」に分類されたもので [藤澤 1941]、和泉寺で 2 点出土している(図 46-20) [和泉市 2005]。蓮子は 1+8+12 と二重に巡る。外区は斜縁で線鋸歯紋が巡る。丸瓦の接合は、丸瓦広端面、凹面側に刻みを入れ接合する。680 年代であろう。

信太寺式軒丸瓦

信太寺式軒丸瓦は、先述のとおり、信太寺で採用されたもので [和泉市 1979]、坂本寺、池田寺で出土する軽寺式軒丸瓦の系譜をひくと考える。范は 3 つある。弁端が丸いもの 2 つを各々 A(図 46-6)、B とする。弁端の尖ったもの(図 46-7)が 1 つ。これを C とする。

A、B の中房は、軽寺式と同じく小さく、蓮子はなく中央がくぼむ。丸瓦の接合は、端面と凸面に刻みを入れるものと、凹面に細かい格子刻みを入れて接合するものがある。B は、瓦当裏面周囲に沿ったナデを行う。C の中房は、范からはずした後、押しつぶして平らにしている。670 年代に位置する。

藤原宮式軒瓦

藤原宮式軒瓦は、藤澤一夫氏が「穗積寺式(藤原宮式)」に分類されたもので、本薬師寺式軒瓦も含めて考える [藤澤 1941]。浜寺石津町東遺跡 [堺市教委 1990]、大園遺跡 [高石市 1986]、坂本寺 [大阪府教委 1966]、別所廃寺 [藤澤 1982] で出土している。

大園遺跡では、本薬師寺式 6121A と同范の軒丸瓦(図 47-31)が採集されている。外区内縁は珠紋、外縁は線鋸歯紋を配する。丸瓦は、広端面と凹面に刻みをいれて、瓦当裏面に溝を彫って接合する。

坂本寺では、軒丸瓦・軒平瓦とも 2 型式出土している。軒丸瓦は、藤原宮 6273 系の紋様で、報告では III 1 A(図 46-34) と III 2 A(図 46-32) に分類されている。蓮子は 1+4+8 に配し、外区内縁は珠紋、外縁は III 1 A が面違鋸歯紋、III 2 A が線鋸歯紋である。検討の結果、これらは同范であることを確認した [近藤 2008]。III 2 A が先行し、外区の線鋸歯紋を凸鋸歯紋に改変したのが III 1 A である。一方、軒平瓦は、III 1 B(図 46-33) と III 2 B(図 46-35) に分類されている。いずれも偏向唐草紋であるが、III 2 B は紋様がかなり退化している。平瓦は桶巻き作り。以上から、III 1 A と III 2 B、III 2 A と III 1 B が組み後者が先行する。塔所用は前者の III 1 A と III 2 B のセットであると考える。800 年代まで下ると考える。

浜寺石津町東遺跡のもの(図 46-37)は、藤原宮軒平瓦 6647A a と同范である。かなり硬質に焼き上がっている。陶邑窯跡群内に窯の存在を想定している。范は、和泉で使用後、奈良県橿原市所在の日高山瓦窯へ移されたことがわかっている。この軒平瓦の平瓦部は桶巻き作り。

別所廃寺(図 46-36)では、藤原宮 6281B が採集されているが、現物は不明。これは、藤澤一夫氏によると、藤原宮から河内・片山廃寺、別所廃寺の順に范が動いたとされる。藤原宮から片山廃寺の順は確認したが、別所廃寺の瓦は筆者は確認できていない。また、これも現物が不明であるが、長承寺廃寺でも藤原宮式軒丸瓦が採集されているようである [藤澤 1982]。

坂本寺の軒平瓦 III 2 B は、藤澤一夫氏は「池田寺式」に分類されているが、紋様から見て藤原宮式であることは疑いない。

7 世紀の单弁蓮華紋軒丸瓦

7 世紀に属する单弁蓮華紋軒丸瓦について述べる。仮に A～C 型式とする。A 型式は、かつて藤澤一夫氏により「古市寺式亜式 和泉土師廃寺式」に分類されたもので [藤澤 1941]、土師觀音廃寺(図 49-63) [堺市教委 1986] で出土、和泉寺 [大脇 1936]、春木廃寺 [藤澤 1941] で採集されているものである。このうち、土師觀音廃寺と和泉寺のものは同范である。先後関係は不明。弁は肉厚で、弁央に凸線を配する。蓮子は 1+8 で、平坦な周縁の上に凸線

が巡る。春木廃寺のものは、前者よりやや瓦当径が小さく、弁央に加え弁下半の周囲にも凸線を巡らせる。蓮子は1+6に配する。裏面の造りは雑で、680年代まで下るであろう。

B型式は、百濟系の紋様のもので、弁の形状は百濟で出土したものに酷似する。ただし、百濟出土のものの周縁は粗紋で、年代は6世紀初頭に位置づけられている。百舌鳥陵南廃寺(図49-64) [堺市教委1977]、信太寺 [和泉市教委1979]で出土しており両寺のものは同范で、百舌鳥陵南廃寺のものが先行する。蓮子は1+6に配し、周縁は2重の圈線であるが、信太寺のものは不明瞭になりつつある。百舌鳥陵南廃寺では、二重弧紋軒平瓦(図49-65)、四重弧紋軒平瓦(図49-66)が出土しておりこれらと組むと考える。670年代に属する。

3型式目は、重弁蓮華紋軒丸瓦で、藤澤一夫氏により「古市寺式亜式 丹比廃寺式」と型式分類されたものである[藤澤1941]。蜂田寺(図49-67)で採集されている[藤澤1960]。河内の丹比廃寺、黒山廃寺と同范である。同じく河内の長曾根遺跡でも出土している。蓮子を1+8に配し、周縁は二重の圈線である。蜂田寺は、行基が706年に建立したと『行基年譜』に記されている。

平城宮式軒瓦

平城宮式軒瓦は、軒丸瓦6304系と6225系、軒平瓦6689、6663系がみられる。藤澤一夫氏は、6304系を「梶原寺式」、6225系を「黒山廃寺式」と分類されている[藤澤1941]。

まず、軒丸瓦から述べると、6304系は土師觀音廃寺(図48-38) [堺市教委1977]、大野寺・土塔(図48-41) [堺市教委2004]で出土しており、両者は同范である。土師觀音廃寺のものが先行し、大野寺・土塔のものが後出する。この型式のものは、紋様がシャープなものと摩耗したものがあり、土師觀音廃寺は前者のみで、大野寺・土塔では両者がみられる。八葉複弁であるが、弁の割付に失敗しており、七葉の複弁と二葉の単弁となってしまっている。また、范が摩耗した方は瓦当厚が厚い。丸瓦の接合は、紋様の明瞭なものは土師觀音廃寺、大野寺・土塔のものともに、丸瓦凸面に格子状に刻みを入れて接合する。6304は平城宮ではII期に属し、土師觀音廃寺でも同時期と考える。また、この時期は、土塔建立の727(神龜4)年とも合致するが、実際に採用されるのは後の時期であると考える。

平城宮6225系に類似する紋様のものが信太寺で出土している(図48-44) [和泉市教委1979]。かつて、平城宮II期に属する平城宮6225に先行すると考えられたが、近年、大脇潔氏により、信太寺のものは平城宮6225とは「似て非なるもの」との説が出され、紋様としての系譜はないといわれる[大脇2005]。蓮子が1+6+10と2重に配される点、線鋸歯紋である点など相違点が多い。信太寺で出土する平城宮6225に類似する紋様のものは、3型式あり、大阪府教育委員会調査の報告では、III A・III B・IV型式とされる[大阪府教委1982]。III B(図48-47)はIII Aの退化したもので、八葉複弁であるが、うち1弁が単弁化している。IV型式は、紋様がかなり雑になり、III型式の中房が線で表現されていたのに対して突出し、蓮子は不明瞭で1+4か。弁は子葉が無くなり立体的になり、複弁を意識しているようであるが、単弁であり、弁数は17。圈線も二重となり内側の方が太い。年代は、これと組む後述する池田寺式軒平瓦の年代観から730年代であり、先述のように、平城宮6225より先行

する。III BとIVは後出し、IVは紋様がかなり退化しており、8世紀後半まで下ると考える。

別所廃寺で、6284系軒丸瓦が採集されている(図48-51)^②。これは、河内の河内国分寺や、竹原井離宮に比定されている青谷遺跡などで出土する青谷式軒丸瓦と称するもので、和泉では唯一の例である。七葉複弁で、うち隣り合う弁の界線の一ヶ所が欠失しているのが特徴。中房は線で表現される。740年代。

一方、軒平瓦は平城宮6689、6663系がみられる。6689系から述べると、この型式は4范あり、これらをA・B・C・Dとする。Bの土師觀音廃寺(図48-39) [堺市教委1977]、土塔(図48-42) [堺市教委2004]のものは、軒丸瓦と同じく同范で、土師觀音廃寺が先行する。紋様は、脇区の界線が唐草紋の上に重なっており、范を切り縮めたものとおもわれる。頸は直線頸。軒平瓦Cは、同じく土師觀音廃寺で出土しており(図48-40)、脇区と珠紋を彫り直している。頸は直線頸。Dは百舌鳥陵南廃寺で出土している(図48-43) [堺市教委1977]。B、Cのような范の彫り直しはない。頸は直線頸。

一方、平城宮6663系は、信太寺(図48-48) [和泉市教委1979]と土塔(図48-50) [堺市教委2004]で出土している。信太寺では、平城宮6225系の退化した紋様の軒丸瓦と組合う。頸は直線頸。一方、大野寺・土塔のものは、側端部が水平になるという特徴をもつ。頸は曲線頸。胎土が同一であることから、十四葉の細弁化した軒丸瓦(図48-49)と組む。48-49の軒丸瓦は縦置きの一本作り。

重圈紋軒丸瓦

重圈紋軒丸瓦は、藤澤一夫氏が「摂津百濟寺式、芦屋廃寺式」と分類されたもので、信太寺 [大阪府教委1982]、土塔 [堺市教委2004]で出土しており、後者は2型式ある。信太寺(図48-52)のものは、圈線がしっかりとしており古式。土塔では、M-4(図48-53)とM-5(図48-54)と分類した。M-4は圈線も細く紋様、造りも雑であり、丸瓦は溝も彫らずに接合する。中心に手書きで波状紋を描く。M-5はやや小振りで、重圈の内部に珠紋を配するもので、行基建立の深草法禪院に比定されている京都市・おうせんどう廃寺、がんぜんどう廃寺と同范の可能性が高い。M-5は法禪院が天平3(731)年に建立されており、この年が定点となる。M-4は土塔の補修時期である750~780年頃まで下るであろう。

池田寺Ⅱ式軒丸瓦

池田寺Ⅱ式軒丸瓦は、藤澤一夫氏が池田寺I式軒丸瓦と同様、「池田寺式」に分類されたもので、池田寺、秦廃寺で主に採用される型式。池田寺で最古型式が出土しており、池田寺I式軒丸瓦と区別するため、池田寺Ⅱ式軒丸瓦と前稿で命名した[近藤1997]。この型式の紋様は、複弁風の蓮華紋であるが、子葉が無く単弁である。また、外区には唐草紋が巡るのが特徴で、新羅の影響下で成立した紋様と考える。この型式も池田寺I式と同じく、a・bの細分が范の彫り直しの分類であるとの誤解を招くことから、型式名を設定し直した。前稿からの変更はⅡ B a→Ⅱ C 1、Ⅱ B b→Ⅱ C 2、Ⅱ B c→Ⅱ C 3、Ⅱ C→Ⅱ B 2である。新型式も含めると、計7型式に分類できる。これらのうち、Ⅱ A(図49-55)を最古型式と考えた。池田寺で出土しており、蓮子は唯一2重に配される[石田1936]。弁の形

状は I A の流れをくむ。

II B は、蓮子を 1 + 6 に配し、周環が廻る。間弁が独立するものを II B 1 (図 49-56)、間弁が連続し一周するもの II B 2 (図 49-57)とした。II B 1 の方が瓦当厚が薄く、弁央に稜線が走り、先行する。両者とも秦廃寺で出土している [大阪府教委 1997]。

II C は蓮子を 1 + 8 に配し、3 型式に分類できる。II C 1 (図 49-58) は、池田寺で出土しており、弁央に稜線が走る [摂河泉 1992]。II C 2 は、秦廃寺 (図 49-59)、II C 3 は池田寺⁵⁹、坂本寺 [石田 1936]、河内・丹比廃寺 [泉北考古資料館 1983]、法通寺 [東大阪市教委 1985] で出土しており、外区の周りに平坦面をもつ。D 型式は、和泉ではみられず、河内・山城廃寺で出土しており、周環が巡る蓮子を 1 + 8 に配する。瓦当厚は厚く、最も後出する。

池田寺 II 式軒丸瓦は、後述する池田寺式軒平瓦と組む。池田寺 2 号窯で焼成されていることが判明しており、この窯の構造は畔のない平窯で、権原市の日高山瓦窯と構造が類似する。また、大野寺瓦窯も類似する構造で、これは 727 年であることから一定点を付与でき、池田寺もこれに近い年代を考える。

池田寺式軒平瓦

池田寺式軒平瓦は、藤澤一夫氏が「池田寺式」と分類されたもので、池田寺で出土するものを標識とする [藤澤 1941]。前稿では、「信太寺式軒平瓦」としたが、本稿では「池田寺式軒平瓦」とする。池田寺・信太寺・秦廃寺で出土している。紋様としては、信太寺のものが古式。忍冬唐草紋が反転し、上外区は杏仁形の珠紋で、下外区と脇区は、線鋸歯紋のいわゆる天星地水であり、新羅の影響下で成立した紋様であろう。

池田寺で出土するものを標識とするが、信太寺でもこの紋様の特徴をもつものが出土している。信太寺のものは、4 型式に分類でき、I A ~ I D に分類されている [和泉市教委 1979]。I A (図 48-46)、I C は中心飾りをもつ均整唐草紋、I B (図 48-45)、I D は対向唐草紋である。接合技法に特徴があり、瓦当と平瓦を別々に造り接合する。大脇氏により、「新羅系技法」と名付けられた [大脇 2005]。a ~ f の 6 段階に細分されている。顎の形状は、a ~ d まで段顎、e 段階で曲線顎、f 段階で直線顎へと変化している。これは范傷の進行とも関連している。f 段階は法隆寺式軒平瓦によくみられる包み込み技法である。また、平瓦部は、均整唐草紋のものには格子タタキ痕が、対向唐草紋のものには縄目のタタキ痕が残る。池田寺のもの (図 49-62) は、脇区部分を切り縮めたものも出土している。顎は当初段顎で、范を切り縮めた後は直線顎。また、秦廃寺のものは、天星地水が逆転し、上外区に鋸歯紋、下外区に杏仁形の珠紋を配するものや、天星地水であるが上外区を削り取ったものがある。顎は曲線顎。

池田寺式軒平瓦は、池田寺所用のものは池田寺 II 式軒丸瓦とともに池田寺 2 号窯で焼成されていることが判明しており、同様に 730 年頃を考える。

8 世紀の在地系の軒瓦

図 49-68・69 は、道弘寺瓦窯出土の軒丸瓦 [城野 2005]。素弁であるが、丸瓦の取付きがかなり下がる。8 世紀代に入るものであろう。和泉の寺院では出土例がない。

図 49-70 は、道弘寺瓦窯出土の軒平瓦 [城野 2005]。中心飾りが欠失しているので型式は不明。紋様区の縦幅が狭い。顎は直線顎。平瓦部凸面には離れ砂が付着。和泉の寺院では出土例がない。

図 49-71 は、松尾寺採集の複弁蓮華紋軒丸瓦 [土江 2008]。弁は突線で表現する。和泉国分寺でも採用されている。

第 5 節 瓦からみた寺院の様相

和泉における軒瓦の様相を述べた。最古の瓦は豊浦寺式軒丸瓦であり、秦廃寺のものは飛鳥の豊浦寺 VII A と同范。和泉においては、中心となる和泉郡北部や大鳥郡ではなく、和泉郡南部を中心に分布する。秦廃寺の建立氏族であり、当地周辺に勢力を張っていた秦氏と蘇我氏との関わりを考える必要がある。豊浦寺では山背の隼上り瓦窯から瓦が供給され、遠隔地での瓦生産を行っており、和泉からも瓦が供給されていた可能性がある。このことは、屯倉制との関連で述べられており、和泉には茅渟山屯倉が存在し、豊浦寺を建立した蘇我氏との関連が強かったと思われる [上原 2003]。なお、現在の泉大津市内には、蘇我蝦夷の別荘が存在したことが日本書紀に記されている。その後、秦廃寺は 7 世紀代は雷紋縁軒丸瓦のような中央系の軒瓦を採用する。当地は、現在も「半田」と称され、「秦」の名残を残す。前稿でも記したように、秦氏が中心となって日根郡の開発を行い、寺院の建立も行ったのであろう。また、豊浦寺式軒丸瓦は、和泉郡南部から日根郡北部地域にかけての 5 遺跡で出土する。しかし、これ全てが寺院である可能性は低く、寺院関連集落を検出した秦廃寺、状況は明らかではないが、鷦尾や以後の時代の瓦も継続的に出土する小松里廃寺が寺院として存在した可能性が高く、他遺跡は、秦廃寺から流失したものと考えられる。これらの寺院が建立された年代は 630 年代であろう。小松里廃寺では線引きの重弧紋軒平瓦が伴う。

今述べたように、和泉における寺院の成立は、和泉郡南部から日根郡北部という、後に和泉地域の中心となる地域からはずれた場所である。和泉の中心は、和泉郡の国府が置かれた現在の和泉府中付近であり、大鳥郡では、和泉一宮である大鳥大社が鎮座する大鳥郡北部、現在の堺市の鳳付近である。次いで、寺院の建立は和泉郡へと移る。坂本寺が嚆矢である。この寺院では、軽寺式軒丸瓦を創建瓦に採用する。この寺院も、川原寺式、藤原宮式軒瓦と中央系の軒瓦を採用し続ける。建立氏族に比定できる坂本氏は、壬申の乱では大海人皇子側で活躍するなど、有力な氏族であったことがわかる。

冒頭に述べたように、和泉国は当初河内国で、716 (靈亀 2) 年に「和泉監」として大鳥・和泉・日根野 3 郡が分割される。和泉監は、740 (天平 12) 年に一度廃止され、759 (天平宝字 3) 年に改めて和泉国として成立する。国府は、和泉郡に置かれ、その国府に隣接して和泉寺が建立された。和泉寺は、出土瓦からみて池田寺 I 式軒丸瓦を創建瓦とし、670 年代には建立されていたと考えられるが、遺構ははっきりせず、瓦も型式数が多くすぎる。中央系は法隆寺式、雷紋縁と採用しているが、在地系の紋様のものが圧倒的に多い。通常

考えれば、国府付属寺院的な位置づけを行うべきで、府中周辺は弥生時代以来、府中遺跡にみられるように集落が営まれていた地域で、建立氏族も和泉郡司をつとめた茅渟県主と推定できるが、瓦の様相からみる限り、坂本寺の方が和泉郡では中心的な役割を果たしていたと考える。

この和泉寺から最近の調査で文字瓦が出土した〔土屋 2010〕。うち、人名として「坂合部連前」、「称縣主廣足作」が記されているものがみられる。先に推定したように、茅渟県主は、和泉寺の建立に深く関わっていたと考えたが、まさにその氏族名の人名瓦が出土したことから、この氏族が和泉寺建立に関わっていた可能性がかなり高くなつたといえよう。

また、この池田谷沿いには、和泉寺と同時期に池田寺も建立され、和泉郡の主要寺院が建ち並ぶことになる。池田寺は、7世紀は百濟大寺式軒丸瓦の系譜を引く池田寺I式、8世紀は池田寺II式と独自の紋様の瓦で屋根を飾る。池田寺I式、II式とも周辺寺院で採用されており、建立氏族である池田首と近隣氏族との結びつきが強かつたことが伺える。また、池田寺I式は、百濟大寺式の紋様系譜をひくことから、一定の中央とのつながりをもって寺院建立、経営を行つたと考える。また、この池田寺と坂本寺は、池田寺では軽寺式軒丸瓦が、坂本寺では池田寺式軒丸瓦が相互に出土していることから、これら2寺は、有機的関連をもつて建立、維持経営されていたと考える。この池田谷は、後に和泉国府が造られ、また、「地黄煎所」という官営の薬草園も設けられることから重要な地点であったことが想定できる〔三浦 1965〕。

対して、同時期の大鳥郡は和泉郡に遅れ、7世紀中頃の塩穴寺が嚆矢となる。後半には土師觀音廃寺、百舌鳥陵南廃寺が建立される。これらの寺院地の様相は不明であるが、塩穴寺は山田寺式(西琳寺式)軒丸瓦を採用しており、650年代の創建と考える。一方、他の2寺院は在地系の紋様の軒瓦を採用する。山田寺式も周辺寺院に影響を与えることはなく、河内からスポット的に入つたものと考え、塩穴寺だけで終わる。和泉では、海会寺や禪興寺で採用された百濟大寺式の影響が大きく、百濟大寺式(海会寺IA)→海会寺IB→池田寺I式と変化する。大鳥郡の寺院は、和泉郡の寺院に比べると見劣りすることは疑いない。

次に、日根郡には海会寺が建立される。海会寺は既に論じられているように、和泉と紀伊との境界付近、つまり畿内南端に位置し、紀伊との国境付近で畿内の南端を守護する役割を有していた可能性が高い〔森 1997〕。先述のように、これは軒瓦にも表出されており、両寺とも官寺と同范である百濟大寺式軒丸瓦や、川原寺式軒丸瓦が採用されており、中央政権との関わりが濃く見て取れる。百濟大寺式は百濟大寺、四天王寺と同范、川原寺も攝河泉地域では河内・新堂廃寺と共に最古級に位置づけられる。建立年代は、大鳥郡の西琳寺が建立された時期に近い。百濟大寺が639年の創建で、孝徳天皇の大化の難波遷都に合わせて伽藍が整備されたと考えられる四天王寺を経由することから、海会寺は650年代の創建と考える。また、同じく百濟大寺式軒丸瓦が出土する禪興寺では、さらに雷紋縁軒丸瓦も採用されている。しかし、海会寺の建立氏族はいくつか説が出されているものの不明といわざるを得ない。『新撰姓氏録』をみると、この地域には海会寺を建立しえるほどの有

力な氏族はみあたらない。これはやはり、中央政権が主導して建立した、つまり中央政権と直結する寺院といつても過言ではなかろう。また、同じ日根郡内の禪興寺でも百濟大寺式軒丸瓦が採用されており、日根郡は重視されていたことが伺える。これらは、畿内最南端を掌握するための、いわば政策的寺院であったことができる。禪興寺は、寺院の様相は明らかになっておらず、また、寺院地の大半は宅地内にあり、今後も明らかになる可能性は低い。禪興寺跡は、川原寺式・雷紋縁・百濟大寺式垂式と中央系の紋様が採用される。当寺は、渡来系氏族であるが、日根郡司をつとめた日根造の建立と推定できる。場合によっては、日根造が海会寺の建立に関わっているかもしれない。

他に7世紀中頃建立の寺院では、先述の和泉寺、池田寺といった和泉郡中心部の寺院がある。創建瓦は、両寺とも池田寺I式に分類される軒丸瓦である。型式名の通り池田寺で中心に採用されたものである。この紋様は、百濟大寺式軒丸瓦の系譜を引くもので、4型式に分類でき、最古型式のものは、子葉を削り取った痕跡が残るものがある。池田寺では、未完成な重弧紋軒平瓦があり、海会寺の百濟大寺式の系譜を引くもの(I B)の年代観から考えて、670年代頃と考える。和泉寺は、先述のように郡寺に比定でき、また、国府に隣接することから国府付属寺院との位置づけも可能である。

7世紀後半では、大鳥郡では土師觀音廃寺、百舌鳥陵南廃寺、和泉郡では信太寺が建立される。大鳥郡では、百舌鳥陵南廃寺は、瓦が出土するものの寺院の様相は不明である。百濟系の紋様の軒丸瓦が出土しており、この紋様は半島直結ともいえる紋様である。百濟の瓦の年代観から、650~60年代まで遡る可能性もあるが、重弧紋軒平瓦と組み、684年に比定できる紀年銘の丸瓦が出土していることから年代は下り、創建は680年代と考える。また、土師觀音廃寺では、単弁の軒丸瓦が創建瓦であり、同じく重弧紋軒平瓦を伴うことから、創建は670年代以降であろう。和泉郡では、信太寺が軽寺式の系譜を引く軒丸瓦が創建瓦である。類似した紋様が3型式ある。坂本寺で採用されたものを参考に紋様を考察したのである。重弧紋軒平瓦は伴わない。創建年代は、670年代であろう。

今述べたように、和泉の主要寺院は、7世紀後半頃までに大概建立が開始される。建立が開始されるのは、7世紀前半に和泉郡南部から日根郡北部という辺境の地域である。次いで和泉郡、大鳥郡でも建立されるものの引き続き展開せず、それは、7世紀後半に至つてからのことである。続くのは、日根郡南部で、畿内制成立に基づく中央政権が関与した紀伊の情勢を睨んだ寺院建立である。そして、7世紀後半に至りようやく中心部での寺院建立が始まる。中心部での建立が遅れるのは、冒頭に述べたように、和泉国の成立が奈良時代に入ってからになることと無関係ではあるまい。

7世紀前半に創建された秦廃寺や坂本寺は、瓦からみても7世紀後半には未だ完成をみていかなかったと考える。秦廃寺の雷紋縁軒丸瓦や、坂本寺の藤原宮式軒丸瓦が採用されているが、これらも堂塔の創建瓦である可能性が高い。伽藍地の調査が実施された坂本寺では、軽寺式で金堂が創建され、藤原宮式軒瓦は時期差があるものの調査時の軒瓦の出土量から考えると、塔の創建瓦と考えざるを得ない。なんらかの理由で時間差が生じ、伽藍地

の完成は、8世紀初頭頃になると思われる。一方、7世紀後半に創建された百舌鳥陵南廃寺・土師觀音廃寺・信太寺では、8世紀に入り平城宮系の軒瓦が採用されるが、これらの寺院もこの時期まで堂舎の建設が続いていたと考える。

次に、奈良時代の様相をみていく。奈良時代の瓦の出土寺院は、前時期に比して少くなる。これは、7世紀代に建立を開始した寺院がほぼ完成に近づき、瓦の需要が一段落したためであろう。7世紀前半から建立が始まった坂本寺や海会寺などに当時期の軒瓦がみられないのはそのためであろう。ただ、秦廃寺からだけは奈良時代の軒瓦も出土し、豊浦寺式以降の7世紀代の軒瓦がみられないという事実については、いくつかの要因が考えられる。七堂伽藍の整った寺院でなかったのか、一時寺院建立が中断し、8世紀に入って再開したのか、7世紀代に完成した寺院が補修の時期がきて瓦を葺き替えたのか。伽藍地の様相が不明のため現状では答えを出すことができない。土塔のように奈良時代から建立が始まった寺院は別として、池田寺、信太寺、百舌鳥陵南廃寺、土師觀音廃寺など、7世紀後半から建立を開始した寺院は未だ伽藍が完成しなかったようで、平城宮式軒瓦、池田寺式軒瓦を用いて引き続き堂舎を建築する。また、和泉寺のように、オリジナルな紋様の軒瓦を採用する寺院もある。平城宮式軒瓦は、藤原宮式軒瓦のように同范のものではなく、土師觀音廃寺では、脇区部分を切り縮めるなど范の加工を行っている。この土師觀音廃寺の范のセットは、後に行基建立の土塔で使用されるが、これは、土師觀音廃寺の建立氏族である土師氏が、行基が土塔を建立する際の知識集団の有力な知識であったことと関連が深いと考える。平城宮式軒瓦、重圈紋軒丸瓦を採用する寺院は、中央とのつながりをもち建立を継続したのである。信太寺の平城宮系としたものは、平城宮 6225 と類似するが、鋸歯紋が線鋸歯紋であること、蓮子が二重に廻ることなど相違点がある。かつて、その年代觀から和泉のものが先行したと考えたが、最近両者は無関係との考え方も出された〔大脇 2005〕。また、池田寺では、オリジナルな池田寺Ⅱ式軒丸瓦、および池田寺式軒平瓦が採用される。この型式は、池田寺寺院地内の瓦窯で焼成されており、730 年代に位置づけできる。この時期まで池田寺は建立が続いていたことがわかる。また、和泉においては、軒丸瓦では池田寺Ⅱ式、軒平瓦でも池田寺式が普及しており、7世紀に統いて信太氏や池田氏、秦氏の勢力の強さがみてとれる。信太寺の軒平瓦は、新羅の製作技法を援用して製作されており、8世紀前半に流行するが、和泉では7世紀後半から渡来系の要素が入るようになる。

重弧紋軒平瓦についてまとめておく。和泉における重弧紋軒平瓦は、最古のものが小松里廃寺〔藤澤 1982〕、坂本寺〔大阪府教委 1966〕で採集されている線引きの重弧紋である。小松里廃寺は1本、坂本寺では1本の沈線を引くものと2本の沈線を引くものがある。小松里廃寺では豊浦寺式軒丸瓦と、坂本寺では輕寺式軒丸瓦と組むと考える。型引きのものでは、塩穴寺で三重弧紋軒平瓦が採集されており、これは中央の弧線に「×」を押印する〔石田 1936b〕。山田寺式（西琳寺式）軒丸瓦と組む。池田寺では、二・三・四重弧紋軒平瓦が出土している²⁰。二重弧紋軒平瓦は、弧線の突出が浅いものと2種ある。池田寺 I 式と

組む。坂本寺と禪興寺では、三重弧紋軒平瓦が出土しており、ともに川原寺式軒丸瓦と組むと考える。坂本寺のものは、顎面に二本一組となる突線が施される、いわゆる顎面施紋軒平瓦である。秦廃寺では、雷紋縁軒丸瓦と組む〔大阪府教委 1997〕。百舌鳥陵南廃寺では、二・四重弧紋が出土しており、百濟系の紋様の軒丸瓦と組む〔堺市教委 1977〕。

代表的な重弧紋軒平瓦は以上であるが、型引きの出現前の小松里廃寺や坂本寺の重弧紋は線引きである。型引きの重弧紋は、塩穴寺で出現する。いずれも 640 年代であるが、線引きの重弧紋の方が先行する。しかし、海会寺では百濟大寺式軒丸瓦はもとより、その系譜を引くものや、川原寺式軒丸瓦が採用される段階でも重弧紋は採用されない。よって、禪興寺での重弧紋は、百濟大寺式ではなく、川原寺式軒丸瓦に伴うと考えられる。また、信太寺でも重弧紋軒平瓦は採用されない。百舌鳥陵南廃寺から重弧紋軒平瓦と組む同范の百濟系の軒丸瓦がもたらされるが、軒丸瓦のみで軒平瓦は伴わない。信太寺では8世紀にはいると、池田寺式の軒平瓦をようやく採用するようになる〔和泉市教委 1979〕。

以上の様相からみて、豊浦寺式から百濟大寺式までは、型引きの重弧紋軒平瓦は出現せず、塩穴寺の西琳寺式に伴い型引きの重弧紋が出現する。しかし、信太寺や海会寺のように、7世紀代を通じて重弧紋を全く採用しない寺院もあり、和泉での特徴的な事象といえる。その後は坂本寺や禪興寺で川原寺式軒丸瓦と組む重弧紋軒平瓦があり、660 年代～70 年代以降に一般化するのである。よって、逆に年代の決定しにくいこれらと組む在地系の紋様の軒瓦もその年代以降に位置づけられる。

第6節 寺院の建立氏族と行基の知識集団

寺院建立に際しては、当然ながら建立者の存在がある。官寺の例もあるが、大半が在地の有力な氏族を建立者として想定でき、いわゆる「氏寺」としての位置づけが成されてきた。しかし、最近の研究では、古代の古文書に「氏寺」の例がほとんどなく、氏族も単独ではなく、複数の氏族が合力して建立したとする考え方がある〔栄原 2011〕。なお、和泉における氏族の研究は、吉田晶氏の研究などがある〔吉田 1973〕。

和泉の寺院建立を行った氏族は表 3 で推定した。寺院建立においては、栄原氏の述べるように、複数の氏族で建立を行わないと確かにあれだけの大事業は単独では困難であることはいうまでもない。しかし、中心となる氏族は存在したと考える。特に、郷名寺院となるような郷名と氏族名が一致する場合は、特にその傾向が高いであろう。第 3 表で推定した氏族は、寺院建立にあたり、中心となる氏族を推定したものである。先述の項と重複する場合もあるが、以下、持続について述べる。

寺院建立が始まった日根郡からみていくと、日根郡は渡来系氏族が主に本拠を置き、和泉での寺院建立の嚆矢となる秦廃寺も秦氏の建立になる。地名にも半田（はんだ）が現在でも残り「秦」の名残である。このように、和泉での初期寺院建立に関わったのは、渡来系氏族ということになるが、和泉では神別氏族が多く、逆に渡来系氏族が少く、かつ、特に、日根郡は渡来系氏族が全域に影響を及ぼしていたという指摘があり〔新川 2004〕、かつ

ても考察したように、日根郡の開発のために渡来系氏族が配され、彼らが寺院建立に至ったと考えた。また、日根造は禪興寺の氏族を推定したが、これは、『行基年譜』に、日根造が新羅の渡来系氏族で、禪興寺の本願と記されていることから、その可能性は高い。禪興寺も例に漏れず、やはり渡来系氏族が建立に関わっている。しかし、以前から建立氏族の推定が困難であったのは海会寺である。あれだけの威容を誇る寺院であることから、相当の有力な氏族が推定されてもよさそうであるが、呼喚郷周辺にはそのような氏族は存在しない。かつて、呼喚郷であることから、大部（おおとも）首〔貝塚市教委 1980〕や日根郡大領の日根造との関連から日根県の県主の同族の少領である別君〔栄原 2001〕、百濟大寺式の范の使用可能な人物の追跡から、大伴長徳（ながとこ）連〔小笠原 1998〕といった各説が出されたが決定打はない。いずれにしても、海会寺建立には国家が関与していることは確実であり、国家主導で呼喚郷周辺の氏族が協力したのであろう。同范の軒丸瓦が出土する禪興寺の建立氏族である日根造もその候補と考える。

和泉郡では、和泉府中周辺に有力な寺院が集中して建立されており、池田郷の池田寺、坂本郷の坂本寺、信太郷の信太寺は郷名寺院で、各々池田首、坂本臣、信太首も郷名氏族で建立氏族であると考える。坂本氏は一族の坂本臣財という人物が、壬申の乱で功績を挙げている。和泉でも有力な氏族であったと考える。信太寺では「信太寺」の刻印瓦が、池田寺では、「池田」、「池田堂」と記された文字瓦も出土しており、寺名が各々「信太寺」、「池田」寺であったことは疑いない。また、後に国府が建設される場所内に建立された和泉寺は、近年の調査で人名瓦が出土した。「珍縣主廣足作」と「坂合部連前」〔〕である。茅渟県主は和泉郡の大領であることが「和泉郡正税帳」に記されており、以前から和泉寺の建立氏族に推定していたが、坂合部連も同様に有力氏族であったことから、和泉寺の建立には複数氏族が関わった可能性が高い。

大鳥郡では、土師郷にある土師觀音廃寺、百濟郷にある百舌鳥陵南廃寺が各々土師宿祢・連と百濟公の建立と考える。

ここで、今まで述べてきた寺院建立推定氏族と土塔出土人名瓦との関連をみていきたい。まず、土塔が建立されたのは大鳥郡土師郷であり、先述のように、土師氏は土塔建立にあたる行基の知識の中でも最有力な知識と考えられ、それは土塔と土師觀音廃寺の軒瓦の同范関係や、人名瓦で土師氏のものが一定量出土していることからもうかがえる。土師氏は南河内にも本拠をもつが、土塔については大鳥郡の土師氏であろう。また、百濟君も出土している。また、蜂田寺は蜂田氏の建立と考えられ、蜂田氏は行基の母方の氏族である。一方、父方の氏族は高志氏で、大鳥郷が本拠であるが、周辺で寺院跡は確認されていないが、本薬師寺式の軒丸瓦や、山田寺と同范の博仏が採集され、近年の発掘調査でも瓦がまとまって出土する場所があり、寺院の存在をうかがわせる場所がある。土塔では、「高（志）史」の人名瓦が出土している。蜂田氏の人名瓦は出土していない。日根郡の氏族では、秦氏と日根氏の人名瓦が出土しており、秦氏も一定量の人名瓦が出土しており、有力な「知識」のひとつといえよう。

第7節　まとめ

以上、和泉の寺院の様相について述べてきた。和泉は、河内国域に比べて街道が発達しており、街道沿いの寺院建立が目立つ。特に、河内へ抜ける河泉街道、紀伊へ抜ける熊野街道には主要寺院が甍を並べる。大鳥郡の寺院は様相が不明なため想定が困難であるが、和泉郡の和泉寺、日根郡の禪興寺が郡寺になると想定できるが、これらの寺院よりも、和泉郡では、坂本寺、日根郡では海会寺が拠点寺院となり、各郡の中心となる寺院であると考える。当然ながら、これらの寺院を建立する際に、中心となった氏族も各郡内で有力であったはずである。さらに、泉州地域の海会寺や禪興寺は、中央からの援助のうえ建立・経営されたことが想定できる。ただし、肥沃な河内平野に比べ、和泉地域は平野面積が限られ、低位から中位段丘上に立地している寺院が多い。そのため、生産性も低かったはずである。このように、生産性が低いままでは、寺院の維持経営は困難であったとおもわれる。広瀬和雄氏は、槇尾川流域の寺院については陶邑窯跡群の谷山池支群での須恵器生産を基盤とし、須恵器の生産と流通を差配するために、氏族が配されていたと考えられている〔広瀬 2006〕。泉州地域については、飛鳥・奈良時代は、古墳時代ほど須恵器生産が活発ではなかったとはいえ、寺院の存続基盤を考える場合注視できよう。また、各寺院の軒瓦についてみると、同范・同紋関係がみられ、寺院経営においても一氏族だけでなく、複数氏族による共同での維持経営がなされていたと考える。

また、奈良時代になると、和泉では行基の活動が盛んであった。行基は、寺院建立をはじめとして、布施屋の建設、道の布設、池の開削など社会事業を多々行っている。土塔（大野寺）からは1,200点を超す大量の人名瓦が出土している。瓦にみえる人名は、行基の土塔建立に際し「知識」として協力した人々で、実際に「知識」と記されたものも出土している。これらの人名には氏族名が多数みられ、その大半が摂河泉地域に盤踞していた氏族である。これらの氏族名をみると、和泉では土師・百濟・大鳥・坂本・秦、河内では葛井・丹比といった氏族名がみられ、寺院建立の中心氏族に比定できる。つまり、これらの氏族は、各自でも寺院を建立・維持経営する傍ら、「知識」として行基の仏教活動にも参加していた可能性がある。奈良時代の和泉という地域は、神社を中心とした民俗宗教を基盤とした地域社会で〔岡田 1973〕、国家権力に対する在地豪族の影響も強かったと考えられており〔田村 1975〕、このような環境であったため、平城京内の活動が規制され、帰郷した和泉で活動を再開した行基の思想を受け入れる素地が当地域にはあったのであろう。

第7章 摂河泉地域の古瓦の様相

第1節 摂津・和泉の百済大寺式軒丸瓦・池田寺I式軒丸瓦

第1項 問題の所在

和泉は、7世紀代はまだ河内から分国しておらず、寺院も数ヶ寺が建立されているだけという状況であった。しかし、和泉最南端の地に百済大寺と同范の軒丸瓦が海会寺と禪興寺で採用されているという事実がある。また、この百済大寺式はこれだけで終焉せず、型式変化を遂げていく。ここでは、百済大寺式とその影響を受けて成立したと考える池田寺I式軒丸瓦について考察を行う。

第2項 百済大寺式軒丸瓦の検討

四天王寺・海会寺跡・禪興寺跡

軒丸瓦

摂津、和泉における百済大寺式軒丸瓦は、四天王寺、海会寺跡、禪興寺跡で出土している。これらは、大和の百済大寺（吉備池廃寺）[奈文研 2003]、木之本廃寺と同范であることが確認されており、IAとIBに分類されており、四天王寺にはこれら両者（四天王寺 II a 1（図 51-1）、II a 2（図 51-2））[網 2000] が、海会寺には IB（海会寺 IA）（図 51-6）のみが採用されている。大和の窯は不明であるが、四天王寺は、大阪府枚方市と京都府八幡市境に位置する樟葉平野山瓦窯 [八幡市 1985]、海会寺は、先述のように講堂基壇下の瓦窯で焼成されている。この型式の紋様は、山田寺式軒丸瓦と酷似する。弁内には子葉を配し、周縁との間には太い圈線が廻る。周縁は三重圏で真ん中が太い。中房は断面半円形で、蓮子は 1+8 に配する。IA と IB の相違点は、紋様では IAの方が弁の反転が強く、IBは中房の中心蓮子の周りが壅む。また、四天王寺の IAは、大和のものより周縁の重圏が不明瞭になっている。

技法的には、両者とも裏面下半に周縁に沿ったナデを行うが、四天王寺の資料では、IAの方が強く、IBの方がゆるい。また、丸瓦の接合は、四天王寺 IAは凹面を斜めにカットし、「×」状にキザミを施す。大和の資料は凹面を斜めにカットするが、キザミはナナメかタテ方向である。また、海会寺に范が移ると改范がみられ蓮子部分の膨直しを行っている。范に粘土を詰める際には、周縁と蓮子一つづつに粘土を詰め込んだ後、全体に粘土を詰め込んでいる。また、丸瓦は無段式で、百済大寺のものは有段式であり異なる。接合の際は凸面側を深く、凹面側を浅く削る。范の形状はB形范と思われる。

軒平瓦

百済大寺式軒丸瓦は、百済大寺では忍冬紋型押しの Ib 1 型式、あるいは、それに重弧が施される Ib 2 型式軒平瓦が組むが、四天王寺では二重弧（II a 1）、三重弧（II a 2）、五重弧（II a 3）紋があり、二重弧（II a 1）、三重弧（II a 2）が無頸で、五重弧（II a 3）は無頸と段頸がある。このうち、三重弧（II a 2）が樟葉平野山瓦窯産であることが明らかになっている。ただし、五重弧（II a 3）は分割後施紋であることから、時期が下

ると考えられている。次に、これが海会寺に移ると軒平瓦が採用されない。これは、百済大寺式（IA）、退化型式の IB、さらには川原寺式軒丸瓦の時期に至っても同様であり、和泉においても特異な寺院である。

第3項 百済大寺式軒丸瓦の型式変化

次に、百済大寺式軒丸瓦から変化した紋様のものが、四天王寺と海会寺で出土している。四天王寺では II b 型式・II c 型式、海会寺は IA に分類されているものである。

四天王寺

II b（図 51-3）周縁が無く、弁内の子葉も不明瞭である。ただし、1点だけ周縁のある資料が出土している（図 51-4）。丸瓦は、凸面を削って接合する。生産地は樟葉平野山瓦窯ではなく、他の瓦窯のようだ。

II c（図 51-5）十弁の型式もあるが、蓮子が 1+7 となり、網氏は、百済大寺式から直接影響を受けたかどうか判然としないという。

また、和泉でも、海会寺において、百済大寺式から変化した紋様が考案される（IB 型式）（図 51-7）。大きな相違点は、周縁が素紋となる点である。弁幅も狭くなっている。范詰めは、IA と同じく中房と周縁から詰めた後、内区を詰める。IA と同じく蓮子一つづつ詰めるものもある。范の形状は、B 形范で主であるが、A 形も存在する。

和泉では、海会寺 IB から派生した可能性のあるものに池田寺 I 式軒丸瓦がある。

これは、藤澤一夫氏が「池田寺式」と型式設定されたものであるが、先述のように、8世紀にも池田寺式が設定されており [藤澤 1941]、それと判別するため 7世紀代のものを「池田寺 I 式」、8世紀のものを「池田寺 II 式」とした [近藤 1997]。池田寺 I 式軒丸瓦は、IA・IB 1・IB 2・IC・ID の 5 型式に分類できる。

池田寺 I 式軒丸瓦

IA（図 51-8）弁内に子葉の痕跡が唯一残り最古型式で、蓮子は 1+8。直立縁。池田寺 [泉北考古資料館 1983] と和泉寺 [小谷 1932] でみられる。丸瓦は、端面に傷をつけて接合する。

IB 1（図 51-9）子葉はなく、弁央に稜線が走り、蓮子は 1+6。范傷のあるものと無いものがある。直立縁と斜縁がある。紋様は、新羅の影響を受けたものとの見方もある [大脇 2007]。池田寺でみられる^⑩。

IB 2（図 51-10）弁央に稜線はなく、中房の周囲に輪郭がつく。蓮子は同じく 1+6。范に粘土を詰める際、蓮子を先に入れるものがある。直立縁と斜縁があり、量的には斜縁の方が多い。丸瓦は、范の内区および周縁下半に先に粘土を詰め、周縁上半は丸瓦先端部がそのまま周縁となる SR 技法とよばれるものと [大脇 2007]、瓦当裏面に溝を彫って丸瓦凸面側を軽くカットするか、端面にキザミを入れて接合するものがある。出土点数は多い。池田寺でみられる [石田 1936 a]。

IC（図 51-11）間弁が短くなる。蓮子は 1+4。斜縁。丸瓦広端面と凸面に縦方向のキザミを入れ接合する。瓦当厚は、厚いものと薄いものがある。坂本寺からも採集。[石田

I D (図 51-12) 瓦当径が小さいもので、蓮子は $1 + 4^{\oplus}$ 。

これらの軒瓦で、瓦当下半の状況が不明な I A と I D を除いて、瓦当裏面下間に周縁に沿った強いナデを行う。I A と I D も行っているであろう。また、このナデは①2段になるもの、②直角になるもの、③鋭角になるものがある。このうち②③は明瞭な段が付くことから、工具を用いたとおもわれる。海会寺の百濟大寺式軒丸瓦にも同様なナデを行うものが 1 点出土しており、技法の系譜として繋がる可能性がある。池田寺では伽藍地北方で瓦窯が 4 基検出されており、そのうちの登窯で焼成された。

第4項　まとめ

以上、摂津と和泉における百濟大寺式軒丸瓦と、その型式変化について述べてきた。四天王寺および海会寺の建立にあたっては、百濟大寺から范がもたらされている。四天王寺は、飛鳥時代に金堂、塔が完成したものの、中門・講堂・回廊の完成は遅れ、7世紀中頃と推定されており、この時期は、ちょうど難波宮遷都の時期と重なることから、宮遷都に伴い四天王寺も整備されたと考えられている [網 2000]。よって、百濟大寺式軒丸瓦は、中門・講堂・回廊に採用されたと考えられる。百濟大寺は、『大安寺縁起』によると、完成後ほど無く九重塔と金堂の石鵠尾が焼失したとの記録があり、皇極天皇は、即位後まもなく 642

(天皇元) 年に阿部倉橋麻呂と穗積百足を造寺司に任命し再建を試みた。そして、難波遷都後の 648 (孝徳天皇 4) 年には、『日本書紀』によると、阿部倉橋麻呂が四衆 (比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷) を四天王寺に集め、仏像 4 体を塔に安置したことが記されている。これは、先述のように、難波宮遷都に伴う四天王寺整備の一環ととらえることができ、これに阿部倉橋麻呂が関わっていたことが想定できる。四天王寺の百濟大寺式軒丸瓦採用の背景には、両寺の再建、整備に関わった阿部倉橋麻呂の動きによるとされる。また、海会寺についても、阿部倉橋麻呂の関与が想定されている [小笠原 1998]。海会寺は、畿内最南端の寺院という位置づけがなされ、紀伊国との境界を防御する目的で設置されたと考えられ、建立にあたっては国家の関与が十分想定できる。海会寺では、その後も百濟大寺式軒丸瓦を模倣した紋様のもの、川原寺式軒丸瓦と中央系の紋様が引き続き採用され、伽藍地完成まで国家の援助が続いたのであろう。その後、和泉では、池田寺 I 式軒丸瓦が考案されるが、この紋様の最古のものは子葉を削り取ったような痕跡がみられることから、百濟大寺式軒丸瓦の影響の元に成立したと考えるが、新羅の影響下に成立したとの考えもある。技法的にも全てが統一されているわけでもないので、一部に新羅の影響を受けたという程度に考えておいた方がいいだろう。この池田寺 I 式軒丸瓦は、池田寺から和泉の各地域に派生した紋様で、池田寺を中心としたネットワークが成立していた可能性を考える(図50)。特に、池田寺は、隣接する坂本寺からも池田寺 I 式軒丸瓦が、逆に池田寺からは、坂本寺の創建瓦の軽寺式軒丸瓦を採用していることから、両寺創建時には、池田首、坂本臣という各寺院創建の際に中心となった氏族の深い関係が伺える。これら両氏族は、和泉郡では有力な氏族であり、池田寺 I 式軒丸瓦はいわばこれらの氏族を中心としたネットワークと

も言い換えることができる。

第2節 摂河泉地域の川原寺式軒瓦

第1項 問題の所在

川原寺式軒丸瓦は、大和川原寺で採用された複弁で外区に鋸歯紋をめぐらす紋様で、各地にも波及し、摂河泉地域では、比較的広範囲に分布している。ここでは、その川原寺式軒丸瓦について検討を行う。問題の所在は下記の 4 点である。

- ①南河内の原山廃寺における飛鳥川原寺と同范軒丸瓦の存在。
- ②南河内における新堂廃寺、細井廃寺、龍泉寺の同范軒丸瓦、かつ丸瓦の接合の際、広端部を歛車状に加工して接合するという特徴的な技法 (以下、歛車接合) を共有すること。
- ③新堂廃寺における一本作り軒丸瓦の年代観について。
- ④和泉最南端に位置する海会寺における非常に精巧な川原寺式軒丸瓦の存在。

なお、各報告で型式名が付与されているものについては、基本的にそれを踏襲した。また、今回は川原寺式創建軒丸瓦と同じ紋様構成を「川原寺式」、それ以外を「川原寺系」とよぶ。

第2項 和泉の様相

和泉における川原寺式および川原寺系軒丸瓦は、和泉郡の坂本寺跡 (禅寂寺) と日根郡の海会寺跡、禅興寺廃寺から出土している。特に、日根郡の禅興寺廃寺は、日根郡寺に比定されており、海会寺は百濟大寺式軒丸瓦に続き、川原寺式軒丸瓦が採用され中央色の濃い寺院ということができる。

坂本寺跡 (和泉郡坂本郷)

法隆寺式の伽藍配置で、創建瓦は軽寺式軒丸瓦で、川原寺式軒丸瓦はこれに次ぐ。しかし、大阪府教育委員会の伽藍内の調査では、他型式の瓦が一定量出土しているにもかかわらず、川原寺式軒丸瓦は 1 点も出土しなかった。藤澤一夫氏が報告している 1 点のみである [藤澤 1941] (図 53-1)。しかも、これは藤澤氏が自ら採集されたものではなく、他人から譲り受けた資料であることから、これが坂本寺採集として扱うかどうかは慎重になる必要がある。この資料は、外区が残る小片で詳細は不明である。外区は中房からみて右上がりの面違鋸歯紋である。軒平瓦は、三重弧紋軒平瓦が講堂跡から 1 点出土している。

禅興寺廃寺 (日根郡賀美郷)

調査は実施されているが、建物など寺院に関する遺構は検出されておらず、伽藍配置など詳細は不明。百濟大寺式軒丸瓦 I B 類が採集されるなど海会寺との関連が強い。創建瓦もこの百濟大寺式軒丸瓦。川原寺式軒丸瓦はこれに次ぐ。

川原寺系軒丸瓦 (図 53-2) は、1 点のみ出土している [泉佐野市教委 1992]。復元直径は 16.4 cm、中房径は 6.0 cm。蓮子は $1 + 8 + 8$ に配し、周環が廻る。一重目の蓮子は小さい。外区には線鋸歯紋を配する。裏面は横方向のナデ。丸瓦との接合は、瓦当裏面に溝を彫つ

て接合する。四重弧紋軒平瓦（図 53-3）が出土している〔泉佐野市教委 1993〕。

海会寺跡（日根郡呼咲郷）

法隆寺式伽藍配置をもつ寺院で、創建瓦は吉備池廃寺、四天王寺と同范の百濟大寺式軒丸瓦 I B 類。海会寺の川原寺式軒丸瓦は、塔に使用されたと考えられ、2 型式ある。報告書では、II A 類と II B 類と分類されている。なお、講堂下層に 1 基瓦窯が検出されており、また、その東西にも窯が存在する可能性が高く、川原寺式軒丸瓦はこれらの窯のいずれかで焼成されたと考えられる〔泉南市教委 1987〕。

II A 類（図 53-4～6）261 点（破片数）出土しており、塔に葺かれたと考えられる。瓦当面外区端部をなでて平坦にするものもあり、一定量出土している。両者の前後関係は不明。直径 18 cm、中房径 6.5 cm、蓮子は 1+5+9 に配し、周環が廻る。外区は面違鋸歯紋で中房からみて右上がりであるが、鋸歯紋の内 5 単位分の傾きが逆になっている。瓦当裏面は不定方向になど。また、瓦当裏面下半を周囲に沿って軽くななる。海会寺の百濟大寺式にこの技法のものがある。さらに、裏面を窪ませているものも 1 点確認した。丸瓦は行基式で、接合は、瓦当裏面に溝を彫り、先端未加工のものを接合する。

II B 類（図 53-7）1 点のみしか出土していない。蓮子は 2 重に廻る。外区は面違鋸歯紋。中房側からみて右上がり。丸瓦の接合方法は不明。

海会寺では、軒平瓦は線引きの重弧紋軒平瓦が 2 点存在するだけで、基本的に軒平瓦は採用されない。丸瓦、平瓦は川原寺式軒丸瓦に伴うものは出土していない。

第3項 河内の様相

河内では、北河内の高宮廃寺と讃良寺、中河内の若江寺、南河内の船橋廃寺、智識寺、鳥坂寺、新堂廃寺、細井廃寺、龍泉寺、原山廃寺といった寺院にみられ、分布の中心は南河内である。特に、原山廃寺からは飛鳥川原寺の C 類と同范のものが採集されており注目される。

北河内

高宮廃寺（讃良郡高宮郷）

薬師寺式伽藍配置をもつ寺院で、創建瓦は八葉素弁蓮華紋軒丸瓦。川原寺式軒丸瓦はこれに次ぐ。

川原寺式軒丸瓦（図 54-17）は、中房径が 6.4 cm で、蓮子は 1+4+8 に配する。外区は線鋸歯紋。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する〔寝屋川市教委 2000〕。

讃良寺跡（讃良郡枚岡郷）

寺院の様相は不明。立地から寺跡ではなく窯跡とする考え方もある。時期は下るが室町時代の瓦窯が検出されている。

川原寺式軒丸瓦（図 54-18）は、直径 17.4 cm、内区径 13.2 cm、中房径 6.4 cm、蓮子が 1+4+8 に配され、外区は線鋸歯紋である。范端の痕跡があることから A 型范であり、枷型の痕跡も残る。丸瓦は瓦当裏面には何も細工せずそのまま接合する。高宮廃寺と同范とされる。三重弧紋軒平瓦（図 53-19）と組む。平瓦部凹面に「六」と線刻されたものが出て

土している。

中河内

若江寺跡（若江郡錦部郷）

中世に若江城の築城により寺の遺構は完全に破壊される。創建は 7 世紀中頃で創建瓦は、八葉素弁の蓮華紋軒丸瓦。川原寺式軒丸瓦はこれに次ぐ。その後も雷紋縁軒丸瓦や藤原宮式軒丸瓦、恭仁宮式文字瓦も出土するなど中央系の軒瓦が採用され続ける。

川原寺式軒丸瓦は、4 型式出土している。紋様は、蓮子の配置で分類できる〔福永 2004〕。

A 型式（図 53-8）は、周環の付く蓮子が螺旋状に廻る。直径 17.0 cm で、弁端および間弁の各先端には棒針状のものが付く。傾斜縁である。丸瓦は瓦当最上端付近に接合する。

B 型式（図 53-9）は、蓮子が 2 重に廻る。周縁は素紋。

C 型式（図 53-10）は、紋様が A 型式に類似するが、配置の詳細は不明。

D 型式（図 53-11）は、蓮子の配置は一重で周環が付き、丸瓦凹面側に格子状のキザミを入れて接合する。

重弧紋軒平瓦も軒丸瓦同様 4 型式あり、四重弧（図 53-13）と五重弧（図 53-14・15）がある。いずれも段顎で、五重弧のものでは顎長 10 cm で、横線の額面施紋のものがある。平瓦は、凸面布目平瓦が伴う。

南河内

龍泉寺（河内国石川郡紺口郷）

創建瓦は、忍冬紋軒丸瓦であるが、飛鳥時代まで遡りそうな鷦尾が出土しており、創建は飛鳥時代まで遡る可能性がある。川原寺式軒丸瓦は忍冬紋に次ぐ。山岳寺院である。

軒丸瓦（図 54-20）直径 17.0 cm、中房径 6.5 cm である。新堂廃寺 A 類、細井廃寺 A 類と同范の可能性大。新堂廃寺 A 類と同范照合した結果、范傷がないため確定的なことは言えず、直径も 5 mm ほど小さいが、これを焼き縮みと考えれば、紋様は酷似しており、同范の可能性は極めて高いといえる。また、丸瓦との接合は歯車接合のものと未加工のものがある。歯車接合のものは、後述する新堂廃寺や細井廃寺のものより歯車の幅が広い。凹凸ともまた、丸瓦の凹面側を面取りし、補足粘土も多いものがある。

軒平瓦 平瓦部凸面に細かい正格子叩きを行った、二重または三重弧紋軒平瓦が伴うと考える〔大谷女子大学資料館 1981〕。

細井廃寺（河内国錦部郡百済郷）

伽藍配置などは不明。創建瓦は川原寺式軒丸瓦。川原寺式軒丸瓦は 2 型式あり A、B 類とする〔大阪府教委 2000、2001〕。

軒丸瓦

A 類（図 54-21）直径 16.6 cm、中房径は 6.5 cm、蓮子は 1+5+10 に配する。複弁の子葉の周りが線で囲まれ、蓮子が小さい。外区は面違鋸歯紋で、中房側から見て左上がり。丸瓦との接合は、歯車接合、未加工で丸瓦の凸面に刻みを入れるもの、丸瓦の凹面に刻みを入れるもの 3 種がある。歯車の形状は長方形。丸瓦の取り付け角度は新堂廃寺と 180°

逆である。新堂廃寺A類、龍泉寺と同范の可能性が高い。

B類 (図 54-22) 復元直径が 16.0 cm、蓮子は 1+6+11 に配する。蓮子は大きく、中心、1 重目、2 重目のものが各々接する。また、外区は A類の様な立ち上がりではなく、そのまま斜縁となる。面違鋸歯紋。丸瓦との接合は、歯車状にするものがあるが、歯車の形状が A とは異なっており三角形を呈する。

軒平瓦 重弧紋が伴う (図 54-23)。いずれも四重弧紋で原体は 2 つある。顎は段顎で、長さは約 8.5 cm。軒丸瓦 B と胎土が似るものがある。凸面布目平瓦も伴う (図 54-24・25)。

新堂廃寺 (河内国石川郡大国郷)

飛鳥時代創建で、創建時は四天王寺式伽藍配置。7世紀後半に西方建物、8世紀初めに東方建物、8世紀後半に南門が建てられる。創建瓦は、星組の素弁十弁軒丸瓦。

川原寺式軒丸瓦は、2型式出土している。これらを各 A、B 類とする。近接するヲガンジ池瓦窯で焼成されている [大阪府教委 1961、2000、2001]。

軒丸瓦

A類 (図 55-26・27) 主に伽藍地内で出土し、創建時の西方建物 (奈良時代に再建) と飛鳥時代に建てられた中門の差し替え瓦として大量に使用されている。市教委の調査 (J 群) で 81 点、府教委の調査 (II A09 型式) で 102 点出土している。直径 18 cm で、蓮子を 1+5+10 に配し、周環が廻る。面違鋸歯紋は、中房側から見て左上がりである。范傷はない。丸瓦との接合は、全て歯車接合。歯車の形状は四角とともに三角形のものがあり、四角形のものの方が多い。歯車接合は、新堂廃寺で先行する山田寺式軒丸瓦にもみられ、この型式にも歯車の形状は三角形と四角形があるが、三角形の方が多い。山田寺式と川原寺式を比較すると歯車の切り込みは後者が概して深いようである。同じく富田林市内に位置する細井廃寺と同范 (写真判定)、龍泉寺とは同范の可能性が極めて高い。丸瓦は行基式のものがつく。

B類 (図 55-28~31) 主に伽藍地外で出土する。市教委の調査 (K 群) で 3 点、府教委の調査 (II A10 型式) で 24 点出土している。直径 14.5 cm と A 類より小さく、蓮子を 1+5+9 に配し、周環が廻る。面違鋸歯紋は、中房側から見て右上がりである。この型式のもので最古段階のものは、范がかなり摩耗しており、范傷は一ヶ所みられる。丸瓦は歯車接合であり、形状は四角形である。その後、范を彫り直す。范傷は最大 5 つである。この改范後のものは、当初未加工または歯車接合で、このうち歯車接合のものは歯車に加工するにも関わらず、瓦当裏面に溝を掘って丸瓦を接合する。しかし、途中で接合技法が大きく変化し、横置きの一本作り技法へと変化する。この技法のものは、新堂廃寺で奈良時代に使用される平城宮 6304 型式のものでもみられる。川原寺式軒丸瓦におけるこの技法のものの年代観については、議論がなされてきたが [上原 1996]、布目痕が平城宮式軒丸瓦と同じものであることから、奈良時代のものと考えた方がよさそうである。つまり、この范はかなりの長期に渡り使用されたことが分かる。また、この型式の范は彫り直しされた段階で、弁と蓮子の位置がずれるものがあること、中房の外側に粘土バリが出るものがあることか

ら、中房部分が填め込み式のものと考えられる。丸瓦は玉縁式のものがつく。

軒平瓦 (図 56-32~34) 四重弧紋軒平瓦が伴うが、これは山田寺式軒丸瓦にも伴う。富田林市教委の分類では、AA 5 ~ 7 型式の 3 類がこれに該当する。弧の深さは山田寺式に伴うものの方が深く、川原寺式に伴うものは浅くなっている。側端部は剣菱形にするものが多いが、直線的なものもある。平瓦部凸面に格子叩き目が残る。これらの重弧紋軒平瓦が組み合うのは軒丸瓦 A 類のみである。

原山廃寺 (河内国安宿郡尾張郷)

法隆寺式の伽藍配置とされるが、発掘調査では遺構は全く検出されず寺院の詳細は不明。創建瓦は原山廃寺式軒丸瓦。川原寺式軒丸瓦は 3 型式出土しており、A ~ C 類とする [柏原市教委 1986]。

軒丸瓦

A類 (図 56-35) 直径 18.8 cm、中房径 7.9 cm。蓮子を 1+5+9 に配する。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する。川原寺 601C と同范とされる。[奈良国立博 1970] 金子論文では III 型とされる。[金子 1983] 調査ではこの型式のものは出土していない。

B類 (図 56-36) 七弁のもので、中房径は 5.9 cm で蓮子を 1+8+12 に配し、周環はない。非常に軟質な瓦で外区の状況は不明。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する。鳥坂寺 X 類と類似するが、同范かどうかは不明。

C類 (図 56-37) 直径 17.2 cm、中房径は 5.1 cm で蓮子を 1+4+8 に配し、周環はない。外区は素紋。瓦当裏面は不定方向になど。瓦当側面に范端の痕跡が残る。鳥坂寺 IX 類と類似するが、同范かどうかは不明。

丸瓦で種類が判別できるものは少量であるが、玉縁式である。

第 4 項 摂津の様相

摂津では、北摂で梶原寺、芥川廃寺で川原寺系軒丸瓦が採用される。これらは外区に鋸歯紋が廻らないなど独自に川原寺式軒丸瓦の影響下に成立した軒瓦と考えられる。

梶原寺跡・梶原瓦窯 (河内国島上郡野見郷)

伽藍配置などは不明である。瓦窯 5 基が発見され、発掘調査されている。瓦窯は 4 基が登窯、1 基が平窯。創建瓦は八葉重弁軒丸瓦。

『梶原瓦窯跡』報告書の軒丸瓦分類の IV ~ VII 型式が川原寺系に該当する [名神高速道路内遺跡調査会 1997]。

軒丸瓦

IV型式 (図 57-42・43) a、b 2 型式に分かれ、a は外区素紋のようにみえるが、ごく一部に手書きの鋸歯紋がみられる。b はのちに外区に太い線鋸歯紋を彫り加える。蓮子は 1+6 で周環がある。a は瓦当厚が厚い。b は丸瓦接合時に丸瓦端部凹面側を斜めにカットする。

V型式 (図 57-44) 蓮子を 1+4+8 の二重に配し、外区には線鋸歯紋が廻る。側面は裏面に向かって斜めになり、角は丸くなっている。梶原寺でも出土している。

VII型式 (第6図 45~47) 蓮子を1+6に配し、周環がつく。外区の鋸歯紋はない。瓦当厚は厚いものと薄いものがあり、丸瓦も厚さの厚いものと薄いものが取り付けられていたようである。寺でも出土している。

VIII型式 (第6図 48・49) 蓮子は1+8に配し、周環がつく。外区は無紋。弁と外区の間に「×」を彫り込む。寺でも出土している。

軒平瓦

重弧紋軒平瓦は、5型式出土している(第6図50・51)が、先行する重弁軒丸瓦とも組み合う可能性が高く、川原寺系軒丸瓦とのセットは特定できない。

芥川廃寺 (河内国嶋上郡野見郷)

軒丸瓦は2型式出土している。これらをA、B型式とする[島谷1977]。

A類 (第7図52) 直径17cm、中房径は6.5cm、蓮子が1+7+11に配され周環が廻るものであるが、2重目、3重目の配置が不規則である。外区は素紋の斜縁である。丸瓦との取り付きは未加工の丸瓦を接合する。裏面下部を斜めにおさめるものがある。

B類 (第7図53) A類よりも小振りで、直径13.5cm、中房径4.8cm、蓮子は1+8に配し、外側を方形に配するという特徴がある。また、外区のさらに外側に平坦部があり、范からの粘土のはみ出しをそのまま残しているようである。瓦当裏面過半を斜めにおさめるものがある。丸瓦は、未加工の丸瓦を接合する。重弧紋は複数型式ある(第7図54~56)。

猪名寺廃寺 (河内国川辺郡為奈郷)

猪名寺廃寺は、金堂が南面する法隆寺式伽藍配置の寺院で、創建瓦は川原寺式軒丸瓦。

川原寺式軒丸瓦は3型式出土しており、これらをA-1・2類、B類とする[尼崎市教委1984]。

A-1 (図58~57)・**2類** (図58~58) 同范で直径17.5cm、中房径は7.5cmである。A-1類の方が紋様はシャープで、蓮子は1+5+9に配し周環が廻る。A-1類は突出するが、A-2類になると平坦になる。外区は、面違鋸歯紋で中房側からみて右上がりである。内区と外区の間に范傷がみられ、B類の方が当然多い。丸瓦は、ともに瓦当裏に溝を彫って接合するが、A-1類は、丸瓦の凹面側を面取り風に削り、丸瓦は薄く1.2cm。一方、B類は、2.1cmとA類より厚い。瓦当厚はA-1類が1.5cm、A-2類が2.0cmと厚くなる。丸瓦の取り付け位置はA-1類の方が高く、A-2類は下がる。A-2類の取り付け角度は0°と45°がある。A-1類は金堂から3点、A-2類は金堂、塔、講堂から8点出土している。

B類 (図58~59) 直径15.8cm、中房径6.0cmである。蓮子は1+6+12に配し、周環はない。外区の鋸歯紋は直角三角形状を呈し、中房側からみて右下がりである。瓦当部は内区にまず粘土を詰め、その後外区に粘土を詰め製作する。丸瓦は端部未加工のものを接合する。講堂から6点出土している。

軒平瓦 (図58~60~62) 四重弧紋軒平瓦が伴う。頸の長さが8cm前後のもの(A類)、15cm前後のもの(B類)がある。瓦当上面はナデや工具によって面取りを行う。いずれの型式にも平瓦部凹面の布目を削りにより消すものがある。B類にはそれを行わず、布目痕と

模骨痕が残るものもある。頸幅は関係なく、焼成の堅緻なものが先行するのであろう。

丸瓦・平瓦 行基丸瓦と格子叩き目を残す桶巻き作りの平瓦が当該期に位置づけられる。

第5項まとめ

以上、摂河泉地域の川原寺式および川原寺系軒瓦を主に製作技法面から概観してきた。まず、分布をみると、特に、南河内に比較的多く分布している。中でも南河内地域の新堂廃寺、細井廃寺、龍泉寺では同范の瓦が分布しており、かつ丸瓦を歯車接合するという特徴的な技法を共有しており、これら3ヶ寺の密接な関係が想定できる。范傷では認定できないが、歯車の状況から間隔の広い龍泉寺が後出し、併せて范のシャープさから新堂廃寺→細井廃寺→龍泉寺の順に范が移動したと考える。さらに、いずれの寺院のものも焼成が軟質という共通点があるが、窯が判明しているのは新堂廃寺のヲガンジ池瓦窯だけであるが、3寺とも別の窯で焼成されたとおもわれる。また、和泉南部という当時の辺境地域にもかかわらず、海会寺には非常に精巧な紋様の川原寺式軒丸瓦が分布しており、畿内最南端という要衝に立地する寺院での特徴的な現象である。難波宮周辺の摂津南部地域の寺院でも四天王寺を除いて分布していない。摂津北部では梶原寺でみられるように、多様に変化しており、独自に変容を遂げている感がある。この地域での飛鳥川原寺と同范品があるのは、南河内の原山廃寺のみで、これは川原寺 601C類のIII型とされている。年代的にはやや後出する時期のものであろう。

次に、年代観であるが、大概のものは7世紀後半から末葉という年代が付与できることから、ひとつ注目すべき資料として新堂廃寺のB類がある。この型式のものは研究者により年代観に相違があり、7世紀後半とする見解と8世紀代とする見解である。この瓦は、横置き型一本作りで製作されており、新堂廃寺では平城宮 6304系の軒丸瓦も同技法で製作されている。技法に加え両者に使用された布目痕も同一であることから、新堂廃寺B類は8世紀前半に位置づけるのが妥当と考える。

摂河泉の川原寺式軒丸瓦は、南河内南部の拠点寺院である新堂廃寺、和泉南部の拠点寺院である海会寺のいずれかが、当地域では最初に採用されている。いずれも建立段階から一貫して中央系の紋様の軒瓦を採用することから、国家と関連をもって創建された寺院と考える。しかし、川原寺式軒丸瓦は創建瓦ではなく、導入期には建立中に採用が開始されていることがわかる。採用している寺院が各地域の中核寺院であることから、国家が主要寺院建立の援助として山田寺式の次に中央系の紋様の代表となる川原寺式を投入したのであろう。一方、創建瓦として採用している寺院は河内の細井廃寺、摂津の猪名寺廃寺程度で、地域の中核寺院ではない寺院である。つまり、川原寺式軒丸瓦は、7世紀後半以前に既に地域の中核寺院としての機能を果たしていた寺院に主に採用され、海会寺に代表されるように国家が関与した寺院には摂河泉地域で最古段階のものが出土していることからもわかるように、国家が地域政策に積極的に関与していたことが想定できる。

第3節 摂河泉地域の法隆寺式軒瓦

第1項 問題の所在

法隆寺は、7世紀初頭に斑鳩寺として創建されるが、『日本書紀』に670（天智9）年に焼亡の記事があり、これは若草伽藍の発掘調査成果により事実としてほぼ認定できることとなった。その後、西院伽藍として再建されるが、その際に採用された軒瓦が法隆寺西院伽藍式とよばれるもので、軒丸瓦と軒平瓦がセットで生産されている。ここでは単に法隆寺式と呼称する。軒丸瓦は、内区は複弁蓮華紋で外区に線鋸歯有紋がめぐるのを基本とする。軒平瓦は、均整の忍冬唐草紋である。

摂河泉地域の法隆寺式軒瓦は、摂津では芦屋廃寺、寺田遺跡、月若遺跡（兵庫県芦屋市）、深江北町遺跡（兵庫県神戸市）、太田廃寺（大阪府茨木市）、堂ヶ芝廃寺・細工谷遺跡、勝山南遺跡、大坂城跡、田辺廃寺（大阪府大阪市）、河内では河内寺（大阪府東大阪市）、渋川廃寺（大阪府八尾市）、西琳寺（大阪府羽曳野市）、山下寺跡（大阪府柏原市）、船橋廃寺（大阪府柏原市・藤井寺市）、和泉では和泉寺跡（大阪府和泉市）の16遺跡でみられる。分布としては摂津国10遺跡、河内5遺跡、和泉1遺跡と摂津が傑出している。以下では、これらの遺跡の法隆寺式軒瓦について検討する。

主な論点は、以下のとおりである。

①軒丸瓦の法隆寺系と長林寺系の問題

②軒平瓦の製作技法の問題

③太田廃寺、堂ヶ芝廃寺などにみられる法隆寺と同范、渋川廃寺にみられる法隆寺の

軒瓦との紋様の関係

④摂津国百濟郡内に位置する堂ヶ芝廃寺、細工谷遺跡、勝山南遺跡3遺跡の関係である。

第2項 摂津の様相

芦屋廃寺（兎原郡葦屋郷）

芦屋廃寺は、古くに塔の心礎が発見されており、また、平成11年度には、その西側の調査で金堂の基壇南辺と考えられる遺構が検出されたことから、法起寺式の伽藍配置を考えられるにいたった。なお、この金堂基壇は、地覆石裏込めから瓦が出土していることから、創建期のものではないと考えられている〔寒川他2001〕。創建瓦は、法隆寺式か新羅系の軒丸瓦である。

法隆寺式軒瓦は、軒丸瓦・軒平瓦とも出土している。軒平瓦は2点のみの出土。

軒丸瓦（図59-1）直径19.8cm、中房は突出し、径8.2cmで、蓮子を1+6+11に配する。瓦当面は突出しており、子葉は界線で隔されその断面は丸く、外区は面違鋸歯紋を飾るなど、長林寺系と考えられる。播磨の資料よりも法隆寺式に近い要素が多い。裏面は外側にやや膨らみ、ナデを行う。丸瓦はほぼ上端に丸瓦凹面部をカットして接合するが、丸瓦の厚さはかなり薄い。

軒平瓦（図59-2）2点出土している。うち1点は焼成後に平瓦部を割り隅切瓦として

いる。中心飾りから唐草が3反転すると思われ、法隆寺216Aの紋様をモデルにしたと考える。隅切瓦としている方は、施紋後に紋様の右端付近を削っている。界線は上下ともにない。調整は、凹凸面とも瓦当面付近に横方向のナデを行い、凹面側は平瓦部に縦方向のケズリを施し、瓦当付近に盛り上がりがみられることから、円筒桶を上下反転して施紋したと考えられる。凸面には部分的に布目痕が残る。側端部は、凹凸両面を面取りする。芦屋廃寺に近い寺田遺跡、月若遺跡、神戸市の深江北町遺跡からも軒平瓦が出土しており、寺田遺跡のものは、芦屋廃寺と同范の可能性が高いが、側端部の処理など製作技法が異なる〔神戸市2002〕。

太田廃寺（嶋下郡安威郷）

明治40年（1907）に石製の櫃に入った金銀銅の3重の舍利容器を納めた塔の心礎が発見された。寺院地の詳細は不明であるが、法隆寺西院伽藍式の配置が考えられている〔藤澤1969a〕。

法隆寺式軒瓦は、軒平瓦が出土しており、太田廃寺出土とされる軒丸瓦がある。

軒平瓦は、法隆寺216Cをモデルにして紋様が製作されたと考える（図59-3）。上下に界線がある。製作は頸部の粘土を置き、さらにその上に平瓦を置き、平瓦凹面部に粘土を補足して瓦当部を完成させ、范を横から打ち込んで施紋したと考える。平瓦部凹面には布目痕がみられる。一方、凸面側には縄目のタタキ痕が残る。凹面の瓦当付近は面取りを行う。側端部は凹面側を面取りする。

軒丸瓦は、『茨木市史』に軒平瓦とともに、太田廃寺の資料として、藤澤一夫氏により紹介されている（図59-4）。この瓦は、法隆寺37B型式と同范で、突出した大きな中房には蓮子を1+7+11に配し、子葉は中央が窪む。外区には線鋸歯紋を飾る。丸瓦凹面には格子の刻みを入れ、瓦当との接合時の補強をしている。また、瓦当裏面下半には、周縁に沿つたナデを行うため窪んでいる。胎土は、太田廃寺出土の瓦とは異なる。当資料は、現在、愛知県高浜市やきものの里かわら美術館に所蔵されており、元・小川白楊氏コレクションで、『古瓦譜』にも太田廃寺採集として掲載されている。この瓦には、太田廃寺で採集された旨の注記がない。先述のように、胎土が異なる点や、技法が精巧すぎることなどから、太田廃寺の資料とするには疑問点が多い。大和で生産されたものが搬入された可能性もあるが、37Bの范傷進行の途中の段階であることも、積極的な根拠とはしづらい。今後、調査で同型式の資料が出土するか、この軒丸瓦の径に合い、カキヤブリの反転した痕跡を持つ丸瓦が出土すれば、当時の資料の可能性が高まる。また、瓦当裏面の丸瓦部の残存部を後世に平らに削っており、数度の資料所蔵者の移動を伺わせる。これらの点を併せて考えても、現時点では法隆寺採集のものが、いずれの時期かに太田廃寺のものと混同されてしまった可能性が高いと考えざるを得ない。

堂ヶ芝廃寺（百濟郡西部郷）

難波京朱雀大路を挟んで、四天王寺の東側に位置する。かつて塔の心礎が存在した。調査が実施されているが、寺院の様相は全く不明である。藤澤一夫氏によって摂津百濟寺に想定されている〔藤澤1969b〕。創

建瓦は四天王寺と同范の十弁单弁蓮華紋軒丸瓦（NM 2 C型式）、または、備中式軒丸瓦〔大脇正 1936 b〕。

法隆寺式軒瓦は、軒丸瓦・軒平瓦セットで出土している。

軒丸瓦（図 59-5）直径 17.2 cm、中房径 7.3 cm。内区と外区の境に太い圈線が廻る。蓮子は 1+5+9 に配する。子葉は界線で隔される。外区は線鋸歯紋。丸瓦は、瓦当裏面に溝を彫って瓦当上端付近に接合する。瓦当裏面は不定方向のナデ。細工谷遺跡の IV A a 型式と同范。

軒平瓦（図 59-6）紋様は、范の連接部が残存しており、范の隣の紋様部の一部まで食い込んでいるものがあり、明らかに桶反転式である。上下とも界線のないものと下方にのみ界線のあるものがある。平瓦部の凹面側は、瓦当面付近を面取りし、以下は布目痕が残る。凸面側の瓦当付近は横方向のナデ、以下は縦方向のケズリを行う。側端部は、凸面側のみを面取りする。法隆寺 216 A と同范。未だ、発掘調査では出土していない。

細工谷遺跡（百済郡西部郷）

堂ヶ芝廃寺のすぐ北側に位置し、富本錢や和同開珎の鑄放錢が出土したことでも著名である〔(財) 大阪市文協 1999〕。発掘調査で、谷から「百済尼」「百尼」「尼寺」と記された墨書き土器が出土し、堂ヶ芝廃寺（百済僧寺）に対する尼寺の存在がほぼ確実になった。寺院の位置は、調査地点の北側が想定されている。創建瓦は、四天王寺創建瓦である素弁軒丸瓦第 4 段階と同范のもの。

法隆寺式軒瓦は、軒丸瓦・軒平瓦セットで出土している。

軒丸瓦は、2 型式に分類でき、報告書では、IV A a と IV A b と型式名を設定している。堂ヶ芝廃寺と同范である。

IV A a（図 60-7）調査で 21 点出土している。直径 16.8 cm、中房径 7.0 cm で、蓮子を 1+5+9 に配する。瓦当裏面は、下半は横方向の、上半は縦方向のナデを行う。瓦当外周は、瓦当面側と瓦当裏面側の 2 回に分けナデを行う。そのため、その境に稜が残る。丸瓦は、瓦当上端からやや下がったところに取り付ける。接合の際に丸瓦先端にキザミを入れる。

IV A b（図 60-8）調査で 17 点出土している。IV A a より范が摩耗している。よって、IV A a の中房を彫り直して高くしており、蓮子は、外側を一つ減らして 1+5+8 に変化させている。瓦当裏面は雑なナデを行う。また、瓦当外周は縦方向のケズリを行う。丸瓦は、IV A a よりさらに下がった位置に取り付ける。丸瓦との接合の際は、丸瓦先端を半円形に抉り歯車状に加工している。

軒平瓦 2 型式に分類でき、II A 1 と II A 2 型式と型式設定されており、軒丸瓦同様、こちらも范の彫り直してある。堂ヶ芝廃寺とは紋様が異なる。法隆寺 216 B 型式の紋様をモデルに製作したものと考える。

II A 1（図 60-9）調査で 5 点出土している。外縁をもつ。紋様もシャープである。瓦当面右下付近に范傷がみられる。瓦当面に布目痕がみられるものがある。また、頸付近に斜格子のわざかにタタキ痕が残るものがある。平瓦部凸面は横または斜め方向のナデ、凹面側は瓦当面付近面取りを行い、以下は布目痕が残る。

側端部は凹面側を 2 面、凸面側は 1 面の面取りを行う。

II A 2（図 60-10）調査で 5 点出土している。外縁がなく、范が摩耗しており、II A 1 で明瞭であった 2 本線で表現されていた唐草も 1 本の線になり、結節点も不明瞭になる。このことから、II A 2 より II A 1 が先行することが分かる。II A 1 でみられた瓦当右端付近の范傷は同様にみられる。平瓦は、包み込み技法で接合され、その際、平瓦の広端面に縦方向の傷を入れるが、間隔の広いものと狭いものがある。側端部は雑な処理で丸くなる。格子叩きの共通性から平瓦 III B 型式が組む可能性がある。

勝山南遺跡（百済郡西部郷）

堂ヶ芝廃寺から南へ約 800m に位置する。7 世紀代の遺物が出土する。瓦は谷の斜面から出土する。調査が行われているが未報告。

法隆寺式は、軒丸瓦・軒平瓦とも出土している。

軒丸瓦は 2 点出土している。弁の輪郭は太く、蓮子を 1+6+11 に配する。1 点（図 60-11）は、瓦当厚が 1.7 cm、もう 1 点（図 60-12）は、3.5 cm とかなり異なる。後者は、丸瓦の接合部が残っており、瓦当裏面に浅い溝を彫り、丸瓦端面に横方向のキザミを入れて接合する。堂ヶ芝廃寺、細工谷遺跡とは紋様が異なる。

一方、軒平瓦は 2 点出土しており（図 60-13・14）、法隆寺 216 A と同范。円筒桶反転式で施紋する。凹凸面とも縦方向のケズリを行い、凹面には布目痕が残る。

大坂城跡・大坂城下町跡（東成郡）

大坂城の西側、内淡路町〔(財) 大阪市文協 2003〕・道修町〔(財) 大阪市文協 2004〕から、法隆寺式軒平瓦が出土している。大坂城築城に際して、古代の遺構は削平され状況は不明。

大坂城跡（図 60-15）瓦当右半の一部が残り、桶反転式。瓦当部凹面側は面取り、平瓦部はナデを行う。凸面側はケズリ。側端部は、平瓦部凹面側に面取りを行い、剣菱形になる。

大坂城下町跡（図 60-16）瓦当左半が残存し、桶反転式。凹面側瓦当付近には面取りを行い、凸面側はナデ。平瓦部凹面側にケズリを行い、側端は剣菱形になる。紋様は大坂城跡の方がシャープで、范傷がないので確証はないが、堂ヶ芝廃寺と同范の可能性が高い。

田辺廃寺（住吉郡田辺郷）

伽藍地の詳細は不明。土取りの際瓦の包含層がみつかっている〔高橋直 1922〕。

法隆寺式軒瓦は、軒丸瓦のみが採取されている。弁端と外区のみの小片である。外区は右上がりの面違鋸歯紋。

第 3 項 河内の様相

渋川廃寺（渋川郡跡部郷）

寺域が JR 大和路線により分断されている。近年の調査では、塔跡に比定される基壇状の遺構が検出され、四天王寺式の伽藍配置が想定されている。ただ、この基壇状遺構は、下層の整地層に創建瓦を包含することから、創建期の遺構ではないことが明らかになっている。また大正 11 年（1922）に塔の心礎が掘り出されている。創建瓦は素弁の高句麗系軒丸瓦。古式の有段式丸瓦が伴う〔(財) 八尾市文化財調査研究会〕。

法隆寺式軒瓦は、軒平瓦のみが採用されており、報告書ではI型式と型式名が設定されている（図18）。完形品が大正11年に塔の心礎とともに採集されており、発掘調査では10点出土している。また、近隣の跡部遺跡でも1点出土している。紋様は上部には一本の、下部には二本の界線が配される。法隆寺216Cの表裏反転させた紋様であるが、細部は異なる。法量は、瓦当横幅26.6cm、縦幅4.8cmである。技法は、包み込みか桶反転か判断できないが、桶反転の可能性が高い。平瓦部凸面は、縦方向のケズリのものとナデのものがある。凹面の瓦当面付近は、面取り風に横方向のケズリを行い、以下は布目痕が残る。焼成は大半が軟質である。

これと組み合う可能性のある軒丸瓦がある（図17）。報告書では、III型式と型式名が設定されている八葉複弁蓮華紋軒丸瓦で、調査で6点出土している。法隆寺式ではない。子葉は中央が窪む。中房はやや突出し、蓮子は2重に廻り、内側と外側の境に圈線が廻る。内側は1+8の圈線で囲まれた蓮子が配され、その外側にさらに8個の蓮子が廻る。外区は直立し、珠紋が廻る。法隆寺では、外区に珠紋が廻るものに37D aの鋸歯紋を珠紋に彫り直した37D bがある。丸瓦との接合は、丸瓦の先端凸面側を浅く、凹面側を深く斜めにカットしており、凹面に縦方向の傷を入れるものと入れないものがある。瓦当裏面に浅く溝を彫って接合する。瓦当周囲にハケ調整を行う。瓦当裏面が膨らむという特徴もある。

山下寺跡（大県郡大県郷）

『続日本紀』に記されている聖武・孝謙天皇が参拝した河内六寺のうちの一寺で、発掘調査で瓦は出土するものの伽藍配置等寺院地の詳細は不明である〔山本1975〕。創建瓦は船橋廃寺系の素弁軒丸瓦。

法隆寺式は、軒丸瓦のみ調査で1点出土している（図61-20）。紋様は長林寺系で、直径は17.2cm、中房径は6.0cm、瓦当厚は3.4cm。蓮子は1+6+12に配する。外区は、右上がりの中高の斜縁で面違鋸歯紋を飾る。中房は突出せず、圈線で表現する。瓦当面はやや突出する。瓦当裏面はナデ、丸瓦凸面は縦方向のナデ。丸瓦の接合は、ほぼ瓦当上端付近に瓦当裏面に溝を彫って接合する。

船橋廃寺（志紀郡志紀郷）

現在は、江戸時代に付け替えられた新大和川の河床に沈んでいる。礎石や掘立柱建物柱の柱穴が確認されている。軒瓦の型式がかなり多い。飛鳥寺II型式と同范の素弁軒丸瓦が最古〔上田1987〕。

法隆寺式軒瓦は、山下寺跡と同范の軒丸瓦が2点採集されている。山下寺のものより紋様がシャープで、瓦当厚は2.4cmと薄い。瓦当裏面はナデ調整を行っている。山下寺跡のものとは丸瓦の取り付け角度が180°異なる。

西琳寺（古市郡古市郷）

現在も法灯を継ぐ寺院で、発掘調査で塔と講堂跡の基壇が確認されており、法起寺式の伽藍配置が想定できる。「刹」の字が刻された塔の心礎が残存する〔石田1936e〕。創建瓦は野中寺004型式の素弁軒丸瓦と船橋廃寺式軒丸瓦。

法隆寺式軒瓦は、軒丸瓦だけ存在するが、過去の発掘調査では出土しておらず、1点採集されているのみである（図61-21）。瓦当直径18.6cm、瓦当厚中房部分で3.7cm、外区付近で1.3cm。中房径は7.5cm。蓮子は1+6+12に配し、外区は右上がりの面違鋸歯紋。子葉は断面が丸みを帯びている。間弁が中房まで達していない箇所がある。外区は右上がりの面違鋸歯紋を飾る。瓦当面は突出する。長林寺のものに類似する。丸瓦の接合の際は、凹面側を斜めにカットして、凹面に格子状のキザミを入れ瓦当上端付近に接合する。瓦当裏面は、下半部を周縁に沿ったナデ、中央付近を横方向にナデを行う。

河内寺廃寺跡（石切郡大扉郷）

金堂・塔・回廊が調査され、四天王寺式の伽藍配置であることが明らかになり、かつて金堂跡とされていた基壇が塔であることが判明した〔東大阪市教委2007〕。創建瓦は、素弁八葉蓮華紋軒丸瓦。

法隆寺式軒瓦は、軒平瓦が1点出土した（図61-19）。太田廃寺と紋様が酷似するが異范〔網2008〕。瓦当中心付近から左半の一部が残存し、中心飾りから唐草が3本派生する。桶反転式。凹凸面ともナデ。胎土には、各閃石や長石が多量に入り、生駒山西麓の胎土の特徴である。付近に窯を築き、生産を行っていたのであろう。

第4項 和泉の様相

和泉寺跡（和泉郡和泉郷）

和泉国府域内に位置し国府付属寺院と推定できる。発掘調査で瓦は出土するものの寺院地の様相は不明である。軒瓦は非常に多彩である。

法隆寺式軒瓦は、軒丸瓦が2点発掘調査で出土している〔和泉市歴史館2005〕（図61-22・23）。中房はやや突出し、径は5.5cm。周囲に圈線が廻る。蓮子は1+8+12に配される。外区は斜縁で線鋸歯紋。瓦当厚は1.7cm。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する。接合の際、丸瓦広端面および凹面に縦方向のキザミを入れて接合しており、その痕跡がネガとして瓦当部の接合部に残る。

第5項 まとめ

以上のように、摂河泉地域での法隆寺式軒瓦は17ヶ所におよぶが、分布としては、摂津の上町台地に特に集中していることがわかる。これを紋様からみると摂津と河内（和泉含む）では様相が異なり、摂津では法隆寺系を中心に採用するのに対し、河内では長林寺系のものを採用している。

摂津では、堂ヶ芝廃寺、勝山南遺跡の軒平瓦が法隆寺と同范であり、法隆寺との関連が考えられる。これらの寺院は百濟郡に所在し、渡来系色が濃い地域である。飛鳥時代初期には、斑鳩寺と四天王寺に同范関係があり、それ以来当地周辺では法隆寺との関連が続いているのであろうか。百濟系渡来氏族と法隆寺との関連も考える必要があろう。また、これらの寺院では、堂ヶ芝廃寺と細工谷遺跡の軒丸瓦が、堂ヶ芝廃寺と勝山南遺跡の軒平瓦が同范関係にあるが、軒丸瓦、軒平瓦ともに同范ではなく軒丸瓦、軒平瓦いずれかのみが同范という特異な特徴がある。

一方、河内では外縁に線鋸歯紋ではなく面違鋸歯紋を施し、子葉の断面が丸くなるなどの特徴の長林寺系が目立つ。さらに、軒平瓦は渋川廃寺で認められるのみで、他は全て軒丸瓦のみの採用である。

軒平瓦の製作技法としては、①円筒桶を反転して施紋後分割するもの、②包み込み技法、③平瓦の上下に粘土を補足し横から施紋するものの3つの技法がみられる。②は細工谷遺跡のII A 2のみ、③は太田廃寺のみであり、その大半は②である。細工谷遺跡では紋様の退化からII A 1からII A 2の前後関係が明らかであり、円筒桶反転から包み込みに技法が推移することが明らかになった。

法隆寺式の分布はかつて法隆寺所有の庄倉との関連で考察されたことがあった〔鬼頭1977〕。法隆寺式軒瓦の分布するうち河内国・大県郡・志紀郡・和泉郡（当時河内国）には庄倉の存在が記されており、その関連の可能性が伺える。一方、摂津国では先述のように百済郡の渡来系氏族が関わったと考えられる寺院に分布が集中することから、四天王寺以来の法隆寺との関わりを考えたい。

第4節 摂河泉地域の藤原宮式軒瓦

第1項 問題の所在

藤原宮は、国内で初めて瓦葺きとされた都城であり、大和はもとより、和泉・近江・讃岐など遠隔地で瓦生産が行われていたことが明らかとなっている。軒瓦は、軒丸瓦と軒平瓦がセットで生産されており、紋様は、軒丸瓦が内区は複弁蓮華紋で、外区が2重となり、外区内縁が珠紋、外区外縁が鋸歯紋となる。一方、軒平瓦は偏向の均整唐草文で統一される。ここで扱う藤原宮式軒瓦は、寺院跡出土のものに加えて、生産地に関連のものも含める。

第2項 和泉の様相

浜寺石津町東遺跡（大鳥郡石津郷）

大阪湾岸の石津川の河口付近にあたる場所に位置し、奈良時代前半の小規模な掘立柱建物が2棟検出され、また、河川内からは石帶が出土している〔堺市教委1990〕。

藤原宮式軒瓦は、664 7 A aと同范の軒平瓦が1点出土しており（図63-1）、頸は曲線頸で、平瓦側端凹面側に面取りを行う。平瓦部は粘土板桶巻き作りである。全体に自然釉がかかり、窯内がかなり高温になっていたことがうかがえる。陶邑窯跡群で生産された須恵器と類似する胎土であり、陶邑窯跡群内で生産された可能性が高い。この范は和泉で使用後、日高山瓦窯へ移されたことが想定されている。これと組み合う軒丸瓦 6274 A aは和泉では未発見。

同時に出土した平瓦は、凹面に模骨痕が残ることから桶巻き作りで製作されており、凸面には縦方向に縄を巻いた叩き板で叩いた痕跡が残る。

大園遺跡（大鳥郡大鳥郷）

古墳時代後期の掘立柱建物で構成される集落。奈良時代の瓦が出土したり、山田寺と同

范の傳仮が採集されており、寺院の存在をうかがわせる。

本薬師寺 6121 Aと同范の軒丸瓦が1点採集されている〔高石市1986〕（図63-2）。2弁だけの小片で、外区は斜縁で、内縁には珠紋、外縁には線鋸歯紋を配する。丸瓦は、瓦当裏面に溝を彫って接合する。瓦当裏面の接合部をみると、丸瓦端部につけた傷がポジとしてみられることから、丸瓦広端面と凹面に傷を付けて接合したことがわかる。

坂本寺跡（禅寂寺）（和泉郡坂本郷）

和泉国府・池田寺跡・和泉国分寺を通過し、河内へと抜ける河泉街道沿いに立地する。法隆寺式伽藍配置で、伽藍地の調査が実施されている〔大阪府教委1966〕。創建瓦は7世紀前半に属する輕寺式軒丸瓦。

藤原宮式軒瓦は、軒丸瓦、軒平瓦とも2型式出土している。

軒丸瓦は、報告書ではIII 1 A（図63-5）とIII 2 A（図63-3）型式に分類されている。両者とも紋様は酷似するが、外区外縁の鋸歯文がIII 1 Aは面違鋸歯紋、III 2 Aは線鋸歯紋である。八葉複弁で蓮子を1+4+8に配する。珠紋はともに27個、鋸歯紋は29個配する。瓦当直径は、18.7 cmである。III 1 Aは、瓦当上端から3 cm程度下がったところに、丸瓦の凹面を斜めにカットして接合する。瓦当裏面は不定方向にナデを行うものと、指頭圧痕が残るものがある。III 2 Aも瓦当上端から数cm下がったところに丸瓦を取り付ける。凸面側の補足粘土は、瓦当面から5 cmのところで斜めにしておさめる。III 1 AとIII 2 Aは同范で、丸瓦との取り付き角度は180度異なる。III 1 Aの一番外側の蓮子と、中房内に最大5ヶ所の范傷があり、III 2 Aは傷がみられないことから、III 2 Aが先行することがわかる。III 1 Aの范傷は数に差があることから、一定期間使用されていたことがわかる。結論は、III 2 Aの范の線鋸歯紋を凸鋸歯紋に改刻したのがIII 1 Aである。発掘調査では、III 1 Aは塔で16点、講堂で3点出土している。藤原宮 6273 系。

軒平瓦も2型式出土している。III 1 B（図63-4）とIII 2 B（図63-6）型式に分類されている。III 1 Bの紋様の方が原型式に近く、III 2 Bはかなり崩れる。III 1 Bは、2枚一組の唐草が左から右に流れる偏向唐草紋。頸は長さ6.7 cmの段頸。III 2 Bは、右から左へ流れる偏向唐草紋であり、中心に1本の唐草が走り、それに支葉が取り付くような形状を呈する。脇区に紋様はない。III 2 Bには、范端の痕跡が残るものがある。脇区の界線と范端の痕跡の間に范傷がみられる。頸は段頸で、長さは9.5 cmでIII 1 Aより長い。側端、頸下面はケズリを行う。瓦当上端部を幅4.5 cmに渡って面取りを行う。平瓦部凹面には模骨痕が残ることから、桶巻き作りで製作されたことがわかる。調査では、III 1 Aが調査時に1点採集されたのみで、III 2 Bは塔から17点、中門から1点、北側回廊から1点、西側回廊から4点出土している。藤原宮 6641 系。

報告では軒丸瓦III 1 Aと軒平瓦III 1 Bを、軒丸瓦III 2 Aと軒丸瓦III 2 Bの組み合わせを考えておられるが、先述のように、軒丸瓦の范傷からの先後関係、軒平瓦の紋様からの先後関係、出土点数から判断して、III 2 AとIII 1 B、III 1 AとIII 2 Bを組み合わせる方が妥当である。前者が先行する。後者は塔の創建瓦の組合せであろう。紋様からみて800年

代に入るであろう。

その他の遺跡

和泉のその他の藤原宮式軒瓦が出土する遺跡として、**長承寺廃寺**（大鳥郡大鳥郷）（図 63-7）で軒丸瓦が採集されているが、遺跡の詳細は不明。瓦の現物も行方不明。また、**別所廃寺**（和泉郡掃守（かにもり）郷）（図 63-8）で藤原宮 6281 A b の軒丸瓦が採集されている。藤澤一夫氏が講演での口頭発表で、藤原宮、後述する片山廃寺と同范であることを発表されている。范の順序は藤原宮→片山廃寺→別所廃寺とされる。これも遺跡の詳細は不明で瓦の現物も行方不明。これら両者はその藤澤一夫氏発表の際の資料に拓本が掲載されている〔藤澤 1982〕。

第3項 河内の様相

法通寺跡（河内郡穂積郷）

法通寺は、生駒山中腹の現在の石切神社境内付近一帯に位置する。調査では講堂跡の基壇が確認されている〔東大阪市教委 1985〕。創建瓦は、藤原宮式軒丸瓦である。

藤原宮式軒瓦は、軒丸瓦のみが出土している（図 64-9）。藤原宮 6275 系。蓮子は 1+4+8 に配し、外区外縁は線鋸齒紋。蓮子間に范傷が 2ヶ所、外区内縁の珠紋と圈線間に 1ヶ所の范傷がみられる。瓦当周囲には明瞭な段がつき、枷型を使用した可能性が高く、枷型を取り付けた状態で、その瓦当裏面寄りの周囲の粘土を削り取ったと思われる。瓦当裏面はナデ。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する。また、取り付け角度は 0° と 180° がある。胎土は若江寺のものとは異なり周辺に窯があつたことが想定できる。

片山廃寺（安宿郡尾張郷）

前期古墳の玉手山古墳群が所在する玉手山丘陵の北端に位置する。塔跡が調査で確認されており、今回紹介する資料は全て塔跡出土のものである。塔跡は壇上積基壇で後に瓦積みで補修される〔柏原市 1983〕。創建瓦は、藤原宮式軒瓦。

藤原宮式軒瓦は、I類に分類されている軒丸瓦のみで、片山廃寺の創建瓦（図 64-10）。藤原宮 6281 A b と同范である。瓦当径 17.8 cm。蓮子は 1+4+8 に配する。范傷の多さが目立つ。瓦当裏面中央は縦方向のケズリ、丸瓦側端面から瓦当裏面下半の周囲に沿った一連の工具によるナデを行う。丸瓦との接合は瓦当裏面に溝を彫って接合するものと、溝は彫らずナデにより浅く窪みをつけて接合するものがある。20点出土している。この軒瓦は先述のように、藤原宮（安養寺瓦窯）→片山廃寺→別所廃寺の順で范が移動したといわれている。

軒平瓦は、2点しか出土しておらず、藤原宮式軒丸瓦と組み合う可能性は低く、塔には軒平瓦がなかった可能性が高い。

平瓦は、報告書でIX類、XI類に分類されている2型式が塔の創建瓦にあたり、藤原宮式軒丸瓦と組み合う。IX類は、桶巻き作りで、凸面は縄を巻いた叩き板で叩いた（以下、縄タタキ）後、その痕跡を部分的に擦り消す。XI類も桶巻き作りで、凸面に縄タタキを行い、その痕跡を丁寧に擦り消す。凹面には模骨痕が残る。この型式はさらに、A・薄手で側端

面の分割破面を調整で消すもの、B・厚手で側端面の分割破面を調整で消すもの、C・厚手で側端面の分割破面を残すものに3分できる。数量は多いものからA、B、Cの順である。これらIX類、XI類で、塔跡平瓦の 31.2% を占める。

丸瓦は、無段式と有段式の両者が出土しているが、どちらが組み合うか不明。

若江寺跡（若江郡若江郷）

遺構は、戦国時代の若江城によって破壊されており、全く不明。調査では瓦のみが出土する〔福永 1989〕。創建瓦は、7世紀中頃に属する八葉素弁蓮華紋軒丸瓦。

藤原宮式軒瓦は、軒平瓦が出土している。左から右に流れる偏向唐草紋藤原宮 6641 系で范は一つ。各個体の紋様の観察から、円形の范であることがわかる。脇区には鋸齒紋のあるものとないものがある。観察した資料では、脇区に鋸齒紋が残るものは段顎（図 64-11）、残さないものは段顎と曲線顎（図 64-12）がある。また、残さないものは側端上半分を取りし、剣菱形になる。両者とも瓦當上端部には面取りを行う。平瓦部が残存するものがあるが、凹凸両面とも丁寧にナデを行う。

これと組み合う軒丸瓦は、藤原宮式軒丸瓦の紋様構成の外区外縁を雷紋縁帶にしたもの（図 64-13）が組み合う。この軒丸瓦は范傷の多少があり、長期間使用されていたことがわかる。范傷の最終段階では瓦当面中心を横断するくらいの大きな范傷がみられる。瓦当と丸瓦は、瓦当裏面に溝を彫って丸瓦を接合する。

若江寺跡では、窯体片や火ぶくれした瓦が出土しており、寺院地内の自然堤防上に瓦窯が存在した可能性が高い。

正法寺跡（讚良郡甲可郷）

正法寺跡は、薬師寺式伽藍配置が想定され、発掘調査で東塔跡、講堂跡が検出されている〔大阪府教委 1995〕。創建瓦は、7世紀中頃に属する八葉素弁蓮華紋軒丸瓦。

藤原宮式軒瓦は、軒丸瓦が2型式出土しているが、紋様はかなり形骸化している。図 64-14 は、直径 17.5 cm、厚さは 1.3 cm と薄い。中房はやや突出し、蓮子は 1+4+9 に配し、蓮子間に范傷が 2ヶ所みられる。外区は、25 個の珠紋と 31 個の凸鋸齒紋が廻る。瓦当裏面は丁寧に平滑なナデを行う。胎土には砂粒を多く含む。丸瓦は、瓦当裏面に溝を彫って接合する。図 64-15 は、直径 18.2 cm、厚さ 1.2 cm、厚さ 1.2 cm と薄い。前者の退化したもので、弁は単弁（八葉）化している。中房はやや突出し、蓮子は 1+7 と一重になる。外区は珠紋の間隔が広くなり、凸鋸齒紋の数も少なくなる。丸瓦は瓦當上端からやや下がったところに溝を彫って接合する。また、瓦当周囲に范端の痕跡がみられることから、A 型范であることがわかる。胎土は前者と同様に砂粒が多い。

第4項 摂津の様相

伊丹廃寺（川辺郡郡家郷）

伊丹廃寺は、相輪の部材が良好な状態で出土したことで著名な寺院である。法隆寺式伽藍配置をもつ寺院で、金堂、塔、講堂、回廊といった主要伽藍の調査が実施されている。

金堂は、瓦と石を交互に積み上げる変則的な瓦積基壇である。塔は瓦積基壇〔伊丹市教委

1966]。創建瓦は8世紀初頭の十六葉単弁蓮華紋軒丸瓦である。

藤原宮式軒瓦は、軒丸瓦が2型式出土しており、報告書では軒丸瓦II、IIIとされる。軒丸瓦II(図65-16)は、瓦当径19.5cm、中房径6.3cm。中房は突出し、蓮子を1+4+12に配する。外区は、内側に珠紋を32個配し、外側は線鋸歯紋。外区の外に平坦な面をもつ。丸瓦は、瓦当上端付近の裏面に溝を彫って接合する。出土点数は少い。軒丸瓦III(図65-18)は、軒丸瓦IIと紋様構成は類似する。軒丸瓦IIの間弁が中房まで達するのに対し、軒丸瓦IIIは弁が根元付近で接し、間弁はT字形で中房まで届かない。瓦当径も15.0cmと小形で中房径3.7cm。蓮子を1+8に配する。丸瓦は、中房上端の裏面付近という、瓦当面上端からかなり下がったところに接合する。丸瓦上端を斜めにカットするものがある。また、この型式の瓦は、形状が鳥衾瓦風に作られており、瓦当下半部を円筒状にし、下からみるとV字状に整形されている。その円筒状になる内部には粘土を詰め込んでおり、指で押さえ込んだ痕跡が残る。

軒丸瓦IIと組む軒平瓦は、2枚一組の子葉が3反転する均整唐草紋軒平瓦(軒平瓦II)(図65-17)で、外区は天星地水の紋様配置である。顎は段顎。一方、軒丸瓦IIIと組む軒平瓦は、唐草の上下に一枚づつの子葉が反転する均整唐草紋軒平瓦(軒平瓦III)である。外区は上下脇ともに珠紋である。

金心寺跡廃寺(有馬郡)

金心寺跡廃寺は、寺院の様相は不明であるが、屋敷町遺跡の調査で瓦が出土し、寺院の存在が確実視されている[三田市教委1995]。

軒丸瓦は、3型式に分類されている。

KSM01(図65-19) 直径13.7cm。中房内には周環の巡る蓮子を1+5+9に配する。中房輪郭は圓線が廻る。間弁はT字形で中房まで達する。外区は斜縁で、外縁は線鋸歯紋。丸瓦との接合は、丸瓦端面にキザミを入れ接合する。藤原宮6276系。

KSM02(図65-20) 周囲に幅広の面をもつ周縁を貼り足していることが特徴。幅は広いものと狭いものがある。紋様部分は、KSM01と同范の可能性が指摘されている。瓦当裏面は、瓦当の周縁に沿ってケズリを行う。この手法により、瓦当裏面中央が窪む。丸瓦接合時は端面へのキザミを入れない。

KSM03(図65-21) 全容の判明するものがない。蓮子は2重に巡り、間弁は楔形で中房まで達しない。胎土に砂粒が目立つ。

軒平瓦の藤原宮式属するものは、KSH02~06の6型式出土している。いずれも偏向唐草紋で、KSH03のみ右から左へ流れる唐草紋である。顎の形状はいずれも段顎で、藤原宮6641系。

KSH02(図65-22) 上外区に珠紋、下外区に線鋸歯紋を配し、藤原宮式軒平瓦の中で最も紋様が整っている。脇区は無い。平瓦部凸面には平行タタキ痕(平瓦Ia)が、凹面には模骨痕が残る。

KSH03(図65-23) 先述のように唯一右から左に流れる唐草紋である。下外区があるも

のの無紋である。平瓦部凸面には細かい格子タタキ痕(IIc格子小)が残る。

KSH04(図65-24) aとbに分類でき、同范と指摘されている。aは軒平瓦の中で最多の出土量である。紋様は、aは上外区に珠紋があるが、bは無い。また、aの右側脇区に界線がみられる資料がある。下外区は共に無い。一方、bはaの唐草紋の途中から紋様が始まっている。

KSH05(図65-25) KSH04と紋様構成は類似するが、唐草の反転する幅が長く、珠紋が密である。平瓦部凹面には模骨痕が残る。

軒瓦は、KSM01とKSH02、KSM02とKSH04がセットとなる。KSM01とKSH02は、本薬師寺東塔裳階使用の軒瓦に系譜がたどれ、KSM02とKSH04は出土数が多い。

丸瓦は、無段式と有段式がある。無段式は、ハケの使用に特徴がある。一方の有段式のものは2cm前後のものと、2.5~4cm未満のものに2分される。

平瓦は、平行叩き[Ia~c]、格子タタキ[IIa(大)、b(中)、c(小)、d(刷毛格子)]、縋叩き[a(離れ砂使用)、b(離れ砂未使用)]に分類されている。数量的にはII類が60~70%を占め、うちIIb、IIcが平瓦のうち半数を占める。

大坂城下町跡(東成郡)

藤原宮式軒平瓦 6647D型式。讃岐の宗吉瓦窯産である。難波宮跡の南東300mの台地縁辺の谷地形を埋めた整地層の現地面下3.5m付近から出土した。この整地は8世紀代の後期難波宮に伴う整地の可能性が高いと考えられている。

紋様は左から右へ流れる偏向唐草紋で、上外区は珠紋、下外区は線鋸歯紋である。瓦当左端中央付近から上外区の左端から2つめの珠紋にかけての左下から右上方向のものと、唐草紋の左端から数えて2単位から3単位目にかけて同じく左下から右上方向の斜めの2ヶ所の范傷がみられる。瓦当の縦幅は6.0cm。顎は段顎で長さは7.7cm。平瓦部は厚さ3cmで、凹凸面とも丁寧にナデを行う。凸面には一部平行の叩き痕が残るが、凹面の布目痕は完全にナデ消されている。平瓦は粘土板桶巻き作りで製作されており、紋様は分割後施紋である。側端部は凹凸両面に面取りを行い剣菱形となる。藤原宮出土のものと范傷が一致することから両者は同范。范傷は、難波の資料に比して藤原宮出土のものは明瞭で范割れが進行した段階のものである。また、胎土も両者とも緻密で白色及び黒色の小粒が混じる点も類似する。范傷、胎土、製作技法の一一致から当資料は讃岐宗吉瓦窯で生産され藤原宮に運ばれた瓦と同一資料であることは疑いない。

第5項まとめ

以上、摂河泉地域の藤原宮式軒瓦について紹介を行った。

生産に関わるものとしては、和泉の浜寺石津町東遺跡において6647Aaと同范の瓦が出土したこと、これと組む6274Aaとともに和泉産と推定されるに至った[花谷1993]。胎土や焼成からみて、この瓦は陶邑窯跡群での生産が想定でき、陶邑のある泉州丘陵から石津川を下りこの遺跡周辺で一旦集積され、船で大阪湾に出て紀ノ川を遡り大和へ入り、

宮へ運ばれたのであろう。また、難波宮近辺で出土した 6647D も同様に考えられ、宗吉瓦窯から藤原宮へ運ぶ際の集積地と考えるよりも、何らかの理由で出土地周辺に散乱したものであろう。

他の同范資料としては、片山廃寺、別所廃寺で 6281A b と同范が出土しており、これは安養寺瓦窯から范が運ばれている。また、大園遺跡で 6121A と同范が採集されている。これら 2 遺跡のものが、古式の紋様を呈する資料である。

軒平瓦では、浜寺石津町東遺跡を除くと忍冬唐草紋はない。他遺跡のものは、軒丸瓦・m軒平瓦とも後出の要素の強い紋様であり、特に、正法寺の藤原宮式軒瓦は当初から形骸化した紋様である。一定軒瓦の様相が判明している寺院の中では、坂本寺や伊丹廃寺は建立途中で藤原宮式軒瓦が採用されるが、法通寺と金心寺跡廃寺は創建瓦に藤原宮式軒瓦を採用している。特に、金心寺跡廃寺の創建瓦は、本薬師寺東塔の裏階の軒瓦に系譜がたどれるものと考えられているもので、唯一当初から藤原宮式軒瓦の紋様を型式にわたり採用する寺院で、伽藍地の様相は不明であるが、主要堂塔は藤原宮式軒瓦の紋様で飾られていたと想定できる寺院である。

藤原宮式軒瓦の分布をみると、摂河泉の各地域に満遍なく分布しており、各郡の中核となる寺院に採用されていることがわかる。また、前時期の中央系の軒瓦である川原寺式軒丸瓦を採用している寺院の分布と重なっていない。このことは、7世紀後半から末に建立を援助した寺院に引き続き、7世紀末から8世紀初頭にかけてこれら以外の寺院に援助を行ったためであろう。天武・持統朝に仏教政策を進める上で官寺川原寺、国内初の本格的都城藤原宮の軒瓦の採用を地域の中核寺院に許可することで、畿内の中心地域である摂河泉地域における仏教政策の拠点とする意図も含まれていたと考える。

第8章 行基建立寺院その後

～和泉における平安時代後期寺院の様相～

第1節 はじめに

行基は、いわゆる「四十九院」を建立するが、奈良時代の様相が明らかとなっているものは、先に検討した大野寺・土塔や菅原院など限られている。さらにいえば、その位置さえ不明な寺院が大半である。これは七堂伽藍の揃った本格的寺院ではなく、瓦葺きではなかったため所在地を探る資料となるものがないことが要因であることは先に述べた。考古学的には様相を探れないが、絵画資料として存在する『行基菩薩行状絵伝』は参考となる。この絵画をみると、「四十九院」の内の数ヶ寺が整備された伽藍として描かれている。この絵画が当時の寺院の様子を忠実に描いているとすると、これが描かれた鎌倉時代にはもちろん「四十九院」全てとはいわないが、伽藍が整備されていたことがわかる。「四十九院」においては奈良時代の瓦は出土しないが、平安時代の瓦が出土する寺院がみられ、このことから、平安時代以降に伽藍が整備されたと考える。その整備が進んだ様子が『行基菩薩行状絵伝』に描かれたのであろう。以下では、和泉における平安時代の寺院の様相を瓦から検討し、これをもとに「四十九院」で和泉に建立された寺院のうち、いくつかを取り上げ検討を加える。

第2節 平安時代後期の瓦の概要

寺院の検討を行う前に平安時代の軒瓦の検討を行う。11世紀代になると、都・平安京では各地から瓦が具納され、それらの瓦が平安宮や六勝寺を始めとする寺院の屋根に葺かれていたことが、上原真人氏の一連の研究により明らかになった〔上原 1978〕。今回考察を行う和泉も、具納国のひとつであった可能性が指摘され久しいが、未だ京都における和泉産の瓦の状況は判然としない〔高橋 1975〕。

一方、当該期の和泉では、瓦の散布する地点が約 70ヶ所みられ、この時期に寺院が大量に建立されたことが想定できる〔駒井 1990〕。この時期の寺院建立の背景については、石神怡氏の研究による業績がある〔石神 1984〕。また、近年の発掘調査により、寺院の遺構・遺物の状況が明らかになっているものが数例ある。

本節では、これらの瓦資料の検討を行い、和泉における平安時代後期の瓦の生産・流通状況を中心に考察を試みたい。なお、基本的には和泉国域を扱うが、河内国でも西部の和泉に近い所に位置する遺跡の資料は、中・南河内よりも和泉のものに構成が近く、また、これらの資料を用いることによって、和泉の資料の理解が容易になるものがある。従って、これらの資料も適宜用いることをことわっておく。また、瓦の年代観については、基本的に 11世紀中頃から 12世紀末頃までのものを本稿では平安時代後期とよび、また、用語は下記のような意味にて用いるものとする。同范—同一の范から製作されたもの。同紋—紋様

が同一で同范か異范か判断できないもの。同紋異范-紋様が酷似するもので明らかに異なる范から製作されたもの。同系-紋様の系統が同一で、細部において大きく異なるもの。同一紋様系譜と同義。

第3節 瓦当紋様の検討

瓦当紋様は、瓦の流通を検討するうえでの重要な属性であり、以下では、瓦の種類毎に瓦当紋様の検討を行う。平安時代後期に属する瓦は、飛鳥・白鳳・奈良時代の瓦が、軒丸瓦では単弁や複弁蓮華紋にはば限られるのに対し、蓮華紋の他に塔形紋や梵字紋、仏像紋、巴紋などヴァラエティーにとんだ紋様構成をもつ。

軒丸瓦

単弁蓮華紋

この時期の単弁蓮華紋のものは、紋様のヴァリエーションが多い。単弁蓮華紋は和泉郡・池田寺(和泉市)(図66-2・7)や日根郡・金剛寺遺跡(阪南市)(図66-1)[駒井他1994]のもののように奈良時代以来の系譜を引くものと、大鳥郡・仏光寺(堺市)(第4図3)[堺市教委1980]や池田寺(第6図5)のもののようにこの時期に新たに採用された紋様とがある。前者の系譜には、仏光寺(第4図6)[堺市教委1980]のような白鳳期の復古調の紋様も存在する。仏光寺の復古調のものは信太寺でも出土しており、信太寺の軒丸瓦の紋様をデフォルメしたものであろう[和泉市1979]。また、池田寺(第6図8)のように幾何学紋的なものや、和泉郡・今木廃寺(岸和田市)(第1図2)[大阪府教委1985]のようなスペード形を呈するような弁もある。この今木廃寺(第1図2)と同紋のものは、和泉郡では和泉国分寺(和泉市)[(財)小谷城郷土館所蔵]、大福寺(豊中・古池遺跡)(泉大津市)[豊中古池調査会1979]、河内では若江寺(東大阪市)[福永1989]などでみられる。さらに、池田寺(第6図1)のような重弁のものもあり、これも白鳳期の紋様をデフォルメしたものであろう。さらに、金剛寺遺跡(第7図2)のような擬複弁のようなものも存在するが、これは播磨からの搬入品を想定している[駒井他1994]。単弁蓮華紋のものは、弁数は8葉が多く、他に6葉や10葉などがある。中房には基本的には蓮子を配するが、今木廃寺(第1図1)[大阪府教委1985]のように梵字を入れるものもある。また、中房のまわりには雄芯帯が廻るものもある。

複弁蓮華紋

この時期の軒丸瓦の中では、単弁蓮華紋と共に複弁蓮華紋のものも目立つ。複弁蓮華紋は、単弁蓮華紋のように特異な弁のものはあまりない。中には、大野寺(第1図3)[阪南市教委2007]のように複弁と単弁が交互に配されたものがあり、同紋のものは、大島郡・陶荒田神社(堺市)[近藤他1990]や河内・日置荘遺跡(堺市)[(財)大阪文化財センター1995]でもみられる。また、複弁のものにも復古調のものが存在し、金剛寺遺跡(第7図4)[駒井他1994]例は、川原寺式軒丸瓦の紋様をデフォルメしたものであろう。これと同范のものは、紀伊・奥山田遺跡(和歌山市)[和歌山市教委1989]から出土している。また、同系

のもので蓮子に周環が廻らないものも存在し、大鳥郡・塩穴寺(堺市)[石田1936b]、河内・新金岡皿地遺跡(堺市)[堺市教委1991]、穴生廃寺(千眼寺跡)(八尾市)[八尾市調査会1995]など、和泉や河内に比較的多く分布する。複弁蓮華紋のものは、弁数は基本的に八葉であり、中房には連子を入れるものが大半であるが、日置荘遺跡(第1図7)[(財)大阪文化財センター1995]のように梵字を入れるものや、和泉郡・坂本寺(和泉寺)(第1図6)[阪南市2007]出土例の「四天王寺」のように寺名をいれるもの、和泉郡・吉井遺跡(岸和田市)出土例のように、「佛」という文字を入れるものがある[岸和田市教委1998]。また、中房の周りには堆芯帯が廻るものが多い。

仏像紋

仏像文は、紋様は同一の紋様に限られ、仏像の背後に二重の光輪が表現されるものである。この紋様のものは、日根郡・海会寺(泉南市)(第1図8)[泉南市教委1987]、光平寺(泉南市)[堀田1987]、金剛寺遺跡(第7図5)[駒井他1994]と泉南地域に限って出土し、和泉では分布域の限られるものである。また、河内でも教興寺(八尾市)[八尾市1988]で同紋のものがみられる。

塔形紋

塔形紋は、宝塔を表現したものと五輪塔を表現したものに分けられるが、大半は宝塔を表現したものである。仏光寺(第4図9)[堺市教委1980]出土例の、宝塔の周りに綱目を廻らせたものは、大鳥・和泉郡域に広く分布し、2点(大鳥郡・鳳東町遺跡(堺市)など)を除いて全て同范である。宝塔のものは仏光寺や海会寺(第1図9)[泉南市1987]のように塔身が円形のものと仏光寺(第4図7)[堺市教委1980]や日置荘遺跡(第1図10)[(財)大阪文化財センター1995]出土例のように、塔身が方形のものがある。塔身には、宝塔のものは仏像や鏡を配置し、五輪塔文は火輪の部分に梵字を置くのが一般的である。

金剛杵紋

金剛杵紋は、三鉢紋のものがみられる。仏光寺(第4図1)[堺市教委1980]、塩穴寺[石田1936b]、河内では日置荘遺跡の様に三鉢を一つのみ描くものと[(財)大阪文化財センター1995]、日根郡・医王寺(岬町)(第1図11)[大阪府教委1988]のように中心から四方に描く例がある。前者は北部域に集中して分布するが、同系であり、後者は医王寺が唯一の例である。

梵字紋

梵字は、単弁蓮華紋と複弁蓮華紋の項で、中房内に配される例があることを述べたが、瓦当面に梵字のみを配する紋様のものも存在する。この紋様のものは、中房と花弁を配し、それら全ての内部に梵字を配するものと、瓦当面全面に梵字のみを配するものがある。前者は、塩穴寺[石田1936b]に2型式存在するのが唯一の例で、河内では、太田遺跡(八尾氏)[吉田1992]で出土しているが、これらは全て同系である。後者は類例が多く、大島郡・神鳳寺(大島神社神宮寺)(堺市)[京都大学1968]、多治速比売神社(堺市)、和泉郡・金蓮禪寺(池上曾根遺跡)(和泉市)[大阪府教委1982]、河内では日置荘遺跡(第1図13)

〔(財) 大阪文化財センター1995〕などでみられ広範囲に分布する。

巴紋

巴紋は、鎌倉時代以降に類例が増加するが、この時期のものは少數である。この時期に属する巴紋は、頭部が直頭で尾部が長く、圏線が二重に廻り、珠紋が密である。一方、日根郡・岡中遺跡（第1図15）（泉南市）や大鳥郡・美木多瓦窯（第3図4）（堺市）〔中村1983〕のように、巴径が小さく尾部も短く珠文が大振りなものもこの時期に属する。

軒平瓦

均整唐草文

当概期の軒平瓦の紋様の中では、均整唐草紋のものが大多数を占め、紋様のヴァリエーションも豊富である。唐草は3回反転するものが多く、その他2・4回反転のものが目立つ。また、中心飾りも様々な形態のものがあり、C字上向形（（和泉郡・堂浦廃寺 岸和田市）（第2図1）、半裁花文（塩穴寺）（第2図2）、宝相華文（日根郡・長楽寺跡 阪南市）（第2図3）、金剛寺遺跡（第7図6）〔駒井他 1994〕のもの、さらには、日置莊遺跡（第2図4）〔(財) 大阪文化財センター1995〕出土例のように、梵字を配するものなどもある。また、日置莊遺跡（第2図5）出土のものは中心飾りをもつが、唐草が左右対称とならないようなものもある〔大阪文化財センター1995〕。

偏向唐草文

当概期の偏向唐草文は、数量としては少ない。唐草は、右から左に流れるもの（大鳥郡・釈尊寺（菱木下遺跡 堺市）（第2図6）〔(財) 大阪文化財センター1984〕）、左から右に流れるもの（池田寺（第6図12））の両者があり、偏向唐草紋のヴァリエーションとして、犬飼堂跡（箕土路遺跡）（第2図8）〔(財) 大阪府埋文協会 1987〕出土例のように、唐草の途中に「阿彌陀仏」と文字を組入れるものもある。これは、大福寺（豊中・古池遺跡）〔豊中・古池遺跡 1987〕でも出土している。

対向唐草文

瓦当両端から派生した唐草紋が中央で完結し、向かい合う紋様である。紋様としては大半が金剛寺遺跡（第7図8）〔駒井他 1994〕出土例のような意匠で、塩穴寺〔石田 1936b〕、和泉郡・泉井上神社（和泉寺）（和泉市）〔京都大学文学部 1968〕、武蓮廃寺（岸和田市）〔岸和田市 1976〕、河内では日置莊遺跡〔(財) 大阪文化財センター1995〕などで同系のものが出土または採集されている。また、平安宮・内裏跡紫宸殿〔京都市埋文研 1980〕でも同系の紋様のものが採集されている。他には、金蓮禪寺（池上曾根遺跡）〔大阪府教委 1982〕、和泉郡・小松里廃寺（岸和田市）〔岸和田市教委 1981〕でも対向唐草紋が出土している。

巴紋

軒平瓦に巴紋を配するのは、向泉寺跡（第2図7）例の三巴を並べる連巴文とよばれるもの一例のみである〔大阪府教委 1992〕。他地域では、京都、播磨、讃岐で製作されており、出土量からしてこれらの地域のいずれかから搬入されたものかもしれない。

梵字紋

図示はしていないが、金蓮禪寺（池上曾根遺跡）〔第二阪和国道内遺跡調査会 1970〕、大福寺跡（豊中・古池遺跡）〔考古学ジャーナル 1970〕から梵字紋の軒平瓦が出土している。また、大福寺のものは、京都・法勝寺と同范であるという。

のぞき花紋

和泉国内では出土していないが、河内では長曾根遺跡（堺市）（第2図9）〔堺市教委 1996〕のものが唯一の例である。半裁した花弁を上下交互に配するものであり、この意匠のものは、京都、丹波、播磨で生産されている。また、この瓦は大振りな瓦で、頸の形態も段頸である。

連珠紋

当該期にも頸の形態から判断し、連珠紋が存在する。この時期には、巴紋も存在することから、これら二者が組み合っていたと考える。連珠は大振りなものも目立ち、周縁との間には圏線がまわる。また、大鳥郡・美木多瓦窯（堺市）（第3図5）例のように、連珠を圏線で画するものも存在する〔中村 1983〕。さらに、向泉寺跡（第2図10）例のように〔大阪府教委 1992〕、連珠紋と唐草紋の両者が共存する紋様もあり、唐草紋から連珠紋への過渡期を示す例である。

以上、和泉の平安時代後期に属する軒瓦の紋様を軒丸瓦・軒平瓦別に分類してみたが、それ以前の軒瓦の紋様と比べて明らかに変化がみられる。

軒丸瓦では、単弁蓮華紋、複弁蓮華紋のものは引き続き多く採用されているが、その他、塔形紋や金剛杵紋、梵字紋といったものなど、前代にはみられなかった紋様が新たに採用されている。これらの紋様は、他地域においてもみられるが少量であり、この時期の和泉を特徴付ける紋様構成であるといえよう。また、軒丸瓦においては、蓮華紋の場合、中房の周囲に堆芯帯が廻る点などは、新羅・高麗の影響を受けていると考えられ〔上原 1980〕、紋様におけるこのような属性は、先述のこの時期に新たに採用されたとした紋様にあたる。

一方、軒平瓦でも各唐草紋の展開形態が新羅・高麗と類似するものがみられ〔植山 1989〕、軒丸瓦よりもその影響を強く受けている印象を受ける。このように、和泉においても他地域同様、朝鮮半島の紋様の影響を受けているものが存在し、このことがこの時期の新系統の紋様を生む要因となったことは疑いない。また、これらの軒瓦における新系統の紋様は、おそらく他地域、例えば、中央からの影響を受けて成立したのであろう。また、採用される年代としては、11世紀後半代にも既に影響をうけていたと考えるが、本格的には12世紀代に入ってからであろう。

次に、軒平瓦の製作技術という点からみておくと、軒平瓦の頸の形成は、他地域では折曲げ技法や包み込み技法など、特徴的な技法によって形成されるが、和泉においては、段頸や曲線頸のものは、一貫して頸部に粘土を貼付けて成形する技法をとっており、他地域との技術的な交流はなかったようである。また、頸の形態によって軒平瓦の編年を行うことが可能であり、当概期には深段頸・曲線頸・直線頸のものが該当する〔市本 1995〕。

第4節 和泉の行基建立寺院の平安時代以降の様相

ここでは奈良時代に行基が和泉に建立した寺院のうち、軒瓦の年代観から平安時代後期頃に再興されたと考えられる家原寺と久米田寺の瓦を検討する。なお、大野寺は、先に、第4章第4節で検討を行っているので、ここでは改めて扱わない。

家原寺（堺市）

神崎院とも称され、大鳥郡蜂田郷に位置し、行基母方の家である生誕の地に、後に（704（慶雲元）年）行基が寺院を建立したものが家原寺とされる。奈良時代の軒瓦は全くみられない。

軒丸瓦では八葉複弁蓮華紋が2型式（6-1・2）[小谷城郷土館 1997]、側視の蓮華紋軒丸瓦 [堺市教委 1997] がみられる。八葉複弁蓮華紋は、基本的な紋様は類似するが、中房の周りに雄蕊帯が廻る点が異なる。和泉では同系の紋様はみられるが、同范は無い。11世紀代に属すると考える。側視の蓮華紋は顎の部分が傾いているのが特徴で、和泉だけでなく河内、京都や鎌倉でもみられる。他地域のものとは同范であり、河内では若江寺跡、京都では壬生寺、鎌倉では極楽寺出土資料がそれに該当する。和泉で范が製作され、まず家原寺で使用された後、各地に移動したのである。しかし、家原寺資料でも范傷が多数みられることから、家原寺以外の和泉の寺院に使用されていた可能性も考えておく必要がある。家原寺、壬生寺、極楽寺とも律宗の寺院である点が共通する。13世紀前半まで下ると考える。山崎信二氏も 1210～1260 年頃を想定しており、妥当な年代であろう。

一方、軒平瓦は均整唐草紋軒平瓦が2型式、連珠紋軒平瓦が3型式ある。6-3はスペード形の中心飾りを中心に左右に唐草が3反転する。顎は底面に面をもつ曲線顎。同紋は金剛寺遺跡にみられる。6-4は、明確な中心飾りではなく、中央の唐草の上下に子葉がつくものが5単位みられ、同范例はない。連珠紋は曲線顎のものと、底面に面をもつものと2分類できる。いずれも珠紋の周りに界線が廻る。13世紀代まで下ると考える。

以上の軒瓦の検討から、家原寺では、建立された奈良時代には軒瓦がないことから、瓦葺きの建物は建立されず、平安時代後期の11世紀代に至り、ようやく伽藍が整備され始めたと考える。また、鎌倉時代の1245（寛元3）年に僧・叡尊が別受戒を家原寺で受けており、側視の蓮華紋軒丸瓦は、叡尊と家原寺との関連によって生まれたものかもしれない。現在は江戸時代以降の建物しか残存していないが、『行基菩薩行状絵伝』には、瓦葺きの本堂と三重塔が描かれており、鎌倉時代には瓦葺きの堂舎が整備されていたことが推定できる。

久米田寺（岸和田市）

734（天平6）年建立された寺院で、隆池院ともよばれる。

軒瓦は、八葉複弁蓮華紋軒丸瓦2型式、宝塔紋1型式がある。1の軒丸瓦は、中房の部分に梵字を配し、子葉は線で表現され中実ではない。同范例は無い。12世紀代に属する。宝塔紋も和泉でみられる他の宝塔紋とは異なり、写実的ではなく簡素化されて線のみで描かれる。周囲には珠紋が廻る。同范は無い。宝塔紋でも最終段階にあたり、13世紀代まで

下るであろう。

軒平瓦は2型式みられ、7は偏向唐草紋、6・8は均整唐草紋と思われる。実物の検討を行っておらず、技法は不明であるが、紋様から11～12世紀に属すると考える。

第5節 まとめ

以上、まず和泉出土の平安時代後期の軒瓦を、紋様・技法の両面から検討を行った。以下では、これらの論点をまとめつつ、生産・流通について考察を行っていきたい。

紋様の点からみると、平安時代後期の軒瓦の紋様は、大きく2類に分類でき、ひとつは前時期よりの系譜を引くもので、2つ目は当時期に新しく採用された紋様である。さらに、これらは各々2種に分けることができ、前者には前時期からの系譜を引くものと、白鳳時代の軒瓦の紋様をデフォルメしたいわゆる復古調のものがある。後者は新羅・高麗の影響を受けた紋様（蓮華紋が中心）と、塔形紋や梵字紋・鈷杵紋などの仏教建築や仏具を直接表現したものであり、紋様構成は明らかに前時期とは異なるものである。これらの紋様のうち、中心となるのは、後者の新羅・高麗の影響を受けた紋様であり、復古調の紋様を含め、前時期からの紋様の系譜は、これに比べると採用される量が少なく、和泉においては当時期あまり受け入れられなかったようである。一方、宝塔紋・仏像紋・金剛杵紋などは量的には少なく、仏像紋のように分布が一部地域に限定されるものもあるが、他地域に比べれば採用される率が高く、新羅・高麗系の紋様と共に和泉の当該期の軒瓦の紋様を代表するものである。軒瓦の紋様は、白鳳・奈良時代のものは政治的な意味合いをもっていたと考えられるが、対してこの時期の軒瓦の紋様は、また性格の異なるものである。

この時期の和泉の寺院は、先述のように、堂舎が一堂程度の小規模な、いわゆる村落寺院的なものが多く、古代寺院のように国家や有力氏族が建立したものとは性格が異なるものである。また、かつて栄えた律令仏教も衰退しており、平安新仏教が栄えていた時期である。和泉においても飛鳥・白鳳時代に建立された寺院は、奈良時代末頃には一部を除いて既に衰退しており、平安時代に入ると前期頃には寺院経営が断絶するものが多く、後期に入って再興されるという状況であった。それは、和泉という地域は、国分寺が平安時代の承和6（839）年まで建立されることがなかったことに代表されるように、奈良時代には国家仏教の浸透が遅かった地域であり、逆に、行基の活動の中心地であったことからわかるように、いわゆる民間仏教が盛んであったようである。和泉とはそのような地域であるから平安時代の新仏教は容易に受け入れられ、民衆の間に浸透していたのではなかろうか。それは瓦当紋様に蓮華紋のみではなく、金剛杵や梵字・仏像などを直接表現したものが多いことに現れしており、それは、特に密教であったことがその紋様から想定される。当時期のこのような民衆の仏教観の変化、密教に対する自己の帰依心の深さの具体的表現が軒瓦の紋様の変化に現れ、その直接的な表現のひとつとして、軒瓦にこれら多様な紋様が採用されたと考えられている〔津々地 1996〕。

しかし、製作された瓦には、丸瓦との接合の際に梵字紋が正位置につけられていないも

のもあり、瓦を製作した工人にはその意味が理解されていなかったか、時期がたつにつれ、その意味が忘れ去られたようである。また、この時期、寺院が爆発的に建立された背景のひとつとして、信仰の高まりが想定されている〔上原 2001〕。

この中で行基建立寺院も、軒瓦の検討から平安時代後期に伽藍が整備されたことがうかがえる。この時期、他の小規模な寺院が建立されたり、古代寺院が再興されたりするが、行基建立寺院については後者の例に該当する。奈良時代には、国家仏教が浸透しにくく、民間仏教が主流であり、そのような土壤があったことにより、平安時代のいわゆる新佛教が容易に受け入れられた可能性を示唆したが、奈良時代に民間仏教の主導者であった行基の建立寺院が再整備に値することは想定できよう。

また、1235（嘉禎元）年に行基墓から舎利が出土し、当時の行基信仰の高まりも寺院再興の大きな要因であったことが考えられる。このように考えると、平安時代後期の仏教信仰の高まりと併せた結果が寺院再興や新規建立という形となって現れたのであろう。

和泉における平安時代後期の瓦生産は、11世紀後半頃に始まり 12世紀代にピークを迎える。そして、鎌倉時代の13世紀代に入ても引き続き瓦生産は行われる。このことは、他国が12世紀後半に入ると衰退、あるいは操業を停止するところが多いとは対照的である。これは各国の瓦生産には国衙機構が関与していたため、受領層の衰退と国衙支配の弱体化によるためであるといふ〔上村 1994〕。逆に言えば、和泉の瓦生産は国衙機構などの関与は認められず、この時期各國の国衙機構の機能が低下しそうが、瓦生産にはなんら影響がなかった。そのため、鎌倉時代以降も引き続き瓦生産を行えたといふことができる。

それでは、和泉における瓦生産のバックボーンとなっていたのは何であったかという問題がある。この時期の和泉における寺院は、開発に伴い建立されるものが多く、開発領主あるいは村落構成員そのものが発願者であり、経営主体は国家でもなく有力貴族ではなく、各村落の構成員であったことがひとつのヒントとなる。そこで考えられることは、瓦生産についてこれら開発領主や村落構成員自体が、寺院建立にあたって瓦工人集団に瓦製作を依頼していたということである。そして、場合によっては、他寺院から瓦を購入することもあったようである。逆に言えば、瓦の工人集団は各寺院間を移動して瓦生産を行っており、つまり各村落が寺院の建立や再興に際して、必要なときに招かれているといふことができる。また、場合によっては他国にまで出向くこともあったようである。このような形で和泉国内の瓦は流通し、その結果、和泉では他国とは異なる状況となり、自国内の流通が中心になっていたと考える。

第9章 まとめ

過去の行基研究では、文献資料からの研究、つまり古代史研究者が行う研究が主流であった。というのは、行基関連遺跡の考古学的な発掘調査がさほど進展していなかったから当然である。調査が進展しない限り、採集された瓦などの資料から、推定できることを論じるしかなかったのである。菅原寺のように、比較的早い時期に調査が行われた例もあるが、やはり、進展したのは近年になってからである。これは、建立寺院に限らず、狭山池や久米田池のような、行基が行った土木技術に関する成果も含まれる。これまで、『行基と知識集団の考古学的研究』と題して、8章に渡って論を述べてきた。以下、まとめとしたい。

行基の活動の痕跡は、建立年代が明記されている『年譜』の四十九院を追うことにより、いつどの地域で活動を行っていたかを追うことができる。『年譜』の年代記は、かつては信憑性が疑われていたが、土塔の調査において、「神亀四年」銘軒丸瓦が出土したことにより、考古資料との記述の一一致より、その信憑性が格段に向上した。従って、「年代記」については、かつてより確実性の持った資料として扱うことができる。

行基は、山林修行を終え下野し、平城京内での初期の活動において、寺院外での活動が僧尼令違反として、717（養老元）年に「小僧」として国家から弾圧を受けた記事が『続日本紀』にみえる。しかし、その後も行基は、722（神亀2）年までは大和で活動を続けていた。弾圧とはいうものの、このことは、具体的に処分におよんでいないことからみて、国家としては、さほどの脅威ではなかったのであろう。僧俗一体となっての宗教活動というかつて無かった事態であった点に動搖したと考えられている〔根本 1999〕。その後、727（神亀4）年に和泉に戻り、まず、大野寺・土塔を建立している。その後、730（天平2）年頃まで和泉を活動の拠点としている。ここで、問題となるのが、四十九院における平城宮式軒瓦の採用の経緯である。行基が国家から容認されるのは、731（天平3）年の、行基につき従う 61 歳以上の優婆塞、55 歳以上優婆夷らが入道することを許したことからである。この点については、三世一身の法との関連が説かれており、この法に則った形で社会事業を行っていったが、これは、国家に対する妥協の上に展開したとされる〔栄原 1972〕。しかし、国家にとっては、

施策に則り活動を行い、かつ、墾田開発において、行基のもつ土木技術を投入させることを促進する目的があったことも、行基を容認せざるをえない理由であったのであろう〔根本 1999〕。よって、8年の歳月をかけて行基容認へと進んでいくのである。加えて、行基は難波宮遷都の際は摂津で、恭仁宮遷都の際は南山背でといったように、國家の事業に追従する形で場所を選定している。また、これらは国家的事業で、民衆が動員されていることは疑いなく、それら民衆を率いる長として行基も参加したのであろう。これが、自發的なものによるのか、あるいは国家からの要請の可能性なのか検討の余地がある。

ここで、これらの事象を考古学的に検証できるのかを考えると、行基と国家との結びつ

きを考える場合、参考になるのが軒瓦である。行基弾圧中に建立した寺院にも、平城宮式という國家が関与する軒瓦が採用されている。通常考えれば、国家から弾圧を受けている人物が建立した寺院に、平城宮式という紋様の瓦を採用することは考えにくい。実際、弾圧中の718（養老2）年建立の隆福院や、727（神亀4）年建立の土塔で、平城宮式軒瓦が採用されている。また、722（養老6）年建立の菅原寺は、平城京右京三条三坊という京内の中央付近に建立されている。菅原寺の立地については、行基集団の一員である寺史乙丸が用地を寄進しており、菅原寺周辺がこれも行基集団の主要氏族である土師氏の領地であった可能性が高いことから、京内に寺院建立が可能であったと考える。次に、土塔の平城宮式軒瓦の採用については、727年に建立が開始され、行基が国家から容認される731年頃は、開始から4年目で、完成頃にあたると推定でき、完成期に至り軒瓦の採用が認められた可能性がある。土塔の平城宮式軒瓦は、土師觀音廃寺と同范であり、范は土師觀音廃寺で使用された後、土塔で使用されたことが明らかになっている。この土師觀音廃寺は、和泉の土師氏が中心となって建立した寺院であり、ここでも土師氏との関連がうかがえる。中央でも勢力を誇っていた土師氏は、土塔の文字瓦で点数が多く出土していることからもうかがえるように、行基集団でも有力な大壇乙と考えられ、京内、地方にかかわらず、行基の活動において多大な影響力をもっていたと考える。京内での寺院の選地や、平城宮式軒瓦の採用についても、土師氏の影響が多大であったのであろう。このように、土師氏という有力氏族の介在が大きいが、やはり、使用となると国家からの容認後と考える方が妥当であろう。

行基の建立した四十九院は、摂河泉・大和・山背に建立されており、この範囲が実質的な行基の活動範囲と考える。これらの四十九院のうちの数ヶ寺は、鎌倉時代に描かれた『絵伝』により状況を知ることができる。しかし、出土する瓦をみると、平安時代以降のものが大半で、奈良時代に瓦葺きの建物があったとは考え難く、まさに鎌倉時代の様子を描いたものと考えた方がよいであろう。四十九院は、数ヶ寺を除いて状況が不明、さらにはその位置さえ確定できていないものが大半である。寺院遺跡の場合、瓦の散布により位置を推定する場合が多いが、それ自体が認められない事実は、瓦葺きの建物ではなく、掘立柱建物のような簡素な建物で構成されていた寺院が多かった可能性が高い事を示す。つまり、伽藍の整った寺ではなかったのであろう。四十九院は、隆池院（久米田寺）と久米田池、崑陽施院と崑陽池（昆陽池）などのように、開発を行った場所に隣接して建てられる例が多い。このことは、寺院の建立と社会事業が一体の関係にあったことを示す。つまり、事業に参加する集団が、隣接する寺院で行基から協議を学ぶという図式が思い浮かぶ。よって、伽藍の整った寺院でなくとも用足りたのではないか。これが、「寺」ではなく「院」とよばれた由縁ではなかろうか。

四十九院のうち、行基と彼を取り巻く集団の表象として建立されたのが、大野寺の土塔である。いわば、彼らのシンボルとでもいうべき性格のものであろう。各国で活動する中、土塔建立場所として和泉の大鳥郡を選択したのは、やはり、行基が自身の生誕の地である

ことが大きな要因と考える。さらに、この地は土師郷という和泉土師氏の本拠地でもある。土塔は、文字通り土を積み上げて造るという、まさに土木技術を利用したと考えるが、行基自身もその知識は有していたであろうが、やはり土師氏の技術の援用という点も大きなウエイトを占めていたであろう。先述のように、行基の集団において、土師氏の影響力が大きかったことは容易に想像でき、この点も選地に大きく影響していると考える。

土塔からは、1,200点を超す多量の人名瓦が出土しており、これらの人物は、「知識」であることが、「知識」銘の文字瓦の出土により明らかになった。このことは、土塔建立に参加した集団は、1,000人規模の大集団であったと考える。これらの人名には、僧尼や女性名が含まれ、これらは賦課対象外であることから、純粹な「知識」として、土塔建立に参加したことがうかがえる。これは、山崎院の人名瓦についても同様である。この集団の構成は、人名瓦の分析から、僧尼・有姓氏族・無姓氏族に分類でき、僧尼には優婆塞・優婆夷・童子なども含まれる。氏族については、本居を推定することができ、土塔建立に関わった氏族は、土師氏や大鳥氏などの地元の大鳥郡の氏族が目立ち、他は摂河泉地域の氏族に限られ、遠方では凡河内氏や大田氏など、北摂地域の氏族もみられる。一方、山崎院の人名瓦を分析すると、南山背・北摂地域の氏族が中心となる。このことは、行基が事業を行な際は、行基と共に集団が移動するのではなく、その地の在地の集団が参加したと考える。土塔は、行基集団としてのシンボルという性格も付与できると考えるので、集団の総力を結集であろう。そのため行基を慕う人々が各地から参集し、「知識」が結成されたと考える。この土塔の思想的背景としては、行基の思想基盤である「福田思想」によるところが大きく、仏教や道教などの思想が輻輳したものと考えられ、かつ、追善供養の文字瓦の出土から、知識本人の願いとともに祖先の追善もこめられた建築であると考える。

土塔は、奈良時代としては特異な建築物であり、国内からの系譜は追えない。時代は土塔より遡るが、中国漢代の邯鄲に所在する遺跡で盛土の上に瓦を葺く建築がある。また、敦煌の壁画にも十三層の堂の復元案とできるようなものがあり、やはり、中国での建築物が土塔の系譜に繋がっていくのであろう。

最後に、行基の知識集団についてまとめとしたい。行基には、平城京内で活動していた時期から、彼の教義に従う人々が多数存在していた。この集団が、その後の活動を支えた基盤となったと考える。行基は、開発の用があれば各地に赴き事業を展開した。土塔と山崎院の人名瓦の分析でも明らかになったように、事業に参加した集団は、行基の移動に伴い随従するのではなく、地元の人々を中心に構成されており、各地で「知識」の集団が形成されたと考える。これは、行基が当地に赴いた際に形成されたのか、それ以前から既に存在していたのかは決しがたい。また、これらの「知識」の中には、リーダー的な人物がいたと想定でき、先述の土師氏の他、土塔の場合は10点以上瓦に人名がみられる、僧侶の蓮光や、氏族の矢田部連氏などがあげられ、さらに、行基弟子として名のみえる「帝安」「神藏」「井淨」もそのような立場であったと考える。

「知識」集団は、人名瓦の数量から、現時点で土塔の場合は約1,000人、山崎院の場合

は 200 人、未調査区があることを考えると、さらに多い人数が想定できる。これだけの人数が一斉に集まることを考えれば、行基のいわばカリスマ性ともい人望の厚さのようなものがいかほどであったかがうかがえる。

そして、行基は、東大寺の盧舍那仏建立にあたり、聖武天皇に請われて勧進活動を行ったとされる。天皇自体も「知識」と名乗っていることと併せて考えると、まさに「知識」の原理を期待したものと考える。行基の登用にあたっては、「瑜伽師地論」に依拠した宗教的規定による、僧俗一体となり事業を展開する行動や、集団形成の論理を包摂しようとしたもので、それが、聖武天皇の一大知識結としての盧舍那仏建立事業の完遂には不潔であったとする根本誠二の論に集約される〔根本 1999〕。行基は、国家から弾圧を受けながらも、都城建設に関するような事業を展開してきた点などを勘案すると、国家自体には敵対していたとは考え難く、登用にも支障がなかったであろう。このように、行基の「知識」活動の集大成が東大寺の盧舍那仏建立であったと考える。

(注)

①現在の和泉国は、国制成立当初は河内国に属しており、716（靈亀 2）年に大鳥、和泉、日根の3郡を割いて「和泉監」とした。740（天平 12）年に「和泉監」が廃止された後、757（天平宝字元）年になり正式に和泉国として成立した。

②現在の読みは「はんだ」である。

③吉田靖雄氏のようにこの太政官奏が行基集団に対するものではないという見解もある。

〔吉田 1982〕

④本論考内の平城京・藤原京の軒瓦型式は、奈良市教育委員会 1996『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』による。正式には、「平城宮式 6721A 型式」であるが、本稿内では略して、「平城宮 6721A」と記す。また、これらの型式の系譜に載る紋様の軒瓦を「6721A 系」と表現する。

⑤伊丹市教育委員会・中畔明日香氏からご教示を賜った。

⑥泉橋院の「橋」を「橘」と記したのは、建立に橘諸兄の援助があったとする考え方もある。

⑦中島 正氏が同范であることを確認されており、その旨ご教示を賜った。

⑧隆福尼院は、731（天平 3）年に大和の隆福院に対する尼院として建立されおり、これと重複して記載されていることから誤植であると思われる。

⑨和田萃氏は、『続日本紀』の年代記載は誤りで、『行基菩薩縁起図絵詞』に記される 739（天平 10）年の方が正しいとされる。〔和田 1983〕

⑩堺市の遺跡分布図の、史跡土塔の範囲内を「土塔」、土塔を除く大野寺跡の範囲を「大野寺跡」とする。

⑪〔堺市 2010〕文献の討論での岩永省三氏発言。

⑫丸瓦と判断されているが、小片なので平瓦である可能性も残されている。

⑬他に平瓦 I-1-B 類の凹面に記されるものが 1 点あるが、購入資料のため『遺構編』では参考資料として扱われている。

⑭「帝安」の出土資料は、「帝」の字が欠けており「[帝カ] 安」と判読しているが、〔高橋 1915〕論考中に「帝安」が紹介されており、この人名瓦が存在したことは確かそうである。ただし、この資料は現在不明である。

⑮古閑正浩氏からのご教示による。

⑯龜田修一氏からのご教示による。

⑰東野治之氏からのご教示による。

⑱女性が多い知識に、天平宝字 4（760）年に光明皇太后が亡くなった際の一切経がある。皇太后に仕えた女性が多いとされ、対象が女性であれば知識も女性が多いという例である。また、これには天平宝字 3（759）年改姓以前の文字を使用したカバネがみられる。

⑯川口武彦氏からのご教示による。

⑰河内国から和泉監を経てのうちに和泉国となる範囲は、小考では便宜的に和泉と表現する。

⑱小稿で使用する街道名は、現在遺跡名として登録されている名称を使用する。

⑲和泉市教育委員会・千葉太朗氏のご教示による。

⑳貝塚市役所・前川浩一氏のご教示による。

㉑大阪市歴史博物館所蔵の出口神暁氏コレクション中に所在。

㉒大阪府立近づ飛鳥博物館で実見。

㉓大阪府教育委員会所蔵資料を実見。

[参考文献]

朝日新聞出版 2010『新マンガ日本史5号 行基』

足利健亮 1989「生馬直道と日下直越-河内北部の東西横断「歴史の道」の原形-」『歴史の道調査報告書4 奈良街道』大阪府教育委員会

網干善教 1962「橿原市飛騨町瓦窯跡」『奈良県文化財報告五』

尼崎市教育委員会 1984『尼崎市猪名寺廃寺跡』

網 伸也 2000「四天王寺の「百濟大寺式」軒丸瓦」古代瓦研究会シンポジウム記録『古代瓦研究I』-飛鳥寺の創建から百濟大寺の成立まで-奈良国立文化財研究所

網 伸也 2008「摂津と河内をつなぐもの-軒瓦にみられる在地間寺院交流-」『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近づ飛鳥博物館 2006年度 共同研究成果報告書』財団法人大阪府文化財センター

有井宏子 2002「行基と狭山池」『行基の考古学』塙書房

有吉重蔵 2000「武藏国分寺・武藏国府」日本考古学協会第66回総会『文字瓦と考古学』国士館大学実行委員会

石神 恰 1984「まとめ-周辺遺跡との関連において1」『府道松原泉大津泉関連遺跡発掘調査報告書I』(財)大阪文化財センター

石田茂作 1936a「池田寺」『飛鳥時代寺院址の研究』第一書房

石田茂作 1936b「塩穴寺」『飛鳥時代寺院址の研究』第一書房

石田茂作 1936c「上代觀音寺」『飛鳥時代寺院址の研究』第一書房

石田茂作 1936d「禪寂寺」『飛鳥時代寺院址の研究』第一書房

石田茂作 1936e「西琳寺」『飛鳥時代寺院址の研究』第一書房

石母田正 1973「行基と国家と人民」『日本古代国家論』岩波書店

和泉市教育委員会 1979『信太寺跡発掘調査概要』

和泉市いづみの国歴史館 2005『てら・ひと・かわら』-瓦から探る和泉の古代寺院展-平成17年度特別展

和泉市教育委員会 2002『上町遺跡発掘調査報告II カニヤ塚古墳発掘調査報告書』和泉市文化財調査報告 第6集

和泉市教育委員会 2005『和泉黄金塚古墳発掘調査報告書』

泉佐野市教育委員会 1990「諸目89-b区」『平成元年度 泉佐野市埋蔵文化財発掘調査概要X』

泉佐野市教育委員会 1992「三軒屋遺跡90-16区」『泉佐野埋蔵文化財発掘調査概要 平成3年度』

伊丹市教育委員会 1966『摂津伊丹廃寺跡』

伊丹市立博物館 2003『絵図にみる村のすがたII 昆陽池・昆陽井』

- 市本芳三 1995 「瓦」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会編
- 井上 薫 1955 「行基の布施屋と貢調運脚夫」『日本歴史』82
- 井上 薫 1959 a 『行基』吉川弘文館
- 井上 薫 1959 b 「和泉大野寺土塔原形考」『魚澄先生古稀記念 国史学論叢』
- 井上正一 1964 「奈良朝における知識について」『史泉』第29号
- 井上光貞 1969 「行基年譜、特に天平十三年記の研究」『竹内理三博士還暦記念
律令国家と貴族社会』吉川弘文館
- 今井 晃樹・林 正憲 2010 「高井田廃寺の出土瓦」『古代瓦研究会シンポジュ
ム記録 古代瓦研究V-重弁蓮華文軒丸瓦の展開』奈良文化財研究所
- 井山温子 1987 「和泉地方における行基集団の形成-とくに須恵器生産者との
関連から」『史泉』第66号
- 岩永省三 2002 「行基と頭塔に接点はあるか」『行基の考古学』塙書房
- 植山 茂 1989 「日本古代の瓦に見る新羅・高麗系要素」『朱雀』京都文化博
物館紀要第2集 京都文化博物館
- 上田 瞳 1987 「船橋廃寺」『藤井寺市とその周辺の古代寺院』藤井寺市教育委
員会
- 上田 瞳 2000 「摂河泉の高句麗系軒丸瓦」『古代瓦研究 I-飛鳥寺の創建から
百濟大寺の成立まで-』古代瓦研究会シンポジューム記録 奈良
文化財研究所
- 上田 瞳 2002 「中南河内の行基建立寺院」『行基の考古学』塙書房
- 上原真人 1978 「古代末期における瓦生産体制の変革」『古代研究』13・14
(財)元興寺文化財研究所
- 上原真人 1980 「十一・十二世紀の瓦当文様の源流(上)(下)」『古代文化』
第256・257号 (財)古代学協会
- 上原真人 1984 「天平12・13年の瓦工房」『研究論集VII 奈良国分率文化財研
究所学報41』奈良国立文化財研究所
- 上原真人 1989 「東国国分寺の文字瓦再考」『古代文化』第41巻12号 (財)
古代学協会
- 上原真人 1996 『蓮華紋』日本の美術359 至文堂
- 上原真人 2001 「平安京周辺の平安時代後期瓦の様相-生産地認定法と在地消費
をめぐって」『第4回摂河泉古代寺院フォーラム 中世寺院の幕
開け-11・12世紀の寺院の考古学的研究』摂河泉古代寺院研究
会
- 上原真人 2002 「奈良時代の文字瓦」『行基の考古学』塙書房
- 上原真人 2003 「初期瓦生産と屯倉制」『京都大學文學部研究紀要』第42号
- 上村和直 1994 「後期の瓦」『平安京提要』
- 梅原末治 1915 「近畿の遺物と遺跡」『歴史地理』25-6・26-1
- 江浦 洋 1989 「行基建立四十九院考-長岡院推定遺跡を中心とした考古学的検
討-」『大阪文化財論集』-財団法人大阪文化財センター設立15
周年記念論集-
- 江浦 洋 1998 「考察」『蔵塚古墳-南阪奈道路建設に伴う後期前方後円墳の發
掘調査-』(財)大阪府文化財調査研究センター
- 遠藤慶太 2004 「和泉のミヤコ-和泉監の構成要素」『都市文化研究』4号 大
阪市立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター
- 大川 清 1973 「東国国分寺造営時における造瓦組織の研究-瓦磚文字を中心と
して」『國士館大学人文学會紀要』第5号
- 大阪狭山市教育委員会 1998 『狭山池 埋蔵文化財編』
- (財)大阪市文化財協会 1996 『四天王寺旧境内遺跡発掘調査報告I』
- (財)大阪市文化財協会 1999 『細工谷遺跡発掘調査報告I』
- (財)大阪市文化財協会 2003 『大坂城跡VII』
- (財)大阪市文化財協会 2004 『大坂城下町跡II』
- 大阪府教育委員会 1961 『河内新堂・鳥含寺跡の調査』大阪府文化財調査報告
書 第12輯
- 大阪府教育委員会 1966 「禅寂寺(坂本寺)跡発掘調査報告」
- 大阪府教育委員会 1967 「和泉光明池地区窯跡群発掘調査概報」『大阪府文
化財調査概要1966』
- 大阪府教育委員会 1978 『畠中遺跡発掘調査概要』
- 大阪府教育委員会 1980 『太平寺廃寺発掘調査現地説明会資料』
- 大阪府教育委員会 1980 『西浦橋遺跡・鶴田池東遺跡発掘調査概要』
- 大阪府教育委員会 1982 『池上遺跡』
- 大阪府教育委員会 1982 『觀音寺遺跡発掘調査報告書』
- 大阪府教育委員会 1995 『正法寺跡発掘調査概報・II』
- 大阪府教育委員会 1997 『秦廃寺・麻生中下代遺跡発掘調査概要-府営半田住宅
建設に伴う発掘調査-』
- 大阪府教育委員会 2000 『細井廃寺』大阪府埋蔵文化財調査報告
- 大阪府教育委員会 2001 『細井廃寺』大阪府教育委員会 2001
- 大阪府教育委員会 2001 『新堂廃寺』大阪府埋蔵文化財調査報告 2000-1
- 大阪府教育委員会 2001 『陶邑・谷山池12号窯』大阪府埋蔵文化財調査報告
2000-5
- 大阪府立泉州考古資料館 1983 『河内の古瓦』泉州考古資料館だより 17
- (財)大阪文化財センター 1995 『日置荘遺跡』
- (財)大阪府文化財調査研究センター 1998 『蔵塚古墳-南阪奈道路建設に伴う

- 後期前方後円墳の発掘調査-』
- (財) 大阪府埋蔵文化財協会 1989『陶邑・大庭寺遺跡』(財) 大阪府埋蔵文化財協会調査報告書 第41輯
- 太田 亮 1923「古瓦に刻まれたる姓氏」『系譜と傳記』第2巻4号
- 大谷女子大学資料館 1981『龍泉寺-坊院跡および瓦窯跡群の発掘調査報告書』
大谷女子大学資料館報告書 第5冊
- 大西貴夫 2003「菅原寺および周辺出土の瓦からみたその造営背景」『権原考古学研究所論集 第14』権原考古学研究所
- 大橋泰夫 1997『下野国分寺跡 XII 瓦』栃木県埋蔵文化財調査報告 第169集
栃木県教育委員会・(財)栃木県文化振興事業団
- 大山崎町教育委員会 1990『大山崎町埋蔵文化財調査報告書 第7集 山城國府跡第20次調査略報 山城國府跡の発掘』
- 大山崎町教育委員会 2003『山城國府跡第54次発掘調査報告 大山崎町埋蔵文化財調査報告書』第25集
- 大脇 潔 2002a 「行基の墓と墓誌」『行基の考古学』塙書房
- 大脇 潔 2002b 「雲南臺紀行」『帝塚山大学考古学研究所研究報告』IV 帝塚山大学考古学研究所
- 大脇 潔 2005「信太寺の瓦からわかること」『てら・ひと・かわら-瓦から探る和泉の古代寺院展-』 平成17年度特別展 和泉市いずみの国歴史館
- 大脇 潔 2007「一瓦一会」瓦当侧面接合技法-SR技法-の軒丸瓦について-』『三宅雄一氏 東鳥取小学校・東鳥取公民館寄贈瓦報告書』阪南市教育委員会
- 大脇正一 1936a 「古瓦新講(四)」『史迹と美術』70 史迹美術同攷会
- 大脇正一 1936b 「古瓦新講(三)」『史迹と美術』69 史迹美術同攷会
- 小笠原好彦 1998「同范軒瓦からみた和泉海会寺の造営氏族」『滋賀大学教育学部紀要』II 人文科学・社会科学
- 岡田洋一郎 1973「和泉における行基の佛教運動」『龍谷史談』66・67合併号 龍谷大学
- 岡本敏行 1990「大野寺の土塔復元」『千葉乗隆博士古稀記念 日本の社会と仏教』
- 奥村宏美 2006「和泉地域の軒瓦と古代寺院」『古代和泉郡の歴史的展開』和泉市史紀要第11集 和泉市史編さん委員会
- 貝塚市教育委員会 1979「加治・神前・畠中遺跡」『貝塚市遺跡群発掘調査概要 I』貝塚市埋蔵文化財
- 貝塚市教育委員会 1980『貝塚の寺院(I)』貝塚の文化財第5集
- 貝塚市教育委員会 1986「地蔵堂廐寺跡発掘調査概報」貝塚市立南小学校屋内運動場増改築工事に伴う発掘調査『貝塚市埋蔵文化財発掘調査報告』第10集
- 貝塚市教育委員会 1989「堀遺跡の調査」『貝塚市遺跡群発掘調査概要 X I』貝塚市埋蔵文化財調査報告第18集
- 柏原市教育委員会 1983『片山廐寺塔跡発掘調査概報』
- 柏原市教育委員会 1986「原山廐寺」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1985年度』
- 勝浦令子 1982「行基の活動における民衆参加の特質」『史学雑誌』91-3
- 金子裕之 1983「軒瓦製作技法に関する二、三の問題-川原寺の軒丸瓦を中心として-」『奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集 文化財論叢』奈良国立文化財研究所
- 河北省文物管理所・邯郸市文物保管所 1984「昭趙都邯郸古城調査報告」『考古学集刊』4 中国社会科学出版社
- 川勝政太郎 1932「深草新発掘廐寺跡の考察-嘉祥寺か、報恩寺か-」『史跡と美術』第18号
- 川口武彦 2005「常陸国那賀郡における郡衙と周辺寺院-国指定史跡「台渡廐寺跡」範囲確認調査成果を中心に-」『地方官衙と寺院-郡衙周辺寺院を中心として-』奈良文化財研究所
- 岸和田市 1976『市内出土遺物図録 玉谷 哲所蔵資料』
- 岸和田市教育委員会 1981『岸和田の文化財 写真集(市内出土瓦) V』
- 岸和田市教育委員会 2009『岸和田市埋蔵文化財調査報告書10 大阪府指定史跡・名勝久米田池』
- 鬼頭清明 1977「法隆寺の庄倉と軒瓦の分布」『古代研究』11
- 木村捷三郎 1989「深草中学校の瓦-廢深草寺-」『古瓦図考』ミネルバ書房
- 京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課 2010『京都市文化財ブックス第24集 飛鳥白鳳の甍~京都市の古代寺院~』
- (財) 京都市埋蔵文化財研究所 1980『坂東善平収蔵品目録』
- 京都大学文学部 1968『考古学資料目録』2
- 考古学ジャーナル 1974「考古ニュース-近畿-」『考古学ジャーナル』93
- 神戸市教育委員会 2002『深江北町遺跡II』
- 古閑正浩 2008「平安京南郊の交通網と路辺」『日本史研究』551号
- 小谷方明 1932『和泉古瓦譜』
- (財) 小谷城郷土館 1997『和泉古瓦譜 増補版』
- 駒井正明 1990「まとめ」『山直中遺跡II』(財) 大阪府埋蔵文化財協会
- 駒井正明・近藤康司・田中龍男 1994「金剛寺遺跡出土瓦の再検」『大阪府埋蔵

- 文化財協会研究紀要二』(財)大阪府埋蔵文化財協会
- 近藤喬一 1985「平安後期瓦の新工夫」『瓦からみた平安京』歴史新書 40
- 近藤康司・續 伸一郎 1990「小谷方明氏所蔵瓦について」『摂河泉文化資料 41号』摂河泉地域史研究会
- 近藤康司 1997「和泉における古代寺院の成立と展開」『摂河泉古代寺院論纂』摂河泉古代寺院研究会
- 近藤康司 1998「和泉における平安時代後期の瓦の様相」『網干善教先生古希記念 考古学論集』網干善教先生古稀記念会
- 近藤康司 2008「摂河泉の藤原宮式軒瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくりVIII 藤原宮式軒瓦の展開』奈良文化財研究所
- (財) 大阪府文化財調査研究センター 1998『(財) 大阪府文化財調査研究センター発掘調査報告書 第27集 大庭寺・伏尾遺跡』
- 佐伯有清 1963『新撰姓氏録の研究』吉川弘文館
- 堺市教育委員会 1977『土師遺跡発掘調査報告II-百舌鳥陵南廐寺(21街区) 51年度』
- 堺市教育委員会 1986『堺市埋蔵文化財調査報告』第26集
- 堺市教育委員会 1990『浜寺石津町東遺跡』『堺市文化財調査概要報告』第4冊
- 堺市教育委員会 1991『新金岡皿地道跡発掘調査概要報告』堺市文化財調査概要報告 第20冊
- 堺市教育委員会 1996『鳳東町遺跡発掘調査報告』『堺市文化財調査報告 第29集』
- 堺市教育委員会 1997「平成6・7年度下水道管布設工事に伴う塔塚古墳・家原城他立会調査概要報告」『平成6・7年度市内遺跡立会調査概要報告』
- 堺市教育委員会 2002「大野寺跡(大野寺瓦窯)発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告 第100冊』
- 堺市教育委員会 2004『史跡土塔-文字瓦聚成-』
- 堺市教育委員会 2007『史跡土塔-遺構編-』
- 堺市 2010『史跡土塔整備完成記念講演会録 堀の誇り 土塔と行基』
- 坂井秀弥 2008「行基による摂津伊丹台地の開発-昆陽二溝再論-」『古代地域社会の考古学』同成社
- 栄原永遠男 1972「行基と三世一身の法」『赤松俊秀教授退官記念 国史論集』吉川弘文館
- 栄原永遠男 1999「郡的 세계의 内実-播磨国加茂郡の場合-」『人文研究』大阪市立大学文学部紀要 第51卷 第2分冊
- 栄原永遠男 2001「海会寺の造営と和泉・紀伊」『郵政考古紀要』第38冊 大阪・郵政考古学会
- 栄原永遠男 2006「大野寺の土塔の知識」『和泉市史紀要第11集 古代和泉郡の歴史的展開』和泉市教育委員会
- 栄原永遠男 2011「史跡土塔の文字瓦の歴史的意義」『堺の宝 土塔の文字瓦』第2回史跡土塔講演会録 堀市
- 寒川 旭・森岡秀人・竹村忠洋 2001「芦屋廐寺跡建物基壇と関わる地震痕跡」『日本考古学』第12号 日本考古学協会
- 四条畷市教育委員会 2000『讚良岡山遺跡発掘調査概要報告書』讚良岡改修工事に伴う発掘調査
- 島谷 稔 1977「摂津芥川廐寺の研究-高槻上代寺院の研究-(二)」『大阪文化誌』3卷1号 (財) 大阪文化財センター
- 城野博文 2005「泉南の古代寺院」『てら・ひと・かわら-瓦から探る和泉の古代寺院展-』 平成17年度特別展 和泉市いずみの国歴史館
- 白神典之 2007「学史」『史跡土塔-遺構編-』堺市教育委員会
- 末永雅雄 1950「泉州地方の古文化」『龍谷史談(二)』32
- 菅谷文則 1969「奈良市大和田町追分の寺院遺構」『樞原考古学研究所彙報 青陵』14 奈良県教育委員会
- 樞原遺跡調査会・奈良大学考古学研究室 1982『樞原遺跡 奈良大学平城京发掘調査報告書第1集』
- 摂河泉古代寺院研究会 1992「三宅雄一氏所蔵古瓦の調査」『摂河泉』会報 第19号 摂河泉地域史研究会
- 摂河泉古代寺院研究会 1998『行基の生涯を考古学する』
- 摂河泉古代寺院研究会 2002『行基の考古学』塙書房
- 泉北郡役所 1923『泉北史蹟志料』
- 泉南市教育委員会 1987『海会寺』
- 泉南市教育委員会 1996『戎畠遺跡発掘調査現地説明会資料』
- 蘭田香融 1972「知識と教化-古代仏教における宗派性の起源-」『赤松俊秀教授退官記念 国史論集』
- 第二阪和国道内遺跡調査会 1970『池上・四ツ池』
- 高石市 1986『高石市史』第2巻 資料編I 高石市史編纂会
- 高橋直一 1922「古瓦雜錄」『考古学雑誌』12-12
- 高橋健自 1915「古瓦に現れたる文字」『考古学雑誌』5-12
- 高橋美久二 1975「平安時代後期の地方瓦窯と京都への供給」『京都考古』第12号 京都考古刊行会
- 太宰府市 1992『太宰府市史』
- 竹原伸仁 2002「行基の足跡をめぐって-摂津・北河内」『行基の考古学』塙書

房

- 竹内理三 1931「上代における知識について」『史学雑誌』42・9
- 田中重久 1940「行基建立の四十九院」『史跡と美術』118
- 田中重久 1941「現存する行基建立寺院」『史跡と美術』127・128
- 田村圓澄 1975「行基についての二、三の問題」『続 律令国家と貴族社会』吉川弘文館
- 土江文子 2008「松尾寺の瓦」『松尾谷の歴史と松尾寺』和泉市の歴史2 和泉市史編さん委員会
- 土屋みづほ 2010「和泉寺出土の文字瓦」『ヒストリア』第221号 大阪歴史学会
- 津々地惣一 1996「平安時代後期の瓦-巴文瓦の様相について-」『研究紀要』第3号 (財) 京都市埋蔵文化財研究所
- 東野治之 1983「備後宮の前廃寺の文字瓦」『日本古代木簡の研究』堺書房
- 東野治之 2004「土塔の文字瓦」『史跡土塔-文字瓦聚成-』堺市教育委員会
- 豊中・古池調査会 1976『豊中・古池遺跡発掘調査概報』そのIII
- 富田林市教育委員会 2003『新堂廃寺跡・オガソジ池瓦窯跡・お龜石古墳』
- 中村 元 他 1989『仏教辞典』岩波書店
- 奈良県教育委員会 1969『菅原寺-喜光寺旧境内緊急発掘調査報告書-』奈良県文化財調査報告書 第12集
- 奈良国立博物館 1970『飛鳥白鳳の古瓦』
- 奈良国立文化財研究所 1979「飛鳥寺東南部の調査」『飛鳥藤原宮発掘調査概報9』
- 奈良国立文化財研究所 1995『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告-長屋王邸・藤原麻呂邸の調査-』奈良国立文化財研究所学報第54冊
- 奈良国立文化財研究所 2001『史跡頭塔発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報 第62冊
- 奈良国立文化財研究所 2003『吉備池廃寺発掘調査報告 百濟大寺跡の調査』奈良文化財研究所創立50周年記念学報台68冊
- 根本誠二 1991『奈良仏教と行基伝承の展開』雄山閣
- 根本誠二 1999『奈良時代の僧侶と社会』雄山閣
- 寝屋川市教育委員会 2000『よみがえる白鳳の伽藍-高宮廃寺と北河内の古代寺院を考える-』歴史シンポジウム資料
- 八賀 晋 1973「地方寺院の成立と歴史的背景-美濃の川原寺式瓦の分布-」『考古学研究』第七七号 考古学研究会
- 花谷 浩 1993「寺の瓦作りと宮の瓦作り」『考古学研究』第40巻第2号 考

古学研究会

- 花谷 浩 1999「飛鳥寺東南禅院とその創建瓦」『瓦衣千年 森郁夫先生還暦記念論文集』
- 東大阪市教育委員会 1985『法通寺』
- 東大阪市教育委員会 2007『河内寺廃寺跡発掘調査報告書』
- 平田政彦 2006「七世紀後半における法輪寺建立に関する予察」『歴史研究』43号
- 広瀬和夫 1980「池田寺遺跡における七・八世紀の集落構成」『大阪府下埋蔵文化財担当者研究会(第二回) 資料』
- 広瀬和夫 1985「中世への胎動」『岩波講座 日本考古学』第6巻 岩波書店
- 広瀬和夫 2006「和泉国の古代寺院」『古代和泉郡の歴史的展開』和泉市史紀要第11集 和泉市史編さん委員会
- 兵庫県教育委員会 1998『山本北垣内遺跡-宝塚山本西団地建設事業に伴う埋蔵文化財確認調査報告-』兵庫県文化財調査報告 第170冊
- 福永信雄 1989『若江寺 若江城古瓦譜』若江城研究会発表資料
- 福永信雄 2004「都とつながる若江寺-若江遺跡を中心に-」『シニアカレッジ郷土史学科 第5回資料』
- 福山市教育委員会 1977『史跡宮の前廃寺跡-調査と整備-』
- 藤井直正 1967『原始・古代の枚岡』
- 藤澤一夫 1941「摂河泉出土古瓦の研究」『仏教考古学論叢』第3輯 東京考古学会
- 藤澤一夫 1960「和泉蜂田寺-上代の大鳥郡蜂田郷に所在した寺院-」『和泉志』21 和泉文化研究会
- 藤澤一夫 1962「大野寺跡土塔の実測調査」『大阪府の文化財』大阪府教育委員会
- 藤澤一夫 1969a「律令時代の茨木」『茨木市史』
- 藤澤一夫 1969b「摂津国百濟寺考」『日本のなかの朝鮮文化』2
- 藤澤一夫 1982「和泉の古瓦」『熊取町公民館文化財講座資料』
- 二葉憲香 1962『古代仏教思想史研究』永田文昌堂
- 二葉憲香 1984『日本仏教史の研究』永田文昌堂
- 北條勝貴 1997「行基と技術者集団」『行基事典』図書刊行会
- 堀田啓一 1987「古代の泉南」『泉南市史』泉南市
- 前田洋子「大阪上町台地検出の屋瓦資料-飛鳥・奈良時代前期(白鳳期)の屋瓦とそれらを検出する遺跡-」『摂河泉文化資料』第31号 摂河泉文庫
- 三浦圭一 1965「平安時代(前期)」『和泉市史』第1巻 和泉市役所
- 名神高速道路内遺跡調査会 1997『梶原瓦窯跡発掘調査報告書』名神高速道路

内遺跡調査会調査報告書第3輯

- 森 郁夫 1987 「海会寺の古代軒瓦と中央政権」『海会寺』泉南市教育委員会
- 森 郁夫 1997 「畿内制の成立と寺院造営-海会寺を手がかりとして-」『摂河泉の古代寺院とその周辺』第1回 摂河泉古代寺院フォーラム
摂河泉古代寺院研究会
- 森 郁夫 2004 「土塔の出土瓦と行基関連寺院の瓦」『史跡土塔-文字瓦聚成-』
堺市教育委員会
- 森 郁夫 2010 「土塔築造」『史跡土塔整備完成記念講演会記録集 堀の
誇り 土塔と行基 堀市文化財講演会録 第1集』堺市
- 森 浩一 1949 「土塔の一方形墳に対する考察」『土』2
- 森 浩一 1957 「大野寺土塔と人名瓦について」『文化史学』13
- 毛利光俊彦 1979 「日本古代の鬼面文鬼瓦」『研究論集VI 奈良国立文化財研究
所学報第38冊』奈良文化財研究所
- 八尾市 1988 『八尾市史（前近代）』
- (財) 八尾市文化財調査研究会 1995 「宮町遺跡第一次調査」『(財) 八尾市
文化財調査研究会報告45』
- (財) 八尾市文化財調査研究会 2004 『渋川廃寺』 第2次調査 第3次調査
- 山路直充 2005 「文字瓦の生産-七・八世紀の板東諸国と陸奥国を中心に-」『文
字と古代日本』3 流通と文字
- 山本 昭 1975 「山下寺跡出土緑釉瓦その他」『柏原市史』第4巻 史料編
- 八幡市教育委員会 1985 『平野山瓦窯跡発掘調査概報』
- 吉川真司 2010 「土塔と行基集団」『史跡土塔整備完成記念講演会記録集 堀の
誇り 土塔と行基 堀市文化財講演会録 第1集』堺市
- 吉川真司 2011 「行基と知識と天皇」『天皇の歴史2 聖武天皇と仏都平城京』
吉川弘文館
- 吉田 晶 1973 「県および県主-摂・河・泉を中心として-」『日本古代社会成立
史論』東京大学出版会
- 吉田野々 1992 「太田遺跡出土の胎蔵界中台八葉院梵芋蔓陀羅文軒丸瓦につ
いて」『摂河泉』会報第18号 摂河泉文庫
- 吉田靖雄 1984 「行基の思想基盤について」『ヒストリア』97
- 吉田靖雄 1986 「行基と律令国家」吉川弘文館
- 吉田靖雄 2007 「大野寺土塔瓦銘文と文献資料との関係」『史跡土塔-遺構編-』
堺市教育委員会
- 吉田靖雄 2008 「行基と鶴田池・久米田池の建設」『講演会 行基さんと堺・泉
州』堺行基の会
- 和歌山市教育委員会 1989 『奥山田遺跡現地説明会資料』

和田 萍 1983 「行基の道略考」『環境文化58 特集 歴史の道-行基の道』財
団法人 環境文化研究所